

欧米主要国における最近の税制改革の動向

村井 英樹

I. はじめに

欧米主要国にとって2010年後半は財政再建への道筋を付ける年であった。高齢化に伴う社会保障支出の増大に加え、いわゆるリーマン・ショックに伴う金融機関救済や経済対策に伴う歳出の増大で、欧米主要国の財政状況が悪化。こうした状況からの脱却を目指し、2010年6月のG20トロントサミット宣言では、「(我が国を除く)先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化または低下させる財政計画にコミット」することとなった。

このような中、アメリカにおいては、オバマ大統領が2010年2月に発表した大統領予算教書の中で、2010年末で期限切れとなるブッシュ減税を延長しない等の増収策を行うとともに、超党派の財政委員会の設立により、2015年度までに債務利払費を除いた予算を均衡させることを提案した。これを受けて、2010年2月に設立された超党派の財政上の責任・改革に関する国家委員会は、2015年度までに、基礎的財政収支を均衡させるため、2010年12月、2015年までに財政赤字を対GDP比▲2.3%まで削減するとともに、総債務残高を2014年までに安定化させる施策として、税制の分野においては、税制の簡素化、税率の引下げ、租税特別措置の廃止による課税ベースの拡大等を内容とする最終報告案をとりまとめたが委員会としての同意は得られなかった。

更に、2010年11月に実施された中間選挙の結果、民主党は上院議席数の過半数は維持したものの、下院においては共和党が議席の過半数を占め、オバマ大統領の政権運営は苦しくなった。オバマ大統領は、2011年2月の大統領予算教書において、引き続きブッシュ減税の廃止を提案し、財政再建を行う姿勢を打ち出し、2011年4月には、今後12年間で歳出削減等により3兆ドル、従来からの提案とほぼ同様の内容(ブッシュ減税の高所得者向け部分の不延長等)により、1兆ドルの財政赤字削減を目標とする、中長期の財政赤字削減策を発表した。あわせて、財政赤字削減のための包括的な枠組みに合意することを目指して超党派・両院間の協議を2011年5月初めから開始している(7月20日現在、協議中)。

英国においては、2010年5月の総選挙を経て誕生したキャメロン保守連立政権が、財政赤字削減の加速を最重要課題と位置付けている。6月22日に発表した緊急予算(Emergency Budget)においては、2015年度末までに公的部門の構造的経常収支を黒字化すること及び2015年度までに公的部門の純債務残高対GDP比を減少に転じさせることを財政健全化目標

として掲げられている。キャメロン政権はこの目標を達成するため、付加価値税率の引上げを含む2014年度ベースで400億ポンド(歳出:320億ポンド、歳入:80億ポンド)の財政再建策を発表し、段階的に実施している。また、2011年3月23日発表の2011年度財政・税制政策案においても、緊急予算等で発表された財政健全化策を前提とした、財政中立的な施策を発表し、引き続き財政再建を進める姿勢を明らかにしている。

ドイツにおいては、リーマン・ショック以降、景気対策として所得税・法人税等を中心とした減税措置が講じられてきたが、景気の悪化とあいまって、財政状況は大幅に悪化した。こうした状況を受け、ドイツ政府は2010年6月に2014年までの「財政健全化の基本方針」を閣議決定した。本方針に基づき、2011年から航空税及び核燃料税の導入等の財政再建策が講じられている。また、政治状況については、国民から政府のエネルギー政策に対して批判が強まっており、連邦参議院の議席数に影響を与える州議会選挙において、与党は厳しい選挙戦を余儀なくされている。その結果、連邦参議院で野党が過半数を占めるねじれの状態が進んでおり、政府は厳しい議会運営を強いられている。

フランスにおいては、景気が回復基調にあることを受けて、大規模な財政赤字削減目標が掲げられ、2011年予算法において、大規模な歳出削減策や銀行税、グーグル税といった新税の導入が行われた。また、年金制度会計を2018年までに均衡させるため、年金基金の新たな財源として所得税の最高税率の引上げ、金融所得にかかる所得税及び社会税の引上げが行われた。さらにサルコジ大統領は、ドイツとの税制調和の観点から富裕税と「租税の盾」を合わせて廃止する方針を打ち出したが、2011年3月の統一地方選挙で与党・国民運動連合が惨敗したことを受け、2011年修正予算法においては国民から批判の高かった「租税の盾」のみが廃止されることとなり、富裕税については課税最低限の引上げにとどまっている。

II. アメリカ

I. 最近の税制改正を巡る状況

アメリカにおいては、2010年末に期限切れとなるブッシュ減税の2011年以降の取扱いについて、活発な議論が行われていた。民主党サイドは、オバマ大統領が2010年2月の2011年

度大統領予算教書等において、高所得者に対するブッシュ減税の廃止等、増税による財政再建を主張していた一方、共和党サイドは、歳出削減による財政再建を主張していた。両党の主張は平行線をたどっていたが、2010年11月に実施された中間選挙の結果、民主党は上院議席数の過半数は維持したものの、下院においては共和党が議席の過半数を占め、民主党は不利な立場に追い込まれた。結局、2010年12月には10年間で8,000億ドルの減税となる「2010年減税延長法」が成立し、所得の多寡に関わらず、ブッシュ減税が2年間延長されることとなった（その他の措置としては、遺産税の復活、投資促進措置の拡充及び社会保障税率の時的引下げ等が成立）。また、2011年2月に、「2012年度大統領予算教書」が発表され、前年の予算教書と同様に、高所得者に対するブッシュ減税の廃止等が提案されているが、ねじれ国会の下、その成立は不透明な状況にある。

その他、税制に関して成立した主な法律については、「2010年中小企業支援法」（2010年9月成立）が挙げられる。「2010年中小企業支援法」では、ベンチャー支援税制の強化、減価償却の拡充等の減取措置とともに、情報申告における罰則強化、バイオ燃料に係る税額控除の制限等の増税措置により、減取分の補填が行われた。

II. 2010年及び2011年における税制改革に係る動き

前回の租税特集号（財政金融月報2010年4月号）以降に成立した、税制に関する主な法律は以下の通りである。

1. 2010年中小企業支援法

2011年9月27日、中小企業に対する減税措置や貸付枠の拡大等を目的とした「2010年中小企業支援法」（Small Business Jobs Act of 2010）が、オバマ大統領の署名をもって成立した。当法における税制措置が税収に与える影響は、10年間で24億ドルのネット増収。主な税制措置は以下の通り。

(1) 中小企業に係る減税措置

① 中小企業投資に係るキャピタルゲインの非課税化

- ・ 2010年9月27日から年末までに発行された適格中小企業（株式発行時の総資産額が5,000万ドル以下等、一定の要件を満たした企業）の株式を個人が発行時に取得し、5年後以降に売却した際のキャピタルゲインについては、一定金額（取得価額の10倍又は1,000万ドルのいずれか大きい方）を上限として、その100%を非課税化（法案成立前の非課税部分は75%）。
- ・ 当該措置が税収に与える影響は、10年間で5億ドルの減収。

② 中小企業の即時償却枠の拡大

- ・ 2010年に事業の用に供した一定の動産等につき、合計25万ドルまでの即時償却が認められていたが（当該即時償却枠は一年間の投資額の合計が80万ドルを超えると当該超過額と同額減減。）、2010年及び2011年については、即時償却枠を50万ドル、減減開始投資額を200万ドルに

引き上げる。

- ・ 当該措置が税収に与える影響は、10年間で22億ドルの減収。

③ その他、初年度特別償却措置の延長等により、10年間で93億ドルの減少

(2) タックスギャップの縮小措置

① 情報申告に係る無申告の際の罰金の引上げ

- ・ 従来、情報申告を期日までに行わなかった場合には、経過日数に応じた罰金が課されることとなっている。罰金額は、最大で1申告あたり50ドル（上限は年間25万ドル、中小法人については10万ドル）、故意の無申告の場合は、1申告あたり100ドル（上限なし）である。

- ・ 今回、罰金額を引き上げ、1申告あたり最大100ドル（上限は年間最大150万ドル、中小法人については50万ドル）、故意の無申告の場合は、1申告あたり250ドルとした。

- ・ 当該措置が税収に与える影響は、10年間で4億ドルの増収。

② その他、連邦政府契約業者に対する差押えの強化等の措置により、37億ドルの増収。

(3) その他の措置

① セルロース系バイオ燃料に係る税額控除の制限

- ・ バイオ燃料の製造を促進するため、2012年までセルロース系バイオ燃料の製造量1ガロンにつき1.01ドルの税額控除が認められていた。

- ・ しかし、紙の製造プロセスで生じた副産物から生成した油（腐食性が強い燃料）についても、当該税額控除が受けられることとなっていたため、今回、そのような燃料を税額控除の対象から除外。

- ・ 当該措置が税収に与える影響は、10年間で19億ドルの増収。

② その他、保証料のソースルールの明確化等により、10年間で84億ドルの増収。

2. 2010年減税延長法

2010年12月17日、ブッシュ減税等の延長や失業保険給付の延長等を目的とした「2010年減税延長法」（Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010）が、オバマ大統領の署名をもって成立した。当法における税制措置が税収に与える影響は、10年間で8,000億ドルの減収。主な税制措置は以下の通り。

(1) ブッシュ減税等の2年間延長（2012年末まで）

① 措置の概要

- ・ 個人所得税の税率構造の維持（10%～35%）
- ・ 人的控除及び項目別控除の高所得者向け減減措置につき、その不適用を維持
- ・ 長期キャピタルゲイン及び配当に係る個人所得税率（0%または15%の段階的課税）の維持
- ・ 児童税額控除（上限1,000ドル）の維持
- ・ 大学教育費税額控除（最大2,500ドル）の維持

- ・ 勤労税額控除（夫婦子一人の場合、最大3,050ドル（2010年））の維持
 - ・ 代替ミニマム税の軽減措置の2年間延長
- ② これらの措置が税収に与える影響は、10年間で5,400億ドルの減収。
- (2) 遺産税・贈与税の軽減等
- ・ 遺産税は、2010年に廃止されたが、2011年から最高税率55%（課税最低限は100万ドル）で復活することが予定されていた。また、贈与税についても、2011年は最高税率が35%（2010年）から55%に引き上がることが予定されていた。
 - ・ 今回、2011年及び2012年の遺産税については、最高税率を35%（課税最低限を500万ドル）に引き下げる（贈与税も同様）。なお、2010年に死亡した者に係る遺産については、遺産税廃止時の制度または遺産税復活後の制度の選択適用。なお、遺産は原則として時価評価されるが、2010年に関する評価額については、取得価額に原則130万ドルを加えた金額に制限されており、本来の時価と当該評価額の差額が遺産取得時にキャピタルゲインとして課税される場合があった。
 - ・ これらの措置が税収に与える影響は、10年間で1,400億ドルの減収。
- (3) 投資促進措置の拡充等
- ① 特別償却措置の拡充
- ・ 2010年までの時限措置として、一定の動産等について、企業の規模に関わらず、初年度50%の特別償却が認められていた。
 - ・ 今回、当該措置を拡充し、2010年9月9日から2011年末までの設備投資につき、初年度に取得原価全額の償却（即時償却）、2012年に行われる設備投資については、初年度に50%の特別償却が可能となった。
 - ・ 当該措置が税収に与える影響は、10年間で215億ドルの減収。
- ② その他、2012年における中小企業用即時償却枠の拡大（25万ドル⇒125万ドル）により、10年間で3億ドルの減収。
- (4) 社会保障税の税率を1年間引下げ
- ・ 被用者に係る社会保障税は労使折半であり、各々の負担については、公的年金部分は給与または106,800ドルのいずれか少ない額に6.2%を乗じた金額、メディケア部分は給与の1.45%となっている（自営業者については、公的年金部分12.4%、メディケア部分2.9%）。
 - ・ 今回、2011年のみの時限措置として、公的年金部分のうち、被用者負担分の税率を2%引き下げる（自営業者については2011年に開始する事業年度において同率を引下げ）。また、本措置に伴い、2011年度大統領予算教書で提案されていた定額型の所得税減税の延長（600億ドル規模）は実施せず。
 - ・ 当該措置が税収に与える影響は、定額型の所得税減税を行わないことにより、純額で500億ドルの減収。

Ⅲ. 2012年予算教書における税制改正提案

2011年2月14日、オバマ大統領は、取り組むべき政策及び今後10年間の財政見通しを示す「2012年大統領予算教書」を公表した。

予算教書においては、財政健全化に向けて、非国防関連の裁量的支出の5年間凍結、ブッシュ減税のうち、高所得者向け部分を延長しない等の施策の実施により、財政赤字を今後10年間で1.1兆ドル削減することを提案した（※）。また、「財政上の責任・改革に関する国家委員会」の報告案を踏まえ、医療費増加の抑制、法人税改革、社会保障制度の強化等の長期的課題に取り組む旨を表明するとともに、本年1月の一般教書演説を踏襲し、教育の充実・イノベーションの促進・インフラ投資の推進を国内政策の重点分野として位置づけた。本予算教書における主な税制改正の提案は以下の通り。

※ ブッシュ減税の高所得者向け部分の不延長措置や遺産税の2009年水準（最高税率45%）の維持措置等が導入されたと仮定した上で、他の措置の増減収試算の前提となるベースラインを設定したことから、当該措置による減収分は、上記の財政赤字削減分（10年間で1.1兆ドル）に含まれていない。なお、2011年度予算教書における推計では、ブッシュ減税の高所得者向け部分の不延長措置により、10年間で9,000億ドルの増収になるとされていた。

(1) 増税措置

- ① ブッシュ減税の高所得者向け部分の不延長措置（最高税率を39.6%に引上げ等）
- ② 金融機関への金融危機責任負担金の賦課（10年間で300億ドルの増収）
- ③ 有害廃棄物特別会計に係る税目（原油や有害科学物質等に係る個別間接税）の復活（10年間で200億ドルの増収）
- ④ 社会保障税のうち、失業保険部分（税率は、本税0.6%、付加税0.2%。）の課税対象拡大（課税所得の上限を7,000ドルから15,000ドルに引上げ）、付加税の恒久化等（10年間で600億ドルの増収）
- ⑤ 後入先出法の廃止（10年間で500億ドルの増収）
- ⑥ 国際的な課税強化（10年間で1,300億ドルの増収）
- ⑦ 保険会社及び保険商品の取扱いに係る改正（10年間で100億ドルの増収）
- ⑧ 石油会社等への優遇税制の撤廃（10年間で500億ドルの増収）
- ⑨ タックスギャップの縮小措置等（従業員と個人事業主の区分の明確化等）（10年間で200億ドルの増収）
- ⑩ 項目別控除の高所得者向け減税措置につき、控除割合の引下げ（10年間で3,200億ドルの増収）

(2) 減税措置

- ① 3人以上の児童を有する家庭に対する勤労税額控除の拡大措置（控除額の拡大等）の恒久化（10年間で100億ドルの減収）
- ② 児童養育費税額控除における所得制限の緩和（減収開

始所得を15,000ドルから75,000ドルへ引き上げ等）（10年間で100億ドルの減収）

- ③ 給与天引きによる個人退職勘定（IRA）等への拠出制度の提供を一定の雇用主に義務付け（10年間で100億ドルの減収）
- ④ 大学教育費税額控除（最大2,500ドル）の恒久化等（10年間で900億ドルの減収）
- ⑤ 富裕層の長期キャピタルゲイン及び配当所得に対する税率の引上げ（15%⇒20%）（10年間で1,200億ドルの減収）
 - ※ 2013年よりプッシュ減税が廃止された後の制度（配当所得を総合課税（10%～39.6%）等）と比較しているため、税率は引き上げられているものの、減収見込みとなる。
- ⑥ 中小企業投資に係るキャピタルゲインの非課税措置の恒久化等（10年間で50億ドルの減収）
- ⑦ 試験研究費税額控除の控除率引上げ（14%⇒17%）及び当該措置の恒久化（10年間で1,100億ドルの減収）
- ⑧ 再生エネルギー製造技術（30%の税額控除、政府の予算枠23億ドル）設備に係る投資等に対する税額控除の恒久化等（10年間で40億ドルの減収）
- ⑨ 一部の軽減措置（小売売上税所得控除等）の延長（10年間で200億ドルの減収）
 - ※ 当該大統領予算教書による税制改正提案は、今後、与党議員により法案化され審議される可能性が高いが、全て実現するとは限らないことに留意。

Ⅲ. イギリス

I. 最近の税制改正を巡る状況

2010年5月に実施された総選挙の結果、下院の第一党となった保守党は自由民主党との連立を組み、キャメロン保守連立政権が誕生した。このことで、13年間続いた労働党政権に終止符が打たれた。

オズボーン新財務大臣は財政赤字削減の加速を最重要課題と位置付け、2010年6月22日に発表した緊急予算（Emergency Budget）においては、2015年度末までに公的部門の構造的経常収支を黒字化すること及び2015年度までに公的部門の純債務残高対GDP比を減少に転じさせることを財政健全化目標として掲げた。緊急予算では、この目標を達成するため、付加価値税率の引上げを含む2014年度ベースで400億ポンド（約5.2兆円）（歳出：320億ポンド（約4.2兆円）、歳入：80億ポンド（約1.0兆円））の財政再建策が発表されている。

2011年3月23日、オズボーン財務大臣は下院においてバジェット・スピーチを行い、2011年度財政・税制政策案（バジェット2011）について、説明を行った。

バジェット2011においては、緊急予算等で提案された措置を前提として、①安定的な強い経済（strong and stable economy）②成長（growth）③公正さ（fairness）の観点から、財政に中立的な（歳入増と歳出増がほぼつりあった）改正を提案している。

Ⅱ. 経済・財政の状況

政府の経済見直しに対する信頼向上を図るため、キャメロン政権は2010年5月、財務省から一定の独立性を担保した機関として、財政責任庁（Office for Budget Responsibility）を設置した。財務省は引き続き財政政策に対して責任を持つ一方、経済・財政の見通しの作成や財政の持続可能性の評価等の任務は財政責任庁に移管されたため、2010年6月に発表された緊急予算以降、経済・財政の見直しや財政の持続可能性の評価等については、財政責任庁が発表する経済財政見直し（Economic and fiscal outlook）においてなされることとなった。以下の記述はバジェット2011と同日に財政責任庁によって発表された経済財政見直しによる。

1. 経済見直し

予想を上回るインフレにより、家計可処分所得の減少及び家計消費の抑制が予測されること、昨年12月の大雪の影響を考慮しても、経済の回復のモメンタムが予想以上に弱まっていること等の理由により、2011年の実質GDP成長率を前回見直しより▲0.4%下方修正し、1.7%とする。2011年の低成長とGDPギャップの拡大を受け、2012年以降の成長の勢いは、若干ではあるが強まる。

2. 財政

今回のバジェットは緊急バジェット等で提案された措置を前提として、財政に中立的な（歳入増と歳出増がほぼつりあった）改正を提案するものであり、緊急バジェットにおいて発表されていた財政再建目標を1年前倒しで達成することができる見込みである。

Ⅲ. 2011年度税制改正案の概要

1. 所得税関係

- ① 2012年度の所得税基礎控除の引上げ（£7,475→£8,105）等

【2012年度▲10.5億ポンド（約1,380億円）】¹

2012年度より所得税基礎控除の引上げ（£7,475→£8,105）を行う。なお、中高所得者が基礎控除額引上げの恩恵を受けることがないように、20%の税率が適用されるブラ

¹ 以下の記述における【 】内は増減収見込み額。なお、邦貨換算レートは1ポンド=131円（裁定外国為替相場：平成23年1月中における実勢相場の平均値。）

○ 主要経済指標見通し

	2009年	2010年	2011年	2012年
実質GDP成長率 (%)	▲4.9	1.3	1.7	2.5
内需伸び率 (%)	▲5.5	2.5	1.1	1.5
	家計消費 (%)	▲3.2	0.8	0.6
	政府支出 (%)	1.0	1.0	0.8
	固定資本投資 (%)	▲15.4	3.1	2.3
輸出伸び率 (財・サービス, %)	▲10.1	5.8	7.9	6.5
輸入伸び率 (財・サービス, %)	▲11.9	8.5	5.0	2.9
経常収支 (億ポンド)	▲240	▲350	▲410	▲340
経常収支 (GDP比, %)	▲1.7	▲2.4	▲2.7	▲2.1
インフレ率 (CPI対前年上昇率, %)	2.2	3.3	4.2	2.5

○ バジェット2011による歳出・歳入措置の規模 (百万ポンド)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
歳入措置	625	85	295	115	335
歳出措置	▲635	▲350	▲270	▲230	-
合計	▲10	▲265	25	▲115	335

○ 財政見通し (対GDP比, %)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
財政赤字	9.9	7.9	6.2	4.1	2.5	1.5
構造的経常収支	▲4.6	▲3.2	▲2.0	▲0.6	0.4	0.8
純債務残高	60.3	66.1	69.7	70.9	70.5	69.1

ケットの上限を同額 (£630) 引き下げる。(減収額はブラケットの上限引下げを含む値)

※ 緊急バジェットにおいて、2011年度の所得税基礎控除引上げ (£6,475→£7,475) 及び20%の税率が適用されるブラケットの引下げが発表されている。

② 控除等の物価連動指標のCPIへの切替

【2012年度1.05億ポンド (約140億円)】

所得税、国民保険料、キャピタル・ゲイン税のインデクセーション等を行う際の物価連動指標として、これまではRPI (小売物価指数) が用いられてきたが、2012年度以降、原則としてCPI (消費者物価指数) を用いることとする。ただし、高齢者や盲人に対する基礎控除額の算出等については引き続きRPIを用いる。

※ CPI・RPIは消費バスケットの商品価格の上昇を測定し算出した物価上昇率を示す指標であるが、RPIは住宅関連 (固定資産税等) が消費バスケットに含まれる等、対象範囲が異なる。

※ 現在、RPIよりもCPIの方が物価上昇率として低い値を示しており (2011年2月のRPI上昇率: 5.5%, CPI上昇

率4.4% (前年比)), 報道等では隠れた増税 (stealth tax) であるとして批判されている。

③ ベンチャー企業に対する投資優遇税制の拡大

【2012年度▲1.05億ポンド (約140億円)】

現行、適格ベンチャー企業に対して直接投資や信託を通じた投資を行った場合、税制上の優遇措置を受けられる「エンタープライズ・インベストメント・スキーム」・「ベンチャー・キャピタル・トラスト」という制度がある。

「エンタープライズ・インベストメント・スキーム」については、適格ベンチャー企業に対して投資を行った場合、50万ポンドを限度として投資額の20%の税額控除を受けられる等の優遇措置があるところ。2011年度より、税額控除率の30%への引上げ、2012年度より適格ベンチャー企業の要件の緩和等の措置を講じる。

また、「ベンチャー・キャピタル・トラスト」については、適格ベンチャー企業に対して信託を通じた投資を行った場合、20万ポンドを限度として信託した金額の30%の税額控除を受けられる等の優遇措置があるところ。2012年度より適格ベンチャー企業の要件の緩和等の措置を講じる。

○ 2011年度税制改正案の内容及び増減収額

(単位 百万ポンド)

税制改正の項目	各年度の増減収		
	2011-12	2012-13	2013-14
(1) 所得税			
① 基礎控除の引上げ等	0	▲1,050	▲1,210
② 物価連動指標のCPIへの切替	0	105	235
③ ベンチャー企業に対する投資優遇税制の拡大	0	▲105	▲115
④ 寄附金に対する優遇税制（ギフト・エイド）の拡大	—	—	—
⑤ 投資家に対する優遇措置の拡大	0	▲50	▲70
(2) 法人税			
① 法人税率の引下げ	▲425	▲810	▲910
② 銀行税の税率引上げ	630	285	100
③ 研究開発税制の拡充	▲20	▲75	▲105
④ 石油・天然ガス関連産業に対する補完税の引上げ	1,780	2,240	2,120
(3) 資産課税			
① チャリティに対して遺贈をした場合の相続税軽減措置	0	▲25	▲75
(4) 間接諸税			
① 炭化水素油税の即日引下げ等	▲1,900	▲1,600	▲1,700
② たばこ税の引上げ	80	60	65
③ 航空旅客税のインデクセーション引上げの延期	▲145	0	0
(5) 国際課税			
① 国外PE帰属利益の非課税措置の導入	0	▲30	▲70
② CFCルールについての暫定的な改革	▲55	▲15	▲25
③ 外国人居住者の税制上の特例措置の見直し	0	0	110
(6) その他（租税回避防止等）			
① 「偽装報酬」に対する課税	750	760	730
歳入措置合計	625	85	295
歳出措置合計	▲635	▲350	▲270
合計	▲10	▲265	25

- : 増減収額未公表

(注) 主な税制上の措置による増減収額を挙げているため、各項目の増減収額の合計は歳入措置合計の増減収額と一致しない。

(参考) 税率表（利子・配当所得を除く給与所得等）

税率	2010年度	2011年度	2012年度
20% (Basic Rate)	0～£37,400	£0～ <u>£35,000</u>	£0～ <u>£34,370</u>
40% (Higher Rate)	£37,401～£150,000	<u>£35,001</u> ～£150,000	<u>£34,371</u> ～£150,000
50% (Additional Rate)	£150,001～	£150,001～	£150,001～
基礎控除額	£6,475	<u>£7,475</u>	<u>£8,105</u>

- ④ 寄附金に対する優遇税制（ギフト・エイド）の拡大
【増減収額未公表】
 個人がチャリティに対して寄附を行った場合に寄附者の納

税額の一部（寄附金額に係る所得税額相当分）が税務当局からチャリティに給付される優遇措置（ギフト・エイド）がある。この際、チャリティは寄附の対価として一定額以下の給

付を寄附者に対して行うことを認められているが、2011年度より、その上限の引上げ（£500→£2,500）等の拡充を行う。

⑤ 投資家に対する優遇措置の拡大

【2012年度▲0.5億ポンド（約70億円）】

キャピタル・ゲイン税について、一定の起業家に対しては、譲渡益の生涯累計額が500万ポンド（約6.6億円）に達するまで、10%の軽減税率（通常、18%、28%の2段階の税率）が適用されること、2011年度より、生涯累計額の上限を1,000万ポンド（約13.1億円）に引き上げる。

（参考）最高税率について

50%の最高税率について、オズボーン財務相はバジェット・スピーチにおいて、成長を阻害するものであるため一時的な措置と考えている、と述べた。報道ベースでは、2013年度からの引下げが検討されているとのこと。

2. 法人税関係

① 2011年度の法人税率の2%引下げ（28%→26%）

【▲4.25億ポンド（約560億円）】

（注）減収額は追加の1%引下げによる値。

緊急バジェットにおいては法人税率（現在28%）を、2011年度から2014年度まで毎年1%引き下げるとされていたが、2011年度はさらに1%引き下げ、計2%の引下げを行う。なお、2012年度以降は2014年度まで、1%ずつ23%まで引き下げる予定。²

② 銀行税の税率引上げ（2011年：0.075%、2012年以降：0.078%）【6.3億ポンド（約830億円）】

（注）増収額は税率引上げ（2011年：0.05%→0.075%）による値。

緊急バジェットにおいては、イギリス国内で営業する銀行（連結ベース）及び外国銀行の支店等の、負債と資本の総額（中核的自己資本、預金保険保証預金等及び200億ポンド（約2.6兆円）の基礎控除を除く）に対して、当初2011年：0.05%、2012年以降：0.075%の税率を課すことが提案されていた。

今回この税率を引き上げ、2011年：0.075%、2012年以降：0.078%の税率を課す。

③ 研究開発税制の拡充

【0.2億ポンド（約70億円）】

現行の制度において、適格研究開発費を年10,000ポンド（約131万円）以上支出した法人は、その130%（中小法人は175%）を損金算入することが認められている。

中小法人については、損金算入の割合を2011年度：200%、2012年度：225%に引き上げる。

また、2012年度より、全ての法人について、年10,000ポンド以上の適格研究開発費支出要件の撤廃等の制度の簡素化を行う。

④ 石油・天然ガス関連産業に対する補完税の引上げ

【17.8億ポンド（約2,330億円）】

炭化水素油税の引下げの財源を調達するため、英国領内で石油・天然ガスを生産する産業の利益に対して課せられる補完税（Supplementary Charge）の税率を引き上げる（20%→32%）。

（参考）パテント・ボックス制度の導入について（ブレ・バジェット2009で提案済）

ブレ・バジェット2009で提案されたとおり、2013年度より、特許権より生じる所得について、10%の軽減税率を適用する「パテント・ボックス」制度を導入する。

【2013年度▲5億ポンド（660億円）】

なお、2010年11月に公表された提案の概要は以下のとおり。

◆ 企業は通常の法人税課税とパテント・ボックス制度の適用を選択することができる。

◆ 対象となる特許権は2010年11月29日以降に商業化された特許権。

◆ 対象は特許権から生じる①ロイヤリティ及び②特許権を活用した製品による収入（“embedded” income）。

◆ 上記の収入から関連費用を差し引いたネット利益に対して10%の税率を適用。

※ 特許権を活用した製品による収入の範囲等、詳細は今後ワーキング・グループによって検討。

3. 資産税関係

① チャリティに対して遺贈をした場合の相続税軽減措置の導入

【2012年度▲0.25億ポンド（約30億円）】

2012年度より、遺産のうち10%以上をチャリティに対して遺贈した場合、相続税の税率を軽減する（40%→36%）

4. 間接諸税関係

① 炭化水素油税の即日引下げ（無鉛ガソリン：£0.5895/ℓ→£0.5795/ℓ）等

【▲19億ポンド（約2,490億円）】

炭化水素油税の税率を即日（3月23日午後6時）引き下げ、2011年4月に予定されていたインデクセーションによる引上げを延期する。同時に、英国領内で石油・天然ガスを生産する産業の利益に対して課せられる補完税（Supplementary Charge）の税率を引き上げる（20%→32%）ことで財源を調達する。（2.④参照）

ただし、原油価格が一定額（75ドル/バレル程度と想定）以下になった場合には、炭化水素油税の増税を実施するとともに、補完税の税率を元の税率に戻す。

② たばこ税の引上げ

【0.8億ポンド（約100億円）】

2011年3月23日午後6時より、たばこ税について従量税をインフレ率+25%の割合で引き上げる（114.31ポンド/1000

² 英国においても特に不況が深刻な北アイルランドにおける民間部門の発展を促すため、北アイルランドにおける法人税率をアイルランド（12.5%）並みに引き下げることが提案されているが、具体的な税率や引下げの時期は今後の市中協議を経て決定される。

本→154.95ポンド/1000本)。一方で、価格帯の違いによる税負担の差異を減少させるため、従価税を引き下げる（小売価格の24%→16.5%）。

③ 航空旅客税のインデクセーションによる引上げの延期 【▲1.45億ポンド（約190億円）】

2011年4月に予定されていた航空旅客税のインデクセーションによる引上げを2012年4月まで延期する。³

※ 航空旅客税について、緊急バジェットにおいて提案されていた課税ベースの変更（乗客ベース→航空機ベース）は、国際民間航空条約等に抵触する可能性があるという理由で見送られた。

5. 国際課税関係

① 国外PEにかかる利益の非課税措置の導入

【2012年度▲0.3億ポンド（約40億円）】

国際競争力を高め、国外の子会社と支店等の税制上の扱いを同等のものとする等の目的で、英国企業の英国外PEにかかる利益の非課税措置を2011年度より導入する。（子会社については受取配当の益金不算入制度が2009年度より導入されている。）

なお、措置の概要は以下のとおり。

- ◆ 非課税措置は従来の全世界所得課税（外国税額控除方式）との不可逆的な選択制（opt-in）。
- ◆ 非課税となる利益の範囲は、租税条約締結国との間においては相手国において課税されるPE帰属所得、租税条約非締結国との間においてはOECDモデル条約に従う。
- ◆ 非課税措置を利用した租税回避防止のための措置を講じる。

② CFCルールについての暫定的な改革

【▲0.55億ポンド（約70億円）】

2012年度にCFCルール（特定外国子会社合算税制）の抜本的な改革を行うまでの暫定的な措置として、2011年度より、イギリスの課税ベースを侵食する恐れのない国外におけるグループ間取引等を主たる事業とする特定外国子会社等についてCFCルールの適用を免除する等の改革を行う。

なお、暫定的な改革の概要は以下のとおり。

- ◆ イギリスの課税ベースを侵食する恐れのない国外におけるグループ間取引や知的財産権の活用を主たる事業とする一定の特定外国子会社について、CFCルールの適用を免除する。
 - ◆ 特定外国子会社において生じた、CFCルール適用除外が認められる利益の上限を引き上げる（5万ポンド/年→20万ポンド/年）。
- ※ 今後、CFCルールの抜本的な改革についての市中協議を行う。

③ 外国人居住者（Non-domiciled resident）にかかる税制上の特例措置の見直し

【2013年度1.1億ポンド（約140億円）】

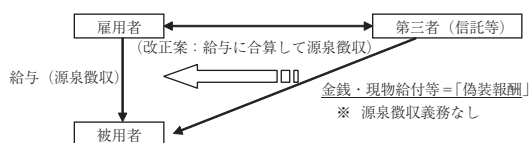
Non-domiciled residentは、イギリス以外の国に「本拠」（domicile）⁴を有する居住者、つまりは外国人居住者を指す。Non-domiciled residentは原則として全世界所得に対して課税されるが、一律3万ポンド（約393万円）/年の課徴金を納めた場合には、英国外源泉所得のうちイギリスに実際に送金した金額のみ、国内源泉所得に加えて課税所得に算入される。2012年度より、イギリスに12年以上居住しているNon-domiciled residentについて、課徴金を一律5万ポンド（約655万円）/年に引き上げる等の見直しを行う。

6. その他（租税回避防止等）

① 租税回避の防止措置

【9.85億ポンド（約1,290億円）】

政府は歳入の確保及び納税者に対する公正さの担保のため、租税回避措置の導入に取り組む。例えば、被用者の課税所得を圧縮する目的で、雇用者が第三者と契約を結んで、偽装報酬（disguised remuneration）を被用者に対して支払わせるという租税回避スキームを防止するため、2011年度より、この偽装報酬相当額について通常の給与と合算した金額の源泉徴収義務を雇用者に課す。



（参考）所得税と国民保険料の統合の検討

経済に与える歪みの是正、企業の事務負担の減少、公正の実現を目的として、所得税と国民保険料の統合を検討する。

※ 今年中に市中協議を行い、統合のスケジュール等の詳細を検討する。

※ 国民保険料の資格付与的性質（contributory principle）は維持する。また、国民保険料の負担を年金支給開始年齢超の者や、年金所得・利子・配当にまで拡大することはしない。

³ 航空旅客税は、イギリスを出発する便（トランジット便を除く）の旅客数、フライトクラス、フライト距離に応じて、航空会社に課される税。税収は一般財源。

⁴ 「本拠」とは、「居住者の区分となる「住所」や「居所」よりも固定的で、戻る意思が認められる場所」を指す。

IV. ドイツ

I. ドイツの政治状況

2010年から2011年にかけて、ドイツで最も論争を巻き起こした政策分野の一つにエネルギー・原子力政策が挙げられる。2002年に社会民主党（SPD）と緑の党からなるシュレーダー政権は、原子力発電の廃止政策を実行し、各原発の稼働期間を原則32年とした。そのため、2022年までにドイツ国内の原発が全て廃炉になることとされていた。2005年にキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）とSPDの大連立を組んだメルケル政権もこの方針を引き継いだ。

しかし、その後2009年の連邦議会選挙において、メルケル首相率いるCDU/CSUが勝利し、新たに自由民主党（FDP）から成る連立政権が誕生し、両党の連立協約には原発の稼働期間を延長することが明記された。この方針に基づき、政府・連立与党は2010年9月に、原発の稼働期間を平均して12年延長させる方針を決定¹し、野党のSPDと緑の党（Grüne）の猛反発をかわし、同方針を定めた改正原子力法を2010年11月に成立させた²。それに伴い、ドイツの原発が全て廃炉になる年は2040年に延期されることとなった。

ところが、2011年3月11日に我が国で発生した東日本大震災によりドイツのエネルギー政策は再度転換を余儀なくされる。震災に伴う福島第一・第二原子力発電所における事故の発生により原発に対する国民の不信感が高まると³、ドイツ政府はドイツ国内にある原発のうち、1980年以前に稼働開始となった原発を緊急停止させた⁴。その直後の2011年3月20日にはザクセン・アンハルト州、翌週3月27日にはバーデン・ヴュルテンベルク州、ラインラント・ファルツ州、5月22日にはプレーメン州（それぞれの州の選挙結果については以下（参考）の通り）で州議会選挙⁵が行われた。いずれの州でも以前から一貫して原発全廃を主張していた緑の党が躍進し

ており、連立与党のCDU/CSU及びFDPは原発政策の一貫性の無さが批判される等⁶、苦戦を強いられた。そのため、議会の「ねじれの状態」が一層進み⁷、政府・与党は今後厳しい議会運営を強いられることになる。2011年9月には、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ベルリン州においても州議会選挙が行われる予定だが、CDU/CSU及びFDPにとっては厳しい選挙戦になると予想されている⁸。

(注) 1一方で、ドイツ政府は徐々に国内エネルギー・電力消費を再生可能エネルギーに切り替えていく方針も発表していた。

2この際、核燃料税の導入を定めた核燃料税法も成立した。

3東日本大震災直後に緊急に行われたアンケート調査によれば、「原子力発電所の速やかな廃止を求める」と回答した人が過半数の53%に上っている。また、「今後日本のような原発事故がドイツでも起こり得る」と回答した人は70%に達した（Infratest-dimap調べ）。

42011年6月には、停止中の原発をそのまま廃炉とし、残りの原発についても段階的に廃炉としていき、最終的に2022年までにドイツ国内の原発全てを廃炉とする方針を閣議決定した。

5ドイツ連邦参議院(上院)は州議会で選出される州政府の代表から構成されており、連邦参議院の議席は、州人口に応じて各州に3~6議席が配分されている。

6原発政策の転換の理由について、過半数の57%が、「連立与党が選挙に負けることを恐れているため」としており、批判的な見方が強い（Infratest-dimap調べ）。

72010年5月に行われたノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙で連立与党（CDU/CSU及びFDP）が敗北してから、ドイツでは連邦参議院で野党が過半数を占めるねじれの状態にある。

8各政党の東日本大震災直前（2011年3月10日）と直前（2011年6月時点）の支持率の変化は次ページ（参考2）のとおり。

(参考1) 2011年3月から5月までに行われた州議会選挙の結果一覧 ザクセン・アンハルト州議会選挙結果（3月20日実施）

	キリスト教民主同盟 (CDU)	自由民主党 (FDP)	社会民主党 (SPD)	緑の党 (Grüne)	その他
獲得議席数 ()内は増減数	41 (+2)	0 (▲7)	26 (+2)	9 (+9)	29 (0)
得票率	32.5%	3.8%	21.5%	7.1%	35.1%

バーデン・ヴュルテンベルク州議会選挙結果（3月27日実施）

	キリスト教民主同盟 (CDU)	自由民主党 (FDP)	社会民主党 (SPD)	緑の党 (Grüne)	その他
獲得議席数 ()内は増減数	60 (▲9)	7 (▲8)	35 (▲3)	36 (+19)	0 (0)
得票率	39.0%	5.3%	23.1%	24.2%	8.4%

ラインラント・ファルツ州議会選挙結果（3月27日実施）

	キリスト教民主同盟 (CDU)	自由民主党 (FDP)	社会民主党 (SPD)	緑の党 (Grüne)	その他
獲得議席数 () 内は増減数	41 (+3)	0 (▲10)	42 (▲11)	18 (+18)	0 (0)
得票率	35.2%	4.2%	35.7%	15.4%	9.4%

ブレーメン州議会選挙結果（5月22日実施）

	キリスト教民主同盟 (CDU)	自由民主党 (FDP)	社会民主党 (SPD)	緑の党 (Grüne)	その他
獲得議席数 () 内は増減数	20 (▲3)	0 (▲5)	36 (+3)	21 (+7)	6 (▲1)
得票率	20.4%	2.4%	38.6%	22.5%	16.1%

(出典) 各州統計局及び報道等により作成。なお、四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

(参考2) 各政党の支持率の変化

	2011年3月10日	2011年6月10日
CDU/CSU	35%	33%
FDP	6%	5%
SPD	28%	25%
緑の党	15%	24%

(出典) Infratest-dimap

II. ドイツの経済・財政状況

リーマンショック以降、ドイツでは景気対策として所得税、法人税等を中心とした減税措置¹が講じられてきたが、景気の悪化とあいまって、財政状況は大幅に悪化した²。こうした状況を受け、2010年6月、ドイツ政府は2014年までの「財政健全化の基本方針」を閣議決定した。当方針は、行政費用の抑制等の歳出削減策³及び航空税、核燃料税等の歳入増加策を含め、2011年から2014年までの4年間で総額約800億ユーロの措置が盛り込まれた。こうした財政再建策に加え、好景気の影響もあり、2011年中にマーストリヒト条約の財政基準（財政収支の対GDP比マイナス3%以内）が達成される見通しとなっている。

(注) ¹ 児童控除及び児童手当の引上げや、2008年に行われ

た法人税の課税ベース拡大措置の緩和等が行われている。

² 2009年の財政収支は▲3.2%となり、マーストリヒト条約の財政基準を満たせなかった。

³ 具体的には、社会保障給付費削減や、国防軍の人員削減等の内容が盛り込まれている。

III. 2011年以降に行われる税制改正

○2011年に実施される税制改正等

以下では、2011年以降に実施される税制改正等について解説する。なお、ことわりのない限りは、【 】内は2011年に見込まれている増減収額を示している。

1. 所得課税

① 自宅を職場にした際に受けられる控除の導入【増減収額未公表】

自宅を職場として使用した際に、そのために必要な経費を最大で1,250ユーロ（約14万円）まで控除することが出来るようになる。但し、自宅以外に職場がないことが条件となる。なお、本措置については2007年に遡って遡及適用がされる。

② 年金保険料概算控除の控除率引上げ【増減収額未公表】

(参考) 財政・経済指標の動向（見込み）

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
構造的財政収支 (対GDP比)	▲2%	▲1%	▲1%	▲0.5%	0%
財政収支 (対GDP比)	▲2.5%	▲1.5%	▲1%	▲0.5%	▲0.5%
債務残高 (対GDP比)	82%	81%	79.5%	77.5%	75.5%
実質成長率	+2.3%	+1.8%	+1.5%	+1.5%	+1.5%

(出典) ドイツ連邦財務省「2011年安定化プログラム」

これまで年金保険料の被用者負担分のうち40%が所得控除可能であったが、その割合が4%引上げられ、44%となる。なお、本控除率は2005年以降毎年4%ずつ引上げられており、2025年に100%となる予定。

(注) 本措置は、課税対象となる給付額の割合を、受給が開始された年度に応じて2005年から段階的に引き上げる措置と合わせて導入されたもの。2025年までに一定の年金給付は100%課税されることになる予定。

2. 消費課税

①電気税等の事業者向け減免措置の縮減【約13.4億ユーロ(約1,500億円の増収)】

製造業者や農林業者に対して認められていた電気税における軽減税率(12.3ユーロ/MWh、(約1,415円)/MWh)が廃止され、標準税率(20.50ユーロ/MWh、(約2,358円)/MWh)に戻される等、減免措置が縮小される。

②たばこ税率の引上げ【約2億ユーロ(約220億円の増収)】

上記①の減免措置の縮減に対し、企業の体力を弱め雇用確保を困難にするという批判があったところ、縮減幅を当初より小さくし、その代替財源を調達するために、たばこ税率(従量税部分)が引上げられることになった。税率は2011年5月より2015年にかけて段階的に引上げられる。具体的な税率の変更予定及び増収見込額は以下の通り。

税率(紙巻たばこ)の変更予定及び増収見込み額

	従量税	従価税	増収見込み
～2011年4月30日	8.27 [€] /本	24.66%	—
2011年5月1日～2011年末	9.08 [€] /本	21.94%	約2億ユーロ(約220億円)
2012年1月～2012年末	9.26 [€] /本	21.87%	約4.8億ユーロ(約540億円)
2013年1月～2013年末	9.44 [€] /本	21.80%	約6.6億ユーロ(約740億円)
2014年1月～2014年末	9.63 [€] /本	21.74%	約8.3億ユーロ(約930億円)
2015年1月～	9.82 [€] /本	21.69%	約10.1億ユーロ(約1130億円)

③付加価値税申告の電子申告義務化

付加価値税の申告に関して、これまで予定納税の申告に限り電子申告が義務づけられていたところ、2011年からは付加価値税の確定申告についても電子申告が義務付けられる。

3. 新税の導入

①航空税の創設【約10億ユーロ(約1,120億円)の増収】

財政再建のための財源とすること及び人々に対して環境に配慮した行動を取るインセンティブを付与することを目的として航空税を導入する。納税義務者は航空会社等とされており、納税額はドイツ国内空港から出発する乗客数に、乗客のそれぞれの最終目的地に応じて以下の税率を乗じたもの(下表参照)。また、2歳未満の座席を必要としない幼児及び公用・軍用目的の乗客等は、納税額算出のための乗客数には含まれない。税収の用途は一般財源である。

(税率構造)

目的地までの距離(km)	税率(定額)
0-2500	8ユーロ(896円)
2500-6000	25ユーロ(2,800円)
6000-	45ユーロ(5,040円)

②核燃料税の創設【約23億ユーロ(約2,600億円の増収)】

財政再建のための財源として、核燃料(ウラン及びプルトニウム)に対して課税を行う核燃料税を導入する。納税義務者は原子力発電会社とされており、税率はウラン及びプルトニウム1グラムあたり145ユーロ(約16,000円)とされている。税収の用途は一般財源である。

4. 税収見積り

2011年に行われる税制改正を加味した2011年から2015年までの税収見積りは以下の通り。

5. 銀行負担金の導入

銀行負担金の創設【約10億ユーロ(約1,120億円の増収)】

金融機関の存続危機あるいはシステミックリスクに際し、金融安定化のための資本注入等を行う金融再生基金の原資を確保することを目的として銀行負担金を導入する。負担金の賦課対象者はドイツ国内で銀行業務を営む金融機関(単体ベース)及びEEA(EU+ノルウェー+アイスランド+リヒテンシュタイン)外の外国金融機関のドイツ支店。なお、負担額の算出方法は下記計算方法により算出された金額の合計。負担額には上限額が設定されており、営業利益の15%、又は下記(1)+(2)により算出される金額の5%に相当する額のどちらか大きい方とされている。超過額については、無期限に繰越され、翌年以降に支払う義務が課される。なお、銀行負担金の法人税法上及び営業税法上の損金算入は不可。

(単位) 10億ユーロ	2010年 (確定)	2011年 (見積り)	2012年 (見積り)	2013年 (見積り)	2014年 (見積り)	2015年 (見積り)
総税収	530.6	555.0	584.6	608.7	630.5	652.7
(うち連邦分)	225.8	237.4	247.2	255.4	265.0	274.3

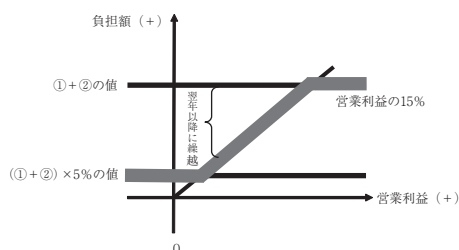
(出典) ドイツ連邦財務省「2011年5月税収見積り」

- (1) 負債と資本の合計額から、自己資本及び預金等を除いた部分に下表の負担率を乗じた額

資本+負債- (自己資本+預金) の額	負担率 (超過累進)
100億ユーロ以下	0.02%
100億ユーロ超1,000億ユーロ以下	0.03%
1,000億ユーロ超	0.04%

- (2) 期末日に対象金融機関が保有しているデリバティブの想定元本に0.00015%を乗じた額

(参考) 上限額を加味した負担額のイメージ



(注) ¹ ドイツにおいて本措置は税ではなく、用途が特定された負担金として分類されている。

² 銀行負担金の負担率等は政令によって定められるとされているため、負担率等はドイツ連邦財務省が発表した政令案によるもの。詳細が確定するのは2011年7月中とされている。

○2012年以降に予定されている税制改正

租税簡素化法案の閣議決定

ドイツ政府は2011年2月に、「不必要な行政手続を排除するために、簡素な税制を作ること」を目的とした、租税簡素化法案 (Steuervereinfachungsgesetzes) の閣議決定を行った。本法案には2012年の税制改正が盛り込まれており、その増減収見込額は2012年で約8億ユーロ (約900億円) の減収とされている。被用者の必要経費について、現行では年間920ユーロ (約10万円) の概算控除が認められているところ、その概算控除額を1,000ユーロ (約11万円) に引き上げる等の措置が本法案には盛り込まれている。

(為替レート) 邦貨換算レート：1ユーロ＝112円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成22年11月中における実勢相場の平均値)

V. フランス

以下、2011年予算法、2011年第一次修正予算法に基づいて、2011年及び2012年における税制改正を概説する。

2011年予算法は、2010年9月29日に閣議決定された後、国民議会及び元老院の採決、憲法院の審査を受け、2010年12月29日に成立した。2011年修正予算法案は2011年5月11日に閣議決定され、2011年7月29日に成立した。なお、2011年修正予

算法上の措置は、2012年1月より実施される。

2011年及び2012年における税制改正の主要な項目は次の通り。

- 所得税最高税率の引上げ
- 金融所得に係る所得税及び社会税の税率の引上げ
- 有価証券譲渡課税に係る非課税枠の廃止
- 太陽光発電設備購入費用に係る税額控除措置の縮小
- トリプルプレーの契約金に係る軽減税率適用の廃止
- 親子会社間配当に係る益金算入上限の撤廃
- 租税の盾の廃止
- 富裕税の課税最低限の引上げ及び税率構造の簡素化
- 相続税・贈与税の税率引上げ等
- 銀行税の導入
- オンライン広告サービス税 (グーグル税) の導入
- エグジット・タックスの導入

I. 2011年予算法、2011年第一次修正予算法案の背景

(1) 政治状況

2007年5月の大統領選挙で保守系与党・国民運動連合のサルコジ候補が社会党のロワイヤル候補を破って当選したが、経済政策の成果が表れていないことなどから、サルコジ大統領の最近の支持率は2割台に低迷している。2011年3月27日に行われた統一地方選では、サルコジ大統領を支える与党・国民運動連合の得票率は約20%にとどまり、約35%の支持を得た社会党に惨敗した。

また、2012年5月に行われる予定の大統領選については、最有力候補と見られていたストロスコーン前IMF専務理事が逮捕されたことや、失業に直面する労働者の支持を受けて移民規制を掲げる極右政党・国民戦線が支持を伸ばしていることなどから、混戦が予想されている。5月に行われた世論調査によると、次期大統領選の投票先は社会党のオランド前第一書記が23%、国民運動連合のサルコジ大統領が22%、国民戦線のルペン党首が20%となっている。

(2) 経済状況

2008年秋の経済危機の影響を受け、2009年の実質GDPはマイナス成長に落ち込んだ。しかし、2010年第2四半期において、経済危機以降初めて企業の設備投資が増加に転じ、また、家計の消費支出の増加も継続、アジアを中心とする世界経済の成長を背景に輸出も増加した。この結果、2010年の実質GDP成長率は1.5%、2011年は2.0%と継続してプラス成長することが見込まれている。

(3) 財政状況

景気が回復基調にあることを受けて、フランス政府は一時的な景気対策を実施する局面は脱したと判断し、大規模な財政赤字の削減に取り組む姿勢を示している。

2011年-2013年の複数年財政計画法においては、財政赤字の対GDP比を2011年に6%、2012年に4.6%、2013年に3%、2014年に2%と継続的に削減する目標が掲げられ、2011年予算法では大規模な歳出削減策や新税の創設などが盛り込まれ

ている。

また、高齢化の進展に伴って、年金基金が深刻な赤字となっていることを受け、フランス政府は年金制度改革法を2010年9月に成立させた。フランスの年金制度は、1982年、社会党のミッテラン政権時代に定年が65歳から60歳に引き下げられて以降、恒常的な赤字に陥っており、2010年時点での年金基金の赤字は323億ユーロに上っている。フランス政府は、年金制度改革法において、年金の受給開始年齢の引上げ（60歳→62歳）、満額受給年齢の引上げ（65歳→67歳）等を行い、さらに2011年予算法において所得税の最高税率の引上げ等、年金制度基金に充当するための増税策を盛り込むことによって、2018年に年金制度の財政均衡を達成することを目指している。

さらに、2011年3月16日には、毎年の予算案と社会保障予算案について、多年度の複数年財政計画に服する内容とするを義務づける憲法案が閣議決定されている。現在、フランス憲法には、複数年財政計画を策定する旨の規定が設けられているものの、法的拘束力はない。本法案が仮に成立すれば、複数年財政計画に反する毎年の予算案、社会保障予算案は憲法院の違憲審査の対象となるため、拘束力が強まることになる。なお、憲法改正法案の成立には全議員の60%の賛成が必要であるが、本法案については野党社会党が反対の姿勢を示しているため、成立が危ぶまれている。

II. 2011年における税制改正

(1) 所得課税関連

① 所得税の税率表の改定（11年予算法）

年金財源に充当するため、所得税の最高税率が1%引き上げられた。また、物価の上昇に対応するインフレ調整として、税率表の各税率区分及び各種控除額等が1.5%ずつ引き上げられた。

2010年		→	2011年	
課税所得（ユーロ）	税率		課税所得（ユーロ）	税率
～ 5,875	0%		～ 5,963	0%
5,875 ～ 11,720	5.5%		5,963 ～ 11,896	5.5%
11,720 ～ 26,030	14%		11,896 ～ 26,420	14%
26,030 ～ 69,783	30%		26,420 ～ 70,830	30%
69,783 ～	40%		70,830 ～	41%

② 金融所得にかかる所得税及び社会税の税率の引上げ（11年予算法）

各種金融所得にかかる所得税率が1%（不動産キャピタルゲインについては3%）引き上げられ、その増取分は年金基金に充当されることとされた。

同時に、金融所得に対して比例税率で課されている社会税も2%から2.2%に引き上げられた。この措置により、金融所得に課される社会保障関連諸税は合計で12.3%（一般社会

税8.2%、社会保障債務返済税0.5%、社会税2.2%、社会税付加税1.4%）となる。なお、社会税の税収は全額社会保障関係機関へ直入される。

具体的な税率の変更は以下の通り。

	2010年	2011年
利子・配当・不動産キャピタルゲインにかかる税率	30.1%	31.3%
所得税	18%	19%
社会保障関連諸税 （うち社会税）	12.1%	12.3%
不動産キャピタルゲインにかかる税率	28.1%	31.3%
所得税	16%	19%
社会保障関連諸税 （うち社会税）	12.1%	12.3%
	2%	2.2%

③ 有価証券譲渡益課税に係る非課税枠の廃止（11年予算法）

年金財源に充当するため、有価証券譲渡益について、年間譲渡額25,730ユーロ（2010年）まで認められていた非課税枠が廃止された。これにより、2012年に1.8億ユーロの増収を見込んでいる。

④ 太陽光発電設備購入費用に係る税額控除措置の縮小（11年予算法）

個人の太陽光発電設備の購入費用については、費用の50%の税額控除が認められていたが、2010年9月29日以降に取得した施設については、税額控除割合を25%に引き下げられた。なお、この措置により2012年に8.5億ユーロの増収を見込んでいる。

(2) 付加価値税関連

○ トリプルプレーの契約金に係る軽減税率適用の廃止（11年予算法）

トリプルプレーと呼ばれるインターネット、固定電話及びテレビのパック加入契約については、契約金の半額に5.5%の軽減税率、残りの半額に19.6%の標準税率が適用されていたが、2011年より契約金全額に対して19.6%の税率が適用されることとなった。この措置に伴う増収額は11億ユーロと見込まれている。

(3) 法人税関連

○ 親子会社間配当に係る益金算入上限の撤廃（11年予算法）

子会社からの受取配当については、従来親会社が子会社に対して支払った諸経費相当額を上限として、配当所得の最大5%相当分を益金に算入することとされていたが、2011年より当該上限を廃止し、配当所得の一律5%を益金に算入することとなった。これにより、2億ユーロの増収を見込んでいる。

※ 税法上の子会社の定義は資本の5%以上を有している会社。

(4) 資産税関連

1989年、フランスでは一定額以上（2011年は80万ユーロ以上）の資産を保有する納税者に対し、保有資産を課税対象として最高1.8%の税率で課税する富裕税を導入した。しかし、

一定の資産を保有しているが、所得が少ない納税者の場合、富裕税等の資産課税の負担が所得に比して重くなる。とりわけ2002年以降は、2009年頃の景気低迷期を除いて、フランスの住宅価格が高い伸び率を示しており、住宅ブームのあおりを受けて新たに富裕税の対象となる納税者が増加した。こうした納税者に配慮するため、2006年、ドビルマン内閣は、所得税や富裕税等直接税の負担の上限を、所得の60%（現在は50%）に制限する「租税の盾」を導入した。

しかし、近年「租税の盾」は高所得者への優遇税制であるという批判が高まっており、見直しが検討されていた。これを受けて2010年11月、サルコジ大統領は当面の優先政策課題の一つとして、ドイツとの税制調和の観点から、「租税の盾」と富裕税を合わせて廃止する方針を表明した。しかし、2011年3月末に行われた県議会議員選挙で与党UMPが惨敗したため、2012年の次期大統領選挙に向けて世論を重視せざるを得なくなった結果、5月に閣議決定された第一次修正予算案においては、国民の反発が大きい富裕税の廃止は見送られ、「租税の盾」のみが廃止されることとなった。

一方で住宅ブームのあおりで新たに富裕税の対象となった納税者は30万人程度いると推計されていることから、こうした納税者を救済する仕組みを担保するため、富裕税の課税最低限が大幅に引き上げられる。また、富裕税の課税最低限の大幅引き上げによって、10億ユーロの税収減が見込まれることから、各種の増税措置も併せて第一次修正予算案に取り入れられた。

(参考) 2009年における富裕税の課税対象者数

保有資産額 (ユーロ)	税率	課税対象者数
79万 ~ 129万	0.55%	30.3万人
129万 ~ 253万	0.75%	19.6万人
253万 ~ 398万	1.0%	3.7万人
398万 ~ 760万	1.3%	1.6万人
760万 ~ 1,654万	1.65%	0.4万人
1,654万 ~	1.8%	0.1万人

① 「租税の盾」の廃止 (11年修正予算法)

以前より、高所得者に対する優遇措置との批判が強かった「租税の盾 (bouclier fiscal)」が2012年より廃止される。なお、この措置による増収額は3億ユーロと見込まれている。

(注) 「租税の盾」

2006年予算法により導入された措置であり、フランス居住者が当該年に支払った所得税、富裕税、社会保障関連諸税等の直接税の税額が、前年所得の50%を上回った場合、超過分について還付を受けることができるという制度。

② 富裕税の課税最低限の引上げ及び税率構造の簡素化 (11年修正予算法)

課税最低限を80万ユーロから130万ユーロに引き上げるとともに、税率構造を簡素化する。また、従前は課税最低限から

の超過額 (80万ユーロ超) が課税ベースであったが、今後は保有資産額全体 (1ユーロから) が課税ベースとなる。なお、富裕税改革に伴う減収額は、富裕税の税率簡素化で6億ユーロ、課税最低限引上げで3億ユーロ、納税者の資産額調整で1億ユーロ、計10億ユーロと見込まれている。

改正前 (2011年6月現在) → 改正後

保有資産額 (ユーロ)	税率	保有資産額 (ユーロ)	税率
~ 79万	0%	~ 300万	0.25%
129万 ~ 253万	0.75%	300万 ~	0.5%
253万 ~ 398万	1%	*資産額が130万ユーロ以下の場合 は非課税	
398万 ~ 760万	1.3%		
760万 ~ 1,654万	1.65%		
1,654万 ~	1.8%		

③ 相続税・贈与税の税率引上げ等 (11年修正予算法)

富裕税の課税最低限の引上げに伴う税収減に対応するため、相続税及び贈与税の税率を引き上げる。また、生前贈与について、現在、70歳未満の贈与につき30%、80歳未満の贈与につき50%の税額控除が認められてきたが、同控除が廃止される。一連の相続税・贈与税の改正に伴う歳入増は4.5億ユーロと見込まれている。

(例) 直系血族にかかる相続・贈与税

2011年		2012年	
課税資産 (ユーロ)	税率	課税資産 (ユーロ)	税率
~ 8,072	5%	~ 8,072	5%
8,072 ~ 12,109	10%	8,072 ~ 12,109	10%
12,109 ~ 15,932	15%	12,109 ~ 15,932	15%
15,932 ~ 552,324	20%	15,932 ~ 552,324	20%
552,324 ~ 902,838	30%	552,324 ~ 902,838	30%
902,838 ~ 1,805,677	35%	902,838 ~ 1,805,677	40%
1,805,677 ~	40%	1,805,677 ~	45%

(注) 2012年予算法においてインフレ調整が行われた場合、各税率区分は数%引き上げられる。

(5) 新税の創設

① 銀行税の導入 (11年予算法)

金融機関のリスクテイクを抑制するとともに、金融危機が生じることによる納税者の負担を相殺するため、2011年1月1日より、BIS規制により最低限必要とされる自己資本に対して0.25%の税率で課税する銀行税を導入する。課税対象は純資産が5億ユーロ以上の金融機関であり、この基準に従うと銀行税が課される金融機関は19行となる。また、銀行税の導入に伴う増収額は2011年に5億ユーロと見込まれている。なお、リスクテイクを抑制するという目的を考慮すると、この税は保険の性質を持つものであってはならないという観点

から、税金は一般予算に充当される。

② オンライン広告サービス購入税（いわゆるグーグル税）の導入（11年予算法）

フランスでは、テレビ・ラジオ広告の契約金に対して広告税が課されており、他の広告手段とのイコールフットイングの観点から、オンライン広告サービス税が導入された。納税義務者はオンライン広告サービスを提供し、付加価値税の納税義務を負う国内事業者であり、オンライン広告サービスの購入価額に対して1%の税率で課税される。

tax notes internationalによるといわゆるグーグル税の税金は年間5,000万ユーロで、そのうち約4,500万ユーロはグーグルが負担することになると試算されている。

（注） 広告税とは、広告主から放送機関等に対して支払われた四半期ごとのテレビ広告、ラジオ広告の契約金額に対して課される税。（2010年及び2011年の税率は0.25%）

③ エグジット・タックスの導入（11年修正予算法）

資産家が株式譲渡益課税の課税水準が低い国に移住して、株式を譲渡するという節税対策を防止する目的で、エグジット・タックスを導入する。

具体的には、6年以上フランスに居住し、130万ユーロを

超える株式又は1社について1%を超える株式を保有する納税者が外国に移住する場合、移住の時点での含み益に対し、税率19%（社会保障関連諸税を含めると31.3%）を課税する。例えば、フランスでベンチャー企業を立ち上げた事業主が居住地を国外に移し、当該ベンチャー企業の株式を売却した場合、国外移住時点までに生じた株式のキャピタルゲインに課税されることになる。

ただし、EU域内の他国に移住した場合、実際の納税は含み益が実現されるときまで猶予され、移住後8年以内に含み益が実現しなかった場合は納税が免除される。

なお、この措置により、2012年に8,700万ユーロ、2013年以降は1億8,900万ユーロの税金が見込まれている。

（参考）

フランスは1999年にも同様の趣旨の税制を導入したことがあるが、EU域内の人の移動を制限する措置であるという理由により、2004年に欧州司法裁判所の判決により禁止されている。このためフランス政府は、エグジット・タックスの復活に当たり、納税を含み益が実現するまで猶予することを認めることとした。新制度については、欧州連合（EU）の規定には合致しても、フランスが各国と結ぶ二国間条約には抵触する恐れがあるとの指摘もなされている。

1. 国民所得に対する

区 分	番 号	日 本									
		国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 $\left(\frac{C}{A}\right)$	合 計 $\left(\frac{E}{A}\right)$	国 税 $\left(\frac{C}{B}\right)$	合 計 $\left(\frac{E}{B}\right)$	
昭和 9~11年度	1	百万円	億円	百万円	百万円	百万円		%	%	%	%
16.....	2	14,372	...	1,226	629	1,855	8.5	12.9
19.....	3	35,834	...	4,931	879	5,810	13.8	16.2
25.....	4	56,937	...	12,715	862	13,577	22.3	23.8
30.....	5	億円	億円	億円	億円	億円					
35.....	6	33,815	...	5,702	1,883	7,585	16.9	22.4
40.....	7	69,733	85,979	9,364	3,815	13,179	13.4	18.9	10.9	15.3	15.3
45.....	8	134,967	166,806	18,010	7,442	25,452	13.3	18.9	10.8	15.3	15.3
50.....	9	268,270	337,653	32,785	15,494	48,279	12.2	18.0	9.7	14.3	14.3
55.....	10	610,297	752,985	77,733	37,507	115,240	12.7	18.9	10.3	15.3	15.3
60.....	11	1,239,907	1,523,616	145,042	81,548	226,590	11.7	18.3	9.5	14.9	14.9
平成 2.....	12	2,038,787	2,483,759	283,688	158,938	442,626	13.9	21.7	11.4	17.8	17.8
7.....	13	2,605,599	3,303,968	391,502	233,165	624,667	15.0	24.0	11.8	18.9	18.9
12.....	14	3,468,929	4,516,830	627,798	334,504	962,302	18.1	27.7	13.9	21.3	21.3
17.....	15	3,689,366	4,977,400	549,630	336,750	886,380	14.9	24.0	11.0	17.8	17.8
19.....	16	3,718,039	5,041,188	527,209	355,464	882,673	14.2	23.7	10.5	17.5	17.5
20.....	17	3,752,258	5,109,376	541,169	365,062	906,231	14.4	24.2	10.6	17.7	17.7
21.....	18	3,787,290	5,158,043	526,558	402,668	929,226	13.9	24.5	10.2	18.0	18.0
22.....	19	3,518,834	4,920,670	458,309	395,585	853,894	13.0	24.3	9.3	17.4	17.4
23.....	20	3,392,234	4,740,402	402,433	351,830	754,263	11.9	22.2	8.5	15.9	15.9
		3,455,000	4,792,000	417,093	339,579	756,672	12.1	21.9	8.7	15.8	15.8
		3,511,000	4,838,000	432,309	339,085	771,394	12.3	22.0	8.9	15.9	15.9

区 分	番 号	イ ギ リ ス									
		国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 $\left(\frac{C}{A}\right)$	合 計 $\left(\frac{E}{A}\right)$	国 税 $\left(\frac{C}{B}\right)$	合 計 $\left(\frac{E}{B}\right)$	
昭和 9~11年度	1	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド		%	%	%	%
16.....	2	4,126	...	747	184	931	18.1	22.6
19.....	3	6,886	...	1,962	226	2,188	28.5	31.8
25.....	4	8,118	...	3,135	235	3,370	38.6	41.5
30.....	5	10,783	...	3,696	337	4,033	34.3	37.4
35.....	6	15,551	...	4,658	475	5,133	30.0	33.0
40.....	7	21,041	25,857	5,580	771	6,351	26.5	30.2	21.6	24.6	24.6
45.....	8	29,085	35,964	8,032	1,228	9,260	27.6	31.8	22.3	25.7	25.7
50.....	9	41,337	52,364	14,580	1,845	16,425	35.3	39.7	27.8	31.4	31.4
55.....	10	86,752	107,517	26,676	4,127	30,803	30.7	35.5	24.8	28.6	28.6
60.....	11	173,121	234,499	59,047	8,575	67,622	34.1	39.1	25.2	28.8	28.8
平成 2.....	12	266,177	360,805	96,350	13,582	109,932	36.2	41.3	26.7	30.5	30.5
7.....	13	417,852	570,283	153,975	14,146	168,121	36.8	40.2	27.0	29.5	29.5
12.....	14	544,880	733,266	195,897	9,303	205,200	36.0	37.7	26.7	28.0	28.0
17.....	15	735,059	976,533	280,764	14,067	294,831	38.2	40.1	28.8	30.2	30.2
19.....	16	1,027,375	1,325,795	372,074	22,421	394,495	36.2	38.4	28.1	29.8	29.8
20.....	17	1,092,226	1,398,882	388,944	23,618	412,562	35.6	37.8	27.8	29.5	29.5
		1,154,932	1,448,392	393,665	24,711	418,376	34.1	36.2	27.2	28.9	28.9

(備考)

1. 国民所得及び国内総生産は「国民経済計算(93SNA)」による実績額である。ただし、平成22年度及び平成23年度は「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による実績見込額及び見通し額である。
 なお、国民所得については、昭和25年度以前は「国民経済計算(53SNA)」, 昭和30年度から昭和50年度までは「国民経済計算(68SNA)」及び昭和55年度から平成21年度までは「国民経済計算(93SNA)」による実績額であり、それぞれ接続しない。また、国内総生産については、昭和30年度から昭和50年度までは「国民経済計算(68SNA)」, 昭和55年から平成21年度までは「国民経済計算(93SNA)」による実績額であり、接続しない。
2. 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含む。平成21年度以前は決算額であり、平成22年度は補正後予算額、平成23年度は当初予算額である。
3. 地方税は地方分与税、交付税及び譲与税を含まず、平成21年度以前は決算額(昭和19年度のみ予算額)、平成22年度は実績見込額、平成23年度は見込額である。
- 日 本
1. 国民所得、国内総生産については昭和45年以降93SNA ベース、それ以前は68SNA ベース(出典は、OECD "National Accounts")。
2. 租税負担額は、昭和40年以降は OECD "Revenue Statistics", それ以前は商務省資料に基づく。"Revenue Statistics" のデータは、平成2年以降は暦年ベース、それ以前は会計年度ベースである。
3. 連邦の会計年度は10月/9月(ただし、昭和50年以前に開始する会計年度については7月/6月)であり、州及び地方政府税については、各州、地方の6月30日までに終了する会計年度をその年のデータとして用いている。なお、租税負担額には社会保障税は含まない。
- ア メ リ カ

租 税 負 担 率 の 国 際 比 較

ア メ リ カ												番 号
国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額				租 税 負 担 率 (対国民所得比)			(付) 租 税 負 担 率 (対国内総生産比)			
		連邦税 (C)	州 税 (D)	地 方 政府税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ($\frac{C}{A}$)	州 税 ($\frac{D}{A}$)	合 計 ($\frac{F}{A}$)	連邦税 ($\frac{C}{B}$)	州 税 ($\frac{D}{B}$)	合 計 ($\frac{F}{B}$)	
億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	億ドル	%	%	%	%	%	%	
579	733	36	65		102	6.0		17.3	4.8		13.6	1
1,043	1,267	124	85		210	12.0		20.1	9.9		16.6	2
1,843	2,197	353	89		443	19.2		24.0	16.1		20.2	3
2,410	2,943	433	165		598	18.0		24.8	14.7		20.3	4
3,385	4,152	620	243		864	18.3		25.5	14.9		20.8	5
4,237	5,117	767	365		1,134	18.1		26.7	15.0		22.2	6
5,878	7,201	930	518		1,448	15.8		24.6	12.9		20.1	7
8,429	10,248	1,450	872		2,322	17.2		27.5	14.1		22.7	8
13,132	16,234	1,885	808	611	3,303	14.4	6.2	25.2	11.6	5.0	20.3	9
22,424	27,675	3,468	1,376	864	5,709	15.5	6.1	25.5	12.5	5.0	20.6	10
34,095	41,848	4,506	2,157	1,345	8,008	13.2	6.3	23.5	10.8	5.2	19.1	11
46,904	57,572	6,538	3,097	2,136	11,771	13.9	6.6	25.1	11.4	5.4	20.4	12
59,992	73,593	8,595	4,065	2,707	15,367	14.3	6.8	25.6	11.7	5.5	20.9	13
82,762	98,988	13,377	5,476	3,532	22,385	16.2	6.6	27.0	13.5	5.5	22.6	14
110,957	133,362	15,862	7,371	5,172	28,405	14.3	6.6	25.6	11.9	5.5	21.3	15
114,742	140,108	16,737	7,679	5,509	29,924	14.6	6.7	26.1	11.9	5.5	21.4	16
116,414	143,694	14,500	7,739	5,680	27,919	12.5	6.6	24.0	10.1	5.4	19.4	17
												18
												19
												20

ド イ ツ												番 号
国民所得 (A)	国内総生産 (B)	租 税 負 担 額				租 税 負 担 率 (対国民所得比)			(付) 租 税 負 担 率 (対国内総生産比)			
		連邦税 (C)	州 税 (D)	市 町 村 税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ($\frac{C}{A}$)	州 税 ($\frac{D}{A}$)	合 計 ($\frac{F}{A}$)	連邦税 ($\frac{C}{B}$)	州 税 ($\frac{D}{B}$)	合 計 ($\frac{F}{B}$)	
億マルク	億マルク	百万マルク	百万マルク	百万マルク	百万マルク	%	%	%	%	%	%	
569	...	8,983		3,611	12,594	15.8		22.1	1
978	...	32,338		33.1		2
900	...	38,010		42.2		3
785	...	17,423		2,549	19,972	22.2		25.4	4
1,422	...	36,755		5,561	42,316	25.8		29.8	5
2,401	3,027	58,811		9,637	68,667	24.5		28.5	19.4		22.6	6
3,585	4,592	92,400		13,063	106,230	25.8		29.4	20.1		23.0	7
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ							8
310,171	390,858	79,234	...		25.5	20.3	8
470,025	597,245	65,613	42,116	17,042	124,771	14.0	9.0	26.5	11.0	7.1	20.9	9
665,578	854,685	97,499	64,870	26,224	188,593	14.6	9.7	28.3	11.4	7.6	22.1	10
831,591	1,067,012	115,996	77,980	31,475	225,451	13.9	9.4	27.1	10.9	7.3	21.1	11
1,109,131	1,416,324	148,081	97,793	38,441	284,315	13.4	8.8	25.6	10.5	6.9	20.1	12
1,386,640	1,848,450	220,348	148,902	50,666	419,916	15.9	10.7	30.3	11.9	8.1	22.7	13
1,517,630	2,062,500	238,581	172,062	56,962	467,605	15.7	11.3	30.8	11.6	8.3	22.7	14
1,778,200	2,325,100	256,532	182,136	68,039	506,707	14.4	10.2	28.5	11.0	7.8	21.8	15
1,838,200	2,428,200	281,384	200,052	73,273	554,709	15.3	10.9	30.2	11.6	8.2	22.8	16
1,883,770	2,495,800	288,805	206,847	76,631	572,283	15.3	11.0	30.4	11.6	8.3	22.9	17

イギリス

- 国民所得及び国内総生産は、昭和30年以前は“National Income and Expenditure”，昭和35年以降はOECD“National Accounts”に基づく。
- 昭和45年以降は93SNAによる計数である（それ以前は68SNAベース）。
- 租税負担額は、昭和19年以前は、国税は“Financial Statement”，地方税は“Annual Abstract of Statistics”に基づき、昭和25～30年はともに“National Income and Expenditure”，昭和35年以降はOECD“Revenue Statistics”に基づく。
- 会計年度は、4月／3月であるが、資料の関係上暦年計数で示してある。

ドイツ

- 国民所得及び国内総生産は、昭和19年以前は“国連世界統計年鑑1953”，昭和25年以降昭和30年までは“Statistisches Jahrbuch 1953, 1969”，昭和35年以降はOECD“National Accounts”に基づく。昭和45年以降は93SNAによる計数である（それ以前は68SNAベース）。昭和25年及び30年は西ベルリン、ザール州をともに含まず、昭和35年以降は両者をともに含む。なお、昭和45年以降は新推計による計数であり、それ以前の計数と接続しない。平成2年は旧西ドイツ、平成3年以降は全ドイツの数値である。
- 租税収入は、昭和9～11年は“Statistisches Jahrbuch 1935及び1936”（昭和9年と10年の平均値によった。）、昭和16年及び19年は“Bulletin de Législation Comparée 1948”，昭和25年は、“Statistisches Jahrbuch 1953”，昭和30～45年は“Finanzbericht 1965—1995”，昭和50年以降はOECD“Revenue Statistics”に基づく。
- 会計年度は昭和36年度以降4月／3月から1月／12月に変更されたが、資料の関係上暦年計数で示してある。
- 所得税、法人税及び付加価値税は共有税であるので、税収の配分割合に応じて、連邦・州・市町村税にそれぞれ組み入れてある（なお、営業税は本来市町村税であるが、連邦及び州にも税収が配分されているため同様の措置をとった。）。

1. 国民所得に対する

区 分	番 号	フ ラ ン ス									
		国民 所得 (A)	国内 総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 ($\frac{C}{A}$)	合 計 ($\frac{E}{A}$)	国 税 ($\frac{C}{B}$)	合 計 ($\frac{E}{B}$)	
昭和 9~11年度	1	億フラン	億フラン	百万フラン	百万フラン	百万フラン		%	%	%	%
16.....	2	18	...	333	18.5
19.....	3	647
25.....	4	765	1,002	17,149	2,756	19,905	22.4	26.0	17.1	19.9	
30.....	5	1,296	1,705	27,777	4,643	32,420	21.4	25.0	16.3	19.0	
35.....	6	2,308	3,007	56,226	8,540	64,766	24.4	28.1	18.7	21.5	
40.....	7	3,690	4,835	93,600	15,244	108,844	25.4	29.5	19.4	22.5	
45.....	8	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ					
50.....	9	98,643	124,456	27,026	...	27.4	...	21.7	
55.....	10	178,253	233,384	42,823	6,248	49,071	24.0	27.5	18.3	21.0	
60.....	11	337,084	445,231	89,684	12,657	102,341	26.6	30.4	20.1	23.0	
平成 2.....	12	552,201	743,889	152,866	27,693	180,559	27.7	32.7	20.5	24.3	
7.....	13	774,631	1,033,026	202,428	40,202	242,630	26.1	31.3	19.6	23.5	
12.....	14	886,111	1,194,600	238,276	56,595	294,871	26.9	33.3	19.9	24.7	
18.....	15	1,085,580	1,441,373	346,581	64,836	411,417	31.9	37.9	24.0	28.5	
19.....	16	1,339,253	1,806,429	410,229	92,113	502,342	30.6	37.5	22.7	27.8	
20.....	17	1,411,400	1,895,284	422,228	99,109	521,337	29.9	36.9	22.3	27.5	
		1,441,673	1,948,511	428,608	102,214	530,822	29.7	36.8	22.0	27.2	

区 分	番 号	カ ナ ダ												
		国民 所得 (A)	国内 総生産 (B)	租 税 負 担 額				租税負担率 (対国民所得比)			(付) 租税負担率 (対国内総生産比)			
				連邦税 (C)	州 税 (D)	地方税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ($\frac{C}{A}$)	州 税 ($\frac{D}{A}$)	合 計 ($\frac{F}{A}$)	連邦税 ($\frac{C}{B}$)	州 税 ($\frac{D}{B}$)	合 計 ($\frac{F}{B}$)	
昭和 9~11年度	1	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル	百万カナダ・ドル		%	%	%	%	%
16.....	2
19.....	3
25.....	4
30.....	5	4,311	1,216	636	6,163
35.....	6	28,858	39,405	5,618	1,840	1,449	8,907	30.9	22.6
40.....	7	42,258	57,426	14,464	34.2	25.2
45.....	8	67,248	90,179	25,461	37.9	28.2
50.....	9	133,934	173,621	27,438	18,721	5,685	51,844	20.5	14.0	38.7	15.8	10.8	29.9	
55.....	10	240,737	314,390	43,703	36,719	9,944	90,366	18.2	15.3	37.5	13.9	11.7	28.7	
60.....	11	363,063	485,714	66,110	57,910	14,982	139,002	18.2	16.0	38.3	13.6	11.9	28.6	
平成 2.....	12	488,592	679,921	101,701	89,274	23,524	214,499	20.8	18.3	43.9	15.0	13.1	31.5	
7.....	13	571,656	810,426	113,397	107,439	28,483	249,319	19.8	18.8	43.6	14.0	13.3	30.8	
12.....	14	782,780	1,076,577	165,670	139,905	31,550	337,125	21.2	17.9	43.1	15.4	13.0	31.3	
18.....	15	1,088,785	1,449,215	199,358	175,522	41,487	416,367	18.3	16.1	38.2	13.8	12.1	28.7	
19.....	16	1,151,444	1,532,944	209,643	183,332	44,214	437,189	18.2	15.9	38.0	13.7	12.0	28.5	
20.....	17	1,211,845	1,600,081	203,957	186,219	46,670	436,846	16.8	15.4	36.0	12.7	11.6	27.3	

フランス 1. 国民所得及び国内総生産は、昭和9~11年はDR Bernoville氏調査("Revenus d'Économie Politique, 1939"), 昭和25年以降はOECD "National Accounts"に基づく。昭和45年以降は93SNAによる計数である(それ以前は68SNAベース)。
 2. 租税収入は、昭和9~11年は"Gazzetta Ufficiale", 昭和16年は"Bulletin de L'Égislation Comparée 1948", 昭和25年及び30年は"国連統計年鑑", 昭和35年~45年は"Ralazione Generale Sulla Situazione Economica Del Paese", 昭和50年以降はOECD "Revenus Statistics"に基づく。
 3. 会計年度は1月/12月である。

イタリア 1. 国民所得及び国内総生産は、昭和30年以前は"Ralazione Generale sulla Situazione Economica del Paese", 昭和35年以降は、OECD "National Accounts"に基づく。昭和45年以降は93SNAによる計数である(それ以前は68SNAベース)。
 2. 租税収入は、昭和9~11年は"Gazzetta Ufficiale", 昭和16年は"Bulletin de L'Égislation Comparée 1948", 昭和25年及び30年は"国連統計年鑑", 昭和35年~45年は"Ralazione Generale Sulla Situazione Economica Del Paese", 昭和50年以降はOECD "Revenus Statistics"に基づく。計数は決算額である。
 3. 会計年度は、昭和40年以降7月/6月から1月/12月に変更された。

租 税 負 担 率 の 国 際 比 較 (続)

		イ タ リ ア							番 号
国 民 所 得 (A)	国 内 総 生 産 (B)	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率 (対国民所得比)		(付) 租 税 負 担 率 (対国内総生産比)		
		国 税 (C)	地 方 税 (D)	合 計 (E)	国 税 ($\frac{C}{A}$)	合 計 ($\frac{E}{A}$)	国 税 ($\frac{C}{B}$)	合 計 ($\frac{E}{B}$)	
十億リラ	十億リラ	億リラ	億リラ	億リラ	%	%	%	%	
...	...	167	1
...	...	285	2
...	3
...	...	11,887	4
12,115	15,032	23,525	3,732	27,257	19.4	22.5	15.6	18.1	5
19,931	24,775	35,039	4,777	39,816	17.6	20.0	14.1	16.1	6
31,968	36,530	62,090	7,970	70,060	19.4	21.9	17.0	19.2	7
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ					
28,482	35,267	5,639	...	19.8	...	16.0	8
60,381	73,976	9,991	168	10,159	16.5	16.8	13.5	13.7	9
164,740	203,383	36,432	1,013	37,446	22.1	22.7	17.9	18.4	10
337,087	429,649	91,018	3,347	94,365	27.0	28.0	21.2	22.0	11
531,015	701,352	170,165	7,695	177,860	32.0	33.5	24.3	25.4	12
695,219	947,339	239,906	20,514	260,420	34.5	37.5	25.3	27.5	13
846,044	1,191,057	282,314	77,153	359,467	33.4	42.5	23.7	30.2	14
1,044,988	1,485,377	341,528	101,300	442,828	32.7	42.4	23.0	29.8	15
1,082,472	1,546,177	360,576	109,618	470,194	33.3	43.4	23.3	30.4	16
1,088,562	1,567,851	357,830	109,200	467,030	32.9	42.9	22.8	29.8	17

		ス ウ ェ ー デ ン							番 号
国 民 所 得 (A)	国 内 総 生 産 (B)	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率 (対国民所得比)		(付) 租 税 負 担 率 (対国内総生産比)		
		国 税 (C)	地 方 税 (D)	合 計 (E)	国 税 ($\frac{C}{A}$)	合 計 ($\frac{E}{A}$)	国 税 ($\frac{C}{B}$)	合 計 ($\frac{E}{B}$)	
百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	%	%	%	%	
...	1
...	2
...	3
...	4
...	...	8,956	3,727	12,683	5
58,104	72,946	13,537	5,225	18,762	23.3	32.3	18.6	25.7	6
88,903	114,314	35,152	...	39.5	...	30.8	7
142,711	183,251	58,932	...	41.3	...	32.2	8
248,900	320,040	67,653	38,564	106,217	27.2	42.7	21.1	33.2	9
432,763	558,878	101,876	82,693	184,569	23.5	42.6	18.2	33.0	10
660,359	915,256	193,668	131,600	325,268	29.3	49.3	21.2	35.5	11
1,020,398	1,447,412	329,069	221,017	550,086	32.2	53.9	22.7	38.0	12
1,344,426	1,809,575	355,848	265,854	621,702	26.5	46.2	19.7	34.4	13
1,633,048	2,265,447	521,871	336,304	858,175	32.0	52.6	23.0	37.9	14
2,181,376	2,944,480	605,932	454,117	1,060,049	27.8	48.6	20.6	36.0	15
2,345,181	3,126,018	615,663	479,068	1,094,731	26.3	46.7	19.7	35.0	16
2,382,298	3,213,659	602,568	515,873	1,118,441	25.3	46.9	18.8	34.8	17

カナダ { 1. 国民所得及び国内総生産は OECD "National Accounts" に基づく。昭和45年以降は93SNA による計数である (それ以前は68SNA ベース)。
2. 租税収入は OECD "Revenue Statistics" に基づく。"Revenue Statistics" のデータは会計年度ベース。
3. 連邦及び州の会計年度は 4月/3月、地方政府の会計年度は 1月/12月である。

スウェーデン { 1. 国民所得及び国内総生産は OECD "National Accounts" に基づく。昭和45年以降は93SNA による計数である (それ以前は68SNA ベース)。
2. 租税負担額は OECD "Revenue Statistics" に基づく。
3. 会計年度は 1月/12月である。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

区 分	番 号	日 本			人 口
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額		
			国 税	国税, 地方税計	
		円	円	円	万人
昭和 9~11年度…	1	209	18	27	6,865
16……………	2	500	69	81	7,160
19……………	3	772	172	184	7,380
25……………	4	40,658	6,856	9,120	8,317
30……………	5	78,150	10,494	14,770	8,923
35……………	6	144,520	19,285	27,253	9,339
40……………	7	273,187	33,386	49,164	9,820
45……………	8	585,979	74,636	110,648	10,415
50……………	9	1,108,644	129,687	202,602	11,184
55……………	10	1,741,702	242,489	378,345	11,699
60……………	11	2,153,922	323,636	516,382	12,097
平成 2……………	12	2,807,485	508,092	778,814	12,356
7……………	13	2,939,735	437,952	706,279	12,550
12……………	14	2,930,128	415,485	695,621	12,689
17……………	15	2,864,018	409,319	681,760	12,775
18……………	16	2,937,188	423,616	709,378	12,775
19……………	17	2,964,611	412,178	727,378	12,775
20……………	18	2,756,195	358,979	668,829	12,767
20(邦貨換算)	19				
21……………	20	2,660,367	315,609	591,609	12,751

区 分	番 号	イ ギ リ ス			人 口
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額		
			国 税	国税, 地方税計	
		ポンド	ポンド	ポンド	万人
昭和 9~11年度…	1	88	16	20	…
16……………	2	143	41	45	…
19……………	3	171	64	69	…
25……………	4	212	73	80	…
30……………	5	304	91	100	5,120
35……………	6	402	106	121	5,235
40……………	7	535	148	170	5,435
45……………	8	743	262	295	5,563
50……………	9	1,543	474	548	5,622
55……………	10	3,073	1,048	1,200	5,633
60……………	11	4,696	1,700	1,940	5,668
平成 2……………	12	7,259	2,675	2,921	5,756
7……………	13	9,297	3,342	3,501	5,861
12……………	14	12,482	4,768	5,006	5,889
17……………	15	16,360	5,683	6,036	6,024
18……………	16	16,956	6,141	6,511	6,059
19……………	17	17,911	6,378	6,766	6,098
20……………	18	18,815	6,413	6,816	6,138
20(邦貨換算)	19	(4,478,012)	(1,526,355)	(1,622,167)	

(備考) 1. 各国の国民所得及び租税負担額については「1. 国民所得に対する租税負担率の国際比較」の備考を参照のこと。

2. 日本の人口は毎月全国推計人口(総務省)の年度平均である。(平成17年10月までは国勢調査に基づく補間補正後)

3. 諸外国の人口は“Monthly Bulletin of Statistics”(国際連合)による。ドイツについては、昭和25年及び30年の人口の上欄は、西ベルリン及びザール州を含まない人口(1人当たり国民所得の算出に用いる。), 下欄は、西ベルリンは含むがザール州を含まない人口(1人当たり租税負担

び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較

ア メ リ カ					人 口	番 号
1 人 当 たり 国 民 所 得	1 人 当 たり 租 税 負 担 額			人 口		
	連 邦 税	州 税	連 邦 税、州 税、 地 方 政 府 税 計			
ドル	ドル	ドル	ドル	万人		
455	28	...	79	12,723	1	
780	94	...	157	13,367	2	
1,376	264	...	331	13,391	3	
1,587	285	...	394	15,187	4	
2,051	375	...	522	16,507	5	
2,345	423	...	628	18,068	6	
3,025	479	...	745	19,430	7	
4,111	707	...	1,132	20,505	8	
6,080	873	374	1,529	21,597	9	
9,845	1,523	604	2,507	22,776	10	
14,296	1,889	904	3,358	23,849	11	
18,765	2,616	1,239	4,709	24,995	12	
22,807	3,268	1,545	5,842	26,304	13	
29,328	4,740	1,941	7,932	28,219	14	
35,162	4,761	2,320	8,709	29,590	15	
37,139	5,309	2,467	9,508	29,876	16	
38,042	5,549	2,546	9,921	30,162	17	
38,287	4,769	2,545	9,182	30,406	18	
(4,479,523)	(557,943)	(297,780)	(1,074,289)		19	
					20	

ド イ ツ					人 口	番 号
1 人 当 たり 国 民 所 得	1 人 当 たり 租 税 負 担 額			人 口		
	連 邦 税	州 税	連 邦 税、州 税、 市 町 村 税 計			
マルク	マルク		マルク	万人		
851	134		188	...	1	
1,392	460		2	
1,288	544		3	
1,673	355		407	{ 4,691 4,905	4	
2,890	747		823	{ 4,920 5,140	5	
4,332	1,061		1,235	5,543	6	
6,116	1,576		1,799	5,862	7	
ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ			
5,114	...		1,306	6,065	8	
7,599	1,061	681	2,017	6,185	9	
10,815	1,584	1,054	3,065	6,154	10	
13,637	1,902	1,279	3,697	6,098	11	
17,536	2,341	1,546	4,495	6,325	12	
16,981	2,698	1,823	5,142	8,166	13	
18,465	2,903	2,093	5,689	8,219	14	
20,542	2,918	2,024	5,675	8,247	15	
21,588	3,114	2,211	6,152	8,237	16	
22,346	3,421	2,432	6,743	8,226	17	
22,936	3,516	2,519	6,968	8,213	18	
(3,738,568)	(573,108)	(410,597)	(1,135,784)		19	

額の算出に用いる。)であり、昭和35年以降の人口には西ベルリン及びザール州の双方が含まれている。平成2年度は旧西ドイツの数値、平成3年度以降は全ドイツの数値である。フランスについては、昭和25年以前は国際連合の“Demographic Yearbook 1960”によった。イタリアについては、昭和55年以降の計数はそれ以前の計数と接続しない。

4. 諸外国欄の()書は邦貨換算額である。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

区 分	番 号	フ ラ ン ス			人 口
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額		
			国 税	国 税, 地 方 税 計	
		フラン	フラン	フラン	万人
昭和 9~11年度…	1	44	8	…	4,134
16……………	2	…	17	…	3,880
19……………	3	…	27	31	3,830
25……………	4	1,833	411	477	4,174
30……………	5	2,984	640	746	4,343
35……………	6	4,937	1,231	1,418	4,568
40……………	7	…	…	…	…
		ユーロ	ユーロ	ユーロ	
45……………	8	1,943	…	532	5,077
50……………	9	3,377	811	930	5,279
55……………	10	6,256	1,665	1,899	5,388
60……………	11	10,009	2,771	3,273	5,517
平成 2……………	12	13,655	3,568	4,277	5,673
7……………	13	15,320	4,120	5,098	5,784
12……………	14	18,381	5,868	6,966	5,906
17……………	15	20,849	6,398	7,823	6,118
18……………	16	21,745	6,661	8,156	6,159
19……………	17	22,787	6,817	8,417	6,194
20……………	18	23,148	6,882	8,523	6,228
20(邦貨換算)	19	(3,773,124)	(1,121,766)	(1,389,249)	

区 分	番 号	カ ナ ダ				人 口
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人 当 た り 租 税 負 担 額			
			連 邦 税	州 税	連 邦 税, 州 税, 地 方 税 計	
		カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	万人
昭和 9~11年度…	1	…	…	…	…	…
16……………	2	…	…	…	…	…
19……………	3	…	…	…	…	…
25……………	4	…	…	…	…	…
30……………	5	…	…	…	…	…
35……………	6	…	…	…	…	…
40……………	7	2,147	…	…	735	1,968
45……………	8	3,154	…	…	1,194	2,132
50……………	9	5,892	1,207	824	2,281	2,273
55……………	10	10,014	1,818	1,527	3,759	2,404
60……………	11	14,430	2,628	2,302	5,525	2,516
平成 2……………	12	17,639	3,672	3,223	7,744	2,770
7……………	13	19,510	3,870	3,667	8,509	2,930
12……………	14	25,506	5,398	4,559	10,985	3,069
17……………	15	31,524	5,898	5,190	12,316	3,225
18……………	16	33,514	6,119	5,387	12,780	3,258
19……………	17	34,980	6,366	5,567	13,276	3,293
20……………	18	36,359	6,119	5,587	13,107	3,333
20(邦貨換算)	19	(4,181,170)	(703,685)	(642,505)	(1,507,305)	

5. 邦貨換算レートは、2008年上期の基準及び裁定外国為替相場による。

び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較 (続)

イ タ リ ア				番 号
1 人 当 たり 国 民 所 得	1 人 当 たり 租 税 負 担 額		人 口	
	国 税	国 税, 地 方 税 計		
リラ	リラ	リラ	万人	
...	391	1
...	2
...	3
...	25,509	...	4,660	4
251,244	48,787	56,526	4,822	5
401,511	70,586	80,210	4,964	6
614,887	119,427	134,757	5,199	7
ユーロ	ユーロ	ユーロ		
531	...	105	5,366	8
1,122	186	189	5,382	9
2,919	646	664	5,643	10
5,957	1,608	1,668	5,659	11
9,362	3,000	3,136	5,672	12
12,231	4,221	4,582	5,684	13
14,859	4,958	6,313	5,694	14
17,323	5,237	6,891	5,861	15
17,730	5,795	7,513	5,894	16
18,230	6,072	7,918	5,938	17
18,194	5,981	7,806	5,983	18
(2,965,622)	(974,903)	(1,272,378)		19

ス ウ ェ ー デ ン				番 号
1 人 当 たり 国 民 所 得	1 人 当 たり 租 税 負 担 額		人 口	
	国 税	国 税, 地 方 税 計		
クローネ	クローネ	クローネ	万人	
...	1
...	2
...	3
...	4
...	5
...	6
11,501	...	4,547	773	7
17,750	...	7,330	804	8
30,391	8,260	12,969	819	9
52,077	12,259	22,210	831	10
79,085	23,194	38,954	835	11
119,205	38,443	64,262	856	12
152,257	40,300	70,408	883	13
184,109	58,836	96,750	887	14
225,542	61,595	109,831	903	15
240,240	66,733	116,745	908	16
256,304	67,286	119,643	915	17
258,384	65,354	121,306	922	18
(4,650,912)	(1,176,372)	(2,183,508)		19

3. 国 税 の 税 目 別

区 分	番 号	昭和16年度		25		30		35	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
直 接 税	1	3,161	64.1	3,136	55.0	4,811	51.4	9,784	54.3
所 得 税	2	※ 1,585	32.1	2,201	38.6	2,787	29.8	3,906	21.7
{ 源 泉 分	3	—	—	1,275	22.4	2,141	22.9	2,929	16.3
	{ 申 告 分	4	—	—	926	16.2	646	6.9	977
法 人 税	5	※ 1,349	27.4	838	14.7	1,921	20.5	5,734	31.8
会 社 臨 時 特 別 税	6	—	—	—	—	—	—	—	—
相 続 税	7	65	1.3	27	0.5	56	0.6	123	0.7
旧 税	8	—	—	—	—	—	—	—	—
再 評 価 税	9	—	—	64	1.1	43	0.5	21	0.1
そ の 他	10	162	3.3	6	0.1	5	0.1	0	0.0
間 接 税 等	11	1,770	35.9	2,566	45.0	4,552	48.6	8,226	45.7
酒 税	12	359	7.3	1,054	18.5	1,605	17.1	2,485	13.8
砂 糖 消 費 税	13	120	2.4	7	0.1	476	5.1	281	1.6
揮 発 油 税	14	12	0.2	74	1.3	255	2.7	1,030	5.7
石 油 ガ ス 税	15	—	—	—	—	—	—	—	—
航 空 機 燃 料 税	16	—	—	—	—	—	—	—	—
石 油 税	17	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 税	18	181	3.7	165	2.9	269	2.9	822	4.6
ト ラ ン プ 類 税	19	—	—	—	—	—	—	3	0.0
取 引 所 税	20	28	0.6	—	—	2	0.0	6	0.0
有 価 証 券 取 引 税	21	3	0.1	0	0.0	8	0.1	111	0.6
通 行 税	22	29	0.6	11	0.2	24	0.3	43	0.2
入 場 税	23	—	—	—	—	144	1.5	164	0.9
自 動 車 重 量 税	24	—	—	—	—	—	—	—	—
関 税	25	87	1.8	} 16	0.3	270	2.9	1,098	6.1
と ん 税	26	1	0.0			3	0.0	8	0.0
日 本 銀 行 券 発 行 税	27	—	—	—	—	5	0.1	5	0.0
印 紙 収 入	28	146	3.0	92	1.6	233	2.5	506	2.8
日 本 専 売 公 社 納 付 金	29	415	8.4	1,138	20.0	1,182	12.6	1,465	8.1
地 方 道 路 税 (特)	30	—	—	—	—	77	0.8	188	1.0
石 油 ガ ス 税 (譲与分) (特)	31	—	—	—	—	—	—	—	—
航 空 機 燃 料 税 (譲与分) (特)	32	—	—	—	—	—	—	—	—
自 動 車 重 量 税 (譲与分) (特)	33	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 と ん 税 (特)	34	—	—	—	—	—	—	11	0.1
原 重 油 関 税 (特)	35	—	—	—	—	—	—	—	—
電 源 開 発 促 進 税 (特)	36	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	37	389	7.9	8	0.1	0	0	—	—
合 計	38	4,931	100.0	5,702	100.0	9,364	100.0	18,010	100.0

(備考) 1. 平成21年度以前は決算額であり、平成22年度は補正後予算額、平成23年度は当初予算額である。

2. 昭和16年度の直接税及び間接税等の「その他」の内容は次のとおりである。

直接税のその他 配当利子特別税 (10百万円)、外貨債特別税 (9 %)、鉱業税・鉱区税 (10 %)、地租 (25 %)、営業収益税 (14 %)、営業税 (87 %)、資本利子税 (0 %)、法人資本税 (5 %)、利益配当税 (1 %)、公債及び社債利子税 (0 %)、戦時利得税 (0 %)、北支事件特別税 (1 %)

間接税等のその他 建築税 (2百万円)、清涼飲料税 (12 %)、織物消費税 (130 %)、遊興飲食税 (201 %)、入場税 (33 %)、兌換銀行券発行税 (11 %)

収 入 の 累 年 比 較

(単位 16年度 百万円
25年度以降 億円, %)

40		45		50		55		番 号
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
19,416	59.2	51,344	66.1	100,583	69.3	201,628	71.1	1
9,704	29.6	24,282	31.2	54,823	37.8	107,996	38.1	2
7,122	21.7	17,287	22.2	39,663	27.3	82,354	29.0	3
2,581	7.9	6,995	9.0	15,160	10.5	25,643	9.0	4
9,271	28.3	25,672	33.0	41,279	28.5	89,227	31.5	5
—	—	—	—	1,374	0.9	0	0.0	6
440	1.3	1,391	1.8	3,104	2.1	4,405	1.6	7
—	—	0	0.0	2	0.0	0	0.0	8
0	0.0	—	—	—	—	—	—	9
13,369	40.8	26,388	33.9	44,460	30.7	82,060	28.9	11
3,529	10.8	6,136	7.9	9,140	6.3	14,243	5.0	12
289	0.9	442	0.6	426	0.3	430	0.2	13
2,545	7.8	4,987	6.4	8,244	5.7	15,474	5.5	14
0	0.0	122	0.2	139	0.1	149	0.1	15
—	—	—	—	183	0.1	488	0.2	16
—	—	—	—	—	—	4,041	1.4	17
1,379	4.2	3,395	4.4	6,825	4.7	10,379	3.7	18
5	0.0	6	0.0	9	0.0	5	0.0	19
25	0.1	49	0.1	97	0.1	152	0.1	20
82	0.3	158	0.2	668	0.5	2,087	0.7	21
42	0.1	122	0.2	345	0.2	637	0.2	22
104	0.3	135	0.2	26	0.0	54	0.0	23
—	—	—	—	2,203	1.5	3,951	1.4	24
2,220	6.8	3,815	4.9	3,733	2.6	6,469	2.3	25
29	0.1	51	0.1	67	0.0	89	0.0	26
4	0.0	8	0.0	40	0.0	—	—	27
827	2.5	2,187	2.8	4,798	3.3	8,409	3.0	28
1,793	5.5	2,723	3.5	3,380	2.3	8,081	2.8	29
461	1.4	903	1.2	1,496	1.0	2,783	1.0	30
0	0.0	122	0.2	139	0.1	149	0.1	31
—	—	—	—	33	0.0	89	0.0	32
—	—	—	—	734	0.5	1,317	0.5	33
36	0.1	63	0.1	84	0.1	111	0	34
—	—	963	1.2	1,349	0.9	1,387	0.5	35
—	—	—	—	299	0.2	1,085	0.4	36
—	—	—	—	—	—	—	—	37
32,785	100.0	77,733	100.0	145,042	100.0	283,688	100.0	38

3. 昭和16年度の所得税には個人臨時利得税（184百万円）を含み、法人税には法人臨時利得税（814百万円）を含んでいる。

4. 入場税は昭和36年度までは特別会計に属していた。

5. 電源開発促進税は、平成19年度より一般会計に組み入れられている。

6. 揮発油税（特）は、平成21年度より一般会計に組み入れられている。

3. 国 税 の 税 目 別

区 分	番 号	昭和60年度		平成 2		7		12	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
直 接 税	1	285,170	72.8	462,971	73.7	363,519	66.1	323,193	61.3
所 得 税	2	154,350	39.4	259,955	41.4	195,151	35.5	187,889	35.6
{ 源 泉 分	3	122,495	31.3	187,787	29.9	157,259	28.6	158,785	30.1
	{ 申 告 分	4	31,855	8.1	72,168	11.5	37,891	6.9	29,104
法 人 税	5	120,207	30.7	183,836	29.3	137,354	25.0	117,472	22.3
法 人 特 別 税	6	—	—	—	—	44	0.0	1	0.0
相 続 税	7	10,613	2.7	19,180	3.1	26,903	4.9	17,822	3.4
地 価 税	8	—	—	—	—	4,063	0.7	9	0.0
旧 税	9	0	0.0	0	0.0	—	—	0	0.0
法 人 臨 時 特 別 税 (特)	10	—	—	—	—	4	0.0	—	—
所 得 税 (譲与分) (特)	11	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 法 人 特 別 税 (特)	12	—	—	—	—	—	—	—	—
間 接 税 等	13	106,332	27.2	164,827	26.3	186,111	33.9	204,016	38.7
消 費 税	14	—	—	46,227	7.4	57,901	10.5	98,221	18.6
酒 税	15	19,315	4.9	19,350	3.1	20,610	3.7	18,164	3.4
た ば こ 税	16	8,837	2.3	9,959	1.6	10,420	1.9	8,755	1.7
砂 糖 消 費 税	17	408	0.1	0	0.0	—	—	—	—
揮 発 油 税	18	15,568	4.0	15,055	2.4	18,651	3.4	20,752	3.9
石 油 ガ ス 税	19	155	0.0	157	0.0	153	0.0	142	0.0
航 空 機 燃 料 税	20	521	0.1	641	0.1	855	0.2	880	0.2
石 油 石 炭 税 (15年9月30日までは石油税)	21	4,004	1.0	4,870	0.8	5,131	0.9	4,890	0.9
電 源 開 発 促 進 税	22	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 税	23	15,279	3.9	46	0.0	3	0.0	—	—
ト ラ ン プ 類 税	24	4	0.0	0	0.0	—	—	—	—
取 引 所 税	25	111	0.0	413	0.1	438	0.1	—	—
有 価 証 券 取 引 税	26	6,709	1.7	7,479	1.2	4,791	0.9	0	0.0
通 行 税	27	753	0.2	△4	△0.0	—	—	—	—
入 場 税	28	50	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
自 動 車 重 量 税	29	4,523	1.2	6,609	1.1	7,837	1.4	8,507	1.6
関 税	30	6,369	1.6	8,252	1.3	9,500	1.7	8,215	1.6
と ん 税	31	86	0.0	89	0.0	87	0.0	88	0.0
印 紙 収 入	32	14,126	3.6	18,944	3.0	19,413	3.5	15,318	2.9
消 費 税 (譲与分) (特)	33	—	—	11,557	1.8	14,475	2.6	—	—
地 方 揮 発 油 税 (特) (平成20年度までは地方道路税)	34	2,999	0.8	3,608	0.6	2,635	0.5	2,962	0.6
石 油 ガ ス 税 (譲与分) (特)	35	155	0.0	157	0.0	153	0.0	142	0.0
航 空 機 燃 料 税 (譲与分) (特)	36	95	0.0	116	0.0	155	0.0	160	0.0
自 動 車 重 量 税 (譲与分) (特)	37	1,508	0.4	2,203	0.4	2,612	0.5	2,836	0.5
特 別 と ん 税 (特)	38	107	0.0	112	0.0	109	0.0	111	0.0
原 油 等 関 税 (特)	39	1,204	0.3	1,029	0.2	821	0.1	550	0.1
電 源 開 発 促 進 税 (特)	40	2,335	0.6	2,947	0.5	3,386	0.6	3,746	0.7
揮 発 油 税 (特)	41	1,110	0.3	5,011	0.8	5,976	1.1	6,934	1.3
石 油 臨 時 特 別 税 (特)	42	—	—	—	—	0	0.0	—	—
た ば こ 特 別 税 (特)	43	—	—	—	—	—	—	2,644	0.5
合 計	44	391,502	100.0	627,798	100.0	549,630	100.0	527,209	100.0

収入の累年比較(続)

(単位 億円, %)

17		21		22 (補正後)		23 (当初)		番号
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
315,413	60.3	212,941	52.9	228,580	54.8	242,707	56.1	1
155,859	29.8	129,139	32.1	128,080	30.7	134,900	31.2	2
129,558	24.8	104,995	26.1	104,910	25.2	111,720	25.8	3
26,301	5.0	24,144	6.0	23,170	5.6	23,180	5.4	4
132,736	25.4	63,564	15.8	74,890	18.0	77,920	18.0	5
—	—	—	—	—	—	—	—	6
15,657	3.0	13,498	3.4	12,710	3.0	14,230	3.3	7
2	0.0	0	0.0	—	—	—	—	8
0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	9
—	—	—	—	—	—	—	—	10
11,159	2.1	—	—	—	—	—	—	11
—	—	6,739	1.7	12,900	3.1	15,657	3.6	12
207,492	39.7	189,492	47.1	188,513	45.2	189,602	43.9	13
105,834	20.2	98,075	24.4	101,550	24.3	101,990	23.6	14
15,853	3.0	14,168	3.5	13,830	3.3	13,480	3.1	15
8,867	1.7	8,224	2.0	8,270	2.0	8,160	1.9	16
—	—	—	—	—	—	—	—	17
21,676	4.1	27,152	6.7	25,760	6.2	26,340	6.1	18
142	0.0	123	0.0	120	0.0	120	0.0	19
886	0.2	793	0.2	770	0.2	460	0.1	20
4,931	0.9	4,868	1.2	4,800	1.2	5,120	1.2	21
—	—	3,293	0.8	3,300	0.8	3,460	0.8	22
—	—	—	—	—	—	—	—	23
—	—	—	—	—	—	—	—	24
—	—	—	—	—	—	—	—	25
0	0.0	—	—	—	—	—	—	26
—	—	—	—	—	—	—	—	27
—	—	—	—	—	—	—	—	28
7,574	1.4	6,351	1.6	4,470	1.1	4,280	1.0	29
8,857	1.7	7,319	1.8	7,560	1.8	8,150	1.9	30
91	0.0	89	0.0	80	0.0	90	0.0	31
11,688	2.2	10,676	2.7	10,240	2.5	10,570	2.4	32
—	—	—	—	—	—	—	—	33
3,112	0.6	2,905	0.7	2,756	0.7	2,818	0.7	34
142	0.0	123	0.0	120	0.0	120	0.0	35
161	0.0	144	0.0	140	0.0	131	0.0	36
3,787	0.7	3,176	0.8	3,065	0.7	2,938	0.7	37
114	0.0	111	0.0	100	0.0	113	0.0	38
446	0.1	—	—	—	—	—	—	39
3,592	0.7	—	—	—	—	—	—	40
7,408	1.4	—	—	—	—	—	—	41
—	—	—	—	—	—	—	—	42
2,329	0.4	1,904	0.5	1,582	0.4	1,262	0.3	43
522,905	100.0	402,433	100.0	417,093	100.0	432,309	100.0	44

4. 国 税 の 税 目 別

日 本 (億円, %)			アメリカ (百万ドル, %)			イギリス (百万ポンド, %)		
税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比
直 接 税	242,707	56.1	直 接 税	1,077,019	92.7	直 接 税	204,296	59.7
所 得 税	134,900	31.2	個 人 所 得 税	915,308	78.8	所 得 税	139,281	40.7
源 泉 分	111,720	25.8	法 人 所 得 税	138,229	11.9	法 人 税	35,805	10.5
申 告 分	23,180	5.4	遺 産 税・贈 与 税	23,482	2.0	キャピタル・ゲイン税	2,491	0.7
法 人 税	77,920	18.0				相 続 税	2,396	0.7
相 続 税	14,230	3.3	間 接 税 等	84,936	7.3	石 油 収 入 税	923	0.3
地方法人特別税(特)	15,657	3.6	一 般 財 源	13,854	1.2	非居住用資産レイト	23,400	6.8
			酒 税	9,903	0.9			
間 接 税 等	189,602	43.9	た ば こ 税	12,841	1.1	間 接 税 等	137,723	40.3
消 費 税	101,990	23.6	電 信 電 話 サ ー ビ ス 税	1,115	0.1	付 加 価 値 税	70,147	20.5
酒 税	13,480	3.1	輸 送 燃 料 税	△10,324	△0.9	炭 化 水 素 油 税	26,197	7.7
た ば こ 税	8,160	1.9	そ の 他	319	0.0	た ば こ 税	8,813	2.6
揮 発 油 税	26,340	6.1	関 税	22,453	1.9	酒 税	9,012	2.6
石 油 ガ ス 税	120	0.0	特 定 財 源	48,629	4.2	賭 博・遊 戯 税	1,439	0.4
航 空 機 燃 料 税	460	0.1	ハ イ ウ ェ イ 財 源	34,961	3.0	関 税	2,646	0.8
石 油 石 炭 税	5,120	1.2	空 港・航 空 路 財 源	10,569	0.9	航 空 旅 客 税	1,856	0.5
電 源 開 発 促 進 税	3,460	0.8	そ の 他	3,099	0.3	保 険 税	2,259	0.7
自 動 車 重 量 税	4,280	1.0				埋 立 税	842	0.2
関 税	8,150	1.9				気 候 変 動 税	695	0.2
と ん 税	90	0.0				採 掘 税	275	0.1
印 紙 収 入	10,570	2.4				自 動 車 税	5,639	1.6
地方揮発油税(特)	2,818	0.7				印 紙 税	7,903	2.3
石油ガス税(譲与分)(特)	120	0.0						
航空機燃料税(〃)(特)	131	0.0				そ の 他	0	0.0
自動車重量税(〃)(特)	2,938	0.7						
特別とん税(特)	113	0.0						
たばこ特別税(特)	1,262	0.3						
合 計	432,309	100.0	合 計	1,161,955	100.0	合 計	342,018	100.0

(備考) 1. 日本は平成23年度当初予算額、アメリカは平成20年10月/平成21年9月会計年度決算額、イギリスは21年度実績額、ドイツは平成21年決算額、フランスは平成21年実績額(本表の数値は、一般会計に係る税収)、イタリアは平成21年決算額である。

収 入 の 国 際 比 較

ドイツ (百万ユーロ, %)					フランス (百万ユーロ, %)			イタリア (百万ユーロ, %)		
税 目	金 額			構成比	税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比
	連邦税	州 税	計							
直 接 税	96,948	92,398	189,346	41.6	直 接 税	132,254	40.6	直 接 税	227,871	55.0
所 得 税	80,390	80,390	160,780	35.3	所 得 税	55,057	16.9	所 得 税	159,934	38.6
法 人 税	3,587	3,587	7,174	1.6	徴収名簿による法人税・給与税等	6,742	2.1	法 人 税	38,771	9.4
財 産 税	0	7	7	0.0				資本所得に係る源泉税	14,017	3.4
相続・贈与税	0	4,550	4,550	1.0	法 人 税	49,476	15.2	相続・贈与税	448	0.1
営 業 税	1,044	3,864	4,908	1.1	富 裕 税	3,590	1.1	企業純資産税	3	0.0
連 帯 付 加 税	11,927	0	11,927	2.6	金融機関支出特別税	34	0.0	そ の 他	14,698	3.6
					相続・贈与税	7,474	2.3			
間 接 税 等	151,550	114,725	266,275	58.4	そ の 他	9,881	3.0	間 接 税 等	186,141	45.0
付 加 価 値 税	95,400	78,059	173,459	38.1				付 加 価 値 税	111,720	27.0
関 税	3,604	0	3,604	0.8	間 接 税 等	193,665	59.4	酒 税	1,002	0.2
不動産取得税	0	4,857	4,857	1.1	登 録 税	3,966	1.2	たばこ消費税	10,344	2.5
自 動 車 税	3,803	4,398	8,201	1.8	印 紙 税	104	0.0	鉱 油 税	20,827	5.0
保 険 税	10,548	0	10,548	2.3	関 税	1,991	0.6	電気ガス消費税	6,204	1.5
競馬富くじ税	0	1,511	1,511	0.3	石油産品内国消費税	14,902	4.6	ディーゼル油付加税	3	0.0
防 火 税	0	324	324	0.1	付 加 価 値 税	168,114	51.6	自 動 車 税	618	0.1
たばこ税	13,366	0	13,366	2.9	汚染活動一般税	221	0.1	印紙税・登録税	14,135	3.4
コーヒー税	997	0	997	0.2	そ の 他	4,365	1.3	抵当権等登記税	2,077	0.5
ビール税	0	730	730	0.2				興 行 税	51	0.0
蒸 溜 酒 税	2,101	0	2,101	0.5				富 く じ 税	5,868	1.4
アルコール税	2	0	2	0.0				政 府 免 許 税	1,605	0.4
発泡ワイン税	446	0	446	0.1				テレビ受信税	1,660	0.4
中間製品税	26	0	26	0.0				そ の 他	10,027	2.4
エネルギー税	39,822	0	39,822	8.7						
電 気 税	6,278	0	6,278	1.4						
そ の 他	3	0	3	0.0						
連邦と州間の調整等	△24,846	24,846	—	—						
合 計	248,497	207,119	455,616	100.0	合 計	325,919	100.0	合 計	414,012	100.0

2. 諸外国の計数の原資料は、各国の租税統計資料である。そのため、合計額はOECD資料を原資料とする第1表の租税負担額(国税分)とは必ずしも一致しない。

5. 歳出及び歳入に対する

区分	番号	日				本			
		一般会計歳出総額(A)	一般会計歳入総額(B)	租税及び印紙収入(C)	租税及び印紙収入と公社納付金の計(D)	C/A	D/A	C/B	D/B
		百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%	%
昭和 9~11年度...	1	2,217	2,293	1,024	1,226	46.2	55.3	44.7	53.5
16.....	2	8,134	8,602	4,403	4,818	54.1	59.2	51.2	56.0
19.....	3	19,872	21,040	11,665	12,715	58.7	64.0	55.4	60.4
		億円	億円	億円	億円				
25.....	4	6,333	7,168	4,564	5,702	72.1	90.0	63.7	79.5
30.....	5	10,182	11,264	7,960	9,097	78.2	89.3	70.7	80.8
35.....	6	17,431	19,610	16,183	17,648	92.8	101.2	82.5	90.0
40.....	7	37,230	37,731	30,496	32,289	81.9	86.7	80.8	85.6
45.....	8	81,877	84,592	72,958	75,681	89.1	92.4	86.2	89.5
50.....	9	208,609	214,734	137,527	140,907	65.9	67.5	64.0	65.6
55.....	10	434,050	440,407	268,687	276,768	61.9	63.8	61.0	62.8
60.....	11	530,045	539,926	381,988	381,988	72.1	72.1	70.7	70.7
平成 2.....	12	692,687	717,035	601,059	601,059	86.8	86.8	83.8	83.8
7.....	13	759,385	805,572	519,308	519,308	68.4	68.4	64.5	64.5
12.....	14	893,210	933,610	507,125	507,125	56.8	56.8	54.3	54.3
17.....	15	855,196	890,003	490,654	490,654	57.4	57.4	55.1	55.1
20.....	16	846,974	892,082	442,673	442,673	52.3	52.3	49.6	49.6
21.....	17	1,009,734	1,071,142	387,331	387,331	38.4	38.4	36.2	36.2
22(補正後)...	18	967,284	967,284	396,430	396,430	41.0	41.0	41.0	41.0
23(当初)...	19	924,116	924,116	409,270	409,270	44.3	44.3	44.3	44.3

(備考) 1. 日本は平成21年度以前は決算額、平成22年度は補正後予算額、平成23年度は当初予算額であり、いずれも特別会計に属する諸税を含まない。
 2. アメリカは、会計年度は、昭和50年以前に開始する年度については7月/6月、それ以降については10月/9月、歳入額及び税収入額の上段は、社会保障税を控除した額であり、() 書は、社会保障税を含めた額である。原資料は「予算教書」である。
 3. イギリスは、中央歳出額及び中央歳入額は、昭和19年度以前は年度決算額、昭和25~50年度は暦年実績額、昭和55年度以降は年度実績額である。原資料は昭和19年度以前は“Financial Statement”、昭和25~45年度は“National Income and Expenditure”、昭和50年度は“United Kingdom National Accounts”、昭和55年度~平成19年度は“Financial Statistics”、平成20年度以降は“Consolidated Fund Account”に基づく。なお、中央歳

区分	番号	ド		イ		ツ		フ	
		連歳出額(A)	連歳入額(B)	連歳出額(C)	連歳入額(D)	C/A	D/B	一般会計歳出額(A)	一般会計歳入額(B)
		百万マルク	百万マルク	百万マルク	百万マルク	%	%	億フラン	億フラン
昭和 9~11年度...	1	5	4
16.....	2	101,000	72,400	32,338	32,338	32.0	44.7	12	8
19.....	3	176,000	108,200	38,010	38,010	21.6	35.1	26	12
25.....	4	14,685	14,428	11,904	11,904	81.1	82.5	236	208
30.....	5	29,700	32,821	27,240	27,240	91.7	83.0	395	345
35.....	6	41,938	41,938	38,082	38,082	90.8	90.8	600	620
40.....	7	69,178	68,450	60,034	60,034	86.8	87.7	982	1,018
		百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ				
45.....	8	48,178	48,178	43,551	43,551	90.4	90.4	1,716	1,747
50.....	9	84,880	84,880	64,615	64,615	76.1	76.1	3,525	3,164
55.....	10	115,944	115,944	95,527	95,527	82.4	82.4	6,822	6,470
60.....	11	139,448	139,448	113,239	113,239	81.2	81.2	12,755	11,210
平成 2.....	12	205,571	205,571	152,151	152,151	74.0	74.0	16,581	15,617
7.....	13	258,222	258,222	207,623	207,623	80.4	80.4	313,111	266,766
12.....	14	266,372	266,372	220,623	220,623	82.8	82.8	361,984	332,669
17.....	15	281,913	281,913	211,857	211,857	75.1	75.1	430,486	385,335
20.....	16	305,381	305,381	262,261	262,261	85.9	85.9	440,284	383,295
21.....	17	312,754	312,754	248,497	248,497	79.5	79.5	478,794	348,888

4. ドイツの原資料は、昭和16年及び19年についてはR. W. Lindholm“German Finance in World War II”、昭和25年以降は“Finanzbericht”による。なお、昭和36年度以降、会計年度が4月/3月から暦年に変更されたため、昭和35年度は4月/12月であるが、4月/3月の予算額を掲げた。4月/12月による決算額は連邦歳出額33,129百万マルク、連邦歳入額33,078百万マルク、連邦税収入29,739百万マルクである。昭和47年以降の一般会計歳出額にはEU拠出金を含む。平成2年(但し、7月/12月のみ)及び平成3年以降は、旧東ドイツ地域を含めた数値である。
 5. フランスは平成8年以前は決算額、平成9年以降は実績見込額、原資料は、“Statistiques et Études Financières”、“LesNotes Bleues”、及び“Annuaire Statistique de la France”である。なお、地方交付金及びEU拠出金は、原資料では歳出に含まず、歳入の減少項目という取扱いがなされているが、我が国に倣い歳出に立てて計算してある。会計年度は1月/12月である。

租 税 収 入 の 割 合 の 国 際 比 較

ア					イ					番 号	
連 歳 出 額 (A)	連 歳 入 額 (B)	連 歳 出 額 (C)	C A	C B	中 歳 出 額 (A)	中 歳 入 額 (B)	中 歳 出 額 (C)	税 入 (C)	C A		C B
億ドル	億ドル	億ドル	%	%	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	%	%	
71	35 (35)	1,019	770	747	73.3	97.0	1	
137	68 (87)	68 (87)	49.5 (63.7)	99.8	4,776	2,074	1,962	41.1	94.6	2	
913	403 (437)	402 (437)	44.1 (47.9)	99.9	6,058	3,238	3,135	51.7	96.8	3	
426	351 (394)	349 (392)	81.9 (92.1)	99.3	3,461	3,977	3,696	106.8	92.9	4	
684	576 (655)	572 (651)	83.6 (95.1)	99.4	4,567	5,079	4,658	102.0	91.7	5	
922	778 (925)	766 (913)	83.1 (99.0)	98.4	5,917	6,233	5,546	93.7	89.0	6	
1,182	946 (1,168)	930 (1,152)	78.6 (97.5)	98.3	8,511	8,889	8,032	94.4	90.4	7	
1,956	1,484 (1,928)	1,450 (1,894)	74.1 (96.8)	97.7	12,857	16,208	14,580	113.4	90.0	8	
3,323	1,946 (2,791)	1,878 (2,724)	56.5 (82.0)	96.6	31,767	31,065	26,676	84.0	85.9	9	
5,909	3,593 (5,171)	3,466 (5,044)	58.6 (85.3)	96.5	76,170	66,213	56,496	74.2	85.3	10	
9,464	4,689 (7,341)	4,504 (7,155)	47.6 (75.6)	96.0	110,127	106,132	95,268	86.5	89.8	11	
12,531	6,520 (10,321)	6,239 (10,040)	49.8 (80.1)	95.7	164,024	162,366	140,631	85.7	86.6	12	
15,159	8,675 (13,519)	8,388 (13,233)	55.3 (87.3)	96.7	241,368	201,474	191,189	79.2	94.9	13	
17,892	13,726 (20,254)	13,295 (19,824)	74.3 (110.8)	96.9	266,889	300,694	271,378	101.7	90.3	14	
24,722	13,597 (21,539)	13,267 (21,209)	53.7 (85.8)	97.6	382,230	336,031	322,315	84.3	95.9	15	
29,829	16,242 (25,243)	15,738 (24,740)	52.8 (82.9)	96.9	560,260	394,741	360,671	64.4	91.4	16	
35,177	12,141 (21,050)	11,620 (20,529)	33.0 (58.4)	95.7	549,593	353,993	327,987	59.7	92.7	17	
										18	
										19	

上額及び中央歳入額には National Insurance の支出及び収入は含まれていない。
 また、国税収入は、昭和19年度以前は“Financial Statement”、昭和25～35年度は“National Income and Expenditure”、昭和40～50年度は、OECD“Revenue Statistics”に基づき、昭和55年度以降は“Financial Statistics”、平成20年度以降は“Consolidated Fund Account”に基づく統合国庫基金への繰入額である。
 なお、資料の関係上、出典が変更された年度の計数は、その前年度の計数と接続しない。

ラ				イ				タ		リ		ア		番 号
国 収 (C)	税 入	C A	C B	中 歳 出 額 (A)	中 歳 入 額 (B)	中 歳 出 額 (C)	税 入	C A	C B	C A	C B			
億フラン		%	%	億リラ	億リラ	億リラ	億リラ	%	%					
3	60.0	75.0	201	201	167	83.1	83.1	83.1	83.1	83.1	83.1	83.1	1	
6	50.0	75.0	990	990	285	28.8	28.8	28.8	28.8	28.8	28.8	28.8	2	
10	38.5	83.3	3	
171	72.5	82.2	16,350	12,826	11,887	72.7	72.7	72.7	72.7	72.7	72.7	72.7	4	
278	70.4	80.6	27,390	25,715	23,525	85.9	85.9	85.9	85.9	85.9	85.9	85.9	5	
562	93.7	90.6	43,575	39,491	35,039	80.4	80.4	80.4	80.4	80.4	80.4	80.4	6	
936	95.3	91.9	78,810	66,460	62,090	78.8	78.8	78.8	78.8	78.8	78.8	78.8	7	
1,572	91.6	90.0	143,138	127,098	102,520	71.6	71.6	71.6	71.6	71.6	71.6	71.6	8	
2,869	81.4	90.7	402,015	323,130	197,673	49.2	49.2	49.2	49.2	49.2	49.2	49.2	9	
5,970	87.5	92.3	155,964	155,964	71,789	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	46.0	10	
10,146	79.5	90.5	334,226	221,589	178,098	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3	53.3	11	
13,950	84.1	89.3	535,441	406,858	330,710	61.8	61.8	61.8	61.8	61.8	61.8	61.8	12	
232,312	74.2	87.1	641,579	525,419	467,978	72.9	72.9	72.9	72.9	72.9	72.9	72.9	13	
296,180	81.8	89.0	387,808	350,866	315,603	81.4	81.4	81.4	81.4	81.4	81.4	81.4	14	
341,043	79.2	88.5	435,512	388,262	356,558	81.9	81.9	81.9	81.9	81.9	81.9	81.9	15	
352,135	80.0	91.9	503,150	440,474	412,318	81.9	81.9	81.9	81.9	81.9	81.9	81.9	16	
325,919	68.1	93.4	502,277	439,708	401,455	79.9	79.9	79.9	79.9	79.9	79.9	79.9	17	

6. イタリアは昭和25年以前は“国連統計年鑑”、昭和30年及び35年は“International Financial Statistics”（国際通貨基金）及び“Relazione Generale sulla Situazione Economica del Paese”、昭和40年は“Assemblea Generale Ordinaria dei Partecipanti”、昭和45年以降55年までは“Relazione Generale sulla Situazione Economica del Paese”、昭和60年以降はイタリア中央銀行“Relazione Annuale”による。なお、中央歳出額・歳入額の55年以降は、計算方法の変更により、それ以前の計数と接続しない。

7. アメリカ、イギリス、フランスについては、歳入額に公債発行による収入を含めていない。

6. 一 般 会 計 歳 入

区 分	番 号	租 税 及 び 入		専 売 納 付 金		官 益 金 及 び 官 業 収 入		政 府 資 産 入		雑 収 入	
		百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和 9～11年度…	1	1,024	44.7	202	8.8	55	2.4	20	0.9	244	10.6
	16	4,403	51.2	415	4.8	185	2.2	10	0.1	598	7.0
	19	11,665	55.4	1,050	5.0	563	2.7	10	0.0	899	4.3
		億円		億円		億円		億円		億円	
25	4	4,564	63.7	1,145	16.0	50	0.7	174	2.4	644	9.0
30	5	7,960	70.7	1,143	10.1	138	1.2	83	0.7	498	4.4
35	6	16,183	82.5	1,470	7.5	183	0.9	226	1.2	527	2.7
40	7	30,496	80.8	1,804	4.8	157	0.4	246	0.7	1,699	4.5
45	8	72,958	86.2	2,744	3.2	36	0.0	277	0.3	3,199	3.8
50	9	137,527	64.0	3,405	1.6	41	0.0	304	0.1	7,857	3.7
55	10	268,687	61.0	8,124	1.8	99	0.0	641	0.1	11,260	2.6
60	11	381,988	70.7	108	0.0	225	0.0	1,631	0.3	25,865	4.8
平成 2	12	601,059	83.8	111	0.0	224	0.0	1,620	0.2	27,011	3.8
7	13	519,308	64.5	163	0.0	224	0.0	2,744	0.3	43,409	5.4
12	14	507,125	54.3	205	0.0	205	0.0	2,249	0.2	40,398	4.3
17	15	490,654	55.1	—	—	160	0.0	3,321	0.4	43,170	4.9
18	16	490,691	58.1	—	—	160	0.0	2,754	0.3	41,016	4.9
19	17	510,182	60.3	—	—	161	0.0	2,943	0.3	48,756	5.8
20	18	442,673	49.6	—	—	156	0.0	2,483	0.3	80,799	9.1
21	19	387,331	36.2	—	—	153	0.0	1,447	0.1	117,553	11.0
22(補正後)	20	396,430	41.0	—	—	159	0.0	8,092	0.8	97,568	10.1
23(当 初)	21	409,270	44.3	—	—	157	0.0	2,970	0.3	68,739	7.4

(備考) 1. 平成21年度以前は決算額、平成22年度は補正予算額、平成23年度は当初予算額である。

2. 平成20年度の歳入の内訳には、上記以外に決算調整資金からの受入れがある。

3. 昭和25年以前の科目別収入は科目の組替えのため若干の推計を含んでいる。

7. 租 税 及 び 印 紙 収 入 (一 般 会 計) 予 算 額

区 分	番 号	現行法による 収入見込額	年度間増収額	改正増減(△) 税 額	当初予算額	補 正 額	補正後予算額
		A	B = A - D [*]	C	D = A + C	E	F = D + E
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和40年度	1	33,690	4,647	△813	32,877	△2,590	30,287
45	2	71,152	13,771	△1,768	69,384	3,011	72,395
50	3	175,450	37,830	△2,050	173,400	△38,790	134,610
55	4	260,850	45,980	3,260	264,110	7,340	271,450
60	5	383,720	37,760	外△1,110 2,890	385,500	△4,050	381,450
平成 2	6	583,540	73,440	△3,500	580,040	11,270	591,310
7	7	537,060	410	250	537,310	△30,500	506,810
12	8	488,110	16,920	△1,520	486,590	12,360	498,950
17	9	445,270	27,800	外△6,910 1,710	440,070	30,350	470,420
18	10	473,850	33,780	外△18,930 3,860	458,780	45,900	504,680
19	11	535,300	76,520	外3,460 △4,090	534,670	△9,160	525,510
20	12	535,630	960	△90	535,540	△71,250	464,290
21	13	458,880	△76,660	外6,500 △4,350	461,030	△92,420	368,610
22	14	374,340	△86,690	△380	373,960	22,470	396,430
23	15	412,130	38,170	△2,860	409,270		

(備考) 1. 増減税額欄の外書については、平成18年度以前は特別会計への振替額であり、平成19年度及び21年度は特別会計から一般会計への組入額である。

2. 記号△は前年度を示す。

構成の累年比較

公債金		前年度剰余金受入		歳入合計		歳出合計	本年度剰余金	うち新規剰余金	番号
百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円	百万円	
677	29.5	71	3.1	2,293	100.0	2,217	76	-	1
2,406	28.0	585	6.8	8,602	100.0	8,134	468	-	2
5,395	25.6	1,458	6.9	21,040	100.0	19,872	1,168	-	3
億円		億円		億円		億円	億円	億円	
-	-	592	8.3	7,168	100.0	6,333	835	269	4
-	-	1,443	12.8	11,264	100.0	10,182	1,082	323	5
-	-	1,022	5.2	19,610	100.0	17,431	2,179	1,251	6
1,972	5.2	1,358	3.6	37,731	100.0	37,230	501	21	7
3,472	4.1	1,906	2.3	84,592	100.0	81,877	2,715	995	8
52,805	24.6	12,793	6.0	214,734	100.0	208,609	6,125	3,241	9
(内72,152)									
141,702	32.2	9,894	2.2	440,407	100.0	434,050	6,356	897	10
(内60,050)									
123,080	22.8	7,028	1.3	539,926	100.0	530,045	9,881	4,429	11
(内9,565)									
73,120	10.2	13,889	1.9	717,035	100.0	692,687	24,348	14,868	12
212,470	26.4	27,254	3.4	805,572	100.0	759,385	46,187	9,220	13
(内110,413)									
330,040	35.4	53,389	5.7	933,610	100.0	893,210	40,400	4,599	14
(内209,240)									
312,690	35.1	40,007	4.5	890,003	100.0	855,196	34,807	15,040	15
(内235,070)									
274,700	32.5	34,807	4.1	844,127	100.0	814,455	29,672	8,321	16
(内210,550)									
253,820	30.0	29,672	3.5	845,535	100.0	818,426	27,109	6,319	17
(内193,380)									
331,680	37.2	27,109	3.0	892,082	100.0	846,974	45,108	-	18
(内261,930)									
519,550	48.5	45,108	4.2	1,071,142	100.0	1,009,734	61,408	22,005	19
(内369,440)									
443,030	45.8	22,005	2.3	967,284	100.0	967,284			20
(内367,000)									
442,980	47.9	-	-	924,116	100.0	924,116			21
(内382,080)									

4. 昭和50年度から昭和60年度まで、平成12年度から平成23年度の公債金欄の()書は特例公債分の計数であり、平成7年度の同欄の()書は減税特例公債分及び特例公債分の計数である。

並びに決算額等の累年比較

決剰算額	決算額	当初予算額 - 前年度当初予算額	当初予算額 / 前年度当初予算額	決算額 - 当初予算額	決算額 / 当初予算額	決算額 - 前年度決算額	決算額 / 前年度決算額	番号
G	H = F + G	I = D - D [*]	J = D / D [*]	K = H - D	L = H / D	M = H - H	N = H / H	号
億円	億円	億円	%	億円	%	億円	%	
209	30,496	3,834	113.2	△2,381	92.8	999	103.4	1
563	72,958	12,003	120.9	3,574	105.2	12,715	121.1	2
2,917	137,527	35,780	126.0	△35,873	79.3	△12,832	91.5	3
△2,763	268,687	49,240	122.9	4,577	101.7	31,392	113.2	4
538	381,988	39,540	111.4	△3,512	99.1	32,904	109.4	5
9,749	601,059	69,940	113.7	21,019	103.6	51,841	109.4	6
12,498	519,308	660	100.1	△18,002	96.6	9,008	101.8	7
8,175	507,125	15,400	103.3	20,535	104.2	34,780	107.4	8
20,234	490,654	22,600	105.4	50,584	111.5	34,764	107.6	9
△13,989	490,691	18,710	104.3	31,911	107.0	36	100.0	10
△15,328	510,182	75,890	116.5	△24,488	95.4	19,492	104.0	11
△21,617	442,673	870	100.2	△92,867	82.7	△67,509	86.8	12
18,721	387,331	△74,510	86.1	△73,699	84.0	△55,342	87.5	13
		△87,070	81.1					14
		35,310	109.4					15

3. 平成7年度の補正額は、1次分(△1,380億円)と3次分(△29,120億円)の合計額を計上してある。

8. 平成23年度租税及び印紙収入予算額（一般会計）

税 目	平成22年度	平 成 23 年 度					
	当初予算額	前年度予算額に 対する現行法に よる増減(△)収 見込額	現行法に よる収入 見 込 額	税制改正 による増 減(△)収 見 込 額	改正法に よる収入 見 込 額 (予算額)	前年度予算額に 対する増減(△) 収見込額	
	(A)	(B)	(C)=(A)+(B)	(D)	(E)=(C)+(D)	(F)=(E)-(A)	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
所得税	源泉分	101,540	9,900	111,440	280	111,720	10,180
	申告分	24,600	△ 1,390	23,210	△ 30	23,180	△ 1,420
	計	126,140	8,510	134,650	250	134,900	8,760
法人税	59,530	22,680	82,210	△ 4,290	77,920	18,390	
相続税	12,710	660	13,370	860	14,230	1,520	
消費税	96,380	5,610	101,990	—	101,990	5,610	
酒税	13,830	△ 350	13,480	—	13,480	△ 350	
たばこ税	8,270	△ 110	8,160	—	8,160	△ 110	
揮発油税	25,760	580	26,340	—	26,340	580	
石油ガス税	120	—	120	—	120	—	
航空機燃料税	770	△ 50	720	△ 260	460	△ 310	
石油石炭税	4,800	△ 40	4,760	360	5,120	320	
電源開発促進税	3,300	160	3,460	—	3,460	160	
自動車重量税	4,470	△ 190	4,280	—	4,280	△ 190	
関税	7,560	390	7,950	200	8,150	590	
とん税	80	10	90	—	90	10	
印紙収入	収入印紙	7,480	70	7,550	20	7,570	90
	現金収入	2,760	240	3,000	—	3,000	240
	計	10,240	310	10,550	20	10,570	330
合 計	373,960	38,170	412,130	△ 2,860	409,270	35,310	

9. 一般会計歳出の主要経費別予算額

事 項	前年度当初予算額	平成23年度予算額	比較増△減	伸 率	事 項	前年度当初予算額	平成23年度予算額	比較増△減	伸 率
	百万円	百万円	百万円	%		百万円	百万円	百万円	%
社会 保 障 関 係 費					地方交付税交付金	17,094,542	16,396,858	△697,685	△4.1
1. 年金医療介護保険給付費	20,336,299	21,036,598	700,299	3.4	地方特例交付金	383,165	387,652	4,487	1.2
2. 生活保護費	2,238,820	2,606,511	367,691	16.4	防 衛 関 係 費	4,790,293	4,775,208	△15,085	△0.3
3. 社会福祉費	3,930,506	4,419,401	488,895	12.4	公 共 事 業 関 係 費				
4. 保健衛生対策費	426,199	390,478	△35,721	△8.4	1. 治山治水対策事業費	686,862	655,879	△30,983	△4.5
5. 雇用労災対策費	336,743	254,879	△81,864	△24.3	2. 道路整備事業費	982,179	986,238	4,059	0.4
計	27,268,566	28,707,866	1,439,299	5.3	3. 港湾空港鉄道等整備事業費	380,725	337,213	△43,512	△11.4
文教及び科学振興費					4. 住宅都市環境整備事業費	504,009	477,130	△26,879	△5.3
1. 義務教育費国庫負担金	1,593,767	1,566,649	△27,118	△1.7	5. 公園水道廃棄物処理等施設整備費	237,129	154,213	△82,916	△35.0
2. 科学技術振興費	1,333,387	1,335,165	1,778	0.1	6. 農林水産基盤整備事業費	563,363	435,264	△128,099	△22.7
3. 文教施設費	115,730	91,696	△24,034	△20.8	7. 社会資本総合整備事業費	2,200,000	1,753,870	△446,130	△20.3
4. 教育振興助成費	2,395,608	2,376,638	△18,970	△0.8	8. 推 進 費 等	146,099	101,832	△44,267	△30.3
5. 育英事業費	148,739	139,847	△8,892	△6.0	小 計	5,700,366	4,901,639	△798,727	△14.0
計	5,587,231	5,509,995	△77,236	△1.4	9. 災害復旧等事業費	72,699	72,699	—	—
国 債 費	20,649,078	21,549,100	900,022	4.4	計	5,773,065	4,974,338	△798,727	△13.8
恩 給 関 係 費					経 済 協 力 費	582,180	529,780	△52,400	△9.0
1. 文官等恩給費	23,951	20,303	△3,649	△15.2	中 小 企 業 対 策 費	191,074	196,897	5,822	3.0
2. 旧軍人遺族等恩給費	653,013	590,478	△62,535	△9.6	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	841,984	855,885	13,901	1.7
3. 恩給支給事務費	2,188	1,899	△290	△13.2	食料安定供給関係費	1,161,187	1,158,662	△2,525	△0.2
4. 遺族及び留守家族等援護費	35,213	30,721	△4,492	△12.8	その他の事項経費	5,194,284	5,565,973	371,689	7.2
計	714,366	643,400	△70,965	△9.9	経済危機対応・地域活性化予備費	1,000,000	810,000	△190,000	△19.0
					予 備 費	350,000	350,000	—	—
					合 計	91,581,017	92,411,613	830,596	0.9
					平成20年度決算不足補てん繰戻	718,176	—	△718,176	—
					合 計	92,299,193	92,411,613	112,420	0.1

10. 税制改正による増減収額

区分		番号	平成5年度	6	6年11月 税制改革	7	
国	税						
所得税	諸控除	基礎控除	1	—	—	△1,750	—
		配偶者控除	2	—	—	△670	—
		配偶者特別控除	3	—	—	△570	—
		扶養控除	4	{ 外△650 —	—	△1,540	—
		(うち特定扶 養親族分)	5	{ (外△650) (—)	(—)	(△310)	(—)
		給与所得控除	6	—	—	△3,290	—
		その他	7	—	—	△120	—
		小計	8	{ 外△650 —	—	△7,940	—
	税率	9	—	—	△16,300	—	
	その他	10	—	△38,430	△13,760	—	
	計	11	{ 外△650 —	△38,430	△38,000	—	
法人税	特別措置等	12	{ 外△410 △320	{ 外△80 △20	—	20	
		再計	13	{ 外△1,060 △320	{ 外△80 △38,450	△38,000	20
	税率	14	—	—	—	—	
	特別措置等	15	{ 外△1,160 380	880	—	{ 外△480 420	
		計	16	{ 外△1,160 380	880	—	{ 外△480 420
	法人特別税	17	{ 外△30 —	△3,150	—	—	
	相続税等	18	△150	△3,350	—	{ 外△200 △40	
	直接税計	19	{ 外△2,250 △90	{ 外△80 △44,070	△38,000	{ 外△680 400	
消費税	20	—	△740	26,450	—		
酒税	21	—	1,340	—	—		
揮発油税	22	1,100	—	—	—		
石油石炭税(15年9月30日までは石油税)	23	—	—	—	—		
印紙収入	24	—	—	—	△10		
関税	②	—	△390	—	△30		
その他	26	—	—	—	—		
間接税等計	27	1,100	210	26,450	△40		
計	③	{ 外△2,250 1,010	{ 外△80 △43,860	△11,550	{ 外△680 360		
(うち内国税) ④—①	29	{ (外△2,250) (1,010)	{ (外△80) (△43,470)	(△11,550)	{ (外△680) (390)		

(備考) 1. 増減収額は、各年度毎に予算ベースで計算した平年度増減収額である。

2. 一般会計と特別会計との間の振替による減収額は含んでいない。

3. 平成4年度の外書は「総合経済対策(平成4年8月28日閣議決定)における税制上の措置」による減収額である。平成5年度の外書は「新総合経済対策(平成5年4月13日閣議決定)における税制上の措置(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成5年法律第68号))」及び「緊急経済対策(平成5年9月16日閣議決定)における税制上の措置」による減収額の合計である。平成6年度の所得税のその他欄の減収額は「総合

(一般会計, 平年度) の 累 年 比 較

(単位 億円)

8	9	10	11	12	13	番号
—	—	—	—	—	—	1
—	—	△10	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	3
—	—	△590	△2,850	2,030	—	4
(—)	(—)	(△570)	(△550)	(—)	(—)	5
—	—	—	—	—	—	6
—	—	△50	—	—	—	7
—	—	△650	△2,850	2,030	—	8
—	—	—	△2,640	—	—	9
△14,050	—	{ 外△14,060 △14,040	△26,460	—	△10	10
△14,050	—	{ 外△14,060 △14,690	△31,950	2,030	△10	11
50	△820	{ 外△1,620 △250	△12,550	△3,560	{ 外△910 △9,420	12
△14,000	△820	{ 外△15,680 △14,940	△44,500	△1,530	{ 外△910 △9,430	13
—	—	△13,800~△14,420	△16,940	—	—	14
260	160	{ 外△1,010 11,210~12,270	{ 外△20 △6,430	△5,090	△1,730	15
260	160	{ 外△1,010 △2,590~△2,150	{ 外△20 △23,370	△5,090	△1,730	16
—	—	—	—	—	—	17
△1,820	—	△1,340	△1,100	△50	△530	18
△15,560	△660	{ 外△16,690 △18,870~△18,430	{ 外△20 △68,970	△6,670	{ 外△910 △11,690	19
420	—	70~70	△20	—	—	20
50	△290	—	—	—	—	21
—	—	—	—	—	—	22
—	△150	—	—	—	—	23
—	△410	—	{ 外△20 △770	△20	—	24
△70	△90	△10	—	△50	△30	25
△700	△40	△2,110	△3,240	—	—	26
△300	△980	△2,050~△2,050	{ 外△20 △4,030	△70	△30	27
△15,860	△1,640	{ 外△16,690 △20,920~△20,480	{ 外△40 73,000	△6,740	{ 外△910 △11,720	28
(△15,790)	(△1,550)	{ (外△16,690) (△20,910~△20,470)	{ (外△40) (73,000)	(△6,690)	(△11,690)	29

経済対策（平成6年2月8日閣議決定）における所得減税の実施（平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法）」によるものである。平成6年11月税制改革の所得税のその他欄の減収額は、「平成7年分所得税の特別減税」によるものである。平成6年度の外書は「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）」による減収額である。平成7年度の外書は「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第48号）」及び「緊急円高・経済対策（平成7年4月14日閣議決定）に伴う税制上の措置（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第99号）」による減収額である。平成8

10. 税制改正による増減収額

区 分		番号	14	15	16	17	
国 税 所 得 税 法 人 税 相 続 税 等 直 接 税 計 消 費 税 酒 揮 発 油 税 石 油 石 炭 税 (15年9月30 日までは石油 税) 印 紙 収 入 関 税 そ の 他 間 接 税 等 計 (うち内国税) ㉔—㉓	諸 控 除	基礎控除	1	—	—	—	—
		配偶者控除	2	—	—	—	—
		配偶者特別控除	3	—	4,790	—	—
		扶養控除	4	—	—	—	—
		(うち特定扶 養親族分)	5	(—)	(—)	(—)	(—)
		給与所得控除	6	—	—	—	—
		その他	7	—	—	2,400	△10
		小計	8	—	4,790	2,400	△10
	税	税率	9	—	—	—	—
		その他	10	—	—	—	12,520
	再	計	11	—	4,790	2,400	12,510
		特別措置等	12	—	△1,320	△2,150	△10
		計	13	—	3,470	250	12,500
	法 人 税	税率	14	—	—	—	—
		特別措置等	15	△230	△14,030	△1,910	△200
	計	16	△230	△14,030	△1,910	△200	
	相 続 税 等	17	△50	△1,650	△20	△10	
	直 接 税 計	18	△280	△12,210	△1,680	12,290	
	消 費 税	19	—	5,040	—	—	
	酒	20	—	770	—	—	
	揮 発 油 税	21	—	—	—	—	
	石 油 石 炭 税 (15年9月30 日までは石油 税)	22	—	850	—	—	
	印 紙 収 入	23	△30	△2,100	—	0	
	関 税	㉓	△30	—	—	—	
	そ の 他	25	△60	1,100	—	—	
	間 接 税 等 計	26	△120	5,660	—	0	
	計	㉔	△400	△6,550	△1,680	12,290	
(うち内国税) ㉔—㉓	28	(△370)	(△6,550)	(△1,680)	(12,290)		

年度の所得税のその他欄の減収額は、「平成8年分所得税の特別減税」によるものである。平成10年度の所得税のその他欄の減収額は「平成10年分所得税の特別減税」によるものであり、外書は「総合経済対策（平成10年4月24日閣議決定）における税制上の措置」による減収額である。平成11年度の外書は「産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）における税制上の措置」による減収額である。平成13年度の外書は「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成13年法律第67号）」による減収額である。平成21年度の外書は「租税特別措置の一部を改正する法律（平成21年法律第61号）」による減収額である。

(一般会計, 平年度) の 累 年 比 較 (続)

(単位 億円)

18	19	20	21	22	23	番号
—	—	—	—	—	—	1
—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	3
—	—	—	—	6,142	823	4
(—)	(—)	(—)	(—)	(957)	(—)	5
—	—	—	—	—	1,195	6
△80	△20	—	△170	△627	—	7
△80	△20	—	△170	5,515	2,018	8
△30,970	—	—	—	—	—	9
13,060	△80	—	—	△5	88	10
△17,990	△100	—	△170	5,510	2,106	11
20	△690	3,070	△1,770	△188	△40	12
△17,970	△790	3,070	△1,940	5,322	2,066	13
—	—	—	△1,100	—	△13,170	14
4,510	△5,410	△260	{ 外△650 △2,500	△26	5,425	15
4,510	△5,410	△260	{ 外△650 △3,600	△26	△7,745	16
—	—	—	△290	113	2,802	17
△13,460	△6,200	2,810	{ 外△650 △5,830	5,409	△2,877	18
—	—	—	—	39	64	19
—	—	20	—	—	—	20
—	—	—	—	—	—	21
—	—	—	—	—	2,405	22
1,180	10	770	—	10	25	23
50	△10	△50	—	—	200	24
940	—	—	△680	△427	△263	25
2,170	0	740	△680	△378	2,431	26
△11,290	△6,200	3,550	{ 外△650 △6,510	5,031	△446	27
(△11,340)	(△6,190)	(3,600)	(△6,510)	(5,031)	(△646)	28

4. 平成10年度の法人税及び消費税については、増減取見込額の経過措置期間（平成10年度～15年度）における平均値を、その計算の基礎となる課税所得等の計数の平成11年度以降の伸率が3.5%及び1.75%（「構造改革のための経済社会計画」で見込まれている名目経済成長率）の場合について機械的に計算している（「～」の左側の計数は名目経済成長1.75%の場合、右側の計数は名目経済成長率3.5%の場合である。）

11. 平成 23 年度 経済見通し

(主要経済指標)

1. 国内総生産

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度比較増減率	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	平成22年度	平成23年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	名目・%程度	名目・%程度
民間最終消費支出	280.7	281.7	282.2	0.4	0.2
民間住宅	12.9	13.0	13.8	0.7	5.8
民間企業設備	63.7	66.4	69.2	4.2	4.2
民間在庫品増加	△3.6	△3.2	△2.5	(0.1)	(0.1)
政府支出	116.3	116.2	115.4	△0.1	△0.7
政府最終消費支出	94.9	96.6	97.3	1.7	0.7
公的固定資本形成	21.3	19.5	17.9	△8.5	△8.2
財貨・サービスの輸出	64.2	73.4	77.3	14.3	5.2
(控除)財貨・サービスの輸入	60.2	68.3	71.4	13.5	4.6
国内総生産	474.0	479.2	483.8	1.1	1.0

(注) 民間在庫品増加の()内は国内総生産に対する寄与度

2. 労働・雇用

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対前年度比較増減率	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	平成22年度	平成23年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
労働力人口	6,608	6,588	6,593	△0.3	0.1
就業者総数	6,265	6,258	6,285	△0.1	0.4
雇用者総数	5,457	5,466	5,503	0.2	0.7
完全失業率	%	%程度	%程度	—	—
	5.2	5.0	4.7		

3. 生産

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)
	%	%程度	%程度
鉱工業生産指数・増減率	△8.9	8.6	2.5

4. 物価

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)
	%	%程度	%程度
国内企業物価指数・変化率	△5.2	0.3	0.4
消費者物価指数・変化率	△1.7	△0.6	0.0

(平成23年1月24日閣議決定)

5. 国際収支

	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績見込み)	平成23年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				平成22年度	平成23年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
貿易・サービス収支	4.8	6.6	7.5	—	—
貿易収支	6.6	7.8	8.4	—	—
輸出	55.6	64.3	68.3	15.8	6.2
輸入	49.0	56.5	59.9	15.4	6.1
経常収支	15.8	16.4	17.6	—	—
	%	%程度	%程度		
経常収支対名目GDP比	3.3	3.4	3.6	—	—

6. 実質国内総支出

	対前年度比較増減率		
	平成22年度 (実績見込み)	平成23年度 (見通し)	
	%程度	%程度	
主要項目	民間最終消費支出	1.5	0.6
	民間住宅	0.1	5.4
	民間企業設備	4.9	4.2
	政府支出	0.0	△0.9
	財貨・サービスの輸出	18.7	6.2
	(控除)財貨・サービスの輸入	10.5	3.5
国内総支出 (= 国内総生産)		3.1	1.5
うち			
内需寄与度		1.9	1.0
外需寄与度		1.2	0.5

7. 国民所得

	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績見込み)	平成23年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				平成22年度	平成23年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
雇 用 者 報 酬	251.4	253.4	256.1	0.8	1.1
財 産 所 得	14.1	12.9	13.0	△8.4	1.0
企 業 所 得	73.7	79.2	82.0	7.4	3.5
合 計 : 国 民 所 得	339.2	345.5	351.1	1.8	1.6

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において表明されている経済運営の下で想定された平成23年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、主要経済指標の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきである。

12. 平成23年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

平成23年1月
財務省

本試算は、平成24(2012)年度以降、前提となる経済指標を「財政運営戦略」及び「新成長戦略」(平成22年6月)の記述等に基づき仮置きした上で、平成23(2011)年度予算における制度・施策を前提とした後年度負担額推計等に基づき、平成23(2011)年度予算が平成26(2014)年度までの歳出・歳入に与える影響を機械的に試算したものである。

〔試算〕

(単位：兆円)

() 書は対前年度伸率

		22年度 (2010年度)	23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
歳	国債費	20.6	(4.4%) 21.5	(6.2%) 22.9	(9.6%) 25.1	(8.0%) 27.1
	基礎的財政収支対象経費	70.9	(▲0.1%) 70.9	(1.6%) 72.0	(1.2%) 72.8	(1.3%) 73.8
	社会保障関係費	27.3	(5.3%) 28.7	(2.3%) 29.4	(3.8%) 30.5	(3.3%) 31.5
	地方交付税等	17.5	(▲4.0%) 16.8	(0.8%) 16.9	(▲2.3%) 16.5	(▲0.2%) 16.5
	その他	26.2	(▲3.1%) 25.4	(1.3%) 25.7	(0.5%) 25.8	(▲0.1%) 25.8
出	決算調整資金繰戻	0.7	—	—	—	—
	計	92.3	(0.1%) 92.4	(2.6%) 94.9	(3.2%) 97.9	(3.0%) 100.9

税 収 等	税収	37.4	(9.4%) 40.9	(1.4%) 41.5	(2.0%) 42.3	(1.9%) 43.1
	その他収入	10.6	(▲32.2%) 7.2	(▲46.2%) 3.9	(▲1.8%) 3.8	(▲7.3%) 3.5
	計	48.0	(0.2%) 48.1	(▲5.7%) 45.4	(1.7%) 46.1	(1.2%) 46.7

差額	44.3	(▲0.0%) 44.3	(11.7%) 49.5	(4.7%) 51.8	(4.6%) 54.2
----	------	-----------------	-----------------	----------------	----------------

(参考)

「財政運営戦略」では、23年度から25年度において、「基礎的財政収支対象経費」について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の当該経費の規模を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めること等が定められている。24年度及び25年度の「基礎的財政収支対象経費」を23年度予算と同額(70.9兆円)とした場合の「差額」は下記のとおり。

24(2012)年度 25(2013)年度 (単位：兆円)
48.4 49.8

(注) 1. 22年度は当初予算額。

2. 「基礎的財政収支対象経費」は、国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算調整資金繰戻を除いたもの。

3. 「差額」は、「歳出」の計から「税収」及び「その他収入」の計を単純に差し引いた額であり、「差額」が新規国債発行額となることを意味するものではない。なお、「財政運営戦略」では、23年度の新規国債発行額について、22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう全力をあげるとともに、それ以降についても、財政健全化目標の達成へ向けて着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげることが定められている。

4. 「社会保障関係費」は、22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減等による地方財政の増収分に係る国・地方の負担調整を地方への国庫支出金において行った額である。また、各年度において法律上の期限が切れる措置は当該期限後は原則として減額している。負担調整を行う前の額は右記のとおり。

24(2012)年度 25(2013)年度 26(2014)年度
29.9兆円 31.1兆円 32.1兆円

5. 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げは、法律上、税制抜本改革により所要の安定的な財源を確保して行うこととされている。具体的には、今後、社会保障改革と税制改革について一体的な検討を進めるとされていることから、試算上は、24年度以降の引上げ所要額は「税収」に加算せず、「差額」に含めている(24年度2.6兆円、25年度2.7兆円、26年度2.9兆円)。

6. 本試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、計数は試算の前提等に応じ変化するものである。

〔経済指標の前提〕

	23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
[試算1] 名目経済成長率	1.0%	1.1%	1.3%	1.5%
[試算1] 消費者物価上昇率	0.0%	0.5%	0.7%	0.9%
[試算2] 名目経済成長率	1.0%	2.3%	2.6%	3.0%
[試算2] 消費者物価上昇率	0.0%	0.8%	1.1%	1.5%

- ・〔試算1〕は、「財政運営戦略」における「財政健全化の道筋を示すに当たっては、慎重な経済見通しを前提とすることを基本とすべきである」との記述等に基づき設定。
- ・〔試算2〕は、「新成長戦略」における「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指す」、「2011年度中には消費者物価上昇率をプラスにするとともに、速やかに安定的な物価上昇を実現」との記述等に基づき設定。

〔算出要領〕

- 国債費：
- ・〔試算1〕は、平成23(2011)年度予算における積算金利により仮置き。
 - ・〔試算2〕は、平成23(2011)年度は予算における積算金利、平成24(2012)年度以降は市場に織り込まれた金利の将来予想を加味した金利により仮置き。
 - ・歳出と税収等の差額は全て公債金で賄われると仮定して推計。
- | | 23年度
(2011年度) | 24年度
(2012年度) | 25年度
(2013年度) | 26年度
(2014年度) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| [試算1] 金利(10年国債) | 2.0% | 2.0% | 2.0% | 2.0% |
| [試算2] 金利(10年国債) | 2.0% | 2.2% | 2.4% | 2.6% |
- 基礎的財政収支対象経費(地方交付税等を除く)：平成23(2011)年度予算における制度・施策を前提とし、消費者物価上昇率等を用いて後年度負担額を推計。
- 地方交付税等：法定率分について名目経済成長率×弾性値1.2等を用いるとともに、地方交付税法附則で定められる加算などにより推計。
- 税収：名目経済成長率×弾性値1.1に、平成23(2011)年度税制改正の影響等を調整して推計。
- その他収入：平成23(2011)年度予算額を基本とし、個別要因を勘案して推計。なお、現時点で具体的に見込めない収入については計上していない。

〔参考〕名目経済成長率及び金利が変化した場合の試算(〔試算1〕を基に算出)

○平成24(2012)年度以降名目経済成長率が変化した場合の税収の増減額

(単位：兆円)
() 書は「税収」の額

名目経済成長率 (上記の前提からの変化幅)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
+2%	0.9 (42.4)	1.9 (44.2)	2.9 (46.0)
+1%	0.5 (42.0)	0.9 (43.2)	1.4 (44.6)
-1%	▲0.5 (41.0)	▲0.9 (41.4)	▲1.4 (41.7)

○平成24(2012)年度以降金利が変化した場合の国債費の増減額

(単位：兆円)
() 書は「国債費」の額

金利 (上記の前提からの変化幅)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)
+2%	2.1 (25.0)	5.1 (30.1)	8.5 (35.6)
+1%	1.0 (23.9)	2.5 (27.6)	4.2 (31.3)
-1%	▲1.0 (21.9)	▲2.5 (22.6)	▲4.1 (23.0)

13. 所得税負担額の

区 分	年 次	番 号	給与年額200万円		300万円	
			税 額	負 担 率	税 額	負 担 率
単 身 者	所 得 税	昭和25……	1,009,750	50.5	1,559,750	52.0
		30……	799,250	40.0	1,342,350	44.7
		40……	367,120	18.4	725,280	24.2
		50……	94,800	4.7	183,800	6.1
		60……	84,300	4.2	163,800	5.5
		63……	76,500	3.8	139,500	4.7
		平成元～5…	74,500	3.7	137,500	4.6
		6……	59,600	3.0	110,000	3.7
		7・8……	59,500	3.0	113,050	3.8
		9……	70,000	3.5	133,000	4.4
		10……	32,000	1.6	95,000	3.2
		11……	56,000	2.8	106,400	3.5
		12～17…	51,200	2.6	99,200	3.3
		18……	57,600	2.9	111,600	3.7
		19～22…	32,000	1.6	62,000	2.1
	昭和25……	1,242,692	62.1	1,936,220	64.5	
	30……	948,695	47.4	1,589,728	53.0	
	40……	489,964	24.5	961,964	32.1	
	50……	153,000	7.7	308,700	10.3	
	60……	130,250	6.5	261,650	8.7	
	63……	121,550	6.1	233,000	7.8	
	平成元……	115,250	5.8	222,000	7.4	
	2……	114,250	5.7	220,000	7.3	
	3～5……	113,750	5.7	208,250	6.9	
	6……	91,000	4.6	166,600	5.6	
	7……	92,012	4.6	172,337	5.7	
	8……	91,375	4.6	171,700	5.7	
	9……	107,500	5.4	202,000	6.7	
	10……	52,500	2.6	147,000	4.9	
	11……	87,875	4.4	165,050	5.5	
	12～17…	80,525	4.0	154,025	5.1	
	18……	89,513	4.5	171,263	5.7	
	19～23…	98,500	4.9	188,500	6.3	
夫 婦 の み	所 得 税	昭和25……	1,003,150	50.2	1,553,150	51.8
		30……	779,250	39.0	1,320,350	44.0
		40……	331,870	16.6	678,280	22.6
		50……	63,600	3.2	147,400	4.9
		60……	45,675	2.3	120,300	4.0
		63……	27,000	1.4	90,000	3.0
		平成元～5…	4,500	0.2	67,500	2.3
		6……	3,600	0.2	54,000	1.8
		7・8……	—	—	48,450	1.6
		9……	—	—	57,000	1.9
		10……	—	—	—	—
		11……	—	—	45,600	1.5
		12～15…	—	—	38,400	1.3
		16・17…	20,800	1.0	68,800	2.3
		18……	23,400	1.2	77,400	2.6
		19～23…	13,000	0.7	43,000	1.4

累 年 比 較 (給与所得者)

(單位 円, %)

400 万 円		500 万 円		700 万 円		1,000 万 円		番 号
税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	
2,109,750	52.7	2,659,750	53.2	3,759,750	53.7	5,409,750	54.1	1
1,937,250	48.4	2,537,250	50.7	3,830,500	54.7	5,780,500	57.8	2
1,121,040	28.0	1,550,440	31.0	2,495,500	35.7	3,995,500	40.0	3
307,200	7.7	449,400	9.0	831,600	11.9	1,623,600	16.2	4
264,650	6.6	388,750	7.8	749,750	10.7	1,466,000	14.7	5
209,500	5.2	282,500	5.7	597,000	8.5	1,237,500	12.4	6
207,500	5.2	280,500	5.6	593,000	8.5	1,231,500	12.3	7
166,000	4.2	224,400	4.5	474,400	6.8	985,200	9.9	8
170,000	4.3	232,050	4.6	486,000	6.9	1,014,000	10.1	9
200,000	5.0	273,000	5.5	536,000	7.7	1,064,000	10.6	10
162,000	4.1	235,000	4.7	498,000	7.1	1,026,000	10.3	11
160,000	4.0	218,400	4.4	428,800	6.1	851,200	8.5	12
150,400	3.8	206,400	4.1	379,200	5.4	772,800	7.7	13
169,200	4.2	232,200	4.6	426,600	6.1	869,400	8.7	14
94,000	2.4	160,500	3.2	376,500	5.4	868,500	8.7	15
2,630,220	65.8	3,324,220	66.5	4,729,747	67.6	6,838,747	68.4	16
2,292,210	57.3	3,000,210	60.0	4,526,447	64.7	6,827,447	68.3	17
1,476,452	36.9	2,031,760	40.6	3,247,300	46.4	5,167,300	51.7	18
525,800	13.1	765,200	15.3	1,371,900	19.6	2,546,600	25.5	19
438,800	11.0	650,150	13.0	1,218,900	17.4	2,293,300	22.9	20
373,000	9.3	524,500	10.5	1,038,200	14.8	2,047,000	20.5	21
362,000	9.1	508,000	10.2	986,500	14.1	1,997,750	20.0	22
360,000	9.0	506,000	10.1	984,500	14.1	1,994,750	19.9	23
339,000	8.5	485,000	9.7	963,500	13.8	1,948,250	19.5	24
271,200	6.8	388,000	7.8	770,800	11.0	1,558,600	15.6	25
263,075	6.6	394,550	7.9	814,500	11.6	1,612,750	16.1	26
259,250	6.5	390,050	7.8	804,000	11.5	1,597,000	16.0	27
305,000	7.6	451,000	9.0	874,000	12.5	1,667,000	16.7	28
250,000	6.3	396,000	7.9	819,000	11.7	1,612,000	16.1	29
249,250	6.2	369,700	7.4	726,800	10.4	1,413,800	14.1	30
232,425	5.8	344,950	6.9	646,200	9.2	1,285,800	12.9	31
258,463	6.5	382,975	7.7	713,600	10.2	1,402,400	14.0	32
284,500	7.1	421,000	8.4	781,000	11.2	1,519,000	15.2	33
2,103,150	52.6	2,653,150	53.1	3,753,150	53.6	5,403,150	54.0	34
1,913,250	47.8	2,513,250	50.3	3,804,500	54.4	5,754,500	57.5	35
1,074,040	26.9	1,497,525	30.0	2,436,750	34.8	3,936,750	39.4	36
265,600	6.6	398,400	8.0	769,200	11.0	1,535,200	15.4	37
215,600	5.4	332,650	6.7	667,250	9.5	1,367,000	13.7	38
160,000	4.0	233,000	4.7	498,000	7.1	1,089,000	10.9	39
137,500	3.4	210,500	4.2	453,000	6.5	1,021,500	10.2	40
110,000	2.8	168,400	3.4	362,400	5.2	817,200	8.2	41
105,400	2.6	167,450	3.3	334,000	4.8	862,000	8.6	42
124,000	3.1	197,000	3.9	384,000	5.5	912,000	9.1	43
67,000	1.7	140,000	2.8	327,000	4.7	855,000	8.6	44
99,200	2.5	157,600	3.2	307,200	4.4	729,600	7.3	45
89,600	2.2	145,600	2.9	260,800	3.7	651,200	6.5	46
120,000	3.0	176,000	3.5	318,400	4.5	712,000	7.1	47
135,000	3.4	198,000	4.0	358,200	5.1	801,000	8.0	48
75,000	1.9	122,500	2.5	300,500	4.3	792,500	7.9	49

13. 所得税負担額の

区 分	年 次	番 号	給与年額200万円		300万円	
			税 額	負 担 率	税 額	負 担 率
夫 婦 の み (続)	(付) 個人住民税を 加えた場合	昭和25……	1,235,768	61.8	1,929,296	64.3
		30……	925,203	46.3	1,563,887	52.1
		40……	447,014	22.4	906,564	30.2
		50……	108,500	5.4	251,400	8.4
		60……	74,675	3.7	194,750	6.5
		63……	46,750	2.3	149,750	5.0
		平成元……	24,250	1.2	118,750	4.0
		2……	14,250	0.7	108,750	3.6
		3～5…	12,750	0.6	107,250	3.6
		6……	10,200	0.5	85,800	2.9
		7……	4,462	0.2	79,687	2.7
		8……	3,825	0.2	79,050	2.6
		9……	4,500	0.2	93,000	3.1
		10……	—	—	10,500	0.4
		11……	3,825	0.2	76,200	2.5
		12～15…	1,275	0.1	65,175	2.2
		16……	22,075	1.1	95,575	3.2
		17……	36,100	1.8	109,600	3.7
		18……	40,050	2.0	121,800	4.1
		19～23…	44,000	2.2	134,000	4.5
夫 婦 子 2 人	所 得 税	昭和25……	989,950	49.5	1,539,950	51.3
		30……	754,250	37.7	1,292,850	43.1
		40……	303,370	15.2	641,245	21.4
		50……	11,000	0.6	82,800	2.8
		60……	—	—	42,525	1.4
		63……	—	—	24,000	0.8
		平成元～4…	—	—	—	—
		5……	—	—	—	—
		6……	—	—	—	—
		7・8……	—	—	—	—
		9……	—	—	—	—
		10……	—	—	—	—
		11……	—	—	—	—
		12～15…	—	—	—	—
		16・17…	—	—	—	—
		18……	—	—	—	—
		19～22…	—	—	—	—
		23……	—	—	11,500	0.4
		昭和25……	1,221,920	61.1	1,915,448	63.8
		30……	895,919	44.8	1,531,674	51.1
40……	411,914	20.6	862,329	28.7		
50……	34,800	1.7	156,600	5.2		
60……	—	—	78,125	2.6		
63……	—	—	47,250	1.6		
平成元……	—	—	23,250	0.8		
2……	—	—	8,750	0.3		
3・4……	—	—	6,250	0.2		
5……	—	—	6,250	0.2		
6……	—	—	3,800	0.1		
7……	—	—	—	—		
8……	—	—	—	—		
9……	—	—	—	—		
10……	—	—	—	—		
11……	—	—	—	—		
12～15…	—	—	—	—		
16……	—	—	—	—		
17……	—	—	7,650	0.3		
18……	—	—	8,325	0.3		
19～22…	—	—	9,000	0.3		
23……	—	—	20,500	0.7		

- (注) 1. 昭和63年分の所得税については、「昭和63年分の所得税の臨時特例に関する法律」による減税を加味している。
2. 平成6年分の所得税については、「平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。
3. 平成7年分の所得税については、「平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。
4. 平成8年分の所得税については、「平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。
5. 平成10年分の所得税については、「平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定額減税を加味している。個人住民税についても、定額減税を加味している。
6. 平成11年分から平成18年分までの所得税については、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」による減税を加味している。個人住民税についても、減税を加味している。
7. 平成18年分の所得税及び平成18年度分の個人住民税については、定率減税縮減後の数値である。
8. 平成19年分以降の所得税及び平成19年度分以降の個人住民税については、定率減税の廃止及び税源移譲後の数値である。
9. 平成23年分以降の所得税及び平成24年度分以降の個人住民税については、年少扶養控除の廃止後の数値である。

累 年 比 較 (給与所得者) (続)

(単位 円, %)

400 万 円		500 万 円		700 万 円		1,000 万 円		番 号
税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	
2,623,296	65.6	3,317,296	66.3	4,722,822	67.5	6,831,823	68.3	1
2,264,019	56.6	2,972,019	59.4	4,495,907	64.2	6,796,907	68.0	2
1,421,052	35.5	1,969,785	39.4	3,178,750	45.4	5,098,750	51.0	3
462,000	11.6	691,400	13.8	1,284,800	18.4	2,431,600	24.3	4
361,150	9.0	562,850	11.3	1,102,600	15.8	2,157,900	21.6	5
281,500	7.0	427,500	8.6	888,800	12.7	1,839,700	18.4	6
250,000	6.3	396,000	7.9	804,500	11.5	1,724,750	17.2	7
230,000	5.8	376,000	7.5	784,500	11.2	1,694,750	16.9	8
212,250	5.3	353,000	7.1	761,500	10.9	1,645,250	16.5	9
169,800	4.2	282,400	5.6	609,200	8.7	1,316,200	13.2	10
166,387	4.2	266,475	5.3	596,500	8.5	1,388,500	13.9	11
164,475	4.1	262,650	5.3	586,000	8.4	1,378,000	13.8	12
193,500	4.8	309,000	6.2	656,000	9.4	1,448,000	14.5	13
111,000	2.8	226,500	4.5	573,500	8.2	1,365,500	13.7	14
158,275	4.0	252,800	5.1	539,200	7.7	1,225,600	12.3	15
143,575	3.6	229,325	4.6	465,650	6.7	1,098,200	11.0	16
173,975	4.3	259,725	5.2	523,250	7.5	1,159,000	11.6	17
188,000	4.7	286,500	5.7	552,400	7.9	1,192,000	11.9	18
209,000	5.2	318,250	6.4	612,200	8.7	1,301,000	13.0	19
230,000	5.8	350,000	7.0	672,000	9.6	1,410,000	14.1	20
2,089,950	52.2	2,639,950	52.8	3,739,950	53.4	5,389,950	53.9	21
1,883,250	47.1	2,483,250	49.7	3,772,000	53.9	5,722,000	57.2	22
1,036,040	25.9	1,454,775	29.1	2,389,250	34.1	3,889,250	38.9	23
186,600	4.7	305,600	6.1	644,400	9.2	1,368,000	13.7	24
125,100	3.1	225,400	4.5	522,450	7.5	1,169,000	11.7	25
94,000	2.4	167,000	3.3	366,000	5.2	894,000	8.9	26
57,500	1.4	130,500	2.6	296,500	4.2	821,000	8.2	27
52,500	1.3	125,500	2.5	291,500	4.2	811,000	8.1	28
42,000	1.1	100,400	2.0	233,200	3.3	648,800	6.5	29
28,050	0.7	90,100	1.8	226,100	3.2	680,000	6.8	30
33,000	0.8	106,000	2.1	266,000	3.8	730,000	7.3	31
—	—	6,000	0.1	166,000	2.4	625,000	6.3	32
10,400	0.3	68,800	1.4	196,800	2.8	552,000	5.5	33
8,800	0.2	64,800	1.3	180,000	2.6	489,600	4.9	34
39,200	1.0	95,200	1.9	210,400	3.0	550,400	5.5	35
44,100	1.1	107,100	2.1	236,700	3.4	619,200	6.2	36
24,500	0.6	59,500	1.2	165,500	2.4	590,500	5.9	37
43,500	1.1	78,500	1.6	203,500	2.9	666,500	6.7	38
2,609,448	65.2	3,303,448	66.1	4,708,975	67.3	6,817,975	68.2	39
2,228,878	55.7	2,936,878	58.7	4,457,838	63.7	6,758,838	67.6	40
1,375,852	34.4	1,919,235	38.4	3,122,850	44.6	5,042,850	50.4	41
345,600	8.6	557,800	11.2	1,115,800	15.9	2,216,800	22.2	42
215,750	5.4	394,050	7.9	890,200	12.7	1,887,100	18.9	43
163,550	4.1	305,500	6.1	689,600	9.9	1,566,300	15.7	44
115,750	2.9	260,000	5.2	592,000	8.5	1,440,250	14.4	45
101,250	2.5	231,000	4.6	563,000	8.0	1,396,750	14.0	46
98,750	2.5	208,250	4.2	538,000	7.7	1,344,250	13.4	47
93,750	2.3	203,250	4.1	533,000	7.6	1,334,250	13.3	48
73,800	1.8	161,400	3.2	424,000	6.1	1,063,800	10.6	49
57,587	1.4	150,662	3.0	414,600	5.9	1,132,500	11.3	50
55,675	1.4	148,750	3.0	404,100	5.8	1,122,000	11.2	51
65,500	1.6	175,000	3.5	464,000	6.6	1,192,000	11.9	52
—	—	32,500	0.7	321,500	4.6	1,044,500	10.4	53
37,175	0.9	126,600	2.5	363,400	5.2	972,000	9.7	54
29,625	0.7	115,375	2.3	318,550	4.6	858,600	8.6	55
60,025	1.5	145,775	2.9	348,950	5.0	919,400	9.2	56
74,050	1.9	159,800	3.2	377,000	5.4	952,400	9.5	57
82,025	2.1	177,400	3.5	418,000	6.0	1,041,200	10.4	58
90,000	2.3	195,000	3.9	459,000	6.6	1,130,000	11.3	59
109,000	2.7	214,000	4.3	497,000	7.1	1,206,000	12.1	60

(備考) 1. 昭和30年分以降は社会保険料控除を加味して計算しており、昭和60年分以降の社会保険料控除は、給与の収入金額の階級別に次のとおりの社会保険料を支払ったものとして算定した。

昭和60年分～平成11年分	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
	7%	2% + 25万円	45万円
平成12年分～	900万円以下	1,500万円以下	1,500万円超
	10%	4% + 54万円	114万円

- 平成元年分以降の所得税及び平成2年度以降の個人住民税については、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算している。なお、平成11年分及び平成23年分の所得税については、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当し、1人が16歳未満であるものとして計算している。
- 税額は端数まで計算しているため、簡易税額表によって算定を行った場合と必ずしも一致しない。
- 個人住民税負担額は年度分であり、所得割のみである(均等割を含まない)。
- 個人住民税については、課税最低限を超える金額であっても、非課税限度額を超えなければ税額は発生しない。

14. 所得税負担額の

給与年額	区分	番号	日本						ア	
			所得税額		個人住民税額		合計		連邦所得税額	
			千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
100万円 (11,236ドル) (6,757ポンド) (7,519ユーロ)	単身者	1	—	—	—	—	—	—	17	(1.7)
	夫婦のみ	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	夫婦子2人	3	—	—	—	—	—	—	—	—
200万円 (22,472ドル) (13,514ポンド) (15,038ユーロ)	単身者	4	32	(1.6)	67	(3.3)	99	(4.9)	138	(6.9)
	夫婦のみ	5	13	(0.7)	31	(1.6)	44	(2.2)	34	(1.7)
	夫婦子2人	6	—	—	—	—	—	—	—	—
300万円 (33,708ドル) (20,270ポンド) (22,556ユーロ)	単身者	7	62	(2.1)	127	(4.2)	189	(6.3)	288	(9.6)
	夫婦のみ	8	43	(1.4)	91	(3.0)	134	(4.5)	134	(4.5)
	夫婦子2人	9	12	(0.4)	37	(1.2)	49	(1.6)	—	—
500万円 (56,180ドル) (33,784ポンド) (37,594ユーロ)	単身者	10	161	(3.2)	261	(5.2)	421	(8.4)	702	(14.0)
	夫婦のみ	11	123	(2.5)	228	(4.6)	350	(7.0)	426	(8.5)
	夫婦子2人	12	79	(1.6)	171	(3.4)	250	(5.0)	239	(4.8)
700万円 (78,652ドル) (47,297ポンド) (52,632ユーロ)	単身者	13	377	(5.4)	405	(5.8)	781	(11.2)	1,202	(17.2)
	夫婦のみ	14	301	(4.3)	372	(5.3)	672	(9.6)	726	(10.4)
	夫婦子2人	15	204	(2.9)	327	(4.7)	530	(7.6)	539	(7.7)
1,000万円 (112,360ドル) (67,568ポンド) (75,188ユーロ)	単身者	16	869	(8.7)	651	(6.5)	1,519	(15.2)	1,980	(19.8)
	夫婦のみ	17	793	(7.9)	618	(6.2)	1,410	(14.1)	1,404	(14.0)
	夫婦子2人	18	667	(6.7)	573	(5.7)	1,239	(12.4)	1,166	(11.7)
1,500万円 (168,539ドル) (101,351ポンド) (112,782ユーロ)	単身者	19	2,104	(14.0)	1,106	(7.4)	3,209	(21.4)	3,284	(21.9)
	夫婦のみ	20	1,979	(13.2)	1,073	(7.2)	3,051	(20.3)	2,688	(17.9)
	夫婦子2人	21	1,771	(11.8)	1,028	(6.9)	2,798	(18.7)	2,506	(16.7)
2,000万円 (224,719ドル) (135,135ポンド) (150,376ユーロ)	単身者	22	3,671	(18.4)	1,581	(7.9)	5,252	(26.3)	4,738	(23.7)
	夫婦のみ	23	3,546	(17.7)	1,548	(7.7)	5,094	(25.5)	4,034	(20.2)
	夫婦子2人	24	3,338	(16.7)	1,503	(7.5)	4,841	(24.2)	3,855	(19.3)
3,000万円 (337,079ドル) (202,703ポンド) (225,564ユーロ)	単身者	25	7,316	(24.4)	2,531	(8.4)	9,847	(32.8)	7,779	(25.9)
	夫婦のみ	26	7,164	(23.9)	2,498	(8.3)	9,662	(32.2)	7,077	(23.6)
	夫婦子2人	27	6,912	(23.0)	2,453	(8.2)	9,365	(31.2)	6,867	(22.9)
5,000万円 (561,798ドル) (337,838ポンド) (375,940ユーロ)	単身者	28	14,916	(29.8)	4,431	(8.9)	19,347	(38.7)	14,097	(28.2)
	夫婦のみ	29	14,764	(29.5)	4,398	(8.8)	19,162	(38.3)	13,395	(26.8)
	夫婦子2人	30	14,512	(29.0)	4,353	(8.7)	18,865	(37.7)	13,173	(26.3)
1億円 (1,123,596ドル) (675,676ポンド) (751,880ユーロ)	単身者	31	33,916	(33.9)	9,181	(9.2)	43,097	(43.1)	30,027	(30.0)
	夫婦のみ	32	33,764	(33.8)	9,148	(9.1)	42,912	(42.9)	29,325	(29.3)
	夫婦子2人	33	33,512	(33.5)	9,103	(9.1)	42,615	(42.6)	29,103	(29.1)

- (備考) 1. 日本は社会保険料控除を適用し、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当し、1人が16歳未満であるものとして計算した場合の税額及び負担割合である。社会保険料控除については「13. 所得税負担額の累年比較(給与所得者)」備考を参照のこと。
 アメリカ、イギリスでは社会保険料控除は認められない。フランスについては社会保険料控除を適用した場合の税額及び負担割合、ドイツについては社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除をした後の税額及び負担割合を示してある。
2. 子ども手当の創設とあいまって扶養控除(年少)を廃止。高校の実質無償化に伴い、16~18歳の者に係る特定扶養控除の上乗せ部分を廃止(平成23年分以後の所得税について適用)。
3. ドイツの個人所得課税額は、所得税に連帯付加税(所得税額の5.5%)を加えた額。フランスの個人所得課税額は、一般社会税額等を加えた額。フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率で課されており、ここでは一般社会税等の額を機械的に算出した上で所得税額に加えている。
4. アメリカについては、勤労所得税額控除は一定額の非適格所得(配当、利子等)を有する者には適用されないという規定があることから、考慮していない。夫婦の場合は共同申告を想定。子2人のうち1人は17歳未満として計算している。また、州所得税は、ニューヨーク州を例にとり

国際比較 (給与所得者)

メ		リ		カ		イギリス		ドイツ		フランス		番号
州所得税額		合計		所得税額		所得税額		所得税額		所得課税額		
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
13	(1.3)	30	(3.0)	8	(0.8)	-	-	-	-	78	(7.8)	1
-	-	-	-	8	(0.8)	-	-	-	-	78	(7.8)	2
-	-	-	-	8	(0.8)	-	-	-	-	78	(7.8)	3
60	(3.0)	198	(9.9)	208	(10.4)	85	(4.3)	-	-	155	(7.8)	4
27	(1.3)	60	(3.0)	208	(10.4)	-	-	-	-	155	(7.8)	5
19	(1.0)	19	(1.0)	208	(10.4)	-	-	-	-	155	(7.8)	6
124	(4.1)	412	(13.7)	408	(13.6)	334	(11.1)	132	(4.4)	365	(12.2)	7
68	(2.3)	201	(6.7)	408	(13.6)	39	(1.3)	-	-	233	(7.8)	8
60	(2.0)	60	(2.0)	408	(13.6)	39	(1.3)	-	-	233	(7.8)	9
261	(5.2)	964	(19.3)	808	(16.2)	936	(18.7)	371	(7.4)	759	(15.2)	10
180	(3.6)	606	(12.1)	808	(16.2)	469	(9.4)	162	(3.2)	550	(11.0)	11
169	(3.4)	408	(8.2)	808	(16.2)	445	(8.9)	51	(1.0)	440	(8.8)	12
398	(5.7)	1,601	(22.9)	1,310	(18.7)	1,672	(23.9)	818	(11.7)	1,361	(19.4)	13
317	(4.5)	1,043	(14.9)	1,310	(18.7)	1,012	(14.5)	371	(5.3)	914	(13.1)	14
305	(4.4)	845	(12.1)	1,310	(18.7)	985	(14.1)	196	(2.8)	739	(10.6)	15
604	(6.0)	2,584	(25.8)	2,510	(25.1)	2,961	(29.6)	1,490	(14.9)	2,266	(22.7)	16
523	(5.2)	1,927	(19.3)	2,510	(25.1)	1,969	(19.7)	760	(7.6)	1,536	(15.4)	17
511	(5.1)	1,677	(16.8)	2,510	(25.1)	1,930	(19.3)	509	(5.1)	1,285	(12.9)	18
946	(6.3)	4,231	(28.2)	4,510	(30.1)	5,177	(34.5)	2,832	(18.9)	3,996	(26.6)	19
865	(5.8)	3,553	(23.7)	4,510	(30.1)	3,963	(26.4)	1,908	(12.7)	3,072	(20.5)	20
853	(5.7)	3,359	(22.4)	4,510	(30.1)	3,754	(25.0)	1,296	(8.6)	2,460	(16.4)	21
1,304	(6.5)	6,042	(30.2)	6,510	(32.5)	7,392	(40.0)	4,498	(22.5)	6,050	(30.2)	22
1,208	(6.0)	5,241	(26.2)	6,510	(32.5)	6,178	(30.9)	3,158	(15.8)	4,710	(23.5)	23
1,196	(6.0)	5,051	(25.3)	6,510	(32.5)	5,940	(30.0)	2,545	(12.7)	4,097	(20.5)	24
2,089	(7.0)	9,868	(32.9)	10,510	(35.0)	11,823	(39.4)	8,208	(27.4)	10,536	(35.1)	25
1,913	(6.4)	8,990	(30.0)	10,510	(35.0)	10,609	(35.4)	6,550	(21.8)	8,878	(29.6)	26
1,899	(6.3)	8,766	(29.2)	10,510	(35.0)	10,371	(34.6)	5,938	(19.8)	8,260	(27.6)	27
3,713	(7.4)	17,810	(35.6)	18,510	(37.0)	21,189	(42.4)	15,744	(31.5)	19,624	(39.2)	28
3,529	(7.1)	16,924	(33.8)	18,510	(37.0)	19,472	(38.9)	14,087	(28.2)	17,967	(35.9)	29
3,513	(7.0)	16,686	(33.4)	18,510	(37.0)	19,233	(38.5)	13,474	(26.9)	17,354	(34.7)	30
8,198	(8.2)	38,226	(38.2)	38,510	(38.6)	44,927	(44.9)	34,585	(34.6)	42,345	(42.3)	31
8,014	(8.0)	37,339	(37.3)	38,510	(38.6)	42,653	(42.7)	32,927	(32.9)	40,687	(40.7)	32
7,998	(8.0)	37,101	(37.1)	38,510	(38.6)	42,355	(42.4)	32,315	(32.3)	40,075	(40.1)	33

いる。地方政府によっては、連邦・州とは別に個人所得税が課される場合がある。

- イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるのではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得課税負担額として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。(なお、仮にこれらを含めて計算した場合、イギリスの個人所得課税の負担額は、夫婦2人の場合、各々0円(給与収入100万円)、0円(同200万円)、0円(同300万円)、728千円(同500万円)、1,229千円(同700万円)、2,510千円(同1,000万円)、4,510千円(同1,500万円)、6,510千円(同2,000万円)、10,510千円(同3,000万円)、18,510千円(同5,000万円)、38,510千円(同1億円)、夫婦のみの場合、各々0円、0円、408千円、808千円、1,310千円、2,510千円、4,510千円、6,510千円、10,510千円、18,510千円、38,510千円及び単身の場合、0円、208千円、408千円、808千円、1,310千円、2,510千円、4,510千円、6,510千円、10,510千円、18,510千円、38,510千円、となる。)
- 諸外国は平成22年1月現在の税法に基づいている。邦貨換算には、次の換算率を用いた。

1ドル=89円、1ポンド=148円、1ユーロ=133円

15. 所得税課税最低限の累年比較（給与所得者）

（付 個人住民税課税最低限）

区 分	所 得 税（初年分）				所 得 税（平年分）				（付）個人住民税			
	単身者	夫婦のみ	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人	単身者	夫婦のみ	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人	単身者	夫婦のみ	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人
昭和 9～11年…	円	円	円	円								
16……………	1,500	1,500	1,625	1,750								
	720	920	1,120	1,320								
25……………	千円	千円	千円	千円					前年の所得税（初年分）と同じ			
	29	43	57	71								
30……………	93	143	174	205	千円	千円	千円	千円				
35……………	118	210	250	289	100	150	181	212				
					118	210	250	289				
40……………	196	351	413	474	202	360	425	491	千円	千円	千円	千円
45……………	344	580	728	880	347	587	741	900	136	228	268	307
48……………	439	710	916	1,121	451	725	937	1,149	281	427	534	640
49……………	705	950	1,181	1,507	778	1,031	1,039	1,707	353	552	706	865
50……………	800	1,073	1,418	1,830					403	643	829	1,016
55……………	831	1,136	1,569	2,015					661	860	1,039	1,218
56……………	831	1,136	1,569	2,015					757	989	1,221	1,584
									(770)	(1,040)	(1,350)	(1,757)
57・58………	831	1,136	1,569	2,015					757	989	1,221	1,584
									(770)	(1,130)	(1,500)	(1,885)
59……………	967	1,322	1,833	2,357					817	1,096	1,471	1,888
									(790)	(1,170)	(1,585)	(2,000)
60……………	967	1,322	1,833	2,357					892	1,172	1,471	1,912
									(860)	(1,240)	(1,600)	(2,021)
平成元………	1,075	1,928	2,484	3,198					913	1,365	1,817	2,261
									(890)	(1,300)	(1,735)	(2,192)
2……………	1,075	1,928	2,484	3,198					1,021	1,690	2,166	2,722
									(990)	(1,420)	(1,821)	(2,307)
3……………	1,075	1,928	2,484	3,198	所得税（初年分）と同じ				1,032	1,738	2,230	2,801
									(990)	(1,480)	(1,907)	(2,392)
4……………	1,075	1,928	2,484	3,198					1,032	1,738	2,230	2,801
									(990)	(1,520)	(1,964)	(2,450)
5……………	1,075	1,928	2,484	3,277					1,032	1,738	2,230	2,801
									(990)	(1,580)	(2,050)	(2,535)
6……………	1,075	1,928	2,484	3,277					1,032	1,738	2,230	2,849
									(990)	(1,633)	(2,121)	(2,607)
7……………	1,107	2,095	2,698	3,539					1,053	1,833	2,357	3,007
									(990)	(1,633)	(2,121)	(2,607)
8・9………	1,107	2,095	2,698	3,539					1,053	1,857	2,380	3,031
									(990)	(1,633)	(2,142)	(2,628)
10……………	1,107	2,095	2,698	3,616					1,053	1,857	2,380	3,031
									(1,000)	(1,666)	(2,185)	(2,685)
11……………	1,107	2,095	2,857	3,821					1,053	1,857	2,380	3,063
									(1,000)	(1,683)	(2,200)	(2,700)
12・13………	1,144	2,200	2,833	3,842					1,088	1,950	2,500	3,250
									(1,000)	(1,700)	(2,214)	(2,714)
14・15………	1,144	2,200	2,833	3,842					1,088	1,950	2,500	3,250
									(1,000)	(1,766)	(2,271)	(2,771)
16……………	1,144	1,566	2,200	3,250					1,088	1,950	2,500	3,250
									(1,000)	(1,750)	(2,257)	(2,757)
17……………	1,144	1,566	2,200	3,250					1,088	1,455	1,950	2,700
									(1,000)	(1,750)	(2,257)	(2,757)
18～22………	1,144	1,566	2,200	3,250					1,088	1,455	1,950	2,700
									(1,000)	(1,700)	(2,214)	(2,714)
23……………	1,144	1,566	1,566	2,616					1,088	1,455	1,950	2,700
									(1,000)	(1,700)	(2,214)	(2,714)

（備考）1. 昭和9～11年については、扶養親族に年齢制限があるため、配偶者は控除を受けられないものとして計算した。
 昭和40年については、夫婦子1人、子2人の場合の子供は13歳未満として計算した。
 昭和58年については、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」を加味していない。
 昭和62年については、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」を加味している。
 平成元年分以降の所得税及び平成2年度以降の個人住民税については、夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとして計算した。なお、平成11年分及び平成23年分の所得税については、夫婦子1人の場合の子供は16歳未満として計算し、夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとし、1人を16歳未満であるものとして計算した。
 平成元年分以降の所得税及び平成2年度以降の個人住民税については、夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとして計算した。なお、平成11年分及び平成23年分の所得税については、夫婦子1人の場合の子供は16歳未満として計算し、夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとし、1人を16歳未満であるものとして計算した。
 2. 昭和40～49年については、改正初年分の人的控除の引上げ幅が平年分の4分の3に圧縮されていた。
 3. 社会保険料控除については、「13. 所得税負担額の累年比較（給与所得者）」の備考を参照のこと。なお、昭和25年以前は社会保険料を加味していない。
 4. 個人住民税については、昭和40年度は道府県民税と市町村民税の課税最低限が異なるので、市町村民税の課税最低限を記載した。また、昭和56年からの（ ）書は非課税限度額である。昭和59年度は「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」による減税を適用した後のものである。

16. 所得税課税最低限の国際比較（給与所得者）

区分	日本		アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス
	所得税	個人住民税	連邦所得税	州所得税			
単身者	千円 1,144	千円 1,088	ドル 9,350 (832千円)	ドル 7,500 (667千円)	ポンド 6,475 (958千円)	ユーロ 10,673 (1,420千円)	ユーロ 18,602 (2,474千円)
夫婦のみ	1,566	1,455	18,700 (1,664千円)	15,000 (1,335千円)	6,475 (958千円)	20,252 (2,694千円)	24,603 (3,272千円)
夫婦子1人	1,566	1,950	32,350 (2,879千円)	16,000 (1,424千円)	6,475 (958千円)	20,252 (2,694千円)	29,210 (3,885千円)
夫婦子2人	2,616	2,700	36,000 (3,204千円)	17,000 (1,513千円)	6,475 (958千円)	20,252 (2,694千円)	32,530 (4,327千円)
(参考) 1人当たり 国民所得	2,660千円		37,490 (3,337千円)		17,911 (2,651千円)	21,464 (2,855千円)	22,737 (3,024千円)

(備考) 1. 諸外国は平成22年1月現在の税法に基づいている。邦貨換算レートは、1ドル=89円、1ポンド=148円、1ユーロ=133円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成21年11月中における実勢相場の平均値）
 2. 日本及びフランスは社会保険料控除を適用した場合の課税最低限である。アメリカ及びイギリスでは社会保険料控除は認められない。またドイツについては、社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除を適用した場合の課税最低限である。
 3. 日本については、夫婦子1人の場合の子供は16歳未満として計算し、夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとし、1人を16歳未満であるものとして計算した。
 4. 子ども手当の創設とあいまって扶養控除（年少）を廃止。高校の実質無償化に伴い、16～18歳の者に係る特定扶養控除の上乗せ部分を廃止（平成23年分以後の所得税について適用）。
 5. アメリカについては、夫婦共同申告の場合で、夫婦子1人の場合はその子供を、夫婦子2人の場合はうち1人を17歳未満として計算した。また、州所得税はニューヨーク州を例にとった。地方政府によっては、連邦・州とは別に個人所得税が課される場合がある。
 6. 本資料における所得税の課税最低限とは、所得税の納税額が実際に発生する所得水準を指し、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に規定されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されるもののみを考慮して、課税最低限の額を計算している。従って、イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、実際の税額計算において控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、課税最低限の国際比較を行う際には、これらを含めずに計算している。（なお、仮にこれらを含めて計算した場合、イギリスの所得税の課税最低限は、334.5万円（夫婦子2人）、278.5万円（夫婦子1人）、208.8万円（夫婦のみ）、162.1万円（単身）となる。）
 7. 1人当たり国民所得については、「2. 1人当たり国民所得及び租税負担額の国際比較」参照。

17. 給与所得者数、納税者数の累年比較

(単位 千人、%)

区分	給与所得者			納税者			納税者割合		
	1年勤続	1年未満勤続	計	1年勤続	1年未満勤続	計	1年勤続	1年未満勤続	計
平成12年度	44,939	7,753	52,692	38,872	3,907	42,779	86.5	50.4	81.2
13	45,097	7,861	52,957	38,820	3,970	42,790	86.1	50.5	80.8
14	44,724	7,888	52,612	38,079	4,099	42,178	85.1	52.0	80.2
15	44,661	7,880	52,541	37,667	4,044	41,711	84.3	51.3	79.4
16	44,530	7,937	52,467	38,078	3,991	42,068	85.5	50.3	80.2
17	44,936	7,913	52,849	38,525	4,030	42,555	85.7	50.9	80.5
18	44,845	8,184	53,029	38,288	4,382	42,670	85.4	53.5	80.5
19	45,425	7,902	53,326	38,806	4,107	42,913	85.4	52.0	80.5
20	45,873	8,877	54,750	38,365	4,502	42,867	83.6	50.7	78.3
21	45,056	8,757	53,814	36,829	4,122	40,951	81.7	47.1	76.1

(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」による。

18. 給与所得者数、給与額、税額の累年比較

(1年を通じて勤務した給与所得者)

区分	給与所得者数	給与・手当		賞与		給与総額		税額		
		総額	平均	総額	平均	総額	平均	総額	平均	
平成12年度	千人	億円	千円	億円	千円	億円	千円	億円	千円	
平成12年度	44,939	1,709,148	3,803	362,446	807	2,071,594	4,610	91,754	204	
13	45,097	1,697,950	3,765	349,452	775	2,047,402	4,540	88,940	197	
14	44,724	1,678,258	3,752	324,332	725	2,002,590	4,478	85,539	191	
15	44,661	1,669,383	3,738	313,256	701	1,982,639	4,439	84,649	190	
16	44,530	1,648,004	3,701	306,107	687	1,954,110	4,388	87,988	198	
17	44,936	1,659,915	3,694	302,864	674	1,962,779	4,368	89,630	199	
18	44,845	1,648,714	3,676	301,439	672	1,950,153	4,349	98,925	221	
19	45,425	1,673,771	3,685	312,125	687	1,985,896	4,372	87,575	193	
20	45,873	1,674,259	3,650	296,412	646	1,970,670	4,296	85,551	186	
21	男	27,193	1,164,785	4,283	193,943	713	1,358,703	4,997		
	女	17,864	411,058	2,301	58,985	330	470,043	2,631		
	計	45,056	1,575,843	3,497	252,928	561	1,828,745	4,059	71,240	158

(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」による。

19. 所得税の控除

区分	平成15年	16	17	18
給与所得控除	180万円までの金額 40% 360万円までの金額 30% 660万円までの金額 20% 1,000万円までの金額 10% 1,000万円を超える金額 5% 最低控除額 650,000円	同左	同左	同左
給与支出の特除	給与所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができる。	同左	同左	同左
専(青色)従事者特別控除	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、労務の提供の程度等からみて労務の対価として相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 500,000円 配偶者の場合 860,000円 $\left(\frac{\text{最高限度事業所得等の金額}}{1 + \text{事業専従者の数}} \right)$ 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 55万円 ② 簡易な簿記の方法により記録している者で貸借対照表を併せて添付した者(平成14年分まで) 45万円 (注) (14年度改正) 17年分まで延長 ③ ①、②以外の青色申告者 10万円	青色事業専従者給与 同左 白色事業専従者控除 同左 配偶者の場合 同左 (同左) 青色申告特別控除 同左 (注) (16年度改正) 簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置を廃止(平成16年分まで適用)	青色事業専従者給与 同左 白色事業専従者控除 同左 配偶者の場合 同左 (同左) 青色申告特別控除 同左 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 65万円 ② ①以外の青色申告者 10万円	青色事業専従者給与 同左 白色事業専従者控除 同左 配偶者の場合 同左 (同左) 青色申告特別控除 同左
公的年金等控除	定額控除と定率控除の合計額 定額控除 1,000,000円 (65歳未満の者 500,000円) 定率控除 定額控除後の年金収入に対し、 360万円までの金額 25% 720万円までの金額 15% 720万円を超える金額 5% 最低控除額 1,400,000円 (65歳未満の者 700,000円)	同左	定額控除と定率控除の合計額 定額控除 500,000円 定率控除 定額控除後の年金収入に対し、 360万円までの金額 25% 720万円までの金額 15% 720万円を超える金額 5% 最低控除額 700,000円 (65歳以上の者 1,200,000円)	同左
所得控除	基礎控除 380,000円	同左	同左	同左
配偶者控除	380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 480,000円 同居している特別障害者である控除対象配偶者 730,000円 同居している特別障害者である老人控除対象配偶者 830,000円 $\left(\text{控除対象配偶者の所得要件} \right)$ (合計所得金額が38万円以下)であること	同左	同左	同左

及 び 税 率 の 推 移

19	20	21	22	23
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
青色事業専従者給与 同 左	青色事業専従者給与 同 左	青色事業専従者給与 同 左	青色事業専従者給与 同 左	青色事業専従者給与 同 左
白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 (同 左)	白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 (同 左)	白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 (同 左)	白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 (同 左)	白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 (同 左)
青色申告特別控除 同 左	青色申告特別控除 同 左	青色申告特別控除 同 左	青色申告特別控除 同 左	青色申告特別控除 同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

19. 所得税の控除

区分	平成15年	16	17	18
所得控除	最高 380,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。 配偶者に所得がある場合の控除額の調整 ① 控除対象配偶者の場合 配偶者の所得 控除額 ～5万円未満 38万円 5～10 “ 33 “ 10～15 “ 28 “ 15～20 “ 23 “ 20～25 “ 18 “ 25～30 “ 13 “ 30～35 “ 8 “ 35～38 “ 3 “ 38万円 0 ② 控除対象配偶者以外の配偶者の場合 配偶者の所得 控除額 38～40万円未満 38万円 40～45 “ 36 “ 45～50 “ 31 “ 50～55 “ 26 “ 55～60 “ 21 “ 60～65 “ 16 “ 65～70 “ 11 “ 70～75 “ 6 “ 75～76 “ 3 “ 76万円以上 0	最高 380,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者の所得金額に応じて以下のように控除額を調整 配偶者の所得 控除額 38～40万円未満 38万円 40～45 “ 36 “ 45～50 “ 31 “ 50～55 “ 26 “ 55～60 “ 21 “ 60～65 “ 16 “ 65～70 “ 11 “ 70～75 “ 6 “ 75～76 “ 3 “ 76万円以上 0 “ (注) (15年度改正) 控除対象配偶者について配偶者控除に上乘せして適用される部分を廃止	同左	同左
	扶養控除 うち、特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満) 380,000円 うち、老人扶養親族(年齢70歳以上) 480,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 580,000円 同居している特別障害者である扶養親族 730,000円 同居している特別障害者である特定扶養親族 980,000円 同居している特別障害者である老人扶養親族 830,000円 同居している特別障害者である同居老親等 930,000円 (扶養親族の所得要件 控除対象配偶者の場合と同様)	同左	同左	同左
障害者、勤労者、学生、寡婦(寡夫)控除	控除額 270,000円 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 400,000円 老年者控除は、 500,000円	控除額 同左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同左 老年者控除は、 同左 (注) (16年度改正) 老年者控除は、平成16年分をもって廃止	控除額 同左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同左	控除額 同左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

19	20	21	22	23
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左 (注) (22年度改正) 年少扶養控除及び年齢16～18歳の者に係る特定扶養控除の上乗せ部分を廃止。 (平成23年分から適用)	控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 380,000円 うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) 630,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 480,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 580,000円
控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左 (注) (22年度改正) 扶養控除の見直しに伴い、同居特別障害者加算の特例措置に代え、同居特別障害者に対する障害者控除(75万円)を創設。 (平成23年分から適用)	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合は、 750,000円

及 び 税 率 の 推 移 (続)

19	20	21	22	23
<p>寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 同左</p> <p>(所得要件等)</p> <p>(1) 障害者 同左</p> <p>(2) 寡婦(寡夫) 同左</p> <p>(3) 勤労学生 同左</p>	<p>寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 同左</p> <p>(所得要件等)</p> <p>(1) 障害者 同左</p> <p>(2) 寡婦(寡夫) 同左</p> <p>(3) 勤労学生 同左</p>	<p>寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 同左</p> <p>(所得要件等)</p> <p>(1) 障害者 同左</p> <p>(2) 寡婦(寡夫) 同左</p> <p>(3) 勤労学生 同左</p>	<p>寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 同左</p> <p>(所得要件等)</p> <p>(1) 障害者 同左</p> <p>(2) 寡婦(寡夫) 同左</p> <p>(3) 勤労学生 同左</p>	<p>寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 同左</p> <p>(所得要件等)</p> <p>(1) 障害者 同左</p> <p>(2) 寡婦(寡夫) 同左</p> <p>(3) 勤労学生 同左</p>
<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p> <p>(注) (22年度改正) 生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を12万円とする。 ④ 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) (イ) 一般生命保険料 支払保険料のうち、20,000円まで全額、20,000円を超え40,000円まで2分の1、40,000円を超え80,000円まで4分の1(最高40,000円)</p>	<p>(1) 雑損控除 同左</p> <p>(2) 医療費控除 同左</p> <p>(3) 生命保険料控除 同左</p>

19. 所得税の控除

区分	平成15年	16	17	18
所得の所得控除(続)	<p>(4) 損害保険料控除 家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料等</p> <p>① 長期契約のみの場合 10,000円まで全額、10,000円を超え20,000円まで2分の1(最高15,000円)</p> <p>② 短期契約のみの場合 2,000円まで全額、2,000円を超え4,000円まで2分の1(最高3,000円)</p> <p>③ 長期契約と短期契約とがある場合</p> <p>④+②(最高15,000円)</p> <p>(5) 社会保険料控除 支払額の全額</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 次の掛金の支払額の全額</p> <p>① 小規模企業共済契約に係る掛金</p> <p>② 確定拠出年金の個人型年金加入者掛金</p> <p>③ 心身障害者扶養共済制度の掛金</p> <p>(7) 寄附金控除</p> <p>① 国又は地方公共団体に対する寄附金</p> <p>② 指定寄附金</p> <p>③ 特定公益増進法人に対する寄附金</p> <p>④ 認定NPO法人に対する寄附金</p> <p>⑤ 政治活動に関する寄附金(特定の政治献金)</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左</p> <p>(7) 寄附金控除 同左</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同左</p> <p>(5) 社会保険料控除 (注)(17年度改正) 国民年金保険料の納付証明書の添付等の義務付け</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左</p> <p>(7) 寄附金控除 ①~⑤(同左) について、寄附金の額(所得金額の30%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額を所得控除する。</p>	<p>(4) 損害保険料控除 同左</p> <p>(5) 社会保険料控除 同左</p> <p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左</p> <p>(7) 寄附金控除 ①~⑤(同左) について、寄附金の額(所得金額の30%を限度)のうち、5千円を超える部分の金額を所得控除する。</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

19	20	21	22	23
<p>(4) 損害保険料控除 家屋又は家財について支払った地震保険料等(最高50,000円) (注)平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については従前どおりの控除額が適用。(地震保険料控除と合わせて最高50,000円)</p>	<p>(4) 地震保険料控除 同左</p>	<p>(4) 地震保険料控除 同左</p>	<p>(ロ) 介護医療保険料 支払保険料のうち、20,000円まで全額、20,000円を超え40,000円まで2分の1、40,000円を超え80,000円まで4分の1(最高40,000円) (ハ) 個人年金保険料 支払保険料のうち、20,000円まで全額、20,000円を超え40,000円まで2分の1、40,000円を超え80,000円まで4分の1(最高40,000円) (ニ) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) 従前のとおり (平成24年分から適用) (4) 地震保険料控除 同左</p>	<p>(4) 地震保険料控除 同左</p>
<p>(5) 社会保険料控除 同左</p>	<p>(5) 社会保険料控除 同左</p>	<p>(5) 社会保険料控除 同左</p>	<p>(5) 社会保険料控除 同左</p>	<p>(5) 社会保険料控除 同左</p>
<p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左</p>	<p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左</p>	<p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左</p>	<p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 (注)(22年度改正)</p>	<p>(6) 小規模企業共済等掛金控除 同左</p>
<p>(7) 寄附金控除 ①～④(同左) ⑤ 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金(所得金額の40%を限度)のうち、5千円を超える部分の金額を所得控除する。</p>	<p>(7) 寄附金控除 ①～④(同左) (注)(20年度改正) ① 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、特定地域雇用等促進法人が特定公益増進法人となるため、⑤に含まれる</p>	<p>(7) 寄附金控除 同左</p>	<p>(7) 寄附金控除 (注)(22年度改正) ①～④同左 について、寄付金の額(所得金額の40%を限度)のうち、2千円を超える部分の金額を所得控除する。</p>	<p>(7) 寄附金控除 (注)(23年度改正) 認定NPO法人並びに一定の要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人に対する寄附について、新たに税額控除制度を導入し、現行の所得控除制度との選択制とする。 (平成23年分から適用)</p>

19. 所得税の控除

区分		平成 15 年	16	17	18
所得控除(続)	その他の所得控除(続)	について、寄附金の額(所得金額の25%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額を所得控除する。			
税額控除(続)	配当控除	<p>① 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5%</p> <p>② 証券投資信託の収益の分配については5%(課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%)〔所法〕</p> <p>ただし、公募証券投資信託の収益の分配、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、少額配当の確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。〔措法〕</p> <p>(注) (15年度改正)</p> <p>ただし、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。〔措法〕</p>	同 左	同 左	同 左
	外国税額控除	外国所得税(通常行われる取引と認められない一定の取引に係る外国所得税を除く。)を課せられた年分の所得税額のうち国外源泉所得に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除余裕枠は当年の控除枠に加え、過去3年以内の控除未済額は当年で控除できる。	同 左	同 左 (注) (17年度改正) 外国所得税が減額された場合の調整措置を創設。	同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

19	20	21	22	23
	<p>② 公益社団法人と公益財団法人については、全て特定公益増進法人として取扱うこととされ、これらに対する寄附金は①の対象となる</p> <p>③ 一定の特定新規中小企業者に投資した場合、投資額について、1,000万円を限度として、寄附金控除が適用される。</p>			
同 左	<p>同 左</p> <p>(注) (20年度改正) 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除の対象とならない。〔措法〕 ※平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について適用</p>	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	<p>同 左</p> <p>(注) (21年度改正) 外国税額控除の適用を受けた外国所得税が減額された場合の調整を、その適用を受けた年の翌年以後7年内の減額に限る。</p>	同 左	<p>同 左</p> <p>(注) (23年度改正) ・複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分を外国税額控除の適用の対象となる外国所得税から除外。 ・控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等に課税権を認めた所得で当該条約相手国等において外国所得税を課されるものは、国外所得に該当。</p>

19. 所得税の控除

区分	平成15年	16	17	18
住宅借入金等に係る税額控除(続)	<p>(制度の基本的内容) 平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間に、取得等をした新築住宅等を6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分×1% <p>※最大控除額は50万円 (注)(15年度改正) 住宅ローン控除の適用を受けていた者が、勤務先から転勤命令などやむを得ない事由により平成15年4月1日以後住宅を居住の用に供しなくなった後、その住宅に再び居住した場合は、一定の要件の下、その再居住年以後住宅ローン控除の再適用を受けることができることとされた。</p>	<p>(適用期限の延長・制度の見直し) 新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 平成16年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1% ㊧ 平成17年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から8年目まで1% ・9年目及び10年目まで0.5% ㊨ 平成18年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から7年目まで1% ・8年目から10年目まで0.5% ㊩ 平成19年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,500万円以下の部分 ・1年目から6年目まで1% ・7年目から10年目まで0.5% ㊪ 平成20年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から6年目まで1% ・7年目から10年目まで0.5% 	<p>(制度の基本的内容は左に同じ) (注)(17年度改正) 適用対象となる既存住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅を追加</p>	<p>(制度の基本的内容は左に同じ)</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

19	20	21	22	23
<p>(制度の基本的内容は左に同じ)</p> <p>(注) (19年度改正)</p> <p>① 平成19年又は平成20年に居住の用に供した場合について、控除額の特例を創設。ただし、左の制度との選択適用とし、控除額は次のとおり。</p> <p>④ 平成19年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,500万円以下の部分 ・1年目から10年目まで0.6% ・11年目から15年目まで0.4%</p> <p>⑤ 平成20年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで0.6% ・11年目から15年目まで0.4%</p> <p>② バリアフリー改修工事等に係る控除額の特例を創設 一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事等を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。ただし、この特例は、上記①又は下記③との選択適用とする。 (平成19年4月1日から20年12月31日居住分)</p> <p>④ 一定のバリアフリー改修工事にかかる工事費用から補助金等を控除した金額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2%</p> <p>⑤ ④以外の住宅ローン等の残高…1%</p> <p>③ 対象となる増改築等の範囲に、大規模の修繕又は模様替等に至らない一定のバリアフリー改修工事を追加</p>	<p>(制度の基本的内容は左に同じ)</p> <p>(注) (20年度改正)</p> <p>① 省エネ改修工事に係る控除額の特例の創設 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事等を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。ただし、この特例は、左記①又は下記②の制度との選択適用とする。(平成20年4月1日から同年12月31日居住分)</p> <p>④ 特定の省エネ改修工事に係る工事費用の額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高…2%</p> <p>⑤ ④以外の住宅ローン等の残高…1%</p> <p>※ 特定の省エネ改修工事とは、省エネ改修工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当に上るものをいう。</p> <p>② 対象となる増改築等の範囲に、大規模の修繕又は模様替等に至らない一定の省エネ改修工事を追加 (平成20年4月1日から同年12月31日居住分)</p>	<p>(21年度改正) (適用期限の延長・制度の見直し)</p> <p>新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。</p> <p>① 一般の住宅</p> <p>④ 平成21・22年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>⑤ 平成23年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>⑥ 平成24年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>⑦ 平成25年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>② 認定長期優良住宅</p> <p>④ 平成21～23年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1.2%</p> <p>⑤ 平成24年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>⑥ 平成25年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>(注) 上記①②について、所得税から控除しきれない場合には、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除することができる。</p>	<p>(制度の基本的内容は左に同じ)</p> <p>新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。</p> <p>① 一般の住宅</p> <p>④ 平成21・22年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>⑤ 平成23年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>⑥ 平成24年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>⑦ 平成25年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>② 認定長期優良住宅</p> <p>④ 平成21～23年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1.2%</p> <p>⑤ 平成24年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>⑥ 平成25年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%</p> <p>(注) 上記①②について、所得税から控除しきれない場合には、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除することができる。</p>	

19. 所 得 税 の 控 除

区 分	平 成 15 年	16	17	18
税 額 控 除 (続) 住 宅 借 入 金 等 に 係 る 税 額 控 除 (続)				

及 び 税 率 の 推 移 (続)

19	20	21	22	23
		<p>① 住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額</p> <p>② 住宅ローン控除前の所得税額 (9.75万円を超えるときは9.75万円)</p> <p>③ バリアフリー改修及び省エネ改修工事に係る控除額の特例の適用期限を平成25年12月31日まで5年延長</p>		<p>① 住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額</p> <p>② 住宅ローン控除前の所得税額 (9.75万円を超えるときは9.75万円)</p> <p>③ バリアフリー改修工事に係る控除額の特例の創設 一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事等を行い、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。ただし、この特例は、上記①との選択適用とする。(平成19年4月1日から25年12月31日居住分)</p> <p>④ 一定のバリアフリー改修工事にかかる工事費用から補助金等を控除した金額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高……2%</p> <p>⑤ ④以外の住宅ローン等の残高……1%</p> <p>④ 省エネ改修工事に係る控除額の特例の創設 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事等を行い、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。ただし、この特例は、上記①の制度との選択適用とする。(平成20年4月1日から25年12月31日居住分)</p> <p>① 特定の省エネ改修工事に係る工事費用の額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高……2%</p> <p>② ①以外の住宅ローン等の残高……1%</p>

19. 所得税の控除

区分	平成15年	16	17	18
住宅借入金等に係る 税額控除(続)				
政治 献金 税 額 控 除	<p>個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党・政治資金団体(「政党等」という)に対する献金(特定寄附金と合わせて所得金額の25%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額=(その年中に支出した政党等に対する献金の合計額-1万円)×30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。</p>	同 左 (適用期限の延長) 5年	<p>個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金(特定寄附金と合わせて所得金額の30%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。(平成17年分から適用)</p> <p>[控除額の計算] 同 左</p>	同 左 <p>[控除額の計算] 税額控除額=(その年中に支出した政党に対する献金の合計額-5千円)×30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。(平成18年分から適用)</p>
額				
控 除(続)	<p>認 定 N P O 法 人 等 に 寄 附 を し た 場 合 の 税 額 控 除</p>			
耐 震 改 修 税 額 控 除				<p>地方公共団体の作成した一定の計画区域内において、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修をした場合、耐震改修費用の10%相当額(最高20万円)を所得税額から控除する。 (平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間適用)</p>

及 び 税 率 の 推 移 (続)

19	20	21	22	23
<p>個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金（特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。（平成19年分から適用）</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額＝（その年中に支出した政党に対する献金の合計額－5千円）×30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左 （21年度改正） 適用期限を平成26年12月31日まで5年延長</p>	<p>個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金（特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。（平成22年分から適用）</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額＝（その年中に支出した政党に対する献金の合計額－2千円）×30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。</p>	<p>※ 特定の省エネ改修工事とは、省エネ改修工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当に上るものをいう。</p> <p>同 左</p>
				<p>(注) (23年度改正) 個人が支出した認定特定非営利活動法人並びに一定の公益社団・財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人（以下「認定NPO法人等」という。）に対する寄附金（特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。</p> <p>[控除額の計算] 税額控除額＝（その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の合計額－2千円）×40% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。 (平成23年分から適用)</p>
<p>同 左</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左 ※ (21年度改正) 次の措置を講じた上、適用期限を平成25年12月31日まで5年延長 ① 耐震改修計画について、補助対象が耐震診断のみの場合も含めるとともに、補助金の下限要件を撤廃 ② 税額控除額を、実際の工事費用の額と標準的な工事費用相当額（200万円を限度）のいずれか少ない金額の10%相当額とする。</p>	<p>同 左</p>	<p>(注) (23年度改正) 適用対象となる地域の要件を廃止するとともに、税額控除額の計算の基礎となる耐震改修費用の額について、補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額とする。</p>

19. 所得税の控除

区分	平成 15 年	16	17	18
税 額 控 除 (続)	特定の改修工事をした場合の税額控除			
	新築等をした場合の税額控除 認定長期優良住宅の			

及 び 税 率 の 推 移 (続)

19	20	21	22	23
		<p>(21年度改正)</p> <p>(1) バリアフリー改修税額控除の創設 一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。ただし、住宅借入金等に係る税額控除の①及び③との選択適用とする。 (平成21年4月1日から平成22年12月31日居住分)</p> <p>(2) 省エネ改修税額控除の創設 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円(太陽光発電装置を設置する場合は、300万円)を限度)の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。ただし、住宅借入金等に係る税額控除の①及び③との選択適用とする。 (平成21年4月1日から平成22年12月31日居住分)</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p>	<p>(注)(23年度改正) 税額控除額の上限額について、平成23年分は20万円、平成24年分は15万円とした上、その適用期限を2年延長。</p> <p>(注)(23年度改正) 税額控除額の計算の基礎となる省エネ改修費用の額について、補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額とした上、その適用期限を2年延長。</p>
		<p>(21年度改正)</p> <p>居住者が、認定長期優良住宅の新築等をして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日(平成21年6月4日)から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合(新築等の日から6ヶ月以内に限る)には、その認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額(1,000万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除(翌年繰越可)する(年間所得3,000万円以下の年に限る)</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>

19. 所得税の控除

区分	平成15年	16	17	18
税額控除(続)	電子所得税額の特別控除 電子申告に係る個人			
その他 の 控 除 等	<p>(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額(最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算)を収入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税</p> <p>(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、5分5乗により分離課税</p> <p>(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 ② ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(5,000万円特別控除等)を控除して課税する。</p> <p>(4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額から50万円を控除し、その残額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する</p>	<p>(1) 退職所得 同左</p> <p>(2) 山林所得 同左</p> <p>(3) 譲渡所得 ① 同左 ② ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(5,000万円特別控除等)を控除して課税する。 (注)(16年度改正) 土地・建物等に係る100万円特別控除の廃止</p> <p>(4) 一時所得 同左</p>	<p>(1) 退職所得 同左</p> <p>(2) 山林所得 同左</p> <p>(3) 譲渡所得 ① 同左 ② 同左</p> <p>(4) 一時所得 同左</p>	<p>(1) 退職所得 同左</p> <p>(2) 山林所得 同左</p> <p>(3) 譲渡所得 ① 同左 ② 同左</p> <p>(4) 一時所得 同左</p>
税 率	<p>330万円以下の金額 10%</p> <p>330万円を超える金額 20%</p> <p>900 " 30%</p> <p>1,800 " 37%</p> <p>(注) 平成11年から定率減税(20%、25万円限度)及び最高税率の特例が実施されている。</p>	同左	同左	<p>同左</p> <p>(注) 平成18年分の所得税については、定率減税を2分の1に縮減(10%、12万5千円限度)</p>

及 び 税 率 の 推 移

19	20	21	22	23
電子申告により平成19年分又は平成20年分の所得税の確定申告書を各年の翌年3月15日までに提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書とを送信した場合に5,000円（その年の所得税額を限度）を所得税額から控除する。	同 左	※（21年度改正） 制度の基本的仕組みは左に同じ。 （適用期限を平成22年分まで2年延長）	同 左	（注）（23年度改正） 税額控除額を平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げた上、その適用期限を2年延長。
(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左
(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左
(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左
② 同 左	② 同 左	② 同 左 （注）（21年度改正） 平成21年及び22年に取得した土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円特別控除制度の創設	② 同 左	② 同 左
(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額10% 330 〃 20% 695 〃 23% 900 〃 33% 1,800 〃 40% （注）平成19年分以後の所得税については、定率減税は廃止	同 左	同 左	同 左	同 左

19. (付表) 個人住民税の

区分	平成15年度	16	17	18
基礎控除	330,000円	同左	同左	同左
配偶者控除	330,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 380,000円 同居している特別障害者である控除対象配偶者 560,000円 同居している特別障害者である老人控除対象配偶者 610,000円	同左	同左	同左
所得控除	最高 330,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。配偶者に所得がある場合の控除額の調整 配偶者に所得がある場合には、次により調整を行う。 ① 控除対象配偶者の場合 所得金額が10万円未満 330,000円 所得金額が10万円以上 28万円からその控除対象配偶者の所得金額のうち10万円を超える部分の金額（5万円の整数倍の金額とし、5万円未満の端数は切り捨てる。）を減額 ② 控除対象配偶者以外の配偶者の場合 所得金額が45万円未満 330,000円 所得金額が45万円以上50万円未満 310,000円 所得金額が50万円以上75万円未満 26万円からその配偶者の所得金額のうち50万円を超える部分の金額（5万円の整数倍の金額とし、5万円未満の端数は切り捨てる。）を減額 所得金額が75万円以上76万円未満 30,000円 所得金額が76万円以上 0円	同左	最高 330,000円 合計所得1,000万円以下の者について適用する。 控除対象配偶者以外の配偶者の所得金額に応じて以下のように控除額を調整 所得金額が45万円未満 330,000円 所得金額が45万円以上50万円未満 310,000円 所得金額が50万円以上75万円未満 26万円からその配偶者の所得金額のうち50万円を超える部分の金額（5万円の整数倍の金額とし、5万円未満の端数は切り捨てる。）を減額 所得金額が75万円以上76万円未満 30,000円 所得金額が76万円以上 0円 (注) (15年度改正) 控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして適用される部分を廃止	同左
扶養控除	扶養控除 330,000円 うち、特定扶養親族 (年齢16歳以上23歳未満) 450,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 380,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 450,000円 同居している特別障害者である扶養親族 560,000円 同居している特別障害者である特定扶養親族 680,000円 同居している特別障害者である老人扶養親族 610,000円 同居している特別障害者である同居老親等 680,000円	同左	同左	同左
障害者、寡婦、学生、高齢者及び	控除額 260,000円 障害者のうち、特別障害者に該当する場合 300,000円 老年者控除 480,000円 寡婦のうち、特別加算に該当する場合 300,000円	同左	同左	(注) (16年度改正) 老年者控除は廃止

控 除 及 び 税 率

19	20	21	22	23
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左 (注) (22年度改正) 控除対象扶養親族 (年齢16歳以上) 330,000円 うち、特定扶養親族 (年齢19歳以上23歳未満) 450,000円 うち、老人扶養親族 (年齢70歳以上) 380,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 450,000円 (平成24年度分から適用)	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左 (注) (22年度改正) 控除額 同左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同左 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合は、 530,000円 (平成24年度分から適用)	同 左

19. (付表) 個人住民税の

区分	平成15年度	16	17	18
所得控除	<p>雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産についての災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。 ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円とのいずれか低い金額を超える金額</p> <p>医療費控除 医療費のうち、所得金額の5%相当額と10万円とのいずれか低い金額を超過する金額（最高200万円）</p> <p>生命保険料控除 ① 一般の生命保険料 支払保険料のうち、 15,000円まで全額、 15,000円を超え 40,000円まで2分の1、 40,000円を超え 70,000円まで4分の1 （最高35,000円） ② 個人年金保険料 支払保険料のうち、 15,000円まで全額、 15,000円を超え 40,000円まで2分の1、 40,000円を超え 70,000円まで4分の1 （最高35,000円）</p> <p>損害保険料控除 家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料、医療費用保険料金 ① 長期契約のみの場合 5,000円まで全額、5,000円を超え15,000円まで2分の1 （最高10,000円） ② 短期契約のみの場合 1,000円まで全額、1,000円を超え3,000円まで2分の1 （最高2,000円）</p>	同左	同左	同左

除(続)

控 除 及 び 税 率 (続)

19	20	21	22	23
<p>同 左</p> <p>損害保険料控除 同 左 (注) (18年度改正) 地震保険料控除に改組。</p>	<p>同 左</p> <p>地震保険料控除 家屋又は家財について支払った地震保険料等の金額の2分の1を控除(最高25,000円)。 (注) 平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については従前どおりの控除額が適用(地震保険料控除と合わせて最高25,000円)。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p> <p>生命保険料控除 (注) (22年度改正) 生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。 ① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) (イ) 一般生命保険料 支払保険料のうち、12,000円まで全額、12,000円を超え32,000円まで2分の1、32,000円を超え56,000円まで4分の1(最高28,000円) (ロ) 介護医療保険料 支払保険料のうち、12,000円まで全額、12,000円を超え32,000円まで2分の1、32,000円を超え56,000円まで4分の1(最高28,000円) (ハ) 個人年金保険料 支払保険料のうち、12,000円まで全額、12,000円を超え32,000円まで2分の1、32,000円を超え56,000円まで4分の1(最高28,000円) ② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) 従前のおり (平成25年度分から適用)</p>	<p>同 左</p>

19. (付表) 個人住民税の

区分	平成15年度	16	17	18
所得除(統)控除(統)	<p>㊦ 長期契約と短期契約とがある場合 ㊦+㊧(最高10,000円) 社会保険料控除 支払額の全額 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金(第1種共済契約に基づく掛金)及び心身障害者扶養共済制度の掛金の支払額の全額</p> <p>寄附金控除 都道府県、市町村、特別区、都道府県共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金について、寄附金の額(所得金額の25%を限度)のうち、10万円を超える部分の金額</p>			
専従者控除	<p>青色事業専従者給与 給与の支払を受けた額 (所得税と同じ) 白色事業専従者控除 500,000円 配偶者の場合 860,000円 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 500,000円 ② 簡易な簿記の方法により記録している者で貸借対照表を併せて添付した者 450,000円 ③ ①、②以外の青色申告者 100,000円</p>	同左	同左	<p>青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 650,000円 ② ①以外の青色申告者 100,000円 (注)(16年度改正) 簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置を廃止</p>
税配額当控除	<p>④ 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について (道府県) 0.8% (市町村) 2.0% 1,000万円を超える部分の金額について (道府県) 0.4% (市町村) 1.0% ⑤ 証券投資信託の収益の分配については (道府県) 0.4% (市町村) 1.0% (課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分について道府県0.2%、市町村0.5%) ただし、公募の証券投資信託の収益の分配にかかる配当所得、特定目的会社又は証券投資法人から支払を受ける配当に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、少額配当所得については配当控除の対象にならない。</p>	<p>④、⑤については、同左 ただし、公募証券投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等に係る配当所得については配当控除の対象にならない。</p>	<p>④、⑤については、同左 ただし、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。</p>	同左

控 除 及 び 税 率 (続)

19	20	21	22	23
		<p>寄附金控除 (注) (20年度改正) 税額控除方式に改組。</p>	<p>小規模企業共済等掛金控除 (注) (22年度改正) 小規模企業共済等掛金の 範囲に、個人事業の共同経 営者が支払った掛金を追加。</p>	
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
<p>① 配当所得を上積とし、 配当所得以外の所得と合 わせた課税総所得金額が 1,000万円に達するまでの 配当所得の金額について (道府県) 1.2% (市町村) 1.6% 1,000万円を超える部分の 金額について (道府県) 0.6% (市町村) 0.8% ② 証券投資信託の収益の 分配については (道府県) 0.6% (市町村) 0.8% (課税総所得金額が1,000 万円を超える部分につい て道府県0.3%, 市町村 0.4%)</p>	同 左	同 左	同 左	同 左

19. (付表) 個人住民税の

区分		平成15年度	16	17	18
税	配当(統)控除	また、公募証券投資信託の収益の分配、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、少額配当所得については配当控除の対象にならない。			
	額				
控	寄附金控除				
除(統)					
税	所得割	道府県(標準税率) 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3% 市町村(標準税率) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 〃 10% (注) 平成11年度分から定率減税(15%、4万円限度)が実施されている。	同 左	同 左	同 左 (注) (17年度改正) 定率減税を2分の1に縮減(7.5%、2万円限度)
	均等割	道府県(標準税率) 1,000円 市町村(標準税率) 〔人口50万以上の市 3,000円 人口5万以上 50万 未満の市 2,500円 その他の市町村 2,000円〕	道府県(標準税率) 同 左 市町村(標準税率) 3,000円	同 左	同 左

- (備考) 1. 各年度の計数は適用年度に係るものである。
2. 個人住民税の課税標準は前年の所得について算定した所得金額であり、個人住民税における給与所得控除及び公的年金等控除については、前年分の所得税において適用されたものがそのまま適用される。
3. 所得割については、所得の金額が、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円(昭和56年度～昭和58年度27万円、昭和59年度及び昭和60年度29万円、昭和61年度～昭和63年度31万円、平成元年度32万円、平成2年度～平成9年度34万円)を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合

控 除 及 び 税 率 (続)

19	20	21	22	23
ただし書きについては同左				
		<p>(注) (20年度改正) 所得控除方式から改組</p> <p>① 地方公共団体以外に対する寄附金 イ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 ロ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金 ハ 都道府県又は市町村が条例により指定した寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く) について、寄附金の額(総所得金額等の30%を限度)のうち、5千円を超える部分の金額を税額控除する。</p> <p>② 地方公共団体に対する寄附金 イとロの合計額を税額控除(ロについては所得割額の10%を限度)する。 イ (寄附金 - 5千円) × 10% ロ (寄附金 - 5千円) × (90% - 0 ~ 40% (寄附者に適用される所得税の限界税率))</p>	同 左	<p>同 左 (注) (23年度改正) 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、寄附金税額控除の対象とすることができることとする。 適用下限額を5千円から2千円に引き下げる。 (24年度分から適用)</p>
<p>道府県(標準税率) 一律4%</p> <p>市町村(標準税率) 一律6%</p> <p>(注) (18年度改正) 定率減税を廃止 所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置を講じる。</p>	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

には32万円(昭和57年度~平成2年度9万円,平成3年度15万円,平成4年度19万円,平成5年度25万円,平成6年度~平成10年度30万円,平成11年度31万円,平成12年度32万円,平成13年度~平成15年度36万円,平成16年度及び平成17年度35万円)を加えた金額以下である者は非課税である。

4. 所得税の住宅ローン控除の適用者(平成21年から平成25年までに入居した者に限る。)について、所得税から控除しきれない場合には、住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった金額を個人住民税から控除することができる(住宅ローン控除前の所得税額を限度〔9.75万円を超えるときは9.75万円〕)

20. 申告所得税の課税

区分	番号	営業等所得者			農業所得者			その他
		納税者数	所得金額	申告税額	納税者数	所得金額	申告税額	納税者数
		千人	億円	億円	千人	億円	億円	千人
平成12年度…	1	2,085	80,758	5,658	131	4,839	197	5,057
13……………	2	1,944	76,376	5,508	130	4,721	195	5,003
14……………	3	1,825	70,617	5,053	133	5,003	224	4,910
15……………	4	1,780	68,225	4,879	150	5,791	268	5,003
16……………	5	1,813	69,344	5,073	138	5,242	253	5,490
17……………	6	1,826	68,724	5,218	138	4,424	200	6,329
18……………	7	1,765	67,563	5,546	139	4,373	217	6,329
19……………	8	1,662	65,546	5,467	134	4,332	180	5,973

区分	番号	事業所得者			その他所得者			合
		納税者数	所得金額	申告税額	納税者数	所得金額	申告税額	納税者数
20……………	1	1,658	64,587	5,282	5,865	331,353	21,212	7,523
21……………	2	1,472	57,179	4,853	5,704	296,685	17,873	7,176

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
 2. 調査時点は翌年3月31日現在である。
 3. 平成20年分より所得区分を変更し、「営業等所得」及び「農業所得」を「事業所得」へ集約した。

21. 源泉所得税

(1) 源泉徴収義務者数の累年比較

(単位 件)

区分	源泉徴収義務者数					
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	報酬、料金等所得	非居住者等所得
平成11年度…	50,232	146,802	5,418	3,997,380	3,248,101	21,546
12……………	48,864	144,293	5,324	3,986,729	3,227,932	22,290
13……………	47,687	138,313	5,127	3,951,920	3,216,486	22,978
14……………	45,449	128,938	1,924	3,905,529	3,221,712	23,538
15……………	43,226	126,904	1,985	3,883,328	3,151,055	24,094
16……………	41,889	128,655	2,021	3,866,691	3,104,574	24,450
17……………	40,448	129,045	5,279	3,859,683	3,082,798	24,275
18……………	39,569	125,528	6,592	3,845,831	3,069,616	24,850
19……………	47,913	129,812	7,370	3,810,440	3,043,366	24,548
20……………	49,701	130,365	7,338	3,745,714	2,989,766	24,027

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
 2. 調査時点は翌年6月30日現在である。

状況の累年比較

他の所得者		合 計			対 前 年 比			番 号
所得金額	申告 納税額	納税者数	所得金額	申告 納税額	納税者数	所得金額	申告 納税額	
億円	億円	千人	億円	億円	%	%	%	
326,591	20,898	7,274	412,189	26,753	98.3	100.3	102.5	1
318,487	19,994	7,077	399,584	25,697	97.3	96.9	96.1	2
305,044	18,615	6,868	380,665	23,891	97.1	95.3	93.0	3
309,205	18,562	6,933	383,221	23,709	100.9	100.7	99.2	4
327,269	18,731	7,441	401,855	24,058	107.3	104.9	101.5	5
364,001	21,316	8,294	437,149	26,734	111.5	108.8	111.1	6
371,269	23,208	8,233	443,205	28,971	99.3	101.4	108.4	7
362,744	24,341	7,769	432,622	29,987	94.4	97.6	103.5	8

計		対 前 年 比			番 号
所得金額	申告 納税額	納税者数	所得金額	申告 納税額	
395,940	26,495	96.8	91.5	88.4	1
353,865	22,725	95.4	89.4	85.8	2

の 課 税 状 況

(2) 源泉徴収税額の累年比較

(単位 億円)

区 分	源 泉 徴 収 税 額							
	利子所得等	配当所得	上場株式等の 譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬、料金 等所得	非居住者等 所得	計
平成11年度…	9,250	9,171	4,165	103,194	3,159	10,962	3,026	142,928
12……………	31,616	10,188	3,855	101,762	2,942	11,013	3,358	164,733
13……………	39,863	9,430	1,808	101,371	3,216	11,140	4,013	170,840
14……………	12,580	10,537	1,968	97,035	3,807	11,006	3,910	140,844
15……………	8,373	10,018	552	94,239	3,318	10,440	3,670	130,609
16……………	7,612	11,672	958	98,172	3,377	10,398	3,209	135,398
17……………	6,151	24,070	2,547	101,328	2,950	13,152	2,913	153,109
18……………	4,838	23,487	2,239	113,625	2,864	13,633	3,586	164,273
19……………	6,325	24,458	2,104	98,702	2,685	11,959	3,948	150,181
20……………	8,195	20,442	497	97,273	2,606	11,701	3,606	144,320

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
 2. 調査期間は、その年2月1日から翌年1月31日である。
 3. 源泉徴収税額は、本税の額である。

22. 利子・配当課税制度等の概要（所得税・個人住民税）

		～平成15.3	平成15.4～平成15.12	平成16.1～平成20.12	平成21.1～
利子所得	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配	源泉分離課税 (20%の源泉徴収〔所得税15%、住民税5%〕)			
配当所得	上場株式等の配当等 ^(注1) 及び特定株式投資信託の収益の分配	総合課税 (20%の源泉徴収〔所得税〕) 次の課税方式の選択が可能 ○源泉分離選択課税 ^(注2) (35%の源泉徴収〔所得税]) ○確定申告不要 ^(注3) (20%の源泉徴収〔所得税])	総合課税又は確定申告不要 (10%の源泉徴収〔所得税]) ^(注4)	総合課税又は確定申告不要 (10%の源泉徴収) 〔所得税7%、住民税3%〕	総合課税若しくは20%〔所得税15%、住民税5%〕申告分離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) 〔所得税15%、住民税5%〕 平成21～25年の間の特例措置 ①申告分離課税の税率10%〔所得税7%、住民税3%〕 ②10%の源泉徴収〔所得税7%、住民税3%〕
	非上場株式等の配当等	(20%の源泉徴収〔所得税])	総合課税 (20%の源泉徴収〔所得税])		
	1回の支払配当の金額が10万円を配当計算期間であん分した金額以下のもの		総合課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収〔所得税])		
	公募株式投資信託の収益の分配等	源泉分離課税 (20%の源泉徴収〔所得税15%、住民税5%〕)		総合課税又は確定申告不要 (10%の源泉徴収) 〔所得税7%、住民税3%〕	総合課税若しくは20%〔所得税15%、住民税5%〕申告分離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) 〔所得税15%、住民税5%〕 平成21～25年の間の特例措置 ①申告分離課税の税率10%〔所得税7%、住民税3%〕 ②10%の源泉徴収〔所得税7%、住民税3%〕
雑所得	割引債の償還差益	源泉分離課税 (18% (又は16%) の源泉徴収) (住民税は非課税)			
(参考)	非課税制度	老人等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円)	老人等の郵便貯金非課税制度 (限度額350万円)	老人等の少額公債非課税制度 (限度額350万円)	財形住宅(年金)貯蓄非課税制度 (限度額550万円)
				平成18.1～ 障害者等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円)	障害者等の郵便貯金非課税制度 (限度額350万円) ^(注5)
				障害者等の少額公債非課税制度 (限度額350万円)	同左

- (注) 1. 平成15年4月以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、発行済株式総数の3%以上の株式を保有する個人に係るものに対する課税は、非上場株式等の配当等に対する課税と同じである。
2. 発行済株式総数の5%未満の株式を保有する個人に係る配当等で1回の支払配当の金額が25万円(年1回50万円)未満のものについて適用がある。また、個人住民税は総合課税。
3. 1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)以下のものについて適用がある。また、個人住民税は平成14年12月までに支払を受けるものは非課税、平成15年1月以降に支払を受けるものは総合課税。
4. 平成15年4月～同年12月までの間に生じた上場株式等の配当等に係る個人住民税は非課税。
5. 郵政民営化法の施行の日(平成19年10月1日)より廃止し、少額貯蓄非課税制度に統合(限度額350万円)。但し、一定の優遇措置あり。

23. 譲渡所得課税制度の概要

(1) 個人の場合

区 分	課 税 制 度
<p>I 一般の課税方式</p> <p style="font-size: small;">〔 株式等の譲渡所得については、次のIIによる分離課税、土地、建物等の譲渡所得については、IIIによる分離課税 〕</p>	<p>(イ) 長期譲渡所得……（保有期間5年を超える資産の譲渡による所得）</p> $\frac{(\text{収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - 50\text{万円}}{\text{譲渡益}} \times \frac{1}{2} = \text{課税所得}$ <p>(ロ) 短期譲渡所得……（保有期間5年以下の資産の譲渡による所得）</p> $(\text{収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - 50\text{万円} = \text{課税所得}$ <p style="text-align: center;">譲渡益</p> <p>(注) 1 取得費は、その資産の取得に要した費用、設備費及び改良費の合計額をいう。 2 昭和27年12月31日以前に取得した資産の取得費は、昭和28年1月1日における相続税評価額を基礎として計算する。 3 個人に対する贈与、相続等により取得した資産は、受贈者又は相続人等が引き継ぎ所有していたものとみなす。</p>
<p>II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例</p>	<p>株式等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税 譲渡益×15%</p> <p>ただし、特例措置として、上場株式等を平成21年から平成25年までの間に譲渡した場合には、7%。</p> <p>(イ) 特定管理株式が価値を失った場合の課税の特例 平成17年4月1日以後に、特定口座で管理されていた株式で上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き保管の委託又は振替口座簿に記載若しくは記録がされているもの（特定管理株式）又は特定管理株式であった株式で、平成21年1月5日に特定管理講座から払い出されたもののうち、その払出しの後売買がされなかったもの（特定保有株式）について、清算終了等により株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合には、当該損失を株式等の譲渡損失とみなす。</p> <p>(ロ) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例 平成21年分以後の各年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除することができる。</p> <p>(ハ) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除 平成15年1月1日以後に、上場株式等の譲渡による所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年の他の株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から繰越控除することができる。（上場株式等に係る配当所得の金額からの控除は平成21年から）</p> <p>(ニ) 特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得計算及び申告不要の特例</p> <p>イ 金融商品取引業者、登録金融機関又は投資信託委託会社に設定した特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等又は当該特定口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による所得の金額については、他の株式等の譲渡による所得と区分して、これらの金額を計算する。</p> <p>ロ 特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされた特定口座（源泉徴収選択口座）において発生した源泉徴収選択口座内調整所得金額について、15%（平成21年から25年までの間は7%）の税率による所得税の源泉徴収又は還付を行う。</p> <p>ハ ロの適用を受けた者のその年分の所得税については、当該特定口座内上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額を除外して確定申告を行うことができる。</p> <p>(ホ) 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例</p> <p>イ 平成22年1月1日以後に、金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合に、その金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その金融商品取引業者等に届出書を提出することにより、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができる。</p> <p>ロ 上記イにより源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に対する源泉徴収税額を計算する場合に、源泉徴収選択</p>

23. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
II 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	<p>口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、源泉徴収選択口座内配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収を行う。</p> <p>(ハ) 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得の非課税の特例（いわゆる日本版ISA）</p> <p>① 非課税口座の開設の日から同日の属する年の1月1日から10年を経過する日までの間にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については所得税を課さない。</p> <p>② 非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、ないものとみなす。</p> <p>③ 「非課税口座」とは、居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者に限る。）が、上記①の非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に、その年分の非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成26年分から平成28年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1人につき1年1口座に限る。）をいう。</p> <p>④ 非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限る。）その他一定の上場株式等のみを受け入れることができる。</p> <p>(23年度改正)</p> <p>非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものを追加。</p> <p>(イ) 非課税口座を開設されている金融商品取引業者等が行う募集により取得した上場株式等</p> <p>(ロ) 非課税口座内上場株式等について無償で割り当てられた上場新株予約権で、その割当ての際に非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>(ハ) 2以上の非課税口座で管理している同一銘柄の非課税口座内上場株式等について行われた株式分割等により取得した上場株式等</p> <p>(ト) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例</p> <p>イ 特定中小会社に投資した場合、その投資額を同一年分の株式譲渡益から控除できる。なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。</p> <p>ロ 上場等の日の前日までの期間（適用期間）内に株式を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年の他の株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することができる。また、適用期間内に株式を発行した株式会社が解散してその清算が終了し、又は破産手続開始の決定を受けたことにより、その株式が株式としての価値を失った場合には損失額を株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして上記繰越控除の適用が受けられる。</p> <p>(参考) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例</p> <p>特定新規中小会社（設立3年未満の一定の特定中小会社）により発行される特定新規株式を払込みにより取得をした場合に、その特定新規株式の取得に要した金額（1,000万円を限度）について、寄附金控除を適用することができる。</p> <p>なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。</p> <p>(23年度改正)</p> <p>総合特区制度の創設に伴い、適用対象となる株式会社の範囲に、総合特別区域法に規定する特定地域活性化事業を行う一定の要件を満たす株式会社を追加</p>
III 土地、建物等に係る譲渡所得の分離課税の特例 (1) 長期譲渡所得の分離課税 ① 通常の譲渡の場合 (②及び③の場合を除く)	<p>その年の1月1日において所有期間が5年を超える土地、建物等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税</p> <p>譲渡益×15%</p> <p>(注) 1 昭和27年12月31日以前から所有していた土地、建物等の取得費は、原則として収入金額の5%相当額とする。(概算取得費控除)</p> <p>2 土地、建物等に係る譲渡所得については、他の所持との損益通算は認められない。</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
	<p>ただし、所有期間5年超の居住用財産の譲渡による損失が生じた場合の損益通算の特例あり。</p>
<p>② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合</p>	<p>昭和62年10月1日から平成25年12月31日までの間に、その年1月1日において所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合にその譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときは、その該当する譲渡については、次により課税。</p> <p>(イ) 譲渡益 2,000万円以下の部分 10%</p> <p>(ロ) 譲渡益 2,000万円超の部分 15%</p> <p>「優良住宅地等のための譲渡」とは次に掲げるものをいう。</p> <p>(イ) 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡</p> <p>(ロ) 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(ハ) 取用交換等による土地等の譲渡</p> <p>(ニ) 第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(ホ) 防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(ヘ) 防災再開発促進地区内における認定建替計画により、建替えを行う認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(ト) 都市再生特別措置法の認定を受けて一定の要件を満たす都市再生事業を行う者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(チ) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る一定の要件を満たす都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの</p> <p>(リ) マンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する一定の事由による土地等の譲渡又は一定のマンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡</p> <p>(ヌ) 建築面積150㎡以上の建築物の建築をする事業（施行地区面積が500㎡以上等の要件を満たすもの。）の用に供するための一定の地域内にある土地等の譲渡</p> <p>(ル) 特定の民間再開発事業の用に供するための当該事業を行う者に対する土地等の譲渡</p> <p>(ヲ) 都市計画法の開発許可等を受けて行う一団の宅地の造成（一団の宅地の面積が1,000㎡以上（未線引都市計画区域内にあっては3,000㎡以上、調整区域内にあっては5ha以上）等の要件を満たすもの。）の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(ヅ) 都市計画法の開発許可を受けて行われる1,000㎡以上の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(カ) 都市計画区域内の宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人又は法人が造成する1,000㎡以上（三大都市圏の特定市町村の市街化区域内にあっては500㎡以上）の一団の住宅地造成（優良な宅地の供給に寄与するものであることにつき都道府県知事の認可を受けたものに限る。）の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(コ) 都市計画区域内において行う25戸以上の一団の住宅又は15戸若しくは床面積1,000㎡以上の中高層耐火共同住宅（いずれも優良な住宅の供給に寄与するものであることにつき認定を受けたものに限る。）の建設の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(ク) 土地区画整理事業の施行地区内の土地等の譲渡で仮換地指定後3年以内に一定の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設の用に供するための土地等の譲渡</p> <p>(注) 取用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに取用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除、居住用財産の3,000万円特別控除及び平成21・22年に取得した土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しない。</p>

23. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
③ 所有期間10年を超える居住用財産を譲渡した場合	<p>その年の1月1日において所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（Ⅳ(7)等の特例の適用を受けるものを除く。）をした場合の長期譲渡所得については、3,000万円特別控除後の譲渡益に対し次により課税</p> <p>(イ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円以下の部分 10%</p> <p>(ロ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円超の部分 15%</p>
(2) 短期譲渡所得の分離課税	<p>その年の1月1日において所有期間5年以下の土地、建物等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税</p> <p>譲渡益×30% ただし、国等に対する譲渡については、譲渡益×15%</p> <p>(注) 土地、建物等に係る譲渡所得については、他の所得との損益通算は認められない。</p>
(3) 不動産業者等の土地等に係る事業所得等の分離課税	<p>その年の1月1日において所有期間5年以下の土地等で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡等をした場合には、その土地等の譲渡等に係る事業所得又は雑所得は、次の(イ)と(ロ)とのうちいずれか多い方の税額による分離課税</p> <p>(イ) 土地等に係る事業所得等の金額×40%</p> <p>(ロ) 土地等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額×110%</p> <p>(注) 平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間は適用しない。</p>
Ⅳ 土地、建物等譲渡した場合の特別控除及び買換え等の特例 (1) 取用等の場合	<p>その有する土地について取用等が行われた場合には、</p> <p>(イ) 原則として6月以内に譲渡することを条件として、その特別控除額を5,000円とし、(譲渡益-5,000万円)について上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用</p> <p>(ロ) また、取用等のあった日から2年以内に代替資産を取得する場合には、上記(イ)の課税の特例か、取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ（代替資産の取得に充てなかった部分については、上記Ⅲの分離課税（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）かの選択</p> <p>(ハ) なお、土地、建物等以外の資産に係る譲渡益については、5,000万円の特別控除後、総合課税</p> <p>「取用等が行われた場合」とは、土地取用法等の規定に基づいて取用され、補償金を取得する場合など一定の場合をいう。</p> <p>(23年度改正)</p> <p>適用対象となる譲渡の範囲から、土地等その他の資産が農地法の規定に基づいて買収され、対価を取得する場合を除外。</p> <p>(注) 取用等の場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。</p>
(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	<p>その有する土地等が特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、2,000万円とし、(譲渡益-2,000万円)につき上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用。</p> <p>「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」とは次に掲げる場合をいう。</p> <p>(イ) 国、地方公共団体等が都市計事業として行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業等のために土地等を譲渡した場合</p> <p>(ロ) 都市計法の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合</p> <p>(ハ) 都市計法の規定に基づき、防災街区整備事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合</p> <p>(ニ) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に土地等を譲渡した場合</p> <p>(ホ) 史跡、名勝、天然記念物、重要文化財や国立公園及び国定公園の特別地域又は自然環境保全地域の特別地区として指定された土地を国又は地方公共団体等に譲渡した場合</p> <p>(ヘ) 保安林等に係る土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に譲渡した場合</p> <p>(ト) 集団移転促進事業計画により移転促進区域内の農地等が地方公共団体に買い取られる場合</p> <p>(注) 同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
<p>(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合</p>	<p>その有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、1,500万円とし、(譲渡益-1,500万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。</p> <p>「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(イ) 地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合</p> <p>(ロ) 取用の対償に充てられる土地等、住宅地区改良法の改良住宅建設のための改良地区外の土地等又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより土地等を譲渡した場合</p> <p>(ハ) 平成6年1月1日から平成23年12月31日までの間に、開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業(一団の土地の面積が5ha以上等の要件を満たすもの)等のために事業者が土地等を譲渡した場合</p> <p>(ニ) 「公有地の拡大の推進に関する法律」第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地を譲渡した場合</p> <p>(ホ) 地方公共団体が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合</p> <p>(ヘ) 沿道地区計画の区域内にある土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合</p> <p>(ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う地区の防災及び安全に関する機能の向上等を図るための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合</p> <p>(チ) 「中心市街地活性化法」の認定基本計画の区域内に土地等が、地方公共団体又は一定の中心市街地整備推進機構の行う中心市街地の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合</p> <p>(リ) 景観計画の区域内の土地等が、地方公共団体又は一定の景観整備機構の行う景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、これらの者に買い取られる場合</p> <p>(ヌ) 都市再生整備計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進法人の行う一定の公共施設の整備に関する事業の用に供するために買い取られる場合</p> <p>(ル) 認定歴史的風致維持向上計画における認定重点区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために買い取られる場合</p> <p>(レ) 国、地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等を買取る場合</p> <p>(ロ) 「商店街活性化法」の認定計画に基づく商店街活性化事業又は認定支援計画に基づく商店街活性化支援事業、「中心市街地活性化法」の中小小売商業高度化事業及び「食品流通構造改善促進法」による認定計画に基づく食品商業集積施設整備事業で一定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合</p> <p>(カ) 農業協同組合の行う宅地供給事業で一定の要件を満たすものために農地等を譲渡した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすものために土地等を譲渡した場合</p> <p>(23年度改正)</p> <p>(イ) 適用対象に、総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画等の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合することその他の一定の要件に該当するものとして市長村長等が指定したものの用に供するために買い取られる場合を追加。</p> <p>(タ) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等を譲渡した場合</p> <p>(レ) 「広域臨海環境整備センター法」による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに譲渡した場合</p> <p>(ツ) 生産緑地地区内の土地を買取申出等に基づき地方公共団体等に譲渡した場合</p> <p>(ツ) 「国土利用計画法」による規制区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合</p>

23. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)	<p>(ネ) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等を地方公共団体等に譲渡した場合</p> <p>(ハ) 土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内又は市街地再開発促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等により買取られる場合若しくは拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等により買取られる場合又は「中心市街地活性化法」の認定基本計画に定められた土地区画整理事業に係る同意保留地制度における保留地の処分により対価を取得する場合、「高齢者移動等円滑化法」の基本構想に定められた土地区画整理事業に係る同意保留地制度における保留地の処分により対価を取得する場合、特定土地区画整理事業による公営住宅等のための保留地の処分により対価を取得する場合若しくは拠点整備土地区画整理事業による公益的施設のための保留地の処分により対価を取得する場合</p> <p>(ニ) 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地として換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を取得するとき</p> <p>(ホ) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事由により、土地等に係る権利変換により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買取られた場合</p> <p>(ヘ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により管理地区として指定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合</p> <p>(ヘ) 都道府県立自然公園特別区域等の一定区域内の土地を地方公共団体に譲渡した場合</p> <p>(ロ) 「農業経営基盤強化促進法」の買取協議に基づき農用地区域内にある農地等を農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に譲渡した場合</p> <p>(注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。</p>
(4) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	<p>その有する土地等が農地保有の合理化等のために譲渡した場合の特別控除額は800万円とし、(譲渡益-800万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。「農地保有の合理化等のために譲渡した場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(イ) 農用地区域内の農地等を農業委員会のあっせん等により譲渡した場合又は農地保有の合理化に資するため農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金に農地等を譲渡した場合</p> <p>(ロ) 「農業経営基盤強化促進法」に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内の土地等を譲渡した場合</p> <p>(ハ) 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の規定に基づく所有権移転等促進計画により土地等を譲渡した場合</p> <p>(ニ) 工業等導入地区内の土地等を工業用地等の用に供するため譲渡した場合</p> <p>(ホ) 土地改良法による創設換地により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得した場合</p> <p>(ヘ) 森林組合等のあっせんにより林地保有合理化のために土地を譲渡した場合</p> <p>(ト) 「林業経営基盤強化法」の規定による都道府県知事のあっせんにより、認定を受けた者に山林を譲渡した場合</p> <p>(チ) 「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による交換分合で、取得すべき土地を定めずに清算金を取得する場合</p> <p>(リ) 「集落地域整備法」に基づく交換分合により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得した場合</p>
(5) 居住用財産を譲渡した場合等	<p>自己の居住の用に供している土地、家屋等を譲渡(居住の用に供さなくなった年及び以後3年以内の譲渡)した場合の特別控除額は3,000万円とし、(譲渡益-3,000円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用</p> <p>(注) 3,000万円の特別控除の適用を受けたときは、その翌年及び翌々年については3,000万円特別控除を適用しない。</p>

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(6) 平成21・22年に取得した土地等を譲渡した場合	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、5年超所有した後、当該土地等を譲渡した場合の特別控除額は1,000万円とし、(譲渡益-1,000万円)につき上記Ⅲ(1)の特例(Ⅲ(1)②)の軽減税率を除く)を適用。
(特別控除額の限度)	上記の特別控除(上記Ⅳの(1)から(6)までの特別控除)は、同一人については、年間5,000万円を限度とする。
(7) 居住用財産の買換え、交換の場合	平成5年4月1日から平成23年12月31日までの間に、次の要件を満たす居住用財産を譲渡した場合 イ 譲渡資産の所有期間が10年超のものであること。 ロ 譲渡に係る対価の額が2億円以下であること。 ハ 譲渡者の居住期間が10年以上であること。 ニ 買換資産のうち、建物については、その床面積が50㎡以上のものであり、かつ、土地については、その面積が500㎡以下のものであること。また、既存住宅である中高層耐火共同住宅については、新築後の経過年数が25年以内のもの又は地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合するものであること。 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ(買換資産の取得価額に充てられなかった部分については、上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②)の軽減税率を除く)と適用
(8) 特定の事業用資産の買換え、交換の場合	平成26年12月31日までに、土地政策又は国土政策等に合致する買換えをした場合、すなわち、特定地域内にある事業用の土地等(所有期間5年以下の土地等でもⅢ(3)の特例の適用除外要件を満たさないものを除く。ただし、平成10年1月1日から平成25年12月31日までの譲渡については適用しない。)若しくは建物等又は船舶を譲渡し、その譲渡した日の属する年の前年から翌年末までに一定の要件に該当する土地、建物、機械装置等又は船舶を取得して、その取得後1年以内に事業の用に供した場合(詳細は「(2)法人の場合」の項参照。)譲渡益のうち買換資産に対応する部分の80%に相当する部分については取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ、買換資産の取得価額に充てられなかった部分については上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②)の軽減税率を除く)を適用
(9) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え、交換の場合	三大都市圏の既成市街地等(これに準ずる一定の区域を含む。)内にある土地等又は建築物を譲渡し、一定期間内にその土地等又は建築物の敷地の上に建築された中高層耐火建築物(敷地を含む。)(一定の区域内にあっては同一区域内に建築された他の中高層の耐火建築物を含む。)を取得して、その取得後1年以内に事業の用又は居住の用に供した場合 譲渡収入のうち取得資産の取得価額に対応する部分については取得価格の引継ぎによる課税の繰延べ、取得資産の取得価額に充てられなかった部分については上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②)の軽減税率を除く)を適用
(10) 特定の交換分合の場合	(イ)「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による林地等交換分合又は協定関連交換分合により土地等を交換した場合 (ロ)「集落地域整備法」の規定による交換分合により土地等を交換した場合 (ハ)農住組合の組合員が「農住組合法」の規定による交換分合により土地等を交換した場合 取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(11) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等につき造成後の宅地との交換等が行われる場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(12) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」の認定を受けた事業用地適正化計画の事業用地の区域内(首都圏整備法の既成市街地等を除く)にある土地等につき、平成25年3月31日までの間に、認定事業者が区域外に所有する土地等との交換が行われる場合、又は民間都市機構が提供する区域外の土地等へ買い換える場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ(23年度改正：適用対象となる事業用地の区域を都市再生緊急整備地域とした上で、課税の繰延べ割合を土地等の交換等に係る譲渡益の80%に引下げ。)

23. 譲 渡 所 得 課 税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(13) 普通財産とその隣接する土地等の交換の場合	<p>国有財産特別措置法の普通財産である一定の土地等（特定普通財産）とその隣接する土地とを交換する場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ</p>
(14) 平成21・22年に土地等の先行取得をした場合	<p>平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等（先行取得土地等）を取得し、本特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、取得年の12月31日後10年以内に所有する事業用土地等を譲渡したとき 事業用土地等の譲渡による譲渡所得の金額は、事業用土地等の譲渡利益金額から当該利益金額の80%（当該先行取得土地等が平成22年に取得されたもののみである場合は、60%）相当額（「繰延利益金額」）を控除した金額。ただし、80%（60%）相当額が先行取得土地等の取得価額を超える場合には、当該取得価額を限度。あわせて先行取得土地等については、その取得価額から繰延利益金額を控除することにより課税の繰延</p>
(15) 相続財産を相続税申告期限後3年以内に譲渡した場合	<p>相続財産を相続税申告期限後3年以内に譲渡した場合には、その譲渡益からその譲渡資産に係る相続税相当額が控除される。なお、平成5年1月1日以後に、相続税納付のために相続財産である土地等の一部を譲渡した場合（平成4年1月1日以後の相続に係るものに限る。）には、相続したすべての土地等に対応する相続税相当額が控除される。</p>
(16) 国等に対して財産を寄付した場合	<p>国、地方公共団体又は一定の公益法人等に対して資産を贈与等した場合 非課税（一定の公益法人等に対する場合は、国税庁長官の承認が必要。）</p>
(17) 国宝、重要文化財等を国等に譲渡した場合	<p>(イ) 国宝、重要文化財を国又は地方公共団体に譲渡した場合 非課税 (ロ) 平成24年12月31日までの間に重要文化財に準ずる文化財のうち一定のものを国に譲渡した場合 2分の1非課税</p>
(18) 物納の場合	<p>財産を物納した場合 非課税</p>
(19) 強制換価手続等により譲渡した場合	<p>資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続等による譲渡をした場合 非課税</p>
(20) 一般交換の場合	<p>1年以上保有していた土地等一定の資産を同種の資産（相手方が1年以上保有し、かつ、交換のために取得したもの以外の資産）と交換し、同一用途に供した場合で、かつ、双方の価額の差額が20%以下の場合 取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ</p>
(21) 居住用財産の譲渡により損失が生じた場合	<p>(イ) 平成10年1月1日から平成23年12月31日までの間に所有期間5年超の居住用財産（譲渡資産）の譲渡をし、かつ、一定期間内に居住用財産（買換資産）の取得をして（年末において買換資産に係る住宅借入金の残高を有する場合に限る。）、その翌年12月31日までの間に居住の用に供した場合において、譲渡損失の金額を有する場合 譲渡損失の金額について、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰越控除が可能 (ロ) 平成16年1月1日から平成23年12月31日までの間に所有期間5年超の居住用財産（譲渡資産）の譲渡をした場合（契約日の前日において譲渡資産に係る住宅借入金の残高を有する場合に限る。）において、譲渡損失の金額を有する場合 譲渡損失のうち、譲渡資産に係る住宅借入金の残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰越控除が可能</p>

23. 譲渡所得課税制度の概要(続)

(2) 法人の場合

区 分	課 税 制 度
I 一般の課税方式	譲渡収入－(帳簿価額＋譲渡費用)＝譲渡利益 譲渡利益＝譲渡所得 (注) 商品等の販売益と同様に課税所得に含まれる。
II 土地の譲渡益に対する課税	(1) 一般の土地の譲渡等 (平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間の譲渡については、適用停止) イ 課税対象 法人(非課税法人等を除く。)の取得した土地等の譲渡益 ① 株式の譲渡益や土地売買の仲介手数料のうち実質的に土地等の譲渡益等と認められるものも課税対象とする。 ② 下記(2)の適用を受けるものを除く。 ③ 次に掲げる土地等の譲渡は、課税対象から除外する。 ・ 継続して営む住宅、造成宅地等の供給事業に係る棚卸資産に該当するもの譲渡 ・ 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等に対する譲渡及び一定の優良な住宅地開発事業等のためにされる譲渡で一定の要件を満たすもの(個人の場合に軽減税率の対象となるもの－P. 85Ⅲ(1)②－と同様) ロ 課税標準 譲渡収入－(取得価額＋直接・間接に要した経費)＝譲渡益(課税所得) ① この課税標準は、法人の各事業年度の所得と別個に計算し、各事業年度の所得との通算は認めない。 ② 直接・間接に要した経費は、実績値と概算値との選択を認める。 ハ 税 額 譲渡益×5%＝土地譲渡税(国税) (2) 短期所有の土地の譲渡等 (平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間の譲渡については、適用停止) イ 課税対象 法人(非課税法人等を除く。)の取得した土地等で譲渡のあった年の1月1日において所有期間5年以下であるものの譲渡益 ① (1)のイ①に同じ ② 次に掲げる土地等の譲渡は、課税対象から除外する。 ・ 国又は地方公共団体に対する譲渡 ・ 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供するための譲渡 ・ 収用換地等による譲渡 ・ 都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の一団の造成宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの ・ 開発許可を要しない場合の1,000㎡以上の一団の造成宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの ・ 一定の新築住宅の敷地の用に供された1,000㎡以上の一団の宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの ・ 次に掲げる1,000㎡未満の一団の宅地の譲渡で、その譲渡価額が適正であるもの イ 一団の造成宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて市町村長等の認定を受けたもの ロ 一団の宅地で、一定の新築住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて市町村長等の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供されたもの ・ 宅地建物取引業者の行う居住用土地等の譲渡でその取得後一定期間内に行われるもののうち土地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為に類するもの ・ 不動産特定共同事業者の行う土地等の譲渡で、不動産特定共同事業契約に係る事業参加者から取得した土地等の譲渡 ③ 土地等の贈与による譲渡で国、地方公共団体等に対する寄付に該当するもの ロ 課税標準

23. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
Ⅱ 土地の譲渡益に対する課税 (続)	(1)のロに同じ ハ 税 額 譲渡益×10% = 土地譲渡税 (国税)
Ⅲ 特別控除及び買換え等の特例 (1) 取用換地等の場合	(イ) 6月以内に譲渡することを条件として 譲渡利益-5,000万円 = 課税所得 (ロ) ただし、取用等のあった日から原則として2年以内に代替資産を取得する場合又は換地処分等により交換取得資産を取得する場合には、上記の課税の特例が、帳簿価額の引継ぎによる課税の繰延べかの選択
(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	(イ) 地方公共団体等が都市計画事業として行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業等のために土地等を譲渡した場合 (ロ) 都市計画法の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合 (ハ) 防災街区整備事業の事業予定地の土地等が、当該防災街区整備事業の都市計画法による事業認定前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合 (ニ) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に土地等を譲渡した場合 (ホ) 史跡、名勝、天然記念物、重要文化財や国立公園及び国定公園の特別地域又は自然環境保全地域の特別地区として指定された土地を地方公共団体等に譲渡した場合 (ヘ) 保安林等に係る土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に譲渡した場合 (ト) 集団移転促進事業計画により移転促進区域内の農地等が地方公共団体に買い取られる場合 譲渡益-2,000万円 = 課税所得 (注) 同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときには、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、これらの特別控除は適用しない。
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	(イ) 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等の行う住宅建設又は宅地造成の事業のために土地等を譲渡した場合 (ロ) 取用の対償に充てられる土地等を譲渡した場合、住宅地区改良法の改良住宅を建設するために改良地区外の土地等を譲渡した場合又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより土地等を譲渡した場合 (ハ) 平成6年1月1日から平成23年12月31日までの間に、開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業(一団の土地の面積が5ha以上)等のために事業者に土地等を譲渡した場合 (ニ) 公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地等を譲渡した場合 (ホ) 地方公共団体等が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のため土地等を譲渡した場合 (ヘ) 沿道地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために地方公共団体等に買い取られる場合 (ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う地区の防災及び安全に関する機能の向上等を図るための一定の事業の用に供するために地方公共団体等に買い取られる場合 (チ) 認定中心市街地の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う認定中心市街地の整備のための一定の特定事業の用に供するために地方公共団体等に買い取られる場合 (リ) 地方公共団体等の景観重要公共施設の整備に関する事業のために景観計画の区域内にある土地等を譲渡した場合 (ヌ) 都市再生整備計画の区域内の土地が、同計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進法人に買い取られる場合 (ル) 認定歴史的風致維持向上計画の認定重点区域内にある土地等が、歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために買い取られる場合

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
<p>(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)</p>	<p>(ア) 地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等を買収する場合</p> <p>(イ) 商店街活性化法の認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業等、中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業及び食品流通構造改善促進法による認定計画に基づく食品商業集積施設整備事業で一定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買収される場合</p> <p>(ロ) 農業協同組合の行う宅地等供給事業で一定の要件を満たすものために農地等を譲渡した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の事業者との連携等若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすものために土地等を譲渡した場合</p> <p>(ハ) 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画等の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合することその他の一定の要件に該当するものとして市町村長等が指定したものの用に供するために買収される場合</p> <p>(ニ) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等を譲渡した場合</p> <p>(ホ) 広域臨海環境整備センター法による認可を受けた基本計画に基づいて行われる廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに譲渡した場合</p> <p>(ヘ) 生産緑地地区内の土地が買取申出等に基づき地方公共団体、土地開発公社等を買収される場合</p> <p>(ト) 国土利用計画法による規制区域内の土地等を買収請求権に基づき都道府県知事に譲渡した場合</p> <p>(チ) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等が国又は地方公共団体等を買収される場合</p> <p>(リ) 市街地再開発促進区域内、土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内若しくは拠点整備促進区域内の土地等が買取申出に基づき地方公共団体等を買収される場合又は土地区画整理事業による交通施設等若しくは生活関連施設等、特定土地区画整理事業による公営住宅等若しくは拠点整備土地区画整理事業による公益的施設のための保留地に充てるため換地処分により土地等を譲渡した場合</p> <p>(ル) 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地について換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を取得する場合</p> <p>(レ) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事由により土地等に係る権利返還により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買収された場合</p> <p>(ヲ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により管理地区として指定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等が国若しくは地方公共団体に買収される場合</p> <p>(ヌ) 都道府県立自然公園又は都道府県自然環境保全地域の一定の区域内の土地が地方公共団体に買収される場合</p> <p>(ヌ) 農業経営基盤強化促進法の買取り協議に基づき農用地区域内にある農地等を農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に譲渡した場合 譲渡利益 - 1,500 = 課税所得</p> <p>(注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときには、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、これらの特別控除は適用しない。</p>
<p>(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合</p>	<p>(イ) 農用地区域内の農地等を農業委員会のあつせん等により譲渡した場合又は農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体に農用地区域内にある農用地等を譲渡した場合</p>

23. 譲渡所得課

区 分	課 税 制 度
(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合(続)	(ロ) 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農用地区域内の農地等を譲渡した場合 (ハ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく所有権移転等促進計画により土地等を譲渡した場合 (ニ) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく都道府県知事のあっせんにより山林に係る土地を譲渡した場合 譲渡利益－800万円＝課税所得
(5) 平成21・22年に取得した土地等を譲渡した場合	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、5年超所有した後に当該土地等を譲渡した場合 ○ 譲渡利益－1,000万円＝課税所得
(6) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例	(1)から(5)に適用される特別控除額は、年間5,000万円を限度として認められる。
(7) 特定の資産の買換え、交換の場合	イ 平成26年3月31日まで〔(ウ)の買換えについては、平成23年12月31日まで〕に次の買換え、交換により生じた譲渡資産（短期所有土地譲渡益課税制度の適用を受けるものを除く。）の譲渡益については、買換資産の帳簿価額を圧縮することにより、原則として、その80%相当額までの損金算入ができる（課税の繰延べ）。 ロ 譲渡事業年度に買換資産の取得ができない場合には、特別勘定を設定することにより1年間（特定の場合は、税務署長の承認を得ることを条件に更に2年間）繰り越すことができる。 ハ なお、1年前に先行取得した資産（特定の場合には、3年前の取得資産も可）についても圧縮記帳の対象とすることができる。 ニ 買換資産が土地である場合には、原則として、譲渡資産である土地の面積の5倍以内の面積部分に限り圧縮記帳の対象となる。 (イ) 既成市街地等の内から外への買換え (ロ) 既成市街地等又は市街化区域の内から外への農業用資産の買換え (ハ) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え (ニ) 誘致区域（誘致度の非常に高い地域）の外から内への買換え (ホ) 都市開発区域等（誘致度が誘致区域よりやや低い区域）及び誘致区域の外から都市開発区域等の内への買換え (ヘ) 土地等が土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴って取得される場合の既成市街地等（これに類する区域を含む。）内での買換え (ト) 農用地区域等内における土地等及び果樹の有効利用のための買換え (チ) 防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づく土地等の買換え (リ) 長期所有土地等、建物等を譲渡し、国内にある土地等、建物等、機械装置、鉄道用の機関車及びコンテナ用の貨車を取得した場合の買換え (ス) 日本船舶と日本船舶との買換え
(8) 特定の交換分合の場合	イ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による林地等交換分合又は協定関連交換分合により土地等を交換した場合 ロ 集落地域整備法の規定による交換分合により土地等を交換した場合 ハ 農住組合の組合員が農住組合法の規定による交換分合により土地等を交換した場合取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(9) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等につき造成後の宅地との交換等が行われる場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(10) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合	民間都市開発の推進に関する特別措置法の認定を受けた事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等につき、平成23年3月31日までの間に、認定事業者が区域外に所有する土地等との交換が行われる場合、又は民間都市開発機構が提供する区域外の土地等に買い換える場合取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(11) 普通財産とその隣接する土地等の交換の場合	国有財産特別措置法の普通財産である一定の土地等（特定普通財産）とその隣接する土地とを交換する場合 帳簿価額の引継による課税の繰延べ
(12) 平成21・22年に土地等の先行取得をした場合	平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に土地等を取得し、本特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、所有する他の土地等を譲渡したときの譲渡益については、先行して取得した土地等の帳簿価額を圧縮することにより、その80%（平成22年に取得した土地等のみを本特例の適用対象とする場合には60%）相当額までの損金算入ができる（課税の繰延べ）
(13) 一般交換の場合	1年以上保有していた固定資産を同種の資産（相手方が1年以上保有し、かつ、交換のために取得したもの以外の固定資産）と交換し、同一用途に供した場合で、かつ、双方の価額の差額が20%以下の場合 帳簿価額の引継ぎによる課税の繰延べ

23. 譲渡所得課

(参考) 土地譲渡益課

区分		年	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	
基本的課税方法	個人	長期	〔44年度改正〕 44.1.1かつ保有期間5年基準							〔50年度改正〕 44.1.1基準						
		短期	〔44年度改正 分離課税制度の創設〕 45.1.1～							〔50年度改正〕 51～54年次により分離課税 2,000万円まで 20% (住6%) 2,000万円超 3/4 総合課税						
	法人	超短期	次のいずれか多い方の税額による ① 40%相当額 (住12%相当額) ② 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額 (44年分は旧制度との選択適用)							〔48年度改正 個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度の創設〕 49.1.1～ 44.1.1以後の取得⇒次のいずれか多い方の税額による分離課税 ① 40%相当額 (住12%相当額) ② 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額 (望ましい宅地供給に資する一定のものを除外。以下同じ。)						
		短期	〔48年度改正 法人の土地譲渡益 (短期) 重課制度の創設〕 49.4.1 (一部48.4.21) ～							44.1.1以後の取得 ⇒通常の法人税に加え20%の税率で追加課税 (望ましい宅地供給に資する一定のものを除外。以下同じ。)						
	式人	超短期	通常の法人税課税													
		上記以外	〔48年度改正 法人の土地譲渡益 (短期) 重課制度の創設〕 49.4.1 (一部48.4.21) ～													
	課税	軽減税率 (個人)	特定市街化区域農地等を譲渡した場合	〔48年度改正 創設〕 48年10% (住4%) 49・50年 15% (住5%)			〔51年度改正〕 51～53年 2,000万円まで 15% (住5%) 2,000万円超 20% (住6%)			〔54年度改正〕 54～59年 4,000万円まで 15% (住5%) 4,000万円超 20% (住6%)			〔54年度改正 創設〕 54～56年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 1/2 総合課税			
			優良住宅地等を譲渡した場合													
	の特例	特別控除 (個人・法人)	収用等	〔44年度改正〕 1,200万円			〔48年度改正〕 2,000万円			〔50年度改正〕 3,000万円						
			特定土地区画整理事業等	〔44年度創設〕 600万円			1,000万円			2,000万円						
特定住宅地造成事業等			〔44年度改正〕 300万円			500万円			1,500万円							
農地保有合理化等			〔45年度創設〕 150万円			250万円			500万円							
居住用 (個人のみ)			〔44年度改正〕 1,000万円			1,700万円			3,000万円							
買換え	居住用 (個人)	〔44年度改正 廃止〕 45.1.1～ 居住用財産の買換え特例 (27年創設) を廃止														
	事業用 (個人・法人)	〔44年度改正〕 法人45.4.1～ 個人45.1.1～ 一般的な事業用資産の買換え特例を廃止して、国土政策・土地政策に合致する特定の事業用資産の買換え特例を創設														

(注) 適用期限の延長は省略している。

税 制 度 の 概 要 (続)

税 制 度 の 沿 革

57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5・6	7	
〔57年度改正〕57～62.9.30 所有期間10年基準						〔62年9月改正〕62.10.1～9.3.31所有期間5年基準							
〔57年度改正〕57年～63年 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 1/2 総合課税						〔63年12月改正〕元～3年 次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)		〔3年度改正〕 4年～6年 次により分離課税 一律30% (住9%)		〔7年度改正〕 7年 次により分離課税 4,000万円まで 25% (住7.5%) 4,000万円超 30% (住9%)			
〔57年度改正〕57.1.1～ その年1月1日で所有期間10年以下⇒同左						〔62年9月改正〕62.10.1～ その年1月1日で所有期間5年以下⇒同左 〔62年9月改正 個人の不動産業者等の超短期重課制度の創設〕 62.10.1～9.12.31 その年1月1日で所有期間2年以下⇒次のいずれか多い方の税額による分離課税 ① 50%相当額 (住15%相当額) ② 全額総合課税をした場合の上積税額の120%相当額							
〔57年度改正〕57.1.1～ その年1月1日で所有期間10年以下⇒同左						〔62年9月改正〕 62.10.1～ その年1月1日で所有期間5年以下 ⇒通常の法人税に加え20%の税率で追加課税 〔62年9月改正 超短期重課制度の創設〕 62.10.1～ その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税に加え30%の税率で追加課税 〔3年度改正 分離課税制度の創設〕 4.1.1～ その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税率に30%の税率を加算した税率による分離課税							
			〔60年度改正〕60～63年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)			〔63年12月改正〕元～3年 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 22.5% (住7%)		〔3年度改正〕 4.1.1～ 一律 27.5% (住8%)		5.1.1～ 廃止			
〔57年度改正〕57.1.1～ 4,000万円まで 20% (住6%) 4,000万円超 25% (住7.5%)						〔63年度改正〕 63.4.1～ 一律20% (住6%)		〔3年度改正〕3.1.1～ 一律15% (住5%)					
居住用財産を 譲渡した場合						〔63年度改正 創設〕63.4.1～ 4,000万円まで 10% (住4%) 4,000万円超 15% (住5%)			〔3年度改正〕4.1.1～ 6,000万円まで 10% (住4%) 6,000万円超 15% (住5%)				
						〔元年度改正〕 5,000万円 (適用期限あり)			〔3年度改正〕 5,000万円				
						〔元年度改正〕 800万円 (適用期限あり)			〔元年度改正〕 800万円				
〔57年度改正 復活〕 57.1.1～ 所有期間10年超の居住用財産に限定して復活						〔63年度改正 原則廃止〕 63.4.1～ 父母等から相続等により取得し、かつ、譲渡者の居住期間が30年以上のものに限定						〔5年度改正 一部復活〕 5.4.1～9.12.31 ①土地の対価の額について、国土利用計画法に基づく動員等を受けていないこと ②譲渡価額が1億円以下 (6.11～2億円以下)のもの ③譲渡者の居住期間10年以上等一定の要件を満たすものに限定	
〔57年度改正〕57.1.1～ 長期所有土地等の判定基準の緩和 44.1.1以前取得⇒所有期間10年超			〔61年度改正〕 法人61.4.1～ 課税の繰延額の2割縮減		〔62年9月改正〕 個人62.10.1～ 課税の繰延額の2割縮減		〔3年度改正〕 4.1.1～ 長期所有土地等から減価償却資産への買換えを廃止		〔4年度改正〕 設備投資促進のための長期所有土地等から減価償却資産への買換えの追加		〔6年度改正〕 設備投資促進のための長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内の減価償却資産への買換えの追加		〔7年度改正〕 事業革新の円滑化、中小企業の新分野進出のための買換えの追加

23. 譲渡所得課

(参考) 土地譲渡益課

年		8	9	10	11	12	13		
基本 的 課 税 方 式	区分	[8年度改正] 所有期間5年基準 (特例方式の廃止)							
	長区	[8年度改正] 8・9年次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 8,000万円まで 25% (住7.5%) 8,000万円超 30% (住9%)							
	短分	[10年度改正] 10年次により分離課税 6,000万円まで 20% (住6%) 6,000万円超 25% (住7.5%)							
	長期	[8年度改正] 8・9年次により分離課税 4,000万円まで 20% (住6%) 8,000万円まで 25% (住7.5%) 8,000万円超 30% (住9%)			[10年度改正] 10年次により分離課税 6,000万円まで 20% (住6%) 6,000万円超 25% (住7.5%)		[11年度改正] 11年～15年次により分離課税 一律20% (住6%)		
	短期	[13年度改正] 適用期限延長 ～15.12.31							
	超短期	(個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度)			[10年度改正] 10.1.1～12.12.31 適用停止		[13年度改正] 停止措置延長 ～15.12.31		
	超短期	(個人の不動産業者等の超短期重課制度)			[10年度改正] 10.1.1～ 廃止				
	短期	[8年度改正] 8.1.1～その年1月1日で所有期間5年以下 ⇒通常の法人税に加え10%の税率で追加課税			[10年度改正] 10.1.1～12.12.31 ⇒適用停止		[13年度改正] 停止措置延長 ～15.12.31		
	超短期	[8年度改正] 8.1.1～14.3.31 その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税に加え15%の税率で追加課税			[10年度改正] 10.1.1～ ⇒廃止				
	上記以外	[8年度改正] 8.1.1～ ⇒通常の法人税に加え5%の税率で追加課税			[10年度改正] 10.1.1～12.12.31 ⇒適用停止		[13年度改正] 停止措置延長 ～15.12.31		
課 税 の 特 例	軽減税率(個人)	[8年度改正] 9.1.1～13.3.31 4,000万円まで15% (住5%) 4,000万円超 20% (住6%)				[13年度改正] 適用期限延長 ～15.12.31			
	特別控除(個人・法人)								
	居住用(個人)				[10年度改正 要件緩和] 10年～15年 ①譲渡者の居住期間10年以上 ②買換資産についての面積要件等一定の要件を満たすものに限定		[13年度改正] 適用期限延長 ①適用期限延長～15.12.31 ②買換資産に係る面積要件等の緩和		
	事業用(個人・法人)	[8年度改正] 沿道整備権利移転等促進計画等の買換えの追加		[9年度改正] 防災街区整備促進等土地等の買換えの追加		[10年度改正] 長期所有土地等(所有期間10年超)の買換え10.1.1～12.12.31までの間、地域限定要件なし一律課税繰延割合80%		[11年8月改正] 事業革新の円滑化、中小企業の新分野進出のための買換えを事業再構築のための買換えに改組	
	買換え	[12年度改正] 移転促進地域から誘導地域内への買換えを廃止		[13年度改正] 水道水源水域に係る特定施設等の移転に伴う買換え、新産業都市区域外から内への買換え、過度集積地域から特定の拠点地区内への産業界施設の移転に伴う買換え等を廃止					

24. 法人税率

適用事業年度 区分	各事業年度の所得に対する税率									
	普通法人					協同組合等		公益法人等(注1)		
	基本税率		軽減税率			留保分	配当分	右記 以外	公益社団・財 団法人、非營 利型一般社 団・財団法人	
	留保分	配当分	所得区分		留保分					配当分
昭和 43. 4. 1以降終了	35%	26%	(年300万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		28%	22%	23%	19%	23%	—
45. 5. 1 ♪	36.75%	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	—
47. 4. 1以降開始	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	—
48. 4. 1 ♪	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	—
49. 5. 1以降終了	40%	28%	(年600万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		〃	〃	〃	〃	〃	—
50. 5. 1 ♪	〃	30%	(年700万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		〃	〃	〃	〃	〃	—
56. 4. 1 ♪	42%	32%	(年800万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ)		30%	24%	25%	21%	25%	—
59. 4. 1 ♪	43.3%	33.3%	〃		31%	25%	26%	22%	26%	—
60. 4. 1 ♪	〃	〃	〃		〃	〃	28%	23%	28%	—
62. 4. 1 ♪	42%	32%	〃		30%	24%	27%	22%	27%	—
平成 元. 4. 1以降開始	40%	35%	〃		29%	26%	〃 (特定の協同組合 等の所得10億 円超の部分30%)	25%	〃	—
2. 4. 1 ♪	37.5%		〃		28%		〃 (特定の協同組合 等の所得10億 円超の部分30%)	27%	〃	—
10. 4. 1 ♪	34.5%		〃		25%		〃 (特定の協同組合 等の所得10億 円超の部分30%)	25%	25%	—
11. 4. 1 ♪	30%		〃		22%		〃 (特定の協同組合 等の所得10億 円超の部分26%)	22%	22%	—
13. 4. 1 ♪	〃		〃		〃		〃	〃	〃	—
18. 4. 1 ♪	〃		〃		〃		〃	〃	〃	—
19. 4. 1 ♪	〃		〃		〃		〃	〃	〃	—
20. 4. 1 ♪	〃		〃		〃		〃	〃	〃	30% (年所得800万円 以下の部分22%) (20.12.1以降終了)
21. 4. 1以降終了 (注2)	〃		〃		18%		〃 (年所得800万円以 下の部分18% 特定の協同組合 等の所得10億 円超の部分26%)	〃 (年所得 800万円以 下の分 18%)	〃 (年所得800万 円以下の部分 18%)	〃
22. 4. 1以降開始	〃		(年800万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ(資本金で ある法人等との間 に完全な配 関関係があるもの 等を除く。)		〃		〃	〃	〃	〃
23. 4. 1 ♪	〃		〃		〃		〃	〃	〃	〃

(注1) 他の法律により公益法人等とみなされる次の法人については収益事業から生じた所得に対して普通法人と同じ税率で法人税が課税される。
認可地縁団体、管理組合法人、政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合

の 推 移

清算所得に対する税率				同族会社の留保金に対する税率 〔各事業年度の留保所得金額から次の①、②、③、④のうち、最も多い金額を控除した金額〕				退職年金等積立金に対する税率
積立金から成る部分		その他		①資本金基準	②所得基準	③定額基準	④自己資本比率基準	
普通法人	協同組合等	普通法人	協同組合等	資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額	30%	年150万円	—	退職年金業務等を行う法人の退職年金等積立金の額の1%
非課税 (積立金から成る部分については清算所得に対する法人税を課さない。)		30% (42.6.1以後の解散又は合併から適用)	21% (42.6.1以後の解散又は合併から適用)					
〃	〃	〃	〃	〃	35% (45.4.1以降開始)	年200万円 (45.4.1以降開始)	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年350万円	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年500万円	—	〃
〃	〃	35%	〃	〃	〃	年1,000万円 (49.4.1以降開始)	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年1,500万円 (50.4.1以降開始)	—	〃
〃	〃	37% (56.4.1以後の解散又は合併から適用)	23% (56.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	38.1% (59.4.1以後の解散又は合併から適用)	23.9% (59.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	〃	25.8% (60.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	37% (62.4.1以後の解散又は合併から適用)	24.8% (62.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	35.2% (元4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	33% (24.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	30.7% (10.4.1以後の解散又は合併から適用)	23.1% (10.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	〃
〃	〃	27.1% (11.4.1以後の解散又は合併から適用)	20.5% (11.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	(13.4.1~18.3.31までの間に開始する事業年度は課税停止)
〃	〃	(13.4.1以後の解散又は合併から適用)	(13.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	—	(13.4.1~18.3.31までの間に開始する事業年度は課税停止)
〃	〃	〃	〃	〃	40% (中小法人は50%)	年2,000万円	自己資本比率(自己資本(同族関係者からの借入金を含む)/総資産)が30%に達するまでの額(自己資本比率が30%未満の中小法人のみ)	(18.4.1~20.3.31までの間に開始する事業年度は課税停止)
〃	〃	〃	〃	〃	40%	〃	—	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	(18.4.1~20.3.31までの間に開始する事業年度は課税停止)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	(21.4.1~23.3.31までの間に開始する事業年度は課税停止)
清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行				〃	〃	〃	—	〃
〃				〃	〃	〃	—	(24.4.1~26.3.31までの間に開始する事業年度は課税停止)

(注2) 平21. 4. 1から平24. 3.31までの間に終了する各事業年度について適用される税率。

25. 法人課税の

区 分	表 面	税 率
日本 以下 (資本金1億円)	税 目	年400万円以下 年400万円超～年800万円 年800万円超
	法人税	22.00% (18.00%) 22.00% (18.00%) 30.00%
	道府県民税	1.10 (0.90) 1.10 (0.90) 1.50
	市町村民税	2.71 (2.21) 2.71 (2.21) 3.69
事業税	4.89 7.24 9.59	
アメリカ	税 目	年50千ドル以下 年50千ドル～75千ドル 年75千ドル～1千万ドル 1千万ドル超
	法人税	15.00% 25.00% 34.00% 35.00%
イギリス	税 目	年間利潤額 30万ポンド以下 年間利潤額 30万ポンド超
ドイツ	法人税	21.00% 28.00%
フランス	税 目	
	法人税	33⅓%

(参考)

1. 資本金1億円超の法人の実効税率は、39.54%（東京都の場合は40.69%）である。
2. 地方税の標準税率は、道府県民税は法人税額の5.0%、市町村民税は法人税額の12.3%である。
3. 実効税率の計算に当たっては、事業税は、翌期の法人税及び事業税の所得計算上損金に算入されるので、その点を調整している。
4. 平成20年10月以降の事業税については、地方法人特別税を含む。
5. 括弧書の法人税率については、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する各事業年度について適用。
6. 平成11年度改正前（平成10年度）の法人課税の税率水準は、次のとおりである。

日本

区 分	年400万円以下	年400万円超～年800万円	年800万円超
表 面 税 率	25.00%	25.00%	34.50%
道府県民税	1.25	1.25	1.73
市町村民税	3.08	3.08	4.24
事業税	5.60	8.40	11.00
調整後	33.07	34.80	46.36

7. 軽減税率については、資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係がある普通法人等には適用しない。

26. 法人の種類別法人数,

区 分	法 人 数	所 得 金 額		税 額
		利 益	欠 損	
内 普 通 法 人 等	2,842,456	329,108	245,241	
会 社	1,368	79	1,346	
うち 特 定 目 的 会 社	1,908	23	27	
企 業 組 合	45,077	7,107	2,141	
医 療 法 人	1,487	24	28	
(旧) 中 間 法 人	2,890,928	336,261	247,437	88,031
小 計	13,058	112	148	27
人 格 の な い 社 団 等				
協 同 組 合	3,227	3,491	628	
農 業 協 同 組 合 及 び 同 連 合 会				

(備考)

1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 「法人数」は、平成21年6月30日時点での件数であり連結親法人及び子法人の数を含んでいる。
3. 「所得金額」及び「税額」については、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に終了した事業年度について、平成21年7月31日現在で調査し

税率の国際比較

調		整		後			
年400万円以下		年400万円超～年800万円		年800万円超			
20.97% (17.16%) 1.05 (0.86) 2.58 (2.11) 4.66 (4.66)		20.52% (16.79%) 1.03 (0.84) 2.52 (2.06) 6.75 (6.75)		27.38% 1.37 3.37 8.75			
(計) 29.26 ((計) 24.79)		(計) 30.82 ((計) 26.44)		(計) 40.87			
年50千ドル以下		年50千ドル～75千ドル		年75千ドル～1千万ドル		1千万ドル超	
13.67% 8.84		22.79% 8.84		30.99% 8.84		31.91% 8.84	
(計) 22.51		(計) 31.63		(計) 39.83		(計) 40.75	
年間利潤額 30万ポンド以下		年間利潤額30万～ 150万ポンド		年間利潤額 150万ポンド超			
21.00%		21.00～28.00%		28.00%			
		15.83% 13.55					
(計)		29.38					
		33⅓%					
(計)		33⅓%					

- アメリカ
- 課税所得10万ドル超の法人については、所得が10万ドルを超える部分の5%相当額(11,750ドルを限度とする。)を、課税所得1千5百万ドル超の法人については、所得が1千5百万ドルを超える部分の3%相当額(10万ドルを限度とする。)を、上記税率を用いて計算した額に加算して法人税額とする。
 - 実効税率の計算に当たっては、州法人税(ロサンゼルス市を例にとった。)は連邦税の計算上損金に算入されるので、その点を調整している。なお、ニューヨーク市の実効税率は45.67%である。
- イギリス
- 年間利潤額とは、法人の課税所得に、受取配当額(グループ内の他の法人から受け取ったものを除く。)及びその90分の10相当額を加算した額である。
 - 年間利潤額30万～150万ポンドの法人については、課税所得に28%の税率を乗じて税額を算出した後、(150万ポンド-年間利潤額)× $\frac{\text{課税所得}}{\text{年間利潤額}} \times \frac{7}{400}$ を算出税額から控除する。
 - イギリスの法人税率は、2011年4月から、それぞれ26.00%、20.00%に引き下げられる。
- ドイツ
- 営業税は市町村税であるが、ここでは2009年の全ドイツ平均値を用いている。
 - 実効税率の計算においては、付加税(法人税額に対して5.5%の税率で課税)を加算している。

所得金額及び税額(平成20年度分)

(単位 社、億円)

区 分	法人数	所得金額		税 額
		利 益	欠 損	
消費生活協同組合及び同連合会	702	1,102	160	
中小企業協同組合(企業組合を除く。)	17,161	492	481	
漁業生産組合、漁業協同組合及び同連合会	2,113	139	94	
森林組合及び同連合会	3,254	63	28	
その他	21,178	3,032	4,114	
小 計	47,635	8,318	5,503	1,587
公 益 法 人	44,331	2,227	2,426	481
外 国 法 人	5,914	4,144	4,764	1,185
小 計	3,001,866	351,063	260,278	91,311
連 結 法 人		20,618	41,426	3,426
合 計	3,001,866	371,681	301,705	94,737

たものである。

- 「税額」欄は、所得金額及び留保金額に対する税額から、所得税額等の税額控除を差し引いた税額を示す。
- 「(旧)中間法人」には、無限責任中間法人のほか、一部の一般社団・財団法人が含まれている。

27. 法人の資本金階級別の所得

資本金階級 所得階級	番 号	500万円未満		500万円以上		1,000万円以上		5,000万円以上		1億円以上	
		法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
利益計上法人											
100万円未満	1	131,413	468	34,043	131	74,291	340	2,232	11	441	2
100万円以上	2	41,184	574	11,949	168	34,678	520	1,719	23	262	4
200万円〃	3	23,675	562	7,378	177	22,540	576	1,075	25	274	7
300万円〃	4	28,517	1,068	9,478	359	31,865	1,296	1,863	71	475	18
500万円〃	5	27,926	1,908	10,674	723	44,031	3,268	3,191	221	676	51
1,000万円〃	6	15,306	2,066	6,901	916	37,340	5,483	3,732	517	1,123	164
2,000万円〃	7	7,717	2,257	4,149	1,180	33,551	10,814	5,491	1,709	2,097	736
5,000万円〃	8	1,603	1,061	1,036	659	12,923	9,240	3,756	2,575	1,730	1,299
1億円〃	9	611	794	359	442	6,147	8,747	2,574	3,511	1,963	2,909
2億円〃	10	268	778	143	359	2,810	8,517	1,919	5,693	2,491	8,177
5億円〃	11	31	217	19	116	609	4,222	484	3,142	1,142	8,052
10億円〃	12	6	87	9	191	199	4,035	270	4,579	869	21,618
計	13	278,257	11,841	86,138	5,421	300,984	57,058	28,306	22,076	13,543	43,036
欠損法人	14	953,120	23,311	250,696	8,702	641,917	56,342	34,944	14,321	15,740	29,836

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

2. 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了した事業年度について、平成22年7月31日現在で調査したものである。

3. 決算期が年2回以上の法人の所得金額は上期と下期の合計額により、「利益」の事業年度と「欠損」の事業年度がある場合は、利益事業年度の所得金額は「利益計上法人」欄に含め、欠損事業年度の欠損金額は「欠損法人」欄に含めた。

28. 法人数(普通法人)の業種別の資本金階級別表(平成21年度分)

(単位 社)

業種	資本金階級	100万円未満	100万円以上	500万円以上	1,000万円以上	5,000万円以上	1億円以上	10億円以上	50億円以上	100億円以上	合計
農林水産業		1,338	12,456	4,750	4,154	432	126	5	1	4	23,266
鉱業		36	818	506	1,974	154	72	34	19	20	3,633
建設業		6,483	215,955	60,066	135,144	7,983	1,604	156	54	40	427,485
繊維工業		240	3,383	1,226	6,398	314	142	18	11	9	11,741
化学工業		429	8,217	3,400	15,312	2,157	1,300	314	84	124	31,337
鉄鋼金属工業		540	25,095	6,224	20,856	1,794	714	127	44	41	55,435
機械工業		954	24,990	9,506	32,422	3,508	1,980	424	132	184	74,100
食品製造業		1,092	14,776	5,522	17,080	1,362	780	126	32	40	40,810
出版印刷業		660	13,563	3,918	17,904	813	436	40	6	7	37,347
その他の製造業		1,374	43,720	10,552	44,707	2,541	1,008	140	40	42	104,124
卸売業		3,884	82,713	30,372	156,204	8,466	3,804	426	83	76	286,028
小売業		9,846	145,962	43,960	88,640	4,890	1,464	214	42	69	295,087
料理飲食旅館業		3,792	77,550	21,771	31,732	2,370	846	111	17	14	138,203
金融保険業		3,348	22,250	3,090	13,426	1,376	1,812	698	168	356	46,524
不動産業		7,152	136,461	35,202	99,309	6,384	2,620	216	37	43	287,424
運輸通信公益事業		954	24,756	12,058	35,889	3,153	2,072	385	62	116	79,445
サービス業		31,020	297,431	72,195	197,052	13,789	7,781	583	79	115	620,045
企業組合		640	660	195	229	16	8	0	0	0	1,748
相互会社		0	0	0	0	0	0	0	0	6	6
医療法人		2,208	4,631	12,321	24,469	1,748	714	8	1	1	46,101
計		75,990	1,155,387	336,834	942,901	63,250	29,283	4,025	912	1,307	2,609,889

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

2. 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了した事業年度について、平成22年7月31日現在で調査したものである。

3. 本表は、連結法人を除いている。

4. 相互会社は実態に即して便宜的に資本金100億円の階級として集計している。

階級別表 (平成21年度分)

(単位 社, 億円)

(単位 社, 億円)

10億円以上		100億円以上		合 計		番 号	所得階級	連結法人	
法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額			番 号	法人数
17	0	6	0	242,443	951	1	利益計上法人 100万円未満	7	0
158	2	38	1	89,988	1,292	2	100万円以上	6	0
19	0	5	0	54,966	1,348	3	200万円〃	3	0
20	1	3	0	72,221	2,813	4	300万円〃	7	0
39	3	5	0	86,542	6,173	5	500万円〃	20	1
29	4	1	0	64,432	9,149	6	1,000万円〃	19	3
76	26	5	2	53,086	16,725	7	2,000万円〃	27	9
107	82	12	10	21,167	14,926	8	5,000万円〃	24	17
186	279	11	17	11,851	16,698	9	1億円〃	25	37
404	1,375	33	105	8,068	25,004	10	2億円〃	30	96
417	3,067	43	318	2,745	19,134	11	5億円〃	17	120
956	41,258	468	93,692	2,777	165,460	12	10億円〃	81	23,067
2,428	46,097	630	94,145	710,286	279,673	13	計	266	23,350
2,509	22,831	677	49,309	1,899,603	204,651	14	欠損法人	554	23,052

29. 法人数の累年比較

(単位 社, %)

区 分	普通法人		協同組合等		公益法人等		計	
	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
昭和45年分……	986,825	94.8	48,488	4.7	4,847	0.5	1,040,160	100.0
50……	1,346,476	95.4	54,615	3.9	9,519	0.7	1,410,610	100.0
55……	1,645,589	95.8	60,172	3.5	12,442	0.7	1,718,203	100.0
60……	1,902,956	96.0	61,832	3.1	17,846	0.9	1,982,634	100.0
平成5……	2,561,830	96.9	57,842	2.1	22,367	0.8	2,642,039	100.0
6……	2,608,444	97.0	57,626	2.1	22,912	0.9	2,688,982	100.0
7……	2,650,201	97.0	57,452	2.1	23,470	0.9	2,731,123	100.0
8……	2,694,814	97.1	57,124	2.1	24,075	0.9	2,776,013	100.0
9……	2,667,689	97.0	56,721	2.1	24,689	0.9	2,749,099	100.0
10……	2,699,881	97.1	56,052	2.0	25,374	0.9	2,781,307	100.0
11……	2,730,482	97.1	55,393	2.0	25,980	0.9	2,811,855	100.0
12……	2,766,457	97.1	55,067	1.9	26,459	0.9	2,847,983	100.0
13……	2,791,841	97.1	54,313	1.9	27,957	1.0	2,874,111	100.0
14……	2,806,347	97.1	53,613	1.9	30,397	1.1	2,890,357	100.0
15……	2,790,489	97.0	52,529	1.8	32,631	1.1	2,875,649	100.0
16……	2,809,691	97.0	51,724	1.8	35,511	1.2	2,896,926	100.0
17……	2,830,691	96.9	51,019	1.7	38,511	1.3	2,920,221	100.0
18……	2,853,438	96.9	50,277	1.7	40,992	1.4	2,944,707	100.0
19……	2,892,567	96.9	48,594	1.6	43,278	1.5	2,984,439	100.0
20……	2,890,928	96.9	47,635	1.6	44,331	1.5	2,982,894	100.0

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
 2. 「法人数」は平成21年6月30日現在の内国法人(人格のない社団等を除く。)の数である。
 3. 平成19年度以降は、連結法人を含んでいる。

税 率	法人税 (1) 「各事業年度の所得」については ① 普通法人 イ 資本金1億円以下のもの(注1) (年800万円以下の所得) (年800万円超の所得) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">63年度</td> <td style="width: 10%;">平元</td> <td style="width: 10%;">平2</td> <td style="width: 10%;">平10</td> <td style="width: 10%;">平11</td> <td style="width: 10%;">平21~(注2)</td> <td style="width: 10%;">63年度</td> <td style="width: 10%;">平元</td> <td style="width: 10%;">平2</td> <td style="width: 10%;">平10</td> <td style="width: 10%;">平11~</td> </tr> <tr> <td>留保分</td> <td>30%</td> <td>29%</td> <td rowspan="2">} 28%</td> <td rowspan="2">25%</td> <td rowspan="2">22%</td> <td rowspan="2">18%</td> <td>42%</td> <td>40%</td> <td rowspan="2">} 37.5%</td> <td rowspan="2">34.5%</td> <td rowspan="2">30%</td> </tr> <tr> <td>配当分</td> <td>24%</td> <td>26%</td> <td>32%</td> <td>35%</td> </tr> </table> ロ 資本金1億円超のもの <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">63年度</td> <td style="width: 10%;">平元</td> <td style="width: 10%;">平2</td> <td style="width: 10%;">平10</td> <td style="width: 10%;">平11~</td> </tr> <tr> <td>留保分</td> <td>42%</td> <td>40%</td> <td rowspan="2">} 37.5%</td> <td rowspan="2">34.5%</td> <td rowspan="2">30%</td> </tr> <tr> <td>配当分</td> <td>32%</td> <td>35%</td> </tr> </table> ② 公益法人等 イ 下記以外のもの 63年度 平10 平11 平21~ 27% 25% 22% 22%(18%(注3)) ロ 公益社団・財団法人、非営利型一般社団・財団法人 (年800万円以下の所得) (年800万円超の所得) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">平20</td> <td style="width: 10%;">平21~(注1)</td> <td style="width: 10%;">平20~</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22%</td> <td>18%</td> <td>30%</td> </tr> </table> ③ 協同組合等 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">63年度</td> <td style="width: 10%;">平元</td> <td style="width: 10%;">平2</td> <td style="width: 10%;">平10</td> <td style="width: 10%;">平11</td> <td style="width: 10%;">平21~</td> </tr> <tr> <td>留保分</td> <td>27%</td> <td>27%</td> <td rowspan="2">} 27%</td> <td rowspan="2">25%</td> <td rowspan="2">22%</td> <td rowspan="2">22%(18%(注2))</td> </tr> <tr> <td>配当分</td> <td>22%</td> <td>25%</td> </tr> </table> (注1) 資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係があるもの等を除く。 (注2) 平21.4.1~平24.3.31までの間に終了する各事業年度 (注3) 平21.4.1~平24.3.31までの間に終了する各事業年度の年800万円以下の所得に対する税率		63年度	平元	平2	平10	平11	平21~(注2)	63年度	平元	平2	平10	平11~	留保分	30%	29%	} 28%	25%	22%	18%	42%	40%	} 37.5%	34.5%	30%	配当分	24%	26%	32%	35%		63年度	平元	平2	平10	平11~	留保分	42%	40%	} 37.5%	34.5%	30%	配当分	32%	35%		平20	平21~(注1)	平20~		22%	18%	30%		63年度	平元	平2	平10	平11	平21~	留保分	27%	27%	} 27%	25%	22%	22%(18%(注2))	配当分	22%	25%
		63年度	平元	平2	平10	平11	平21~(注2)	63年度	平元	平2	平10	平11~																																																										
	留保分	30%	29%	} 28%	25%	22%	18%	42%	40%	} 37.5%	34.5%	30%																																																										
	配当分	24%	26%					32%	35%																																																													
		63年度	平元	平2	平10	平11~																																																																
	留保分	42%	40%	} 37.5%	34.5%	30%																																																																
	配当分	32%	35%																																																																			
		平20	平21~(注1)	平20~																																																																		
		22%	18%	30%																																																																		
		63年度	平元	平2	平10	平11	平21~																																																															
留保分	27%	27%	} 27%	25%	22%	22%(18%(注2))																																																																
配当分	22%	25%																																																																				
	(2) 「清算所得」については <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">63年度</td> <td style="width: 10%;">平元</td> <td style="width: 10%;">平2</td> <td style="width: 10%;">平10</td> <td style="width: 10%;">平11</td> <td style="width: 10%;">平22~</td> </tr> <tr> <td>① 普通法人</td> <td>37%</td> <td>35.2%</td> <td>33%</td> <td>30.7%</td> <td>27.1%</td> <td rowspan="2">} 通常の所得課税に移行 (平22.10.1より)</td> </tr> <tr> <td>② 協同組合等</td> <td>24.8%</td> <td>24.8%</td> <td>24.8%</td> <td>23.1%</td> <td>20.5%</td> </tr> </table>		63年度	平元	平2	平10	平11	平22~	① 普通法人	37%	35.2%	33%	30.7%	27.1%	} 通常の所得課税に移行 (平22.10.1より)	② 協同組合等	24.8%	24.8%	24.8%	23.1%	20.5%																																																	
	63年度	平元	平2	平10	平11	平22~																																																																
① 普通法人	37%	35.2%	33%	30.7%	27.1%	} 通常の所得課税に移行 (平22.10.1より)																																																																
② 協同組合等	24.8%	24.8%	24.8%	23.1%	20.5%																																																																	
所 得 の 計 算 (主 な も の)	(1) 受取配当等の益金不算入 完全子法人株式等及び関係人株式等(株式保有割合25%以上。完全子法人株式等を除く。)以外の株式等に係る受取配当等(負債利子控除後の金額。以下同じ。)についてはその50%相当額が益金不算入、完全子法人株式等及び関係人株式等に係る受取配当等についてはその全額(関係人株式等に係る受取配当等は、負債利子控除後の金額)が益金不算入とされる。 (注) 受取配当等には、証券投資信託(信託財産の75%超を株式又は外貨建資産で運用できるものを除く。)の収益分配金の2分の1(信託財産の50%超75%以下を株式で運用できるもの又は外貨建資産で運用できるものは、4分の1)を含む。																																																																					
	(2) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入 外国子会社(株式保有割合25%以上)の株式等に係る受取配当等についてはその95%相当額(受取配当等の5%相当額を経費とみなして控除)が益金不算入とされる。																																																																					
	(3) 有価証券の期末評価方法 売買目的の有価証券については時価法、その他の有価証券については原価法による。																																																																					
	(4) 棚卸資産の期末評価方法 原価法又は低価法(期末の一般的な時価)による。ただし、トレーディング目的の棚卸資産については、時価法による。																																																																					
	(5) 減価償却(後掲) (6) 引当金 ① 貸倒引当金 イ 貸倒引当金の繰入限度額は、期末貸金を個別に評価する貸金(その一部につき回収が不能となった債権に限る。)と一括して評価するその他の貸金とに区分してそれぞれ計算する。個別に評価する貸金については債務者ごとに貸倒れが見込まれる事由に応じた回収不能見込額を計算し、一括して評価する貸金については実績繰入率(過去3年間の貸倒実績率)を乗じて貸倒見込額を計算する。																																																																					

度 の 概 要

所 得 の 計 算 （ 主 な も の ） （ 続 ）	<p>ロ 中小法人については、実績繰入率に代えて法定繰入率（租税特別措置）を適用できる（本特例については、資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係がある中小法人等には適用しない。）。</p> <p>② 賞与引当金 賞与引当金の積立では認められない。 （注）賞与は、その支払をする日の属する事業年度の損金の額に算入する。ただし、事業年度末までに支給する賞与の額が受給者に通知され、その後すみやかに（1ヵ月以内が限度）支払われるものであること等の要件に該当するものについては、未払費用として損金の額に算入できる。</p> <p>③ 退職給与引当金 退職給与引当金の積立では認められない。なお、廃止前の退職給与引当金勘定の金額については、平成14年度から4年間（中小法人及び協同組合等については、10年間）で取り崩される。</p> <p>④ 製品保証等引当金 製品保証等引当金の積立では認められない。</p> <p>⑤ 特別修繕引当金 特別修繕引当金の積立では認められないが、廃止前の特別修繕引当金制度における繰入限度額の4分の3相当額の特別修繕準備金（租税特別措置）の積立が認められる。</p> <p>⑥ 返品調整引当金（省略）</p> <p>(7) 収益計上基準の特例</p> <p>① 長期工事に係る収益計上の特例 イ 工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。）のうち、工事期間が1年以上で、かつ、請負金額10億円以上のもの（長期大規模工事）の請負については、工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算する。 ロ 長期大規模工事以外の工事の請負については、工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することができる。</p> <p>② 割賦販売等に係る収益計上の特例 賦払期間が2年以上であること等所定の要件を満たす商品の割賦販売等及び資産の売買とみなされるリース取引による資産の譲渡については、延払基準により収益の額及び費用の額を計算することができる。</p>
留 保 金 課 税	<p>特定同族会社の留保金課税</p> <p>法人が特定同族会社に該当する場合で、留保金額が留保控除額（①所得等の金額の40%相当額、②2,000万円、③資本金の25%相当額から利益積立金額を控除した金額のうち最も多い金額）を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率（年3,000万円以下の部分は10%、年1億円以下の部分は15%、年1億円超の部分は20%）を適用して計算した留保税額が課される。</p> <p>（注）特定同族会社とは、1株主グループ（その同族関係者を含む。）による持株割合等が50%を超える会社（資本金又は出資金の額が1億円以下の会社にあつては、資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係があるもの等に限る。）をいう。</p>
租 税 の 特 別 減 免	<p>(1) 研究開発税制（措法42の4、42の4の2）</p> <p>① 試験研究費の総額に係る税額控除制度…試験研究費の総額に対し、試験研究費割合に応じ8%~10%相当額の税額控除（当期の法人税額の20%（平成21.4.1~平成24.3.31までの間に開始する事業年度については、30%）相当額を限度）ができる。 試験研究費割合とは、試験研究費の総額の売上金額（当期を含む4年間の平均売上金額）に対する割合である。</p> <p>② 特別試験研究費の税額控除制度…大学、公的研究機関等との共同試験研究・委託試験研究又は希少疾病用医薬品若しくは希少疾病用医療機器に関する試験研究について、①と合わせてこれらの試験研究に係る試験研究費の額の12%相当額の税額控除（①の税額控除と合計して当期の法人税額の20%（平成21.4.1~平成24.3.31までの間に開始する事業年度については、30%）相当額を限度）ができる。</p>

- ③ 中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等の試験研究費について、上記①、②の税額控除制度の適用に代えて、試験研究費の総額の12%相当額の税額控除（当期の法人税額の20%（平成21.4.1～平成24.3.31までの間に開始する事業年度については、30%）を限度）ができる。
- なお、控除限度超過額については、当期の試験研究費の総額が前期の試験研究費の総額を超えるときは、1年間の繰越し（上記①～③の税額控除と合計して当期の法人税額の20%を限度）ができる。（平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とする。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の30%とする。）
- ④ 上記①～③の基本制度とは別枠で、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度において、下記イ、ロの選択適用により、税額控除の上乗せ措置（当期の法人税額の10%相当額を限度）が講じられている。
- イ 当期の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合
比較試験研究費を超える部分の5%相当額
- ロ 当期の試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合 超える部分に超過税額控除割合（当期の試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じて計算した割合）を乗じて計算した金額
- (2) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（措法42の5）
- 指定期間（平成4.4.1～平成24.3.31）内にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得等した場合に、基準取得価額の30%相当額の特別償却（平成21.4.1～平成24.3.31までの間に取得等をした場合については、普通償却限度額に加え、取得価額までの特別償却）と7%の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度）とのいずれかの選択ができる（ただし、中小企業者等以外の法人は、税額控除を選択できない。）。なお、控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- (3) 環境関連投資促進税制（措法42の5の2）
- 指定期間（平成23.4.1～平成26.3.31）内にエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得等した場合に、取得価額の30%相当額の特別償却と7%の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とする。）とのいずれかの選択ができる（ただし、中小企業者等以外の法人は、税額控除を選択できない。）。なお、控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- (4) 中小企業投資促進税制（措法42の6）
- 中小企業者等が指定期間（平成10.6.1～平成24.3.31）内に特定機械装置等を取得等した場合に、基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度）とのいずれかの選択ができる（ただし、中小企業者等のうち、資本金3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。）。控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- (5) 中小企業等基盤強化税制（措法42の7）
- ① 特定の中小企業者等が指定期間（昭和62.4.1～平成24.3.31）内に事業基盤強化設備等を取得等した場合に、基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度）とのいずれかの選択ができる（ただし、特定農産加工業経営改善臨時措置法に係る措置の資本金3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。）。
控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。
- ② 中小企業者等で青色申告書を提出する法人の平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度において、労務費に占める教育訓練費の割合が0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、労務費に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除割合（8%～12%）を乗じた金額の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度）ができる。
- (6) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の9）
- 製造業者等が平成14.4.1～平成24.3.31の内一定の期間内に次の地区内において工業用機械等を取得等した場合に、取得価額の15%（建物等については8%）の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度）ができる。
- 控除限度超過額については、4年間の繰越しができる。
- ① 観光振興地域
② 情報通信産業振興地域
③ 産業高度化地域
④ 自由貿易地域及び特別自由貿易地域
⑤ 金融業務特別地区
- (7) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の10)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の承認経営革新計画に従って沖縄振興特別措置法の経営革新のための事業を行う特定中小企業者が指定期間（平成14.4.1～平成24.3.31）内に沖縄県内において

度 の 概 要 (続)

租税の特別減免(続)	<p>特定経営革新設備等を取得等した場合に、取得価額の34%（建物等については20%）の特別償却と15%（建物等については8%）の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度）とのいずれかの選択ができる。控除限度超過額については、4年間の繰越しができる。</p> <p>(8) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11）</p> <p>総合特別区域法の指定法人が指定期間（総合特別区域法の施行の日～平成26.3.31）内に国際戦略総合特別区域内において特定機械装置等を取得等した場合に、取得価額の50%（建物等については25%）の特別償却と15%（建物等については8%）の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とする。）とのいずれかの選択ができる。</p> <p>控除限度超過額については1年間の繰越しができる。</p> <p>(9) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12）</p> <p>適用年度（平成23.4.1～平成26.3.31までの間に開始する各事業年度）及び適用年度の前事業年度において会社都合の離職者がいないことについて公共職業安定所の長に証明された法人が、当該適用年度末の雇用者のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して5人以上（中小企業者等については、2人以上）、かつ、10%以上増加したこと等について公共職業安定所の長に証明された場合に、20万円に増加した雇用保険一般被保険者の数を乗じた金額の税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業者等については20%）相当額を限度とする）ができる。</p> <p>(10) 沖縄の認定法人の所得の特別控除（措法60）</p> <p>沖縄振興特別措置法の認定を平成24年3月31日までに受けた法人で次の地区内において新たに設立されたものについては、その設立後10年間、その地区内で行われる特定情報通信事業等に係る所得の35%相当額（金融業務特別地区内で金融業務を行う法人については、その金融業務に従事する者の人件費の20%相当額を限度）の損金算入ができる。</p> <p>① 情報通信産業特別地区 ② 特別自由貿易地域 ③ 金融業務特別地区</p> <p>(11) 国際戦略総合特別区域における指定特定目的法人の課税の特例（措法60の2）</p> <p>総合特別区域法の指定を平成26.3.31までに受けた指定特定事業法人については、その指定後5年間、国際戦略総合特別区域内において行われる当該指定に係る事業のうち一定のものに係る所得の金額の20%相当額の損金算入ができる。</p> <p>(12) 認定研究開発事業法人等の課税の特例（措法60の3）</p> <p>特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の認定を平成26.3.31までに受けた法人については、その認定後5年間、次の所得の金額の20%相当額の損金算入ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発事業計画の認定を受けた認定研究開発事業者の当該計画に記載された研究開発事業に係る所得の金額 ・統括事業計画の認定を受けた認定統括事業者の当該計画に記載された統括事業に係る所得の金額
課税の特例 出がある場合の 使途秘匿金の支	<p>平成6年4月1日から平成24年3月31日までの間の法人の使途秘匿金の支出に対しては、通常の法人税に加え、40%の法人税の追加課税を行う。（措法62）</p> <p>〔 使途秘匿金の支出とは、法人がした金銭等の支出のうち、相当の理由がなく、その相手先の氏名・住所及びその事由を帳簿書類に記載していないものをいう。ただし、商品の仕入れ等取引の対価の支払として支出されたものであることが明らかなのは除かれる。 〕</p>
欠損金の繰越し繰戻し	<p>(1) ① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金については、7年間の繰越し控除ができる。</p> <p>② 確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金については、7年間の繰越し控除ができる。</p> <p>(2) 青色申告法人の欠損金については、1年間の欠損金の繰戻還付ができる。</p> <p>（注） 資本金の額が1億円超の法人（資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係があるもの等を含む。）の平成4年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度において生じた欠損金については、解散、事業の全部の譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合を除いて、繰戻し還付制度は適用されない（措法66の13）。</p>

30. 法人税制度の概要(続)

納 期	<p>(1) 期限内申告の場合 事業年度が6か月以下の法人は確定申告書の提出期限（各事業年度終了の日から2か月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として3か月以内） 事業年度が6か月を超える法人は最初の6か月間に係る中間申告書の提出期限（事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内）、決算確定の際の確定申告書の提出期限（事業年度終了の日から2か月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として3か月以内） なお、申告期限の延長が認められた場合には、その延長された期間に応じ利子税が徴収される。</p> <p>(2) 期限後申告の場合は申告書提出の日</p> <p>(注) 災害その他やむを得ない事情により決算が確定しないときは税務署長の指定した日までに申告納税することができる。 修正申告による納税額の納期は修正申告書提出の日である。</p>
課税 （備考） その他の法人	<p>事業税 年所得400万円以下 4.89% 800万円以下 7.24% 800万円超 9.59%</p> <p>道府県民税 法人税額の 5%</p> <p>市町村民税 〃 12.3%</p>
（備考） （備考） （統） その他の法人課税	<p>(注) 税率は標準税率である。 資本金1億円超の法人については、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税（付加価値割（0.48%）、資本割（0.2%））が導入され、事業税の所得割に係る税率は、所得400万円以下は3.8%、800万円以下は5.5%、800万円超は7.2%である。 法人事業税には、地方法人特別税を含む。</p>
（参考） 資産再評価	<p>(1) 第1次再評価 昭25.1.1～10.30の期間 再評価差額に対して6%課税</p> <p>(2) 第2次再評価 昭26.1.1～9.30の期間 課税条件は第1次に同じ</p> <p>(3) 第3次再評価 昭28.1.1から2年間 再評価差額に対して6%課税。ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免</p> <p>(4) 第4次再評価 中小企業を対象として、昭32.1.1から1年間 再評価差額に対して1.5%課税</p>

31. 連結納税制度の概要

連結納税制度とは、親法人である内国法人とその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人のすべてを一の納税単位として計算した各連結事業年度の連結所得に対する法人税について、その親法人である内国法人が申告・納付する制度である。

適用法人及び納税義務	<p>内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人（普通法人に限る。）のすべてが、その内国法人を納税義務者として法人税を納めることにつき国税庁長官の承認を受けた場合には、これらの法人は、その内国法人を納税義務者として法人税を納めるものとする。</p> <p>なお、連結納税の承認の取消しの処分又は取りやめの承認を受けた法人は、5年間、連結納税の適用法人にはならない。</p>
適用方法等	<p>(1) 承認申請等</p> <p>① 原則 最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の3月前までに、内国法人及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人のすべての連名で、承認申請書を親法人である内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する。</p> <p>② 設立事業年度等の承認申請特例 親法人である内国法人が新設法人の場合の承認申請書の提出期限は、次のとおり。</p> <p>イ 設立事業年度を最初の連結事業年度としようとする場合 設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日</p> <p>ロ 設立事業年度の翌事業年度を最初の連結事業年度としようとする場合 設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日</p> <p>(2) 連結納税の承認の取消し等</p> <p>① 連結法人につき、帳簿書類の保存義務違反、仮装隠ぺい等の事実がある場合には、国税庁長官は、その連結法人に係る連結納税の承認を取り消すことができる。</p> <p>② 連結親法人と内国法人との間にその内国法人による完全支配関係が生じたこと等の一定の事実が生じた場合には、連結納税の承認は取り消されたものとみなされ、また、連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合等には、その連結子法人に係る連結納税の承認は取り消されたものとみなされる。</p> <p>③ 連結法人は、やむを得ない事情があるときは、国税庁長官の承認を受けて連結納税の適用を受けることをやめることができる。</p>
事業年度及び連結事業年度	<p>(1) 事業年度</p> <p>① 連結納税の適用を受ける法人について、その適用開始の前後でみなし事業年度を設ける。</p> <p>② 連結親法人による完全支配関係を有することとなった他の内国法人について、その完全支配関係を有することとなった日の前後でみなし事業年度を設ける。</p> <p>③ 連結子法人の事業年度が連結親法人の事業年度と異なる場合には、連結親法人事業年度をみなし事業年度とする。</p> <p>(2) 連結事業年度</p> <p>① 連結事業年度は、連結親法人事業年度開始の日から終了の日までの期間とする。</p> <p>② 他の内国法人が連結親法人事業年度の中途において連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合には、その完全支配関係を有することとなった日から連結親法人事業年度終了の日までの期間を他の内国法人の最初の連結事業年度とする。</p>
連結・加入前の処理	<p>(1) 連結納税の開始・加入に伴う資産の時価評価 連結納税の承認を受けた他の内国法人が連結開始直前事業年度終了の時に有する時価評価資産、又は連結親法人による完全支配関係を有することとなった他の内国法人が連結加入直前事業年度終了の時に有する時価評価資産については、その評価益又は評価損を計上する。ただし、次に掲げる法人については、その評価益又は評価損の計上を行わない（加入の場合は、③～⑥）</p> <p>① 株式移転に係る完全子法人で内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有しているもの</p> <p>② 内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に長期（5年超）保有している法人</p> <p>③ 内国法人等が設立した法人で発行済株式の全部を直接又は間接に保有している法人</p> <p>④ 適格株式交換に係る完全子法人で内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有しているもの</p>

加入前の処理 連結納税の開始 (続)	<p>⑤ 適格合併に係る被合併法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有していた法人でその適格合併により内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に有することとなったもの等</p> <p>⑥ 法令の規定に基づく株式の買取り等により内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に有することとなった法人</p> <p>(2) 長期割賦販売等に係る繰延損益</p> <p>連結納税の開始又は連結納税への加入に伴い資産の時価評価損益の計上を行う他の内国法人が、連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度において延払基準を適用している場合には、その繰り延べている長期割賦販売等に係る損益について、連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度において計上する。</p>
連 結 所 得 の 金 額	<p>(1) 連結所得金額の計算の基本的な仕組み</p> <p>① 連結法人税の課税標準は、連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額とする。</p> <p>② 各連結事業年度の連結所得の金額は、連結事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額とする。</p> <p>③ 連結事業年度の益金の額及び損金の額については、個々の法人ごとに計算した金額の合計額が連結納税における益金の額は損金の額となるものは単体納税に関する規定を借用して計算し、連結グループ全体で計算するものは法人税法第81条の4から第81条の10までの規定により計算する。</p> <p>(2) 個別益金額・個別損金額の益金又は損金算入</p> <p>個々の法人ごとに計算するものにつき、連結事業年度の期間を各事業年度の所得に対する法人税が課される事業年度として所得の金額を計算するものとした場合に益金となる金額(個別益金額)又は損金となる金額(個別損金額)は、その連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>ただし、次のような項目については、次のとおり、連結納税に係る独自の取扱いがなされる。</p> <p>① 連結法人税の負担額又は減少額の益金又は損金算入</p> <p>イ 連結親法人が連結子法人から受け取る連結法人税の負担額及び連結子法人が連結親法人から受け取る連結法人税の減少額は、益金の額に算入しない。</p> <p>ロ 連結親法人が連結子法人に支払う連結法人税の減少額及び連結子法人が連結親法人に支払う連結法人税の負担額は、損金の額に算入しない。</p> <p>② 貸倒引当金</p> <p>連結完全支配関係がある他の連結法人に対する金銭債権は、繰入限度額の計算の対象となる金銭債権から除く。</p> <p>③ 会社更生等の場合の欠損金の損金算入</p> <p>連結法人について会社更生等に伴う債務免除等があった場合には、繰り越された欠損金額のうち一定額は個別損金額として損金の額に算入する。</p> <p>④ 連結子法人株式の帳簿価額修正</p> <p>連結法人が保有する連結子法人の株式を譲渡等する場合には、その譲渡等の前に、その連結子法人の株式の帳簿価額の修正及び利益積立金額又は連結個別利益積立金額の増加・減少の処理を行う。</p> <p>⑤ 長期割賦販売等に係る益金・損金算入</p> <p>長期割賦販売等に該当する資産の販売等には、連結完全支配関係がある他の連結法人に対する譲渡損益調整資産の販売等は含まない。</p> <p>(3) 連結グループ全体で計算するもの</p> <p>次のような項目については、連結グループを一体として益金又は損金算入額を計算する。</p> <p>① 受取配当等の益金不算入</p> <p>イ 連結法人が受ける株式等に係る配当等の額のうち、a～cの金額は、益金の額に算入しない。</p> <p>a 完全子法人株式等に係る配当等の額の金額</p> <p>(注) 完全子法人株式等とは、配当の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があった他の内国法人の株式等のうち一定のものをいう。</p> <p>b 関係法人株式等に係る配当等の額から負債の利子の額を控除した残額</p> <p>(注) 関係法人株式等とは、発行済株式の総数の25%以上の株式を配当等の効力発生日以前6月以上継続して保有している場合のその株式(完全子法人株式等を除く)をいう。</p>

制度の概要(続)

連結所得の金額(続)	<p>c 完全子法人株式等及び関係法人株式等にいずれにも該当しない株式等に係る配当等の額から負債の利子の額を控除した残額の50%相当額。</p> <p>ロ 完全子法人株式等及び関係法人株式等の判定は連結グループを一体として行う。</p> <p>② 寄附金の損金不算入</p> <p>イ 連結法人がその連結法人と完全支配関係(法人による完全支配関係に限る。)がある他の内国法人に対して支出した寄附金は、その全額を損金不算入とする。</p> <p>ロ 連結事業年度における寄附金の損金算入限度額は、連結親法人の連結個別資本金等の額又は連結所得の金額を基に連結グループを一体として計算する。</p> <p>③ 連結欠損金の繰越し</p> <p>イ 連結欠損金の繰越控除 連結親法人の各連結事業年度開始の日前7年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額は、損金の額に算入する。</p> <p>ロ みなし連結欠損金額 次に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、繰越控除の対象となる連結欠損金額とみなす。</p> <p>a 連結親法人の連結納税の開始前の欠損金額</p> <p>b 株式移転に係る株式移転完全子法人であった連結法人の連結納税の開始前の欠損金額又は連結欠損金個別帰属額(非適格株式移転の日の属する事業年度前に生じた欠損金額を除く。)</p> <p>c 連結親法人が連結グループ外の法人を被合併法人とする適格合併等を行った場合のその被合併法人等の欠損金額又は連結欠損金個別帰属額</p> <p>d 連結納税の開始・加入に伴う時価評価の適用対象外となる連結子法人のその開始・加入前に生じた欠損金額</p> <p>ハ 連結欠損金額の減額 連結子法人が連結グループから離脱等をした場合には、連結欠損金個別帰属額を単体納税における欠損金額とみなす。</p> <p>なお、連結子法人の離脱等があった場合には、連結欠損金額のうち、その連結子法人の連結欠損金個別帰属額の全部又は一部に相当する金額は、ないものとされる。</p> <p>(注) 連結欠損金個別帰属額とは、連結欠損金額のうち各連結法人に帰せられる金額をいう。</p> <p>④ 連結法人に係る租税特別措置</p> <p>イ 租税特別措置による特別償却 エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却、特定設備等の特別償却など、租税特別措置による各種特別償却を適用することができる。</p> <p>ロ 租税特別措置による準備金 海外投資等損失準備金、金属鉱業等鉱害防止準備金など、租税特別措置による各種準備金の積立てをすることができる。</p> <p>ハ その他の所得計算に関する租税特別措置 交際費等の損金不算入、特定資産の買換えの場合の課税の特例などの適用がある。</p>																		
連結法人税額の計算	<table border="0"> <tr> <td>(1) 税率</td> <td>平14～</td> <td>平21～(注)</td> </tr> <tr> <td>① 普通法人である連結親法人の税率</td> <td>30%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>② 中小法人である連結親法人の軽減税率(年800万円以下の部分)</td> <td>22%</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>③ 協同組合等である連結親法人の軽減税率</td> <td>23%</td> <td>23%(年800万円以下の部分は19%)</td> </tr> <tr> <td>④ 特定の医療法人である連結親法人の軽減税率</td> <td>23%</td> <td>23%(年800万円以下の部分は19%)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 特定の協同組合等である連結親法人の税率(年10億円超の部分)</td> <td>26%</td> <td>26%</td> </tr> </table> <p>(注) 平21.4.1～平24.3.31までの間に終了する各連結事業年度について適用。(連結親法人のうち資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係があるもの等には、軽減税率は適用しない。)</p>	(1) 税率	平14～	平21～(注)	① 普通法人である連結親法人の税率	30%	30%	② 中小法人である連結親法人の軽減税率(年800万円以下の部分)	22%	18%	③ 協同組合等である連結親法人の軽減税率	23%	23%(年800万円以下の部分は19%)	④ 特定の医療法人である連結親法人の軽減税率	23%	23%(年800万円以下の部分は19%)	⑤ 特定の協同組合等である連結親法人の税率(年10億円超の部分)	26%	26%
(1) 税率	平14～	平21～(注)																	
① 普通法人である連結親法人の税率	30%	30%																	
② 中小法人である連結親法人の軽減税率(年800万円以下の部分)	22%	18%																	
③ 協同組合等である連結親法人の軽減税率	23%	23%(年800万円以下の部分は19%)																	
④ 特定の医療法人である連結親法人の軽減税率	23%	23%(年800万円以下の部分は19%)																	
⑤ 特定の協同組合等である連結親法人の税率(年10億円超の部分)	26%	26%																	

31. 連結納税制度の概要(続)

連結法人税額の計算(続)	<p>(2) 連結特定同族会社の留保金課税 連結親法人が特定同族会社に該当する場合で、連結留保金額が連結留保控除額を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率(10%, 15%, 20%)を適用して計算した留保税額が課される。</p> <p>(注) 特定同族会社とは、1株主グループ(その同族関係者を含む。)による持株割合等が50%を超える会社(資本金又は出資金の額が1億円以下の会社にあつては、資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係があるもの等に限る。)をいう。</p> <p>(3) 所得税額の控除 ① 利子配当等の元本の所有期間は、連結グループを一体として捉え、その元本が連結グループ内で移転した場合には、その所有期間を通算する。 ② 簡便法により控除所得税額を計算する場合には、連結グループを一体として計算する。</p> <p>(4) 外国税額の控除 ① 控除限度額は、連結グループを一体として計算する。 ② 外国税額の控除額は、連結控除限度個別帰属額や個別控除対象外国法人税の額をもとにそれぞれの連結法人ごとに計算される金額の合計額とする。</p> <p>(5) 連結法人税の個別帰属額 連結法人税の負担額として支出すべき金額と連結法人税の減少額として収入すべき金額は、その連結法人の個別所得金額又は個別欠損金額に法人税率を乗じて計算した金額に、税額調整金額を加算し又は減算した金額とされる。</p>
申告・納付等	<p>(1) 連結確定申告 連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に税務署長に連結確定申告書を提出しなければならない。</p> <p>(2) 連結確定申告書の提出期限の延長 会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しないため又は連結所得の金額等の計算を了することができないため、連結確定申告書をその提出期限までに提出できない常況にあるときは、連結親法人の申請によりその提出期限を2月間延長することができる。</p> <p>(3) 個別帰属額等の届出 連結子法人は、連結確定申告書の提出期限までに、個別帰属額等を記載した書類をその連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。</p> <p>(4) 納付 ① 連結親法人は、連結中間申告書に係る中間申告税額及び連結確定申告書に係る確定申告税額について、それぞれその申告書の提出期限までに納付しなければならない。 ② 連結子法人は、連結法人税について、連帯納付の責めに任ずる。</p>
その他	<p>(1) 連結法人に係る行為又は計算の否認 税務署長は、連結法人の行為又は計算で法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、その課税標準、税額等を計算すること等ができる。</p> <p>(2) 質問検査権 連結親法人の所轄税務署等の職員は連結子法人に対して質問検査をすることができる。</p>

32. 減価償却制度の概要

減価償却の対象資産の	① 建物及びその附属設備 ② 構築物 ③ 機械及び装置 ④ 船舶 ⑤ 航空機 ⑥ 車両及び運搬具 ⑦ 工具、器具及び備品 ⑧ 鉱業権、特許権等18種類の無形固定資産 ⑨ 牛、馬、果樹等
普通償却方法	① 有形減価償却資産 建物 定額法 建物以外 定額法又は定率法（※）（鉱業用は、生産高比例法も選択可） （※）平19.4.1以後取得するものについては250%定率法による。 ② 無形固定資産（鉱業権を除く） 定額法 ③ 鉱業権 定額法又は生産高比例法 ④ 生物 定額法 ⑤ 所有権移転外リース取引によるリース資産 リース期間定額法 （備考）資産の使用実態に応じ、増加償却制度及び耐用年数の短縮制度が適用できる。
耐用年数	財務省令により、資産の種類別にすべて法定されている。ただし、資産の材質、製作方法等又は使用時間が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には、国税局長の承認を受けて年数の短縮、又は増加償却を行うことができる。
陳腐化	技術の進歩等により著しく陳腐化した減価償却資産については、国税局長の承認を受けた使用可能期間を基礎として計算した未償却残価と簿価との差額を一時に償却することができる。
償却の繰越し	特別償却に係る償却不足額に限り1年間の繰越しができる。
特別償却	(1) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（措法42の5） (2) 環境関連投資促進税制（措法42の5の2） (3) 中小企業投資促進税制（措法42の6） (4) 中小企業等基盤強化税制（措法42の7） (5) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の10） (6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11） (7) 特定設備等の特別償却（措法43） ① 公害防止用設備 基準取得価額の8% ② 海運業の経営合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶 16%（一定の外航近代化船（日本船舶以外は16%）及び環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶 18%） (8) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の12%（建物等については6%）の特別償却（措法43の2） (9) 集積区域における集積産業用資産の15%（建物等については8%）の特別償却（措法44） (10) 事業革新設備等の特別償却（措法44の2） ① 事業革新設備 イ 旧産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法※の経営資源融合計画に記載された機械装置及び特定事業革新設備 25% ロ 事業再構築計画、経営資源再活用計画及び事業革新設備導入計画に記載された機械装置 20%

「法人税制度の概要」参照

32. 減価償却制度の概要(続)

特別償却(続)	<p>② 資源需給構造変化対応設備等 30% (建物等については15%) ただし、産業活力再生特別措置法の一部改正法の施行の日から平成24年3月31日までの間に取得等をした場合については、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる。</p> <p>※ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成23年法律第48号)による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</p> <p>(11) 共同利用施設の特別償却(措法44の3) 生衛法の振興計画により設置される共同利用施設 6%</p> <p>(12) 新用途米穀加工品等製造設備の30%の特別償却(措法44の4)</p> <p>(13) 特定高度通信設備の15%の特別償却(措法44の5)</p> <p>(14) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法45)</p> <p>① 半島振興対策実施地域、過疎地域、離島振興対策実施地域等及び振興山村 10% (建物等については6%)</p> <p>② 沖縄の産業高度化地域 34% (建物等については20%)</p> <p>③ 沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域 50% (建物等については25%)</p> <p>④ 沖縄の離島の地域(旅館業用建物等) 8%</p> <p>(15) 医療用機器の12% (医療安全に資する機器については16%) の特別償却(措法45の2)</p> <p>(16) 沖縄振興特別措置法の経営基盤強化計画を実施する指定業種を営む指定中小企業者の機械等の5年間27%の割増償却(措法46)</p> <p>(17) 障害者を雇用する場合の機械の5年間24% (工場用建物等については32%) の割増償却(措法46の3)</p> <p>(18) 支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の30%の割増償却(措法46の3)</p> <p>(19) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の32%の割増償却(措法46の4)</p> <p>(20) サービス付き高齢者向け優良賃貸住宅の5年間28% (耐用年数が35年以上のものについては40%) の割増償却(措法47)</p> <p>(21) 特定再開発建築物等の5年間10% (認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物については50%) の割増償却(措法47の2)</p> <p>(22) 倉庫用建物等の5年間10%の割増償却(措法48)</p>
その他	<p>(減耗償却)</p> <p>鉱業を営む者が、鉱物の売上高の12% (ただし、鉱業所得の50%を限度とする。) を探鉱準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。ただし、準備金積立て後3年以内に新鉱床探鉱の費用等に使用しなかった場合は、課税所得に算入される。</p> <p>なお、3年以内に新鉱床探鉱費を支出したときは、準備金を取り崩して益金に算入するとともに、「新鉱床探鉱費の特別控除」により益金算入額と同額(その年の所得金額を限度とする。)の所得控除ができる。(この方法により、準備金を所得控除に振り替えるわけである。)</p> <p>また、海外自主開発鉱山からの引取鉱石に係る採掘所得の50%を限度として海外探鉱準備金として積み立て、海外新鉱床探鉱費の支出に充てた場合にも、同様の措置が講じられている。</p>

33. 減価償却の実施状況

(1) 累年比較

(単位 億円, %)

区 分	減 価 償 却 費		損金算入割合 (B)／(A)	前期から繰り越した償却不足額	
	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)		損金算入限度額	損 金 算 入 額
平成12年分……………	458,841	428,075	93.3	800	286
13……………	431,574	403,261	93.4	1,039	557
14……………	425,220	397,099	93.4	836	441
15……………	423,494	391,873	92.5	726	402
16……………	434,314	402,526	92.7	1,180	729
17……………	411,302	375,449	91.3	948	567
18……………	444,706	414,534	93.2	1,850	1,422
平成19年度分……………	433,477	403,308	93.0	2,708	2,673
20……………	487,859	441,912	90.6	1,670	1,536
21……………	462,927	417,094	90.1	998	646

(注) 「減価償却費」欄の金額には、「前期から繰り越した償却不足額」欄の金額を含まない。

(2) 業 種 別 (平成21年度分)

(単位 億円, %)

区 分 業 種	減 価 償 却 費		損金算入割合 (B)／(A)	前期から繰り越した償却不足額	
	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)		損金算入限度額	損 金 算 入 額
農 林 水 産 業	2,429	2,130	87.7	6	3
鉱 業	1,740	1,470	84.5	9	4
建 設 業	14,852	12,530	84.4	34	19
織 維 工 業	1,767	1,613	91.3	3	1
化 学 工 業	29,012	28,225	97.3	84	67
鉄 鋼 金 属 工 業	17,780	16,192	91.1	37	17
機 械 工 業	44,984	42,365	94.2	202	90
食 料 品 製 造 業	10,507	9,940	94.6	24	18
出 版 印 刷 業	6,216	5,720	92.0	31	13
そ の 他 の 製 造 業	14,639	13,545	92.5	71	52
卸 売 業	22,051	20,706	93.9	45	29
小 売 業	21,202	19,520	92.1	6	5
料 理 飲 食 旅 館 業	8,591	7,569	88.1	23	14
金 融 保 険 業	17,079	15,914	93.2	124	124
不 動 産 業	17,263	16,308	94.5	10	6
運 輸 通 信 公 益 事 業	90,318	71,885	79.6	151	79
サ ー ビ ス 業	70,076	63,816	91.1	44	35
そ の 他 の 法 人	7,734	7,391	95.6	5	5
連 結 法 人	64,686	60,254	93.1	90	65
合 計	462,927	417,094	90.1	998	646

(注) 「(1) 累年比較」の表と同じ。

34. 資本金階級別交際費等支出額の状況等 (平成21年度分)

(1) 累年比較

(単位 億円, %)

区 分	交際費等支出額(A)	左 の う ち 損金不算入額(B)	不 算 入 割 合 (B)／(A)	営業収入千円当たり
	億円	億円	%	円
平成10年分……………	50,639	27,552	54.4	3.19
11……………	43,918	25,195	57.4	2.88
12……………	43,908	26,789	61.0	2.81
13……………	39,135	22,836	58.4	2.50
14……………	37,426	21,730	58.1	2.60
15……………	34,645	19,450	56.1	2.47
16……………	34,393	16,854	49.0	2.37
17……………	35,338	17,708	50.1	2.43
18……………	36,816	18,929	51.4	2.47
平成19年度分……………	33,800	16,665	49.3	2.16
20……………	32,261	16,108	49.9	2.27
21……………	29,979	11,839	39.5	2.26

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。

2. 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了した事業年度について平成22年7月31日現在で調査したものである。

(2) 資本金階級別

資本金階級	区分	交際費等支出額(A)	左 の う ち 損金不算入額(B)	不 算 入 割 合 (B)／(A)	1社当たりの 支出交際費等
		億円	億円	%	千円
1,000万円 未 満		8,148	906	11.1	520
1,000万円 以 上		11,647	2,066	17.7	1,235
5,000万円 〃		2,373	1,069	45.0	3,301
1億円 超		1,772	1,772	100.0	8,588
10億円 以 上		4,771	4,771	100.0	76,408
連 結 法 人		1,267	1,255	99.1	154,451
合 計		29,979	11,839	39.5	1,148

(備考) 国税庁「会社標本調査結果」による。

35. 交 際 費 の 損 金 不 算 入 制 度 の 沿 革

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備 考
昭和29年度改正(創設)	昭29.4.1～31.3.31 開始事業年度	期末資本金500万円以上の法人	$\left. \begin{aligned} & \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} \text{①基準年度の交際費額} \\ \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times 70\% \end{array} \right) \\ & \text{又は} \text{②取引基準額のうち} \\ & \text{多い方の金額} \end{aligned} \right\} \times \frac{1}{2}$	1 基準年度の交際費額とは、昭和29.4.1を含む事業年度開始の前1年以内に開始した各事業年度の支出交際費額の合計額をいう。 2 取引基準額とは、取引金額に業種別の一定割合(例えば製造業0.8%、卸小売業0.25%、建設業1.2%等)を乗じて計算した額をいう。
31年度改正	29.4.1～31.3.31 開始事業年度	〃	限度超過額の全額を損金に算入しないこととした。	
32 〃	32.4.1～34.3.31 開始事業年度	期末資本金1,000万円以上の法人	$\left. \begin{aligned} & \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} \text{①基準年度の交際費額} \\ \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times 60\% \end{array} \right) \\ & \text{又は} \text{②取引基準額のうち} \\ & \text{多い方の金額} \end{aligned} \right)$	取引基準額について、従前に比べ3割程度引き上げた。(例えば第1次金属製造業0.4%、卸小売業0.25%、医薬品製造業1.1%、建設業0.8%)
34 〃	34.4.1～36.3.31 開始事業年度	〃	$\left. \begin{aligned} & \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} \text{①基準交際費額} \\ \times \frac{\text{当期月数}}{12} \end{array} \right) \\ & \text{又は} \text{②取引基準額のうち} \\ & \text{多い方の金額} \end{aligned} \right)$	基準交際費額とは、次のうちいずれか多い方の金額をいう。 1 昭和34.1.1を含む事業年度開始の前1年以内に開始した各事業年度の交際費額の80%相当額 2 昭和29.4.1を含む事業年度開始の前1年以内に開始した各事業年度の交際費額の60%相当額
36 〃	36.4.1～39.3.31 開始事業年度	全法人	$\left. \begin{aligned} & \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} 300\text{万円} + \text{期末自己} \\ \text{資本金額} \times \frac{1}{1,000} \end{array} \right) \\ & \times \frac{\text{当期月数}}{12} \end{aligned} \right\} \times 20\%$	期末自己資本金額とは、期末における資本又は出資の金額、再評価積立金の額、資本積立金額及び利益積立金額の合計額をいう。
39 〃	39.4.1～40.3.31 開始事業年度	〃	$\left. \begin{aligned} & \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} 400\text{万円} + \text{期末自己} \\ \text{資本金額} \times \frac{2.5}{1,000} \end{array} \right) \\ & \times \frac{\text{当期月数}}{12} \end{aligned} \right\} \times 30\%$	1 期末資本等の金額とは、期末における資本又は出資の金額及び資本積立金額(再評価積立金の額も含まれる。)の合計額をいう。 2 海外取引等に関し、非居住者の日本国内における旅行及び宿泊のために通常要する費用を税法上の交際費の範囲から除外した。
40 〃	40.4.1～42.5.31 開始事業年度	〃	$\left. \begin{aligned} & \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} 400\text{万円} + \text{期末自己} \\ \text{資本金額} \times \frac{2.5}{1,000} \end{array} \right) \\ & \times \frac{\text{当期月数}}{12} \end{aligned} \right\} \times 50\%$	
42 〃	42.6.1～44.3.31 開始事業年度	〃	(1) 支出交際費額 < 基準交際費額 のとき $\left\{ \text{限度超過額} - (\text{基準交際費額} - \text{支出交際費額}) \right\} \times 50\%$ (2) 支出交際費額 > 基準交際費額 × 105% のとき ①と②の合計額 ① (支出交際費額 - 基準交際費額 × 105%) × 100% ② (限度超過額 - ①の金額) × 50% (3) 基準交際費額 ≤ 支出交際費額 ≤ 基準交際費額 × 105% のとき $\text{限度超過額} \times 50\%$	1 基準交際費額とは、前年同期の支出交際費額をいう。 2 限度超過額とは、次により求めた金額をいう。 $\left\{ \text{支出交際費額} - \left(\begin{array}{l} 400\text{万円} + \\ \text{期末自己} \times \frac{2.5}{1,000} \end{array} \right) \times \frac{\text{当期月数}}{12} \right\}$ 3 海外取引等に関し、国外において支出する交際費等を税法上の交際費の範囲から除外した。
44 〃	44.4.1～46.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の50%を60%とした。	
46 〃	46.4.1～48.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の60%を70%とした。	輸出交際費の特例を廃止した。

35. 交際費の損金不算入制度の沿革(続)

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備考
48年度改正	48.4.1～49.3.31 開始事業年度	全法人	損金不算入割合の70%を75%とした。	
49 〃	49.4.1～51.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{2.5}{1,000}$ を $\frac{1}{1,000}$ とした。	
51 〃	51.4.1～52.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{1}{1,000}$ を $\frac{0.5}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の75%を80%とした。	
52 〃	52.4.1～54.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{0.5}{1,000}$ を $\frac{0.25}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の80%を85%とした。	
54 〃	54.4.1～56.3.31 開始事業年度	〃	① 定額控除額の年400万円を年200万円に引き下げた。 ただし、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人にあっては年300万円とし、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円とした。 ② 資本金基準(期末資本金等の金額の $\frac{0.25}{1,000}$)を廃止した。 ③ 損金不算入割合の85%を90%とした。	
56 〃	56.4.1～57.3.31 開始事業年度	〃	基準交際費の105%を100%とした。	
57 〃	57.4.1 ～平6.3.31 開始事業年度	〃	支出交際費額の全額を損金不算入とした。ただし、資本金5,000万円以下の法人にあっては年300万円、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円の控除をそれぞれ認める。	昭和57年度改正において、3年間の措置として改正されたが、昭和60年度改正、62年度、平成元年度、3年度及び5年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成6 〃	平6.4.1 ～平10.3.31 開始事業年度	〃	資本金5,000万円以下の法人の交際費について、定額控除枠以下の部分について、全額損金算入を改め、10%相当額を損金不算入とする(定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入)。	平成7年度改正及び9年度改正においてそれぞれ2年間延長。
10 〃	平10.4.1 ～平14.3.31 開始事業年度	〃	資本金5,000万円以下の法人の交際費について、定額控除枠内の損金不算入割合を10%相当額から20%相当額に引き上げる(定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入)。	平成11年度改正及び13年度改正においてそれぞれ2年間延長。
14 〃	平14.4.1 ～平15.3.31 開始事業年度	〃	資本金1,000万円超5,000万円以下の法人の交際費について、定額控除限度額を400万円に引き上げる。	
15 〃	平15.4.1 ～平18.3.31 開始事業年度	〃	資本金1億円以下の法人(中小法人)の交際費について、400万円の定額控除を認める。また、定額控除枠内の損金不算入割合を20%相当額から10%相当額に引き下げる。	平成18年度改正において2年間延長。
18 〃	平18.4.1 ～平22.3.31 開始事業年度	〃	交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外する。	平成20年度改正において2年間延長。
21年度 (経済危機 対策関連) 改正		〃	中小法人の交際費について、定額控除限度額を600万円に引き上げる。	平成21.4.1以後終了する事業年度について適用。
22年度改正	平18.4.1 ～平24.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度については、資本金の額等が5億円以上である法人等との間にその法人等による完全支配関係がある普通法人には適用しない。	平成22年度改正において2年間延長。
23年度改正	〃	〃	中小法人に対する定額控除制度については、複数の完全支配関係がある大法人(資本金等が5億円以上である法人等)に発行済株式等の全部を保有されている普通法人には適用しない。	

36. 相続税の課税状況

(1) 相続税の課税件数及び課税最低限の累年比較

区分	死亡件数(A)	課税件数(B)	納付税額	(B) (A)	(B)の指数	課税最低限	
	件	件	百万円	%			
昭和33年分…	684,189	(13,407)	5,284	4,670	0.8	100	150万円 + 30万円 × 法定相続人数
37……………	710,265	(26,856)	9,461	22,081	1.3	179	200万円 + 50万円 × 法定相続人数
39……………	673,067	(29,760)	10,381	32,624	1.5	196	250万円 + 50万円 × 法定相続人数
41……………	670,342	(24,877)	9,232	37,987	1.4	175	400万円 + 80万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高200万円)
46……………	684,521	(78,197)	25,951	207,388	3.8	491	400万円 + 80万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高400万円)
48……………	709,416	(82,504)	29,231	375,427	4.1	553	600万円 + 120万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高600万円)
50……………	702,275	(42,858)	14,593	197,312	2.1	276	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数
55……………	722,801	(78,931)	26,797	439,935	3.7	507	〃
60……………	752,283	(134,475)	48,111	926,142	6.4	911	〃
平成 2……………	820,305	(142,286)	48,287	2,952,675	5.9	914	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数
4……………	856,643	(156,467)	54,449	3,409,878	6.4	1,030	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数
7……………	922,139	(143,937)	50,729	2,172,987	5.5	960	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数
9……………	913,402	(134,324)	48,605	1,933,879	5.3	920	〃
10……………	936,484	(139,581)	49,526	1,682,595	5.3	937	〃
11……………	982,031	(136,271)	50,731	1,687,561	5.2	960	〃
12……………	961,653	(128,940)	48,463	1,521,269	5.0	917	〃
13……………	970,331	(120,657)	46,012	1,477,085	4.7	871	〃
14……………	982,379	(115,275)	44,370	1,286,286	4.5	840	〃
15……………	1,014,951	(114,723)	44,438	1,126,333	4.4	841	〃
16……………	1,028,602	(111,820)	43,488	1,065,057	4.2	823	〃
17……………	1,083,796	(116,309)	45,152	1,156,712	4.2	855	〃
18……………	1,084,450	(115,389)	45,177	1,223,418	4.2	855	〃
19……………	1,108,334	(118,582)	46,820	1,266,612	4.2	886	〃
20……………	1,142,407	(120,038)	48,016	1,251,669	4.2	909	〃

(備考) 1. 死亡件数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。ただし、昭和33年～44年には沖縄県を含まない。
 2. 課税件数、納付税額は、「国税庁統計年報書」による。ただし、納付税額には納税猶予税額を含まない。
 3. 課税件数は相続税の課税があった被相続人の数であり、() 書は、相続税を課税された相続人の数である。

(2) 相続財産価額(課税価格)階級別表(平成20年分)

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	納付税額
	人	億円	億円
1億円以下	10,812 (22.5)	8,976 (8.4)	130 (1.0)
1億円超	22,430 (46.7)	31,281 (29.2)	1,280 (10.2)
2〃	6,979 (14.5)	16,893 (15.8)	1,431 (11.4)
3〃	4,524 (9.4)	17,123 (16.0)	2,282 (18.3)
5〃	1,465 (3.1)	8,583 (8.0)	1,480 (11.8)
7〃	881 (1.8)	7,272 (6.8)	1,508 (12.1)
10〃	703 (1.5)	9,387 (8.8)	2,259 (18.1)
20〃	222 (0.5)	7,740 (7.2)	2,133 (17.1)
合計	48,016 (100.0)	107,254 (100.0)	12,505 (100.0)

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
 2. 平成20年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について提出された申告書(修正申告書を除く)による計数である。
 3. () 内は構成比を示す。

(3) 相続財産種類別表(平成20年分)

区分	人員	取得財産価額
	人	億円
土地	実 45,271	(49.6) 58,497
田	11,362	(3.1) 3,646
畑	14,482	(5.6) 6,666
宅地	44,624	(35.5) 41,862
山林	10,229	(0.8) 938
その他	13,094	(4.6) 5,385
家屋・構築物	43,070	(5.4) 6,385
事業(農業)用財産	実 8,827	(0.4) 527
有価証券	実 37,074	(13.3) 15,681
現金、預貯金等	47,755	(21.5) 25,363
家庭用財産	32,859	(0.1) 171
その他財産	実 41,887	(9.7) 11,393
合計	実 47,966	(100.0) 118,017
相続時精算課税適用財産価額	2,395	920
債務	41,999	11,017
葬式費用	46,816	1,241
合計	実 47,473	12,258
差引純資産価額	実 48,015	106,678
加算贈与財産価額	7,818	576
課税価格	実 48,016	107,254

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
 2. 人員は「被相続人数」であり、財産等の種類別に該当のあるごとに1人として掲げてある。ただし、「実」は実人員を示す。
 3. 「取得財産価額」欄には、相続税の課税価格に加算された贈与財産の価額は含まない。
 4. () 内は構成比を示す。

37. 贈与税の課税状況

(1) 贈与税の課税件数及び基礎控除額の累年比較

区 分	課税件数	納付税額 百万円	課税件数 の指数	基礎控除額
昭和33年分…	71,865	2,160	100	20万円
39年分…	53,451	5,380	74	40万円
50…	104,760	30,705	146	60万円
55…	239,080	59,091	333	〃
60…	346,736	78,773	482	〃
平成 5…	494,239	159,768	688	〃
6…	472,449	131,233	657	〃
7…	464,428	124,143	646	〃
8…	449,893	133,454	626	〃
9…	428,025	129,939	596	〃
10…	402,792	116,582	560	〃
11…	386,534	114,277	538	〃
12…	354,095	95,456	493	〃
13…	306,712	81,083	427	110万円
14…	292,081	69,178	406	〃
15…	276,274	87,725	384	〃
16…	279,124	96,551	388	〃
17…	280,328	115,857	390	〃
18…	276,534	118,313	385	〃
19…	260,990	107,362	363	〃
20…	242,873	103,949	338	〃

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 課税件数及び納付税額には、納税猶予されたものは含まない。

(2) 贈与財産価額階級別表 (平成20年分)

取得財産 価額階級	人 員	取得財産 価額	納付税額
150万円以下	人 115,124 (35.4)	億円 1,389 (7.9)	億円 13 (1.2)
150万円超	33,508 (10.3)	613 (3.5)	23 (2.2)
200 〃	70,560 (21.7)	2,050 (11.7)	114 (11.0)
400 〃	39,351 (12.1)	2,073 (11.8)	128 (12.3)
700 〃	23,643 (7.3)	2,125 (12.1)	84 (8.1)
1,000 〃	28,336 (8.7)	4,218 (24.0)	105 (10.1)
2,000 〃	10,975 (3.4)	2,612 (14.9)	50 (4.8)
3,000 〃	2,565 (0.8)	944 (5.4)	77 (7.5)
5,000 〃	985 (0.3)	1,561 (8.9)	443 (42.7)
合 計	325,047 (100.0)	17,585 (100.0)	1,038 (100.0)

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 平成20年分の納付税額がある者の申告分（修正申告を含まない。）による計数であり、税額には納税猶予されたものを含まない。
3. () 内は構成比を示す。

(3) 贈与財産種類別表 (平成20年分)

区 分	暦年課税分			相続時精算課税分		
	人 員	取得財産価額		人 員	取得財産価額	
土 地	人 実 63,313	(34.0)	2,798	人 実 25,817	(28.3)	2,647
田	2,531	(0.9)	73	1,980	(1.2)	110
畑	2,273	(0.8)	64	1,742	(0.8)	70
宅 地	55,261	(30.5)	2,510	22,870	(24.7)	2,307
山 林	2,334	(0.4)	36	1,451	(0.3)	33
そ の 他	4,031	(1.4)	115	1,745	(1.3)	126
家屋・構築物	23,417	(6.6)	542	12,640	(4.1)	379
事業（農業）用財産	実 277	(0.1)	5	実 144	(0.1)	10
有価証券	実 53,507	(21.3)	1,753	実 2,555	(8.2)	764
現金、預貯金等	121,289	(33.0)	2,718	44,048	(57.7)	5,397
家庭用財産	38	(0.0)	1	11	(0.0)	0
その他財産	実 14,411	(5.0)	413	実 1,247	(1.7)	157
合 計	実 252,399	(100.0)	8,230	実 74,108	(100.0)	9,355

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 人員は、贈与税の納税人員であり、財産の種類別に該当のあるごとに1人として掲げてある。ただし、「実」は実人員を示す。
3. () 内は構成比を示す。

38. 都道府県庁所在都市における最高路線価(平成22年分)

(1平方メートル当たり単位 千円)

順位	都 市 名	最 高 路 線 価 の 所 在 地	平成22年分 最高路線価
1	東 京	中央区銀座5丁目 銀座中央通り	23,200
2	大 阪	北区角田町 御堂筋	7,240
3	横 浜	西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	6,040
4	名 古 屋	中村区名駅1丁目 名駅通り	5,810
5	福 岡	中央区天神2丁目 渡辺通り	4,590
6	京 都	下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通	2,560
7	札 幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り	2,480
8	神 戸	中央区三宮町1丁目 三宮センター街	2,460
9	さ い た ま	大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	2,300
10	仙 台	青葉区中央1丁目 青葉通り	2,050
11	広 島	中区基町 相生通り	1,960
12	熊 本	手取本町 下通り	1,360
13	千 葉	中央区富士見2丁目 千葉駅側通り	1,350
14	静 岡	葵区紺屋町 紺屋町名店街呉服町通り	1,210
15	岡 山	北区本町 市役所筋	1,050
16	長 崎	浜町 浜市アーケード	860
17	鹿 児 島	東千石町 天文館電車通り	840
18	松 山	湊町5丁目 伊予鉄松山市駅前通り	710
19	那 覇	久茂地3丁目 国際通り	540
19	新 潟	中央区東大通1丁目 新潟駅前通り	530
21	奈 良	東向中町 大宮通り	510
22	大 分	府内町1丁目 中央通り	490
22	金 沢	堀川新町 金沢駅東広場通り (注)	490
24	富 山	桜町1丁目 駅前広場通り	440
24	岐 阜	吉野町5丁目 岐阜停車場線通り	440
24	和 歌 山	友田町5丁目 JR和歌山駅前	410
27	徳 島	一番町3丁目 徳島駅前広場通り	400
28	高 松	兵庫町 中央通り	400
29	長 野	大字南長野 長野駅前通り	370
30	宇 都 宮	馬場通り2丁目 大通り	350
30	水 戸	宮町1丁目 水戸駅北口ロータリー	340
32	宮 崎	橋通西3丁目 橋通り	310
33	盛 岡	大通2丁目 大通り	300
34	福 井	中央1丁目 駅前電車通り	295
34	甲 府	丸の内1丁目 甲府駅前通り	285
36	高 知	本町1丁目 電車通り	270
37	大 津	春日町 JR大津駅前通り	240
38	青 森	新町1丁目 新町通り	210
39	津	羽所町 津停車場線通り	200
40	山 形	香澄町1丁目 山形駅前大通り	200
40	佐 賀	駅前中央1丁目 駅前中央通り	200
42	松 江	朝日町 駅通り	195
42	山 口	小郡黄金町 山口阿知須宇部線通り	190
44	福 島	栄町 福島駅前通り	185
44	秋 田	中通2丁目 秋田駅前通り	180
46	鳥 取	栄町 若桜街道通り	170
47	前 橋	本町2丁目 本町通り	160

(注) 平成22年1月1日を評価時点とした。都道府県庁所在都市の最高路線価である。
金沢市は、最高路線価の所在地を変更した。

39. 相続税及び贈与

区 分	相 続 税																					
納 税 義 務 者	相続又は遺贈により財産を取得した者																					
課 税 価 格	相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額																					
課 税 最 低 限	5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数) (注) 法定相続人の数に含まれる養子の数は、原則として実子がいる場合は1人、実子がない場合は2人までとする。																					
税 額 の 計 算 等	<p>(1) 課税最低限の金額を超える部分の遺産額（債務控除の適用がある場合には、その控除後の価額）を法定相続人が民法の法定相続分の割合に従って相続したものとした場合の各取得分の価額に対し、その取得分につき超過累進税率（下表）を適用して相続税の総額を求める。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>1億円</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>3億円</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>3億円超の金額</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 上記の相続税の総額を、各相続人及び受遺者の課税価格によりあん分した額をもって、それぞれの者の納付すべき相続税額とする。</p>		税率	1,000万円以下の金額	10%	3,000万円	15%	5,000万円	20%	1億円	30%	3億円	40%	3億円超の金額	50%							
	税率																					
1,000万円以下の金額	10%																					
3,000万円	15%																					
5,000万円	20%																					
1億円	30%																					
3億円	40%																					
3億円超の金額	50%																					
控 除 等	<p>(1) 非課税 死亡保険金 500万円 × 法定相続人の数 死亡退職金 500万円 × (注) 死亡保険金及び死亡退職金の「法定相続人の数」には、課税最低限と同様、原則として養子は1人又は2人まで算入する。</p> <p>(2) 債務控除 被相続人の債務（公租公課を含む。）及び葬式費用を課税価格から控除</p> <p>(3) 税額控除 ① 相続税の対象となる遺産額に含まれる贈与財産につき課せられた贈与税額を控除 ② 被相続人の配偶者については、当該配偶者の法定相続分相当額（その額が1億6,000万円未満である場合には1億6,000万円）に対応する税額を控除 ③ 未成年者については、20歳に達するまでの年数各1年につき6万円を控除 ④ 障害者については、85歳に達するまでの年数各1年につき6万円（特別障害者については12万円）を控除 ⑤ 10年以内に2回以上相続が開始した場合には、原則として、前回の相続税額の10%に、10年からその時点までの経過年数を控除した年数を乗じた額を控除 ⑥ 外国所在財産につき課せられた相続税額を控除</p> <p>(4) 税額加算 相続人が被相続人の配偶者及び一親等の血族以外の者（孫養子（代襲相続人を除く。）を含む。）であるときは、その者の相続税額に20%を加算する。</p>																					
そ の 他	<p>(1) 小規模宅地等の計算の特例</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>減額割合</th> <th>限度面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定事業用等宅地等</td> <td>80%</td> <td>400㎡</td> </tr> <tr> <td>② 特定居住用宅地等</td> <td>80%</td> <td>240㎡</td> </tr> <tr> <td>③ 貸付事業用宅地等</td> <td>50%</td> <td>200㎡</td> </tr> <tr> <td>④ ①～③までの宅地</td> <td>50%又は80%</td> <td>200㎡～400㎡等を複数選択</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 特定事業用等宅地等とは、特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等をいう。</p> <p>(2) 特定計画山林の計算の特例</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>減額割合</th> <th>限度金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定計画山林</td> <td>5%</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記(1)又は(2)の特例は、いずれかを相続人が選択。ただし、(1)の特例の上限に満たない部分の割合を限度として、(2)の特例の適用可能。</p> <p>(3) 農地等に係る相続税の納税猶予制度 農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税を猶予</p> <p>(4) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度 経営承継相続人等の相続税額のうち議決権株式等（相続後で発行済議決権株式等の2/3に達するまで）の80%に対応する相続税の納税を猶予</p>		減額割合	限度面積	① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡	② 特定居住用宅地等	80%	240㎡	③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡	④ ①～③までの宅地	50%又は80%	200㎡～400㎡等を複数選択		減額割合	限度金額	特定計画山林	5%	なし
	減額割合	限度面積																				
① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡																				
② 特定居住用宅地等	80%	240㎡																				
③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡																				
④ ①～③までの宅地	50%又は80%	200㎡～400㎡等を複数選択																				
	減額割合	限度金額																				
特定計画山林	5%	なし																				

税 の 制 度 の 概 要

相続時精算課税	贈与税（暦年課税）														
特定贈与者（65歳以上の親）から贈与により財産を取得した20歳以上の子で相続時精算課税を選択した者	贈与により財産を取得した者														
その年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額	その年中に贈与により取得した財産（相続時精算課税に係るものを除く）の価額の合計額														
特別控除：2,500万円（限度額まで複数回にわたって使用可）	基礎控除：110万円（本則：60万円）														
特別控除後の課税価格に20%の一律（比例）税率（贈与時） ・ 特定贈与者からの贈与財産について、他の贈与財産と区別して贈与時に贈与税を納税 ・ 申告を前提に特別控除を超える部分について課税 （相続時） ・ 相続時精算課税の適用を受けた贈与財産を相続財産に加算して相続税額を計算 ・ 相続税額（計算方法は「相続税」欄を参照）から既に支払った贈与税相当額を控除（控除しきれない贈与税相当額は還付） （注）相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の時価	配偶者控除、基礎控除後の課税価格に超過累進税率（下表）を適用して贈与税額を求める。 <table border="1" data-bbox="768 537 1029 730"> <thead> <tr> <th>金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>400万円</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>600万円</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超の金額</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	金額	税率	200万円以下の金額	10%	300万円	15%	400万円	20%	600万円	30%	1,000万円	40%	1,000万円超の金額	50%
金額	税率														
200万円以下の金額	10%														
300万円	15%														
400万円	20%														
600万円	30%														
1,000万円	40%														
1,000万円超の金額	50%														
(1) 同 右 (2) 同 右 《適用手続》 ○ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書に添付して本制度を選択する旨の届出書を提出 ○ 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続 ○ 受贈者である兄弟姉妹が別々に、特定贈与者である父・母ごとに、選択可能 《適用対象》 ○ 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。	(1) 特別障害者に対する贈与税の非課税 特別障害者が他の個人と信託銀行の間で特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づき金銭、有価証券その他の財産が信託されたことによって、信託受益権を有することとなる場合はその信託受益権のうち6,000万円までの部分は非課税 (2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者がその直系尊属から受ける住宅取得等のための金銭の贈与については、平成22年中の贈与については1,500万円、平成23年中の贈与については1,000万円が非課税となる。 (3) 贈与税の配偶者控除 婚姻期間20年以上の夫婦間において居住用不動産等の贈与があった場合は、基礎控除とは別に2,000万円を控除														
○ 左記②の特例は、贈与財産を相続時に合算する際にも適用可能 ○ 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例 住宅の取得又は増改築に充てる資金を贈与により取得した場合には、 ①65歳未満の親からの贈与についても相続時精算課税制度を選択できる特例 ②相続時精算課税制度に係る非課税枠を3,500万円に拡大（1,000万円上乘せ）する特例 （注）平成15年1月1日から平成21年12月31日までの間に贈与により取得する金銭について適用	(1) 農地等に係る贈与税の納税猶予制度 農業を営む個人が推定相続人のうち1人に、農地の全部を贈与した場合には贈与税の全額を納税猶予 (2) 非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度 経営者の保有する議決権株式等の全部（贈与した結果、後継者の保有割合が発行済議決権株式等の2/3超となる場合は当該2/3に達するまでの贈与が要件）の贈与をした場合には、当該議決権株式等（贈与後で発行済議決権株式等の2/3に達するまで）に係る贈与税の全額を納税猶予														

40. 間 接 税 等 収 入

区 分	昭和60年度		平成 2		7		12		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国 税 収 入 計	391,502	100.0	627,798	100.0	549,630	100.0	527,209	100.0	
直 接 税 計	285,170	72.8	462,971	73.7	363,519	66.1	323,193	61.3	
間 接 税 等 計	106,332	(100.0) 27.2	164,827	(100.0) 26.3	186,111	(100.0) 33.9	204,016	(100.0) 38.7	
間 接 税 等 の 内 訳	①消 費 税	—	—	57,783	(35.1) 9.2	72,376	(38.9) 13.2	98,221	(48.1) 18.6
	酒 税	19,315	4.9	19,350	3.1	20,610	3.7	18,164	3.4
	た ば こ 税	8,837	2.3	9,959	1.6	10,420	1.9	8,755	1.7
	②し好品課税	—	—	—	—	—	—	2,644	0.5
	た ば こ 特 別 税	—	—	—	—	—	—	—	—
	砂 糖 消 費 税	408	0.1	0	0.0	—	—	—	—
	小 計	28,560	(26.9) 7.3	29,309	(17.8) 4.7	31,030	(16.7) 5.6	29,564	(14.5) 5.6
	③個別物品又はサービス課税	15,279	3.9	46	0.0	3	0.0	—	—
	物 品 税	15,279	3.9	46	0.0	3	0.0	—	—
	入 場 税	50	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	ト ラ ン プ 類 税	4	0.0	0	0.0	—	—	—	—
	通 行 税	753	0.2	△ 4	0.0	—	—	—	—
	小 計	16,086	(15.1) 4.1	42	(0.0) 0.0	3	(0.0) 0.0	—	—
	④流通税等	14,126	3.6	18,944	3.0	19,413	3.5	15,318	2.9
	印 紙 収 入	14,126	3.6	18,944	3.0	19,413	3.5	15,318	2.9
	有 価 証 券 取 引 税	6,709	1.7	7,479	1.2	4,791	0.9	0	0.0
	取 引 所 税	111	0.0	413	0.1	438	0.1	—	—
	小 計	20,947	(19.7) 5.4	26,836	(16.3) 4.3	24,642	(13.2) 4.5	15,318	(7.5) 2.9
	⑤自動車関係諸税	16,678	4.3	20,066	3.2	24,627	4.5	27,686	5.3
	揮 発 油 税	16,678	4.3	20,066	3.2	24,627	4.5	27,686	5.3
地 方 揮 発 油 税 (平成20年度までは地方道路税)	2,999	0.8	3,608	0.6	2,635	0.5	2,962	0.6	
石 油 ガ ス 税	310	0.1	313	0.0	306	0.1	283	0.1	
自 動 車 重 量 税	6,031	1.5	8,813	1.4	10,449	1.9	11,342	2.2	
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	
⑥特定財源等	616	0.2	757	0.1	1,011	0.2	1,040	0.2	
航 空 機 燃 料 税	616	0.2	757	0.1	1,011	0.2	1,040	0.2	
電 源 開 発 促 進 税	2,335	0.6	2,947	0.5	3,386	0.6	3,746	0.7	
石 油 臨 時 特 別 税	—	—	—	—	0	0.0	—	—	
石 油 石 炭 税 (平成15年9月30日までは石油税)	4,004	1.0	4,870	0.8	5,131	0.9	4,890	0.9	
小 計	32,973	(31.0) 8.4	41,374	(25.1) 6.6	47,544	(25.5) 8.7	51,949	(25.5) 9.9	
⑦その他	7,573	1.9	9,281	1.5	10,321	1.9	8,764	1.7	
関 税 , 原 油 等 関 税	7,573	1.9	9,281	1.5	10,321	1.9	8,764	1.7	
と ん 税 , 特 別 と ん 税	193	0.0	201	0.0	196	0.0	199	0.0	
小 計	7,766	(7.3) 2.0	9,481	(5.8) 1.5	10,517	(5.7) 1.9	8,963	(4.4) 1.7	

(備考) 1. 平成21年度以前は決算額、平成22年度は補正後予算額、平成23年度は当初予算額である。

2. () 書は、間接税等計に占める各小計の構成比である。

3. たばこ税は、平成元年度からであり、昭和60年度はたばこ消費税の計数である。

4. 消費税は、平成元年4月1日から実施。それに伴い砂糖消費税、物品税、入場税、トランプ類税及び通行税は廃止。

5. たばこ特別税は、平成10年12月1日からであり、その収入は、国債整理基金特別会計に組み入れられている。

の 累 年 比 較

(単位 億円, %)

区 分	平成17年度		21		22 (補正後)		23 (予算)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国 税 収 入 計	522,905	100.0	402,433	100.0	417,093	100.0	432,309	100.0
直 接 税 計	315,413	60.3	212,941	52.9	228,580	54.8	242,707	56.1
間 接 税 等 計	207,492	(100.0) 39.7	189,492	(100.0) 47.1	188,513	(100.0) 45.2	189,602	(100.0) 43.9
①消 費 税	105,834	(51.0) 20.2	98,075	(51.8) 24.4	101,550	(53.9) 24.3	101,990	(53.8) 23.6
酒 税	15,853	3.0	14,168	3.5	13,830	3.3	13,480	3.1
たばこ税	8,867	1.7	8,224	2.0	8,270	2.0	8,160	1.9
たばこ特別税	2,329	0.4	1,904	0.5	1,582	0.4	1,262	0.3
砂糖消費税	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	27,049	(13.0) 5.2	24,296	(12.8) 6.0	23,682	(12.6) 5.7	22,902	(12.1) 5.3
③個別物品又はサービス課税	—	—	—	—	—	—	—	—
物品税	—	—	—	—	—	—	—	—
入場税	—	—	—	—	—	—	—	—
トランプ類税	—	—	—	—	—	—	—	—
通行税	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
④流通税等	11,688	2.2	10,676	2.7	10,240	2.5	10,570	2.4
印紙収入	0	0.0	—	—	—	—	—	—
有価証券取引税	—	—	—	—	—	—	—	—
取引所税	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	11,688	(5.6) 2.2	10,676	(5.6) 2.7	10,240	(5.4) 2.5	10,570	(5.6) 2.4
⑤自動車関係諸税	29,084	5.6	27,152	6.7	25,760	6.2	26,340	6.1
揮発油税	3,112	0.6	2,905	0.7	2,756	0.7	2,818	0.7
地方揮発油税 (平成20年度までは地方道路税)	285	0.1	246	0.1	240	0.1	240	0.1
石油ガス税	11,361	2.2	9,527	2.4	7,535	1.8	7,218	1.7
自動車重量税	—	—	39,830	(21.0) 9.9	36,291	(19.3) 8.7	36,616	(19.3) 8.5
小 計	1,047	0.2	937	0.2	910	0.2	591	0.1
⑥特定財源等	3,592	0.7	3,293	0.8	3,300	0.8	3,460	0.8
航空機燃料税	—	—	—	—	—	—	—	—
電源開発促進税	4,931	0.9	4,868	1.2	4,800	1.2	5,120	1.2
石油臨時特別税 (平成15年9月30日までは石油税)	53,412	(25.7) 10.2	9,098	(4.8) 2.3	9,010	(4.8) 2.2	9,171	(4.8) 2.1
小 計	9,303	1.8	7,319	1.8	7,560	1.8	8,150	1.9
⑦その他	205	0.0	200	0.0	180	0.0	203	0.0
関税, 原油等関税	—	—	—	—	—	—	—	—
とん税, 特別とん税	9,508	(4.6) 1.8	7,519	(4.0) 1.9	7,740	(4.1) 1.9	8,353	(4.4) 1.9
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—

6. 有価証券取引税及び取引所税は、平成11年3月31日をもって廃止。

7. 平成18年度改正において、原油等関税のうち原油関税は無税化され、石油製品関税は一般会計に組み入れられた。

8. 揮発油税・地方揮発油税(地方道路税)・石油ガス税・自動車重量税に係る道路特定財源制度は、平成21年度において廃止された。

41. 消 費 税 の 課 税 状 況 等 (平成21年度分)

区 分	個 人 事 業 者		法 人		合 計		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	
現 年 分	一般申告及び処理	505,199	205,928	1,374,625	9,041,587	1,879,824	9,247,515
	簡易申告及び処理	886,003	204,002	566,192	196,921	1,452,195	400,923
	納税申告計	1,391,202	409,930	1,940,817	9,238,508	3,332,019	9,648,438
	還付申告及び処理	42,299	32,302	118,998	1,792,863	161,297	1,825,165
既 往 年 分	申告及び処理による増 差税額のあるもの	83,824	17,128	108,736	50,501	192,560	67,628
	申告及び処理による減 差税額のあるもの	8,876	1,808	15,426	26,347	24,302	28,155
差 引 計	実 1,466,216	392,948	実 2,075,436	7,469,798	実 3,541,652	7,862,746	
加 算 税	84,020	4,254	94,076	8,848	178,096	13,102	

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 「現年分」は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までに終了した課税期間について、平成22年6月30日現在の申告(国・地方公共団体等については平成22年9月30日までの申告を含む。)又は処理(更正、決定等)による課税実績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

「既往年分」は、平成21年3月31日以前に終了した課税期間について、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの間の申告(平成21年7月1日から同年9月30日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く。)又は処理(更正、決定等)による課税実績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

3. 税関分は含まない。

4. 件数欄の「実」は実件数を示す。

(付表) 課税事業者等届出件数

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合 計
件	件	件	件
3,405,816	89,016	18,383	3,513,215

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。

2. 平成21年度末(平成22年3月31日現在)の届出件数を示している。

3. 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

4. 税関分は含まない。

42. 酒 税 の 課 税 状 況 (平成21年度分)

区 分	課 税 数 量	税 額	製 成 数 量	販 売 (消 費) 数	製 造 場 数	販 売 場 数
	千kl	億円	千kl	千kl	場	場
清 酒	616	703	469	617	1,761	—
成 清 酒	47	46	45	46	3	—
連続式蒸留しょうちゅう	411	976	434	461	32	—
単式蒸留しょうちゅう	531	1,269	534	500	379	—
み り ン	106	21	106	103	30	—
ビ ー ル	2,996	6,578	3,036	2,844	195	—
果 実 酒	83	64	72	240	247	—
甘 味 果 実 酒	4	5	4	8	12	—
ウ イ ス キ ー	71	255	68	84	8	—
プ ラ ン デ ー	6	21	5	8	4	—
発 泡 酒	1,141	1,530	1,103	1,117	35	—
原 料 用 アル コ ー ル	0	1	} 270	} 192	11	—
ス ト ー ル	256	219			26	—
リ キ ュ ー ル	1,575	1,313	1,562	1,495	136	—
そ の 他 の 醸 造 酒	745	597	748	794	207	—
粉 末 酒	} 2	} 1	} 2	} 29	2	—
雑 酒					2	—
合 計	8,589	13,599	8,456	8,537	3,090	196,570

- (備考) 1. 「課税数量」とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
 2. 「製成数量」とは、酒類の生産数量をいう。
 3. 「販売(消費)数量」とは、酒類小売業者の販売数量(輸入酒類を含む。)のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
 4. 「製造場数」及び「販売場数」は、平成22年3月31日現在である。
 5. 税関分を含まない。

43. 主 要 酒 類 の 酒 税 等 負 担 率 表

(平成22年12月現在)

品 目	区 分	容 量	ア ル コ ー ル 分	(A) 代 表 的 な 小 売 価 格 (税 込 み)	(B) 酒 税 額	(C) 消 費 税 額	(D) 酒 税 等 負 担 率 (B+C)/(A)
		ml	%	円	円	円	%
清 酒		1,800	15.0	1,888	216.00	89.90	16.2
連続式蒸留しょうちゅう		1,800	25.0	1,441	450.00	68.62	36.0
単式蒸留しょうちゅう		1,800	25.0	1,792	450.00	85.33	29.9
ウ イ ス キ ー		700	43.0	1,764	301.00	84.00	21.8
ビ ー ル	}	633	5.0	345	139.26	16.43	45.1
		350	5.0	215	77.00	10.24	40.6
発 泡 酒 (麥芽比率25%未満のもの)		350	5.5	159	46.98	7.57	34.3
そ の 他 の 醸 造 酒 (発 泡 性)		350	5.0	139	28.00	6.62	24.9

- (注) 1. 清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及びウイスキーは、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格である。
 また、ビール、発泡酒及びその他の醸造酒はオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。
 なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
 2. その他の醸造酒(発泡性)とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で酒税法第23条第2項第3号イ又はロに該当するものをいう。

(付表) 酒税等の負担率の推移

(単位 %)

品 目	年 度	昭50	55	60	平元	2	4	6	8	10	18	20	21
清 酒 (1.8ℓ)		27.1	24.1	26.9	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	16.2	16.2	16.2
	連続式蒸留しょうちゅう (25度, 1.8ℓ)	13.3	10.9	14.4	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	35.8	36.0	36.0	36.0
	単式蒸留しょうちゅう (25度, 1.8ℓ)	10.2	7.2	8.7	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	27.9	32.1	29.9	29.9
	ビ ー ル (大びん)	42.1	42.5	48.8	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.2	45.1	45.1
ウ イ ス キ ー		40.6	47.3	50.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	22.8	22.5	21.8	21.8

- (注) 1. 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
 2. ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
 3. ウイスキーについては、平成6年度まではアルコール分「43度」、8年度以降については「40度」で、酒税等の負担率を計算した。

44. 主 要 間 接 税 の 課 税 状 況

(1) 酒 税

区 分	課 税 数 量	税 額
	千kl	億円
平成17年度………	9,197	15,296
18………	9,016	14,910
19………	8,922	14,713
20………	8,726	14,074
21………	8,589	13,599
清 酒	616	703
合 成 清 酒	47	46
連続式蒸留しょうちゅう	411	976
単式蒸留しょうちゅう	531	1,269
み り ん	106	21
ビ ー ル	2,996	6,578
果 実 酒	83	64
甘 味 果 実 酒	4	5
ウ イ ス キ ー	71	255
ブ ラ ン デ ー	6	21
原料用アルコール	0	1
発 泡 酒	1,141	1,530
そ の 他 の 醸 造 酒	745	597
ス ピ リ ッ ツ	256	219
リ キ ュ ー ル	1,575	1,313
粉 末 酒	2	1
雑 酒		
合 計	8,589	13,599

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 税関分を含まない。

(2) 印 紙 税

区 分	税 印 書 式 押 な つ 表 示	その他	合 計	納税人員	
	億円	億円	億円	千人	
平成17年度…	2	1,116	956	2,074	189
18………	1	1,064	949	2,013	189
19………	1	988	1,155	2,144	189
20………	1	1,008	1,140	2,148	189
21………	0	884	1,116	2,001	171

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 現金納付分のみである。

(3) 揮 発 油 税 等

区 分	揮発油税及び 地方揮発油税		石油ガス税	
	数 量	税 額	重 量	税 額
	千kl	億円	千t	億円
平成17年度…	59,903	32,182	1,626	284
18………	58,930	31,659	1,594	279
19………	58,101	31,213	1,570	274
20………	55,680	28,472	1,486	260
21………	55,646	29,892	1,409	247

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 税関分を含まない。
3. 平成20年度以前については、揮発油税及び地方道路税について示している。

45. 主 要 間 接 税 の 関 係 場 数 の 累 年 比 較

(単位 場)

区 分	酒 類 製 造 免 許 場 数	酒 類 販 売 場 数	揮 発 油 税 関 係 場 数	石 油 ガ ス 税 関 係 場 数
平成12年度………	3,299	193,123	5,786	2,611
13………	3,254	198,005	5,734	2,618
14………	3,216	200,355	5,870	2,642
15………	3,165	208,325	6,000	2,672
16………	3,146	211,828	6,053	2,721
17………	3,139	210,452	6,216	2,736
18………	3,141	214,905	6,311	2,766
19………	3,150	215,247	5,959	2,724
20………	3,116	212,311	5,971	2,707
21………	3,090	196,570	5,824	2,725

(備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 調査時点は翌年3月31日現在である。

46. 主 要 間 接 税 制 度 の 概 要

区 分	消 費 税
1. 課 税 対 象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（資産の譲渡，資産の貸付け，役務の提供） (2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）
2. 納 税 義 務 者	(1) 国内取引…事業者 ただし，基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高（税抜き）が1,000万円以下の事業者は，納税義務が免除される。 （注1）資本金又は出資金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については，納税義務を免除しない。 （注2）特定期間（前年又は前事業年度上半期）の課税売上高（給与支払額）が，1,000万円超の事業者については，納税義務を免除しない（法人は25年12月決算から，個人は25年分から適用）。 (2) 輸入取引…輸入者
3. 課 税 標 準	(1) 資産の譲渡等の対価（他の個別消費税を含む。）の額 (2) 引取価額（CIF価格＋他の個別消費税＋関税）
4. 税 率	4 % （注）地方消費税（税率は消費税額の25%＝消費税率1%相当）とあわせた税率は5%となる。
5. 輸 出 免 除	輸出取引等（貨物の輸出，国際輸送・通信等）は免税
6. 非 課 税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 【消費に負担を求める税としての性格上課税対象とならないもの等】 (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券，支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子，保険料等 (4) 郵便切手類，印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等，外国為替取引 【社会政策的配慮に基づくもの】 (6) 医療保険各法等の医療 (7) 介護保険法に規定する一定のサービス及び社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等 (8) 助産に係る資産の譲渡等 (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (10) 身体障害者用物品の譲渡，貸付け等 (11) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料，入学金，施設設備費，入学検定料，学籍証明等手数料 (12) 教科用図書の譲渡 (13) 住宅の貸付け
7. 税 額 控 除	仕入税額控除 (1) 原則（本則計算） ① 課税売上割合が95%以上の場合には，仕入れに係る消費税額を全額控除する。 ② 課税売上割合が95%未満の場合には，個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入れに係る消費税額として控除する。 （注1）その課税期間における課税売上高が5億円超の場合は，課税売上割合にかかわらず，個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入れに係る消費税額として控除する（法人は25年3月決算から，個人は25年分から適用）。 （注2）仕入税額控除の適用要件として，帳簿及び請求書等の保存が義務付けられている（請求書等保存方式）。 (2) 特例（簡易課税制度） 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税期間については，選択により，売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入れに係る消費税額とすることができる。（みなし仕入率：第1種事業（卸売業）は90%，第2種事業（小売業）は80%，第3種事業（製造業等）は70%，第4種事業（その他の事業）は60%，第5種事業（サービス業等）は50%）

区 分	消 費 税										
8. 申 告 ・ 納 付	<p>(1) 国内取引</p> <p>① 課税期間………個人事業者は暦年，法人は事業年度 ただし，事業者の選択により，3か月又は1か月に短縮することも可能。</p> <p>② 確定申告・納付…課税期間終了後2月以内に確定申告・納付 (注) 個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末である。(租特法)</p> <p>③ 中間申告・納付…直前の課税期間の確定消費税額に応じ，年11回，年3回又は年1回の中間申告・納付を行う。</p> <table border="1" data-bbox="408 523 1174 1238"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 523 600 645">直前の課税期間の確定消費税額 (1年分)</th> <th data-bbox="607 523 1174 645">中 間 申 告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 654 600 871">4,800万円超</td> <td data-bbox="607 654 1174 871">年11回の中間申告 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌月（課税期間開始の日以後最初の1月の期間については，課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2月以内に，1月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 880 600 1025">400万円超 4,800万円以下</td> <td data-bbox="607 880 1174 1025">年3回の中間申告 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，3月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1035 600 1180">48万円超 400万円以下</td> <td data-bbox="607 1035 1174 1180">年1回の中間申告 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，6月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1190 600 1238">48万円以下</td> <td data-bbox="607 1190 1174 1238">不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付が義務付けられている。</p> <p>(2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告，納付（3か月以内の納期限の延長あり） 関税の特例申告を行う場合には，引取りの日の属する月の翌月末日までに申告，納付（2か月以内の納期限の延長あり）</p>	直前の課税期間の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告	4,800万円超	年11回の中間申告 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌月（課税期間開始の日以後最初の1月の期間については，課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2月以内に，1月分相当額を中間申告・納付	400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，3月分相当額を中間申告・納付	48万円超 400万円以下	年1回の中間申告 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，6月分相当額を中間申告・納付	48万円以下	不要
直前の課税期間の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告										
4,800万円超	年11回の中間申告 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌月（課税期間開始の日以後最初の1月の期間については，課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日）から2月以内に，1月分相当額を中間申告・納付										
400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，3月分相当額を中間申告・納付										
48万円超 400万円以下	年1回の中間申告 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，6月分相当額を中間申告・納付										
48万円以下	不要										
9. そ の 他	<p>【国，地方公共団体等に対する特例】 国，地方公共団体，公共法人等については，申告・納付，仕入税額控除等につき，特例措置が設けられている。</p> <p>【総額表示の義務付け】 事業者は，不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合において，あらかじめその資産又は役務の価格を表示するときは，その資質又は役務に係る消費税相当額（含む地方消費税相当額）を含めた価格を表示しなければならない。</p>										

制度の概要(続)

区分	酒	税	たばこ税	たばこ特別税
課税物件	酒類		製造たばこ	たばこ税と同じ
納税義務者	製造者又は引取者		製造者又は引取者	たばこ税と同じ
免税措置	輸出用		輸出用	たばこ税と同じ
主な税率	1klにつき (1) 発泡性種類(ビール等) 220,000円 ・発泡酒 (麦芽25%以上50%未満でアルコール分10度未満) 178,125円 ・発泡酒(麦芽25%未満でアルコール分10度未満) 134,250円 ・その他の発泡性酒類 (ホップ等を原料としたもの(一部を除く)を除く) 80,000円 (2) 醸造酒類 140,000円 ・清酒 120,000円 ・果実酒 80,000円 (3) 蒸留酒類(20度) 200,000円 (1度当たりの加算額10,000円) ・ウイスキー、ブランデー及びスピリッツ(37度) 370,000円 (1度当たり加算額10,000円) (4) 混成酒類(20度) 220,000円 (1度当たりの加算額11,000円) ・リキュール及び甘味果実酒(12度) 120,000円 (1度当たりの加算額10,000円) ・合成清酒 100,000円 ・みりん及び雑酒(みりん類似) 20,000円 ・粉末酒 390,000円	喫煙用の製造たばこ 第1種(紙巻たばこ) 1,000本につき 第2種(パイプたばこ) 5,302円 第3種(葉巻たばこ) 第4種(刻みたばこ) かみ用の製造たばこ かぎ用の製造たばこ 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,517円 (注) 1. 上記の税率は、平成22年10月1日から適用。 2. 課税標準は紙巻たばこの本数とし、パイプたばこ及び葉巻たばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。	1,000本につき 820円 1,000本につき 389円 (注) 平成10年12月1日から実施。	
納税方法	製造場から移出される酒類については翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。 輸入酒類については保税地域からの引取の時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	製造場から移出される製造たばこについては翌月末日までに申告し、納付する。 輸入製造たばこについては保税地域からの引取の時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	たばこ税の申告にあわせて申告し、納付する。	
備考	酒類、酒母等を製造しようとする場合又は酒類の販売業をしようとする場合は所轄税務署長の免許を必要とする。	製造たばこには、上記のたばこ税及びたばこ特別税のほかに、地方のたばこ税(1,000本につき6,122円(旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき2,906円))が課税される。		

46. 主 要 間 接 税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	揮発油税・地方揮発油税	石 油 ガ ス 税	航 空 機 燃 料 税	石 油 石 炭 税
課 税 物 件	揮発油	自動車用石油ガス	航空機燃料	原油及び輸入石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭
納 税 義 務 者	製造者又は引取者	充てんする者又は引取者	航空機の所有者等	採取者又は引取者
免 税 措 置	(1) 輸出用 (2) 灯油 (3) 航空機燃料用 (4) 石油化学製品の製造用 (5) ゴム溶剤用等 (6) 外国公館等用	(1) 輸出用 (2) 原料用 (3) 熱源用	国、地方公共団体及び国際線（ただし、国内輸送を行う場合を除く。）	輸入石油製品等のうち (1) 石油化学用ナフサ等 (2) 農林漁業用A重油 (3) アンモニア等製造用LPG (4) 鉄鋼、コークス及びセメント製造用石炭 (5) 沖縄発電用石炭
主 な 税 率	1klにつき 揮発油税 48,600円 地方揮発油税 5,200円 (当分の間の特例税率)	1kgにつき 17円50銭 (1ℓにつき9円80銭)	1klにつき 18,000円 (23.4.1~26.3.31) ・本土一沖縄本島間を航行する航空機の航空機燃料 1klにつき 9,000円 (23.4.1~24.3.31) ・一定の離島路線を航行する航空機の航空機燃料 1klにつき 13,500円 (23.4.1~26.3.31)	(1) 原油、輸入石油製品 1klにつき 2,040円 (2) 天然ガス、石油ガス等 1tにつき 1,080円 (3) 石炭 1tにつき 700円
納 税 方 法	製造場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、納付する。 輸入揮発油については、保税地域からの引取の時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	石油ガスの充てん場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。 輸入石油ガスについては、保税地域からの引取の時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	翌月末日までに申告し、納付する。	採取場から移出される原油、ガス状炭化水素及び石炭については、翌月末日までに申告し、納付する。 輸入原油及び輸入石油製品、輸入ガス状炭化水素並びに輸入石炭については、保税地域からの引取の時（国税庁長官の承認を受けた場合には、翌月末日）までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。
備 考	バイオエタノール等揮発油に対し、課税標準の特例措置が講じられている。			国産石化用ナフサ等、国産農林漁業用A重油及び国産アスファルト等について還付措置が講じられている。

47. 自動車関係諸税の概要

税 目	課税主体	課税物件	税 率	税収の用途
揮 発 油 税	国	揮発油	48,600円/kl (当分の間の特例税率)	国の一般財源である。
地方揮発油 税	国	揮発油	5,200円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県及び市町村 の一般財源として全額 譲与されている。
石油ガス税	国	自動車用石油 ガス	17円50銭/kl (9,800円/kl)	1/2は国の一般財源 であるが、1/2は都道 府県及び指定市の一般 財源として譲与されて いる。
軽油引取税	都道府県	軽油	32,100/kl (当分の間の特例税率)	都道府県及び指定市 の一般財源である。
自動車取得 税	都道府県	乗用車, ト ラック, バ ス, 軽自動車 等	自家用 取得価額の5% 営業用及び軽自動車 3%	都道府県及び指定市 (7割), 市町村 (3割) の一般財源である。
自動車税	都道府県	乗用車, ト ラック, バス 等 (軽自動車 等を除く。)	(例) (自動車) (営業者) 乗用車 (2,000ccクラス) 39,500円(年) 9,500円(年) トラック (4~5トン積) 25,500円(年) 18,500円(年) バス { 一般乗合用 (30~40人乗) — 14,500円(年) { その他 (40~50人乗) 49,000円(年) 38,000円(年)	都道府県の一般財源 である。
軽自動車税	市町村	軽自動車, 小 型二輪車, 原 付自転車等	(例) 軽乗用車 { 自家用7,200円(年) 軽トラック { 自家用4,000円(年) { 営業用5,500円(年) 営業用3,000円(年) 小型二輪車 4,000円(年)	市町村の一般財源で ある。
自動車重量 税	国	乗用車, ト ラック, バ ス, 軽自動車 等	(例) (車検期間1年ごと) 次世代自動車 次世代自動車以外の車 (自家用) (営業用) 乗用車 自重0.5トンごとに 2,500円 5,000円 2,700円 トラック { 2.5トン超 総重量 1トンごとに 2,500円 5,000円 2,700円 { 2.5トン以下 2,500円 3,800円 2,700円 バス 2,500円 5,000円 2,700円 軽自動車 1両ごとに 2,500円 3,800円 2,700円 ※次世代自動車とは電気自動車, ハイブリッド自動車等である。	593/1,000は国の一般 財源であるが, 407/1,000は市町村の一 般財源として譲与され ている。(当分の間の 特例譲与割合)

- (備考) 1. 自動車取得税の自家用自動車の税率は当分の間の特例税率である。
2. 低公害車・低燃費車に対しては、自動車重量税にあっては平成21年4月1日から平成24年4月30日まで(当該期間における最初の車検時に限る)、自動車取得税にあっては平成21年4月1日から平成24年3月31日までの新車の取得について、それぞれ減免措置が講じられている。なお、自動車取得税については新車以外の低公害車・低燃費車等の取得に対しても軽減する措置が講じられている。
3. 自動車税については低公害車・低燃費車に対し軽減するとともに、新規登録後長期経過した自動車に対し重課する措置が講じられている。
4. 自動車重量税の次世代自動車以外の車の税率は当分の間の特例税率である。
5. 自動車重量税については新規登録後18年を経過した自動車に対し重課する措置が講じられている。
6. 揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税・自動車取得税・自動車重量税の特例税率については、当分の間の措置である。

48. 外国法人・非居住者の課税状況の推移

(単位 億円)

年 分	法人税 (事業年度分)						源泉所得税		
	法人所得金額 (全体) ①	外国法人の 所得金額②	割合 ②/①	法人税額 (全体) ③	外国法人の 法人税額④	割合 ④/③	源泉徴収税額 ⑤	外国法人・ 非居住者⑥	割合 ⑥/⑤
平成12	396,830	4,978	1.25%	109,405	1,457	1.33%	164,733	3,358	2.04%
13	419,528	5,983	1.43%	114,972	1,746	1.52%	170,840	4,013	2.35%
14	348,247	4,191	1.20%	96,118	1,219	1.27%	140,844	3,910	2.78%
15	355,095	5,073	1.43%	97,726	1,452	1.49%	130,609	3,670	2.81%
16	408,590	5,242	1.28%	107,269	1,475	1.38%	135,398	3,209	2.37%
17	456,650	6,361	1.39%	118,933	1,726	1.45%	153,109	2,913	1.90%
18	542,216	9,780	1.80%	138,639	2,761	1.99%	164,273	3,586	2.18%
19	581,035	5,585	0.96%	143,089	1,482	1.04%	150,181	3,948	2.63%
20	371,681	4,144	1.11%	94,737	1,185	1.25%	144,320	3,606	2.50%
21	332,592	3,355	1.01%	85,528	964	1.13%	125,926	2,572	2.04%

(注)「国税庁統計年報書」に基づいて作成。

法人税については、18年以前は、その年2月1日から翌年1月31日までの間に終了した事業年度。

19年以後は、その年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した事業年度。

49. 外国法人・非居住者の課税状況 (源泉所得税) の内訳

(単位 億円)

区 分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
公社債・預貯金の利子等	125	114	99	72	57	53	69	61	72	31
利益又は利息の配当、 剰余金の分配、基金利 息の分配等	918	981	1,063	701	727	918	1,528	1,900	1,756	1,053
一般分 源泉分離 計	1	4	5	22						
匿名組合契約に基づく利益の分配 給与・賞与等	0	0	113	290	261	263	528	562	238	264
退職所得	124	202	159	185	192	201	210	219	227	175
役務の報酬	50	19	22	33	20	16	21	21	27	30
工業所有権その他の技術に関する 権利等の使用料又はその譲渡による 対価	70	102	104	105	116	132	113	122	17	19
著作権の使用料又はその譲渡による 対価	1,453	1,387	1,390	1,429	983	653	544	527	478	420
貸付金の利子	448	485	533	515	366	198	190	161	148	124
不動産、採石権の貸付、租鉱権の 設定又は航空機、船舶の貸付による 所得	73	383	200	118	106	180	137	161	247	176
機械等の使用料	42	81	48	55	55	57	51	64	83	77
土地等の譲渡による対価	1	2	5	4	4	5	6	8	0	0
人的役務提供事業の対価	18	185	101	83	264	173	121	86	86	31
生命保険契約等に基づく年金	31	68	68	56	55	63	63	56	219	174
賞金	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0
合計	4	1	1	1	1	2	5	1	1	0
合 計	3,358	4,013	3,910	3,670	3,209	2,913	3,586	3,948	3,606	2,572

(注)「国税庁統計年報書」に基づいて作成。

50. 我が国の締結した租税条約の概要

国名	発効日	限度税率			船舶・航空機所得の課税	二重課税排除方式	
		配当	利子	使用料		相手国	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)
アメリカ	原S30. 4. 1	10% (一定のもの 免税 その他5%)	金融機関等受 取 免税 その他 10%	免税	相互免除	税額控除	-
	①S32. 9. 9						
	②S39. 9. 2						
	③S40. 5. 6						
	全S47. 7. 9						
	全H16. 3. 30						
スウェーデン	原S32. 6. 1	15% (一定のもの 免税 その他5%)	10%	10%	相互免除	税額控除 (配当所得は 所得免除)	-
	①S40. 5. 25						
	全S58. 9. 18						
	①H11. 12. 25						
デンマーク	原S34. 4. 24	15% (10%)	10%	10%	相互免除	税額控除	-
	全S43. 7. 26						
パキスタン	原S34. 5. 14	10% (一定のもの 5% その他7.5%)	一定のもの 免税 その他 10%	10%	相互免除	税額控除	-
	①S36. 8. 1						
	全H20. 11. 9						
ノルウェー	原S34. 9. 15	15% (5%)	10%	10%	相互免除	税額控除	-
	全S43. 10. 25						
	全H 4. 12. 16						
インド	原S35. 6. 13	10%	10%	10%	相互免除	税額控除	-
	①S45. 11. 15						
	全H元. 12. 29						
	①H18. 6. 28						
シンガポール	原S36. 9. 5	15% (5%)	10%	10%	相互免除	税額控除	あり (平12)
	全S46. 8. 3						
	①S56. 6. 23						
	全H 7. 4. 28						
	①H22. 7. 14						
オーストリア	S38. 4. 4	20% (10%)	10%	10%	相互免除	税額控除	-
ニュー・ジーランド	原S38. 4. 19 ①S42. 9. 30	15%	-	-	相互免除	税額控除	-
イギリス (注1)	原S38. 4. 23	10% (一定のもの 免税 その他5%)	金融機関等受 取 免税 その他 10%	免税	相互免除	税額控除	-
	全S45. 12. 25						
	①S55. 10. 31						
	全H18. 10. 12						
タイ	原S38. 7. 24	15% (一定のもの 15% その他20%)	金融機関等受 取 10% その他の法人 25%	15%	(船)半額課税 (航)相互免除	税額控除	あり
	全H 2. 8. 31						
マレーシア	原S38. 8. 21 (マラヤ連邦)	15% (5%)	10%	10%	相互免除	税額控除	あり (平18)
	全S45. 12. 23						
	全H11. 12. 31						
	①H22. 12. 1						

50. 我が国の締結した

国名	発効日	限度税率			船舶・航空機所得の課税	二重課税排除方式	
		配当	利子	使用料		相手国	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)
カナダ	原S40. 4. 30	15% (5%)	10%	10%	相互免除	税額控除 (特定の配当は所得免除)	-
	全S62. 11. 14 ①H12. 12. 14						
フランス	原S40. 8. 22 ①S56. 10. 14	10% (一定のもの の免税 その他5%)	金融機関等受 取免税 その他 10%	免税	相互免除	所得免除 (税額控除)	-
	全H 8. 3. 24 ①H19. 12. 1						
ドイツ	原S42. 6. 9 ①S55. 11. 10 ②S59. 5. 4	15% (10%)	10%	10%	相互免除	所得免除 (税額控除)	-
ブラジル	原S42. 12. 31 ①S52. 12. 29	12.5%	12.5%	商標権 25% 映画フィルム等15% その他 12.5%	相互免除	税額控除	あり
スリ・ランカ (セイロン)	S43. 9. 22	20% (対法人のみ)	一定のもの の免税	商標権 免税 映画フィルム 特許権等半額課税	半額課税	税額控除	あり
エジプト (アラブ連合)	S44. 8. 6	15%	-	15%	相互免除	所得免除 (税額控除)	-
ベルギー	原S45. 4. 16 ①H 2. 11. 16	15% (10%)	10%	10%	相互免除	所得免除 (税額控除)	-
オーストラリア	原S45. 7. 4	10% (一定のもの の免税 その他5%)	金融機関等受 取免税 その他 10%	5%	相互免除	税額控除	-
	全H20. 12. 3						
オランダ	原S45. 10. 23 ①H 4. 12. 16	15% (5%)	10%	10%	相互免除	所得免除 (税額控除)	-
韓国	原S45. 10. 29	15% (平成15年まで 10% 平成16年以後 5%)	10%	10%	相互免除	税額控除	あり (平15)
	全H11. 11. 22						
ザンビア	S46. 1. 23	免税	10%	10%	相互免除	税額控除	あり
スイス	S46. 12. 26	15% (10%)	10%	10%	相互免除	所得免除 (税額控除)	-
フィンランド	原S47. 12. 30 ①H 3. 12. 28	15% (10%)	10%	10%	相互免除	税額控除	-
イタリア	原S48. 3. 17 ①S57. 1. 28	15% (10%)	10%	10%	相互免除	税額控除	-
スペイン	S49. 11. 20	15% (10%)	10%	10%	相互免除	所得免除 (税額控除)	あり (注4)
アイルランド	S49. 12. 4	15% (10%)	10%	10%	相互免除	税額控除	あり (注4)
ルーマニア	S53. 4. 9	10%	10%	文化的使用料 10% 工業的使用料 15%	相互免除	税額控除	-
旧チェコスロヴァキア (注2)	S53. 11. 25	15% (10%)	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	相互免除	所得免除 (税額控除)	-

租 税 条 約 の 概 要 (続)

国 名	発 効 日	限 度 税 率			船舶・航空機所得 の課税	二重課税排除方式	
		配 当	利 子	使 用 料		相 手 国	日本国での みなし外国 税額控除 (供与期限)
フ ィ リ ピ ン	原S55. 7.20 ①H20. 12. 5	15% (10%)	10%	映画フィルム 15% その他 10%	40 % 軽 減	税 額 控 除	あ り (平30)
ハ ン ガ リ ー	S55. 10. 25	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	相 互 免 除	所 得 免 除 (税 額 控 除)	-
ポ ー ラ ン ド	S57. 12. 23	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	相 互 免 除	所 得 免 除 (税 額 控 除)	-
イ ン ド ネ シ ア	S57. 12. 31	15% (10%)	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	あ り (注4)
中 国	S59. 6. 26	10%	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	あ り
旧 ソ 連 (注3)	S61. 11. 27	15%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	相 互 免 除	国内法令に定め るところに従う。	-
バ ン グ ラ デ シ ュ	H 3. 6. 15	15% (10%)	10%	10%	(船)半額課税又は総収入の4% (航)相 互 免 除	税 額 控 除	あ り
ブ ル ガ リ ア	H 3. 8. 9	15% (10%)	10%	10%	相 互 免 除	所 得 免 除 (税 額 控 除)	あ り (平13)
ル ク セ ン ブ ル グ	H 4. 12. 27	15% (5%)	10%	10%	相 互 免 除	所 得 免 除 (税 額 控 除)	-
イ ス ラ エ ル	H 5. 12. 24	15% (5%)	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	-
ト ル コ	H 6. 12. 28	15% (10%)	金融機関受取 10% その他 15%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	あ り (平16)
ヴ ィ エ ト ナ ム	H 7. 12. 31	10%	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	あ り (平22)
メ キ シ コ	H 8. 11. 6	15% (一定のもの 免税) その他5%	一定のもの 10% その他 15%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	あ り (平17)
南 ア フ リ カ	H 9. 11. 5	15% (5%)	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	-
ブ ル ネ イ	H21. 12. 19	10% (5%)	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	-
カ ザ フ ス タ ン	H21. 12. 30	15% (5%)	10%	10%	相 互 免 除	税 額 控 除	-
バ ミ ュ ー ダ (注5)	H22. 8. 1	-	-	-	-	-	-

(備考) 1. 原は当初の条約、①、②、③はそれぞれ第1次、第2次、第3次の補足改訂を示し、全は全面改訂を示す。
 2. 配当に対する限度税率は日本側の税率を示す。配当欄の()書は、親子会社間配当に対する限度税率を示す。
 3. 二重課税排除方式欄の(税額控除)は、配当、利子、使用料の投資所得については税額控除方式によることを示す。
 4. みなし外国税額控除とは、条約の規定により、日本国での外国税額控除の適用上、条約の相手国において経済開発を目的とする税制上の特別措置等により減免された税額を納付したものとみなして、当該減免税額を控除する制度である。
 5. 事業所得に対しては、国内に恒久的施設を有する場合に当該恒久的施設に帰属する部分に限り課税する。

(注) 1. イギリスとの当初の条約については、フィジーに適用される。
 2. 旧チェコスロヴァキアとの条約については、チェッコ及びスロヴァキアにそれぞれ適用される。
 3. 旧ソ連との条約については、ロシア、キルギス、グルジア、タジキスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、アルメニア、ベラルーシ、モルドヴァ及びアゼルバイジャンにそれぞれ適用される。
 4. 先方の国内法の改正により、事実上みなし外国税額控除の適用がない。
 5. バミューダとの租税条約については、情報交換を主体としたもの。

51. 地方税収入の

区 分	番 号	昭和30年度		40		50		60		平成7			
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比		
道府県税	1	1,471	38.6	7,823	50.5	38,692	47.4	102,040	43.8	139,090	41.3		
市町村税	2	2,344	61.4	7,671	49.5	42,856	52.6	131,125	56.2	197,660	58.7		
地方税総計	3	3,815	100.0	15,494	100.0	81,548	100.0	233,165	100.0	336,750	100.0		
道 府 県 税	普通税	4	1,468	99.8	7,171	91.7	34,987	90.4	92,991	91.1	119,637	86.0	
	道府県民税	5	237	16.1	1,758	22.5	9,890	25.6	29,513	28.9	44,603	32.1	
	個人	個人	6	140	9.5	1,229	15.7	7,393	19.1	21,003	20.6	26,629	19.1
		法人	7	97	6.6	529	6.8	2,497	6.5	8,510	8.3	8,055	5.8
	配当	配当	8	—	—	—	—	—	—	—	9,919	7.1	
		株式等譲渡所得	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	事業	事業	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		個人	11	806	54.8	3,299	42.2	15,016	38.8	39,370	38.6	44,856	32.2
	法人	法人	12	202	13.7	253	3.2	480	1.2	1,298	1.3	2,504	1.8
		法人	13	604	41.1	3,046	38.9	14,536	37.6	38,072	37.3	42,352	30.4
	地方消費税	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	不動産取得税	15	52	3.5	414	5.3	1,813	4.7	4,346	4.3	7,876	5.7	
	道府県たばこ(消費)税	16	96	6.5	440	5.6	1,356	3.5	3,130	3.1	3,783	2.7	
	ゴルフ場利用(入場・娯楽施設利用)税	17	15	1.0	95	1.2	500	1.3	1,083	1.1	977	0.7	
	自動車取得税	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	軽油引取税	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	特別地方消費(遊興飲食・料理飲食等消費)税	20	151	10.3	559	7.1	2,674	6.9	4,757	4.7	1,330	1.0	
	自動車税	21	78	5.3	549	7.0	3,689	9.5	10,380	10.2	15,873	11.4	
	鉱区税	22	5	0.3	8	0.1	6	0.0	9	0.0	6	0.0	
	狩猟者登録(狩猟免許)税	23	3	0.2	4	0.1	20	0.1	27	0.0	20	0.0	
	固定資産税(特例)	24	22	1.5	39	0.5	21	0.1	123	0.1	100	0.1	
	法定外普通税・その他	25	3	0.2	6	0.1	2	0.0	253	0.2	213	0.2	
	目的税	26	0	0.0	652	8.3	3,705	9.6	9,049	8.9	19,453	14.0	
	自動車取得税	27	—	—	—	—	1,750	4.5	3,471	3.4	6,112	4.4	
	軽油引取税	28	—	—	649	8.3	1,940	5.0	5,558	5.4	13,322	9.6	
	狩猟	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	法定外目的税・その他	30	0	0.0	3	0.0	15	0.0	20	0.0	14	0.0	
旧法による税収入	31	3	0.2	0	0.0	0	0.0	—	—	5	0.0		
合計	32	1,471	100.0	7,823	100.0	38,692	100.0	102,040	100.0	139,090	100.0		
市 町 村 税	普通税	33	2,334	99.6	7,273	94.8	40,100	93.6	120,404	91.8	180,670	91.4	
	市町村民税	34	740	31.6	3,046	39.7	19,804	46.2	66,454	50.7	88,061	44.6	
	個人	個人	35	576	24.6	2,200	28.7	13,597	31.7	45,028	34.3	65,323	33.0
		法人	36	164	7.0	846	11.0	6,207	14.5	21,426	16.3	22,738	11.5
	固定資産	固定資産	37	1,104	47.1	2,773	36.1	14,900	34.8	41,747	31.8	83,627	42.3
		土地	38	433	18.5	655	8.5	6,539	15.3	17,898	13.6	34,892	17.7
	家屋	家屋	39	465	19.8	1,210	15.8	5,068	11.8	16,028	12.2	32,218	16.3
		償却資産	40	206	8.8	908	11.8	3,293	7.7	7,821	6.0	16,517	8.4
	軽自動車(自転車, 荷車)税	41	46	2.0	125	1.6	275	0.6	698	0.5	1,055	0.5	
	市町村たばこ(消費)税	42	192	8.2	732	9.5	2,381	5.6	5,515	4.2	6,691	3.4	
	電気税・ガス税	43	215	9.2	540	7.0	1,613	3.8	5,270	4.0	—	—	
	鉱産	44	17	0.7	24	0.3	28	0.1	46	0.0	22	0.0	
	木材引取税	45	15	0.6	25	0.3	29	0.1	21	0.0	—	—	
	特別土地保有税	46	—	—	—	—	1,028	2.4	552	0.4	1,208	0.6	
	法定外普通税・その他	47	5	0.2	8	0.1	42	0.1	101	0.1	6	0.0	
	目的税	48	6	0.3	207	2.7	2,181	5.1	9,316	7.1	16,322	8.3	
	入湯	49	3	0.1	14	0.2	71	0.2	140	0.1	208	0.1	
	事業所	50	—	—	—	—	152	0.4	1,972	1.5	3,067	1.6	
	都市計画	51	—	—	190	2.5	1,955	4.6	7,201	5.5	13,045	6.6	
	法定外目的税・その他	52	3	0.1	3	0.0	3	0.0	3	0.0	2	0.0	
旧法による税収入	53	4	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—		
国有資産等所在市町村	54	—	—	27	0.4	136	0.3	368	0.3	668	0.3		
交付金	交付金	55	—	—	164	2.1	439	1.0	1,037	0.8	—	—	
	交付金	56	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合計	57	2,344	100.0	7,671	100.0	42,856	100.0	131,125	100.0	197,660	100.0		

(備考) 1. 平成21年度以前は決算額、平成22年度及び平成23年度は地方財政計画額である。
2. 昭和31年度以前の入湯税は法定普通税に含まれる。
3. 自動車取得税、軽油引取税は平成21年度の税制改正によって用途が特定されない普通税に改められた。

構成の累年比較

(単位 億円, %)

17		19		20		21		22 (計画)		23 (計画)		番号
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
152,269	43.7	186,642	46.4	179,280	45.3	146,545	41.7	129,226	39.8	134,952	40.4	1
195,775	56.3	216,026	53.6	216,305	54.7	205,284	58.3	195,870	60.2	199,085	59.6	2
348,044	100.0	402,668	100.0	395,585	100.0	351,830	100.0	325,096	100.0	334,037	100.0	3
136,796	89.8	171,945	92.1	166,320	92.8	145,516	99.3	129,207	100.0	134,934	100.0	4
35,854	23.5	62,140	33.3	62,386	34.8	57,663	39.3	51,906	40.2	53,004	39.3	5
22,543	14.8	46,013	24.7	49,005	27.3	48,460	33.1	43,910	34.0	44,581	33.0	6
9,661	6.3	11,832	6.3	10,635	5.9	6,868	4.7	5,481	4.2	6,237	4.6	7
1,774	1.2	2,084	1.1	1,977	1.1	1,651	1.1	1,983	1.5	1,432	1.1	8
786	0.5	1,310	0.7	558	0.3	462	0.3	378	0.3	544	0.4	9
1,091	0.7	901	0.5	212	0.1	221	0.2	154	0.1	210	0.2	10
49,142	32.3	58,261	31.2	54,193	30.2	29,048	19.8	18,803	14.6	23,356	17.3	11
2,158	1.4	2,184	1.2	2,167	1.2	2,037	1.4	2,010	1.6	1,886	1.4	12
46,984	30.9	56,077	30.0	52,026	29.0	27,011	18.4	16,793	13.0	21,470	15.9	13
25,512	16.8	25,692	13.8	24,741	13.8	24,131	16.5	24,887	19.3	25,691	19.0	14
4,767	3.1	4,845	2.6	4,453	2.5	4,042	2.8	3,575	2.8	3,345	2.5	15
2,752	1.8	2,778	1.5	2,632	1.5	2,497	1.7	2,428	1.9	2,362	1.8	16
620	0.4	603	0.3	598	0.3	584	0.4	566	0.4	533	0.4	17
-	-	-	-	-	-	2,310	1.6	2,286	1.8	1,920	1.4	-
-	-	-	-	-	-	8,147	5.6	8,432	6.5	8,742	6.5	-
1	0.0	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	-	-	18
17,528	11.5	17,174	9.2	16,808	9.4	16,544	11.3	16,272	12.6	15,947	11.8	19
4	0.0	4	0.0	4	0.0	4	0.0	4	0.0	4	0.0	20
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21
164	0.1	143	0.1	176	0.1	186	0.1	48	0.0	30	0.0	22
453	0.3	305	0.1	329	0.2	362	0.2	-	-	-	-	23
15,473	10.2	14,697	7.9	12,960	7.2	1,029	0.7	19	0.0	18	0.0	24
4,528	3.0	4,247	2.3	3,663	2.0	-	-	-	-	-	-	25
10,859	7.1	10,339	5.5	9,188	5.1	937	0.6	-	-	-	-	26
25	0.0	22	0.0	21	0.0	20	0.0	19	0.0	18	0.0	27
60	0.0	89	0.0	88	0.0	73	0.0	-	-	-	-	28
0	0.0	-	-	-	-	0	0.0	-	-	-	-	29
152,269	100.0	186,642	100.0	179,280	100.0	146,545	100.0	129,226	100.0	134,952	100.0	30
179,142	91.5	199,571	92.4	199,624	92.3	188,488	91.8	179,085	91.4	182,152	91.5	31
81,555	41.7	103,089	47.7	101,969	47.1	91,241	44.4	81,713	41.7	84,258	42.3	32
56,985	29.1	72,939	33.8	74,450	34.4	73,489	35.8	66,863	34.1	67,811	34.1	33
24,570	12.6	30,151	14.0	27,518	12.7	17,752	8.6	14,850	7.6	16,447	8.3	34
87,547	44.7	86,245	39.9	87,814	40.6	87,789	42.8	88,078	45.0	88,792	44.6	35
34,058	17.4	34,042	15.8	34,110	15.8	34,674	16.9	34,502	17.6	34,230	17.2	36
37,651	19.2	35,969	16.7	37,261	17.2	36,642	17.8	37,497	19.1	38,658	19.4	37
15,839	8.1	16,235	7.5	16,443	7.6	16,473	8.0	16,079	8.2	15,904	8.0	38
1,515	0.8	1,636	0.8	1,687	0.8	1,739	0.8	1,792	0.9	1,808	0.9	39
8,453	4.3	8,530	3.9	8,084	3.7	7,666	3.7	7,454	3.8	7,252	3.6	40
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41
16	0.0	19	0.0	19	0.0	20	0.0	25	0.0	23	0.0	42
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43
43	0.0	39	0.0	38	0.0	20	0.0	23	0.0	19	0.0	44
14	0.0	12	0.0	13	0.0	12	0.0	-	-	-	-	45
15,559	7.9	15,412	7.1	15,731	7.3	15,841	7.7	15,830	8.1	15,972	8.0	46
244	0.1	247	0.1	237	0.1	228	0.1	225	0.1	228	0.1	47
2,970	1.5	3,130	1.4	3,227	1.5	3,275	1.6	3,261	1.7	3,377	1.7	48
12,330	6.3	12,016	5.6	12,250	5.7	12,325	6.0	12,344	6.3	12,367	6.2	49
15	0.0	19	0.0	17	0.0	13	0.0	-	-	-	-	50
-	-	-	-	0	0.0	0	0.0	-	-	-	-	51
963	0.5	946	0.4	949	0.4	955	0.5	955	0.5	961	0.5	52
111	0.1	98	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	53
195,775	100.0	216,026	100.0	216,305	100.0	205,284	100.0	195,870	100.0	199,085	100.0	54

52. 国及び地方公共団体の歳入構造の推移

(単位 億円, %)

区 分	昭和10年度		25		40		50		55		60		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国	税 収 入	10.1	45	4,564	64	30,496	81	137,527	64	268,687	61	381,988	71
	専 売 納 付	2.0	9	1,145	16	1,804	5	3,405	2	8,124	2	108	0
	公 売 納 付	6.8	30	—	—	1,972	5	52,805	25	141,702	32	123,080	23
	そ の 計	3.7	16	1,459	20	3,459	9	20,997	9	21,894	5	34,750	6
	他 の 計	22.6	100	7,168	100	37,731	100	214,734	100	440,407	100	539,926	100
地方計	税 収 入	6.3	22	1,883	35	15,494	33	81,548	30	158,938	33	233,165	39
	地 方 庫 支 出	—	—	—	—	501	1	2,482	1	4,400	1	4,615	1
	地 庫 支 出	—	—	1,085	20	7,432	16	44,710	16	81,140	17	94,499	16
	国 庫 支 出	2.9	11	1,266	23	11,912	26	66,022	24	120,446	27	120,227	20
	そ の 計	6.7	26	328	6	3,209	7	32,598	12	48,383	8	46,079	7
他 の 計	9.6	38	887	16	7,947	17	46,305	17	79,451	14	104,592	17	
計	25.5	100	5,449	100	46,495	100	273,666	100	492,758	100	603,177	100	
道府県	税 収 入	2.5	32	782	26	8,484	31	42,809	30	81,371	33	113,537	37
	地 方 庫 支 出	—	—	—	—	456	2	1,491	1	1,756	1	1,831	1
	地 庫 支 出	—	—	712	24	4,807	17	23,922	17	43,244	17	52,896	17
	国 庫 支 出	1.3	17	788	27	8,339	30	39,393	27	67,632	27	70,982	23
	そ の 計	1.6	20	178	6	1,503	5	16,177	11	20,849	8	21,856	7
他 の 計	2.5	31	509	17	4,072	15	20,969	14	34,238	14	46,701	15	
計	7.9	100	2,969	100	27,661	100	144,762	100	249,090	100	307,803	100	
市町村	税 収 入	3.8	22	1,101	45	7,010	37	38,739	30	77,567	32	119,628	40
	地 方 庫 支 出	—	—	—	—	45	0	991	1	2,644	1	2,784	1
	地 庫 支 出	—	—	373	15	2,625	14	20,788	16	37,896	15	41,603	14
	国 庫 支 出	1.6	9	478	19	3,573	19	26,629	21	52,814	22	49,245	17
	そ の 計	5.1	29	150	6	1,706	9	16,421	13	27,534	11	24,223	8
他 の 計	7.1	40	378	15	3,875	21	25,336	19	45,213	19	57,891	20	
計	17.6	100	2,480	100	18,834	100	128,904	100	243,668	100	295,374	100	
区 分	平成 7		12		17		21		22		23		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国	税 収 入	519,308	64	507,125	54	490,654	55	387,331	36	396,430	41	409,270	44
	専 売 納 付	163	0	205	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	公 売 納 付	212,470	26	330,040	35	312,690	35	519,550	49	443,030	46	442,980	48
	そ の 計	73,631	9	96,241	10	86,658	10	164,262	15	127,824	13	71,866	8
	他 の 計	805,572	100	933,610	100	890,003	100	1,071,142	100	967,284	100	924,116	100
地方計	税 収 入	336,750	31	355,464	33	348,044	35	351,829	34	325,096	40	334,037	40
	地 方 庫 支 出	19,393	2	6,202	1	18,490	2	12,966	1	19,171	2	21,749	3
	地 庫 支 出	161,529	15	217,764	20	169,587	17	158,202	15	168,935	21	173,734	21
	国 庫 支 出	176,683	17	168,395	16	141,192	14	194,517	19	115,663	14	121,745	15
	そ の 計	171,176	16	111,735	10	104,284	11	124,226	12	134,939	16	114,772	14
他 の 計	205,425	19	212,630	20	210,134	21	203,489	19	57,464	7	59,017	7	
計	1,070,956	100	1,072,191	100	991,731	100	1,045,229	100	821,268	100	825,054	100	
道府県	税 収 入	157,287	29	174,561	32	171,374	35	165,088	32	129,226		134,952	
	地 方 庫 支 出	8,706	2	1,323	0	8,536	2	8,103	2				
	地 庫 支 出	84,364	16	117,829	22	92,216	19	81,841	16				
	国 庫 支 出	99,947	19	96,426	18	66,309	14	85,600	17				
	そ の 計	90,612	17	62,682	11	57,095	12	77,557	15				
他 の 計	96,386	18	91,328	17	91,416	19	91,493	18					
計	537,302	100	544,149	100	486,945	100	509,682	100					
市町村	税 収 入	179,462	34	180,903	34	176,670	35	186,741	35	195,870		199,085	
	地 方 庫 支 出	10,687	2	4,879	1	9,954	2	4,863	1				
	地 庫 支 出	77,165	14	99,936	19	77,371	15	76,361	14				
	国 庫 支 出	76,736	14	71,969	14	74,883	14	108,917	20				
	そ の 計	80,564	15	49,053	9	47,190	9	46,669	9				
他 の 計	109,040	20	121,302	23	118,718	24	111,996	21					
計	533,654	100	528,042	100	504,786	100	535,547	100					

- (備考) 1. 国は平成21年度までは決算額、平成22年度は補正後予算額であり、平成23年度は当初予算額である。
地方は平成21年度までは決算額、平成22年度及び平成23年度は地方財政計画額である。平成21年度までの地方計は、都道府県と市町村とを単純合計したものである。
2. 国は一般会計、地方は普通会計である。なお、東京都が徴収した市町村税相当分は、道府県税収入に含まれているので、他の表の道府県税収入額及び市町村税収入額とは一致していない。
3. 国の専売納付金のうち日本専売公社納付金は60年度からたばこ（消費）税に移行している。
4. 地方交付税には、分与税及び配付税を含む。
5. 決算額の国庫支出金には、都道府県支出金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別事業債償還交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。

53. 地方税（道府県税）収入の都道府県別所在状況（平成21年度人口1人当たり指数）

（全国平均=100）

都道府県	税目	道府県民税				事業税			地方消費税 (清算前)	不動産 取得税	道府県 たばこ 税	ゴルフ 場利用 税	自 動 車 税	自動車 取得税	軽 油 引取税	計	
		個人	法人	利子割	計	個人	法人	計									
北海道	道	74	62	63	72	46	69	67	66	87	119	85	116	96	159	88	
		59	50	47	57	38	61	60	49	113	108	28	98	100	146	85	
		63	55	51	62	44	52	52	42	58	91	57	107	96	156	77	
		80	92	59	81	63	97	95	69	96	103	76	111	95	139	95	
		59	51	49	58	42	52	51	39	69	92	44	106	104	123	74	
		67	53	53	65	48	53	53	50	61	87	30	112	104	122	77	
茨城県	城	90	86	59	89	59	88	86	67	67	103	262	138	106	146	99	
		90	86	60	89	59	86	84	52	93	103	344	144	113	151	102	
		85	75	75	83	56	77	75	61	91	100	194	141	127	118	94	
		109	63	66	102	107	61	64	44	82	92	79	99	95	83	89	
		114	66	68	107	79	72	72	143	83	94	185	99	93	86	93	
		166	287	279	183	276	255	256	301	194	118	12	71	101	49	165	
東京都	奈	135	82	83	127	136	87	90	84	92	91	46	87	95	60	102	
		75	74	71	74	56	85	83	70	76	95	63	110	107	146	90	
		89	77	103	88	60	83	81	84	69	91	81	127	107	143	95	
		88	86	94	88	74	89	88	71	98	100	123	122	107	125	98	
		86	77	93	85	65	111	108	69	75	95	90	122	113	135	105	
		83	65	67	80	71	83	82	47	94	100	254	124	104	109	93	
山梨県	梨	82	64	81	80	49	67	66	53	76	86	117	122	119	119	89	
		89	67	85	86	77	75	75	62	71	87	221	129	126	109	92	
		102	75	84	99	106	92	93	63	97	97	180	120	116	124	103	
		121	100	113	118	123	110	111	105	103	100	56	127	146	103	116	
		94	68	81	90	73	77	77	98	95	94	284	122	130	162	97	
		96	76	75	93	65	77	76	43	117	107	225	106	108	116	93	
京都市	賀	97	110	120	99	97	121	120	63	97	97	91	84	94	69	101	
		97	136	129	103	121	125	125	147	142	119	44	75	86	67	103	
		102	76	99	99	83	83	83	93	103	89	204	89	95	87	92	
		97	43	99	90	61	41	43	29	58	77	164	93	92	57	76	
		72	67	93	72	59	72	71	58	66	97	112	91	94	75	77	
		67	60	68	66	43	65	64	45	61	91	59	96	91	122	78	
鳥取県	取	68	57	62	66	54	73	71	51	51	82	58	92	97	118	80	
		84	88	78	84	54	86	83	93	73	93	121	108	99	126	90	
		94	97	87	94	82	97	96	68	83	91	72	95	101	108	96	
		82	80	75	81	63	88	86	102	65	90	103	101	104	131	88	
		72	73	98	73	42	80	78	47	73	94	94	106	91	105	83	
		82	112	115	87	50	99	95	90	103	96	100	105	97	128	95	
徳島県	媛	70	81	88	72	52	83	81	53	69	91	83	90	80	100	81	
		66	54	74	65	56	53	53	45	56	97	80	85	79	93	72	
		83	88	69	83	77	82	82	84	104	104	51	95	89	102	89	
		66	64	55	66	56	73	72	46	73	99	89	96	82	155	86	
		65	60	53	64	52	59	58	50	75	92	54	73	69	76	70	
		65	55	52	64	51	52	52	44	64	93	87	96	77	106	74	
福井県	岡	69	67	55	68	50	67	66	72	78	98	80	97	82	105	79	
		61	55	46	59	51	61	60	40	70	95	121	94	82	123	75	
		61	52	48	60	43	51	50	48	68	90	66	86	73	111	70	
		53	57	35	53	51	59	58	45	90	99	136	74	51	70	64	
		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(備考) 1. 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
 2. 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。
 3. 道府県が徴収した道府県民税利子割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
 4. 地方消費税の収入額については、国からの払込額としており、都道府県間において清算する前の額を掲げてある。

54. 租 税 収 入 の 国 と 地 方 団

区 分	番 号	租税総額 (A)	租 税 内 訳			地 方 交 付 税 (F)	地 方 譲 与 税 (G)	地方特例 交付金 (H)	
			国 税 (B)	地 方 税					
				道 府 県 税 (C)	市 町 村 税 (D)				計 (E)
昭和10年度…	1	19	12	2	4	6	—	—	—
16…………	2	58	49	2	7	9	4	—	—
19…………	3	136	127	4	5	9	7	—	—
25…………	4	7,585	5,702	782	1,101	1,883	1,085	—	—
30…………	5	13,178	9,363	1,471	2,344	3,815	1,600	221	—
35…………	6	25,452	18,010	3,489	3,953	7,442	3,110	362	—
40…………	7	48,279	32,785	7,823	7,671	15,494	7,162	501	—
45…………	8	115,239	77,732	21,112	16,395	37,507	18,097	1,087	—
50…………	9	226,591	145,043	38,692	42,856	81,548	33,511	2,482	—
55…………	10	442,626	283,688	73,903	85,035	158,938	75,809	4,401	—
60…………	11	624,667	391,502	102,040	131,125	233,165	98,193	4,615	—
平成 2…………	12	962,302	627,798	156,463	178,041	334,504	158,002	16,627	—
8…………	13	903,198	552,261	145,915	205,022	350,937	136,524	19,970	—
9…………	14	917,562	556,007	149,478	212,077	361,555	157,745	10,805	—
10…………	15	871,199	511,977	153,195	206,027	359,222	143,050	5,952	—
11…………	16	842,400	492,139	145,863	204,399	350,261	124,445	6,089	6,399
12…………	17	882,673	527,209	155,850	199,614	355,464	143,862	6,202	9,140
13…………	18	855,172	499,684	155,303	200,185	355,488	163,366	6,240	9,018
14…………	19	792,227	458,442	138,035	195,750	333,785	155,755	6,342	9,036
15…………	20	780,351	453,694	136,931	189,726	326,657	163,926	6,940	10,062
16…………	21	816,417	481,029	144,870	190,518	335,388	155,227	11,641	11,048
17…………	22	870,949	522,905	152,269	195,775	348,044	156,666	18,490	15,180
18…………	23	906,231	541,169	163,243	201,819	365,062	156,551	37,285	8,160
19…………	24	929,226	526,558	186,642	216,026	402,668	155,538	7,146	3,120
20…………	25	853,894	458,309	179,280	216,305	395,585	157,272	6,788	5,391
21…………	26	754,263	402,433	146,545	205,284	351,830	161,113	12,966	4,620
22…………	27	742,189	417,093	129,226	195,870	325,096	170,947	19,171	3,832
23…………	28	766,346	432,309	134,952	199,085	334,037	174,095	21,749	3,877

(備考) 1. 国税は59年度までは日本専売公社納付金を含み、かつ、35年度以降は特別会計分を含む。
2. 地方から国への負担額は、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額である。
3. 地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)は、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額に返還金及び繰越額等を加減算した額である。

体との配分の累年比較

(単位 億円, %)

国庫支出金 (I)	地方から国への負担額 (J)	構成比							番 号
		配分前		配分後					
		国 (B) (A)	地方 (E) (A)	交付税・譲与税・特例交付金配分後		交付税・譲与税・支出金・特例交付金負担額調整後			
				国 (B)-(F)-(G)-(H) (A)	地方 (E)+(F)+(G)+(H) (A)	国 (B)-(F)-(G)- -(H)-(I)+(J) (A)	地方 (E)+(F)+(G) +(H)+(I)-(J) (A)		
3	0	66.1	33.9	66.1	33.9	49.9	50.1	1	
6	0	84.5	15.5	77.6	22.4	67.2	32.8	2	
8	0	93.4	6.6	88.2	11.8	82.4	17.6	3	
1,139	0	75.2	24.8	60.9	39.1	45.9	54.1	4	
2,954	19	71.1	28.9	57.2	42.8	35.0	65.0	5	
4,771	276	70.8	29.2	57.1	42.9	39.5	60.5	6	
10,898	692	67.9	32.1	52.0	48.0	30.9	69.1	7	
20,930	1,262	67.5	32.5	50.8	49.2	33.7	66.3	8	
58,823	2,668	64.0	36.0	48.1	51.9	23.3	76.7	9	
105,782	4,601	64.1	35.9	46.0	54.0	23.1	76.9	10	
105,074	6,579	62.7	37.3	46.2	53.8	30.4	69.6	11	
107,311	11,319	65.2	34.8	47.1	52.9	37.1	62.9	12	
147,808	12,694	61.1	38.9	43.8	56.2	28.9	71.1	13	
143,724	12,543	60.6	39.4	42.2	57.8	27.9	72.1	14	
157,451	17,386	58.8	41.2	41.7	58.3	25.6	74.4	15	
165,990	16,106	58.4	41.6	42.2	57.8	24.4	75.6	16	
144,543	15,467	59.7	40.3	41.7	58.3	27.1	72.9	17	
145,501	15,347	58.4	41.6	37.5	62.5	22.3	77.7	18	
131,748	14,634	57.9	42.1	36.3	63.7	21.5	78.5	19	
131,421	12,691	58.1	41.9	35.0	65.0	19.7	80.3	20	
124,598	12,624	58.9	41.1	37.1	62.9	23.4	76.6	21	
118,889	12,642	60.0	40.0	38.2	61.8	26.0	74.0	22	
105,307	12,593	59.7	40.3	37.4	62.6	27.2	72.8	23	
103,365	12,539	56.7	43.3	38.8	61.2	29.0	71.0	24	
116,890	11,800	53.7	46.3	33.8	66.2	21.5	78.5	25	
168,391	12,812	53.4	46.6	29.7	70.3	9.0	91.0	26	
115,663	7,072	56.2	43.8	30.1	69.9	15.4	84.6	27	
121,745	6,415	56.4	43.6	30.4	69.6	15.3	84.7	28	

4. 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特例交付金を含む。

5. 国は平成21年度までは決算額、平成22年度は補正後予算額、平成23年度は当初予算額であり、地方は平成21年度までは決算額、平成22年度以降は地方財政計画額である。

55. 国税及び地方税の徴税費の累年比較

区	分	平成16年度	17	18	19	20	21
国	税 徴税コスト (税込百円当たり)	1.58円	1.45円	1.43円	1.49円	1.71円	1.93円
地方税	道 府 県 徴税コスト (税込百円当たり)	1.82円	1.68円	1.61円	1.54円	1.77円	1.94円
	市 町 村 徴税コスト (税込百円当たり)	3.05円	2.80円	2.60円	2.32円	2.28円	2.28円
	計 徴税コスト (税込百円当たり)	2.53円	2.32円	2.17円	2.01円	2.08円	2.17円

(備考) 国税庁及び総務省自治税務局調による。

56. 所得税及び住民税所得割の納税者数等の累年比較

(単位 万人)

所得税・ 就業者	区 分 住民税	所得税の納税者数		住民税所得割の納税者数		就 業 者 総 数	
			指 数		指 数		指 数
昭和45年……	昭和46年度…	2,484	100.0	2,985	100.0	5,094	100.0
50……	51……	2,960	119.2	3,458	115.8	5,223	102.5
55……	56……	3,725	150.0	4,040	135.3	5,536	108.7
59……	60……	4,046	162.9	4,297	144.0	5,766	113.2
60……	61……	4,155	167.3	4,387	147.0	5,807	114.0
61……	62……	4,245	170.9	4,485	150.3	5,853	114.9
62……	63……	4,290	172.7	4,533	151.9	5,911	116.0
63……	平成元……	4,373	176.0	4,593	153.9	6,011	118.0
平成元……	2……	4,369	175.9	4,569	153.1	6,128	120.3
2……	3……	4,592	184.9	4,768	159.7	6,249	122.7
3……	4……	4,752	191.3	4,917	164.7	6,369	125.0
4……	5……	4,881	196.5	5,046	169.0	6,436	126.3
5……	6……	4,935	198.7	5,100	170.9	6,450	126.6
6……	7……	4,973	200.2	5,105	171.0	6,453	126.7
7……	8……	4,941	198.9	5,171	173.2	6,457	126.8
8……	9……	5,005	201.5	5,245	175.7	6,486	127.3
9……	10……	5,019	202.1	5,246	175.7	6,557	128.7
10……	11……	4,999	201.2	5,232	175.3	6,514	127.9
11……	12……	4,867	195.9	5,163	173.0	6,462	126.9
12……	13……	4,847	195.1	5,126	171.7	6,446	126.5
13……	14……	4,796	193.1	5,081	170.2	6,412	125.9
14……	15……	4,702	189.3	4,997	167.4	6,330	124.3
15……	16……	4,691	188.8	4,996	167.4	6,316	124.0
16……	17……	4,856	195.5	5,136	172.1	6,329	124.2
17……	18……	5,228	210.5	5,504	184.4	6,356	124.8
18……	19……	5,282	212.6	5,563	186.4	6,382	125.3
19……	20……	5,268	212.1	5,609	187.9	6,412	125.9
20……	21……	5,233	210.7	5,611	188.0	6,385	125.3
21……	22……	5,052	203.4	5,477	183.5	6,282	123.3

(備考) 1. 所得税及び住民税所得割の納税者数は、「市町村税課税状況等の調」(総務省自治税務局)による。

2. 就業者総数は、「労働力調査報告」(総務省統計局)による暦年平均数である。

3. 所得税の納税者数及び就業者総数の指数は昭和45年、住民税所得割の納税者数の指数は昭和46年度を100として算出している。

経 済 日 誌

(7 月 中)

- | | |
|---|---|
| <p>1日 ○総務省、5月の消費者物価指数を発表
生鮮を除く総合は前年比0.6%増</p> <p>○総務省、5月の家計調査を発表
実質消費支出は前年比1.9%減、名目消費支出は前年比1.6%減</p> <p>○自販連、6月の軽自動車を除く国内新車販売台数を発表
前年比23.3%減の22万5,024台</p> <p>○総務省、5月の労働力調査を発表
完全失業率(季調済)は4.5%、雇用者数は5,276万人となり前年比55万人の増加</p> <p>○厚生労働省、5月の一般職業紹介状況を発表
有効求人倍率(季調済)は0.61倍</p> <p>○日本銀行、短観(概要、2011年6月調査)を発表
大企業全産業の業況判断DIはマイナス8と前回調査(2011年3月調査)の5より悪化</p> <p>○米供給管理協会、6月のISM(製造業)景況指数を発表
総合指数は55.3ポイントと4か月ぶりに前月から上昇</p> <p>○東京電力・東北電力管内で電力使用制限の実施
500kw以上の電力を使用される工場やビルで、昨年の同時期比でピーク時の使用電力を15%削減</p> <p>5日 ○厚生労働省、5月の毎月勤労統計(速報)を発表
現金給与総額は前年比1.1%増</p> <p>○平成23年度第2次補正予算閣議決定
大震災の当面の復旧対策に必要な経費として、原発事故の補償金支払い、被災者生活再建支援金の補助率の引き上げ、二重ローン対策などを盛り込む</p> <p>6日 ○中国人民銀行、貸出基準金利と預金基準金利をそれぞれ0.25%引き上げ</p> <p>○内閣府、5月の景気動向指数(速報)を発表
先行指数99.8、一致指数106.0、遅行指数91.5</p> <p>○EU統計局、ユーロ圏の2011年1-3月期のGDP(確報)を発表
季調済前期比は実質0.8%増、年率換算で3.4%増</p> <p>7日 ○ECB(欧州中央銀行)、政策金利を0.25%引き上げ1.50%とすることを決定</p> <p>○内閣府、5月の機械受注統計を発表
民需(除く船舶・電力)は前月比3.0%増</p> <p>8日 ○内閣府、6月の景気ウォッチャー調査を発表
景気の現状判断DIは統計開始以来最大となる13.6ポイント上昇の49.6と3か月連続で上昇</p> <p>○東京商工リサーチ、6月の全国企業倒産状況を発表
倒産件数は1,165件(前年比1.4%増)と2か月連続で前年同月を上回った、負債総額は2,163億5,300万円(前年比23.7%減)で2か月連続で前年同月を下回った</p> <p>○米労働省、6月の雇用統計を発表
非農業部門の雇用者数は前月比1.8万人増と市場事前予想を大きく下回った、失業率は9.2%</p> <p>○財務省、5月の国際収支状況(速報)を発表
経常収支は5,907億円の黒字(前年比6,319億円減(51.7%減)となり黒字幅縮小)</p> <p>11日 ○日本銀行、6月のマネーストック速報を発表
M2は前年比2.9%増、M3は前年比2.2%増</p> <p>12日 ○日本銀行、金融政策決定会合を開催(11日～)
政策金利を0.0~0.1%前後に据え置く、展望レポートの中間評価を発表</p> | <p>12日 ○経済産業省、5月の第3次産業活動指数を発表
季調済前月比で0.9%増</p> <p>○日本銀行、6月の企業物価指数を発表
前年比2.5%増となり、9か月連続のプラス</p> <p>○米商務省、5月の貿易・サービス収支を発表
502億ドルの赤字となり赤字額は2か月ぶりに拡大</p> <p>13日 ○政府、6月の月例経済報告で景気の基調判断を「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、このところ上向きの動きがみられる」とし、景気判断を据え置き</p> <p>○中国国家統計局、2011年4-6月期のGDPを発表
実質GDPは前年比9.5%増</p> <p>21日 ○経済産業省、5月の全産業活動指数を発表
季調済前月比で2.0%増</p> <p>○財務省、6月の貿易統計(速報)を発表
輸出は自動車、半導体等電子部品等が減少し前年比1.6%減の5兆7,759億円、輸入は原油、液化天然ガス等が増加し9.8%増の5兆7,052億円、貿易収支は707億円の黒字</p> <p>25日 ○平成23年度第2次補正予算成立</p> <p>26日 ○米商務省、6月の新築住宅販売件数を発表
年率31.2万件、前月比1.0%減と2か月連続で減少</p> <p>28日 ○経済産業省、6月の商業販売統計を発表
小売業販売額は前年比1.1%増と4か月ぶりのプラス</p> <p>29日 ○総務省、6月の消費者物価指数を発表
生鮮を除く総合は前年比0.4%増と3か月連続のプラス</p> <p>○総務省、6月の家計調査を発表
実質消費支出は前年比4.2%減と9か月連続のマイナス、名目消費支出は前年比3.9%減</p> <p>○総務省、6月の労働力調査を発表
完全失業率(季調済)は4.6%、雇用者数は5,269万人となり前年比56万人の増加</p> <p>○厚生労働省、6月の一般職業紹介状況を発表
有効求人倍率(季調済)は0.63倍</p> <p>○経済産業省、6月の鉱工業指数(速報)を発表
生産は前月比3.9%増、出荷は前月比8.5%増、在庫は前月比2.8%減</p> <p>○財務省、2011年1-3月期の法人企業統計調査(確報)を発表
前年比で売上高0.3%増(速報値1.4%増)、経常利益11.4%増(同16.2%増)、設備投資3.0%増(同3.3%増)</p> <p>○国土交通省、6月の建築着工統計を発表
新設住宅着工戸数は72,687戸となり、前年比5.8%増と3か月連続の増加</p> <p>○米商務省、2011年4-6月期のGDP(1次速報)を発表
実質GDP成長率は季調済前期比年率1.3%増と、8四半期連続でプラス</p> <p>※東証株価指数(TOPIX)第1部(終値)
月間最高値 874.34(8日)
〳 最安値 841.37(29日)</p> <p>※東京外為市場(円相場、銀行間直物、対1ドル)
月間最高値 77円58銭-77円60銭(29日)
〳 最安値 81円33銭-81円34銭(8日)</p> |
|---|---|

(生産・出荷・在庫・稼働率)

45年度 50 55 60 2 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 21 10-12 4-6 7-9 10-12 1-3 4-6 22. 23 22. 5 6 7 8 9 10 11 12 23. 発表機関	鉱工業生産指数		特殊分類生産指数		生産者出荷指数		生産者製品在庫指数		生産者製品在庫率		製造工業生産能力指数		製造工業稼働率						
	原指数	季節調整済		資本財	建設財	耐久消費財	非耐久消費財	生産財	(季前) (調整済)	前期比 (前年比)	(季前) (調整済)	前期比 (前年比)	(原指数)	(季調整)	(季調整)				
		指数	前期比													指数	前期比	指数	前期比
		前年比	前期比													前年比	前期比	前年比	前期比
平成 17 年 = 100 (注) %																			
67.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
70.7	2.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
100.4	2.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
90.4	4.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
93.2	3.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
95.2	3.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
98.4	2.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
99.5	3.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
92.7	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
92.7	△6.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
95.4	2.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
99.1	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
100.7	3.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
105.3	4.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
108.1	2.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
86.1	△12.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
93.8	△8.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
91.7	△4.3	88.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
91.4	28.0	94.6	7.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
92.4	21.3	95.3	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
96.8	14.0	94.3	△1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
97.1	5.9	94.2	△0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
89.1	△2.5	92.3	△2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
86.1	△6.8	88.6	△4.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
87.6	20.7	95.7	△0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
98.2	16.6	94.3	△1.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
98.4	14.6	94.6	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
90.1	15.5	94.5	△0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
101.8	12.1	93.7	△0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
95.2	5.0	92.4	△1.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
98.1	7.0	93.9	1.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
96.8	5.9	96.2	2.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
86.8	4.6	96.2	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
91.8	2.9	92.7	1.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
88.7	△13.1	82.7	△15.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
78.9	△13.6	84.0	1.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
82.8	△3.5	89.2	6.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
96.5	△1.7	92.6	3.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
87.6	△1.7	92.6	3.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
86.4	△1.7	92.6	3.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
86.4	△1.7	92.6	3.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
86.4	△1.7	92.6	3.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				

(注) 平成20年4月、基準年次改訂。平成15年度以前の指数は、平成17年基準指数に換算されたものである。

産 業 省

〔賃金・労働〕

年度	賃金指数				常用雇用指数				所定外労働時間指数				労働力人口 万人	業者数 万人	雇者数 万人	完全失業者数 万人	完全失業率 (季調)	有効求人倍率 (季調)	新規有効求人倍率
	全産業		製造業		全産業		製造業		全産業		製造業								
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比							
	名目実質	名目実質	名目実質	名目実質	名目実質	名目実質	名目実質	名目実質	名目実質	名目実質	名目実質	名目実質							
45年度	19.8	12.4	17.2	18.1	79.4	132.0	3.6	103.9	△7.9	5.170	5.109	3.340	61	1.2	1.35	1.52			
50	46.5	66.9	39.1	9.9	80.4	121.6	△5.0	55.9	△8.5	5.524	5.240	3.699	104	1.9	1.9	0.98			
55	66.9	6.0	57.3	7.1	84.7	117.3	1.2	92.2	2.6	5.671	5.552	3.997	118	2.1	0.73	1.02			
60	80.2	3.1	69.4	3.1	88.7	121.9	1.4	102.1	△0.7	5.817	5.817	4.328	158	2.6	0.67	0.95			
2	97.1	1.1	84.9	—	93.3	129.5	—	111.4	—	6.414	6.280	4.882	134	2.1	1.43	2.11			
5	103.3	0.6	89.3	0.7	100.0	130.3	△0.8	67.9	△11.3	6.629	6.454	5.213	175	2.6	0.71	1.13			
6	104.9	0.9	91.3	2.2	100.9	128.0	△1.7	74.2	9.3	6.650	6.455	5.243	194	2.9	0.64	1.07			
7	105.9	0.9	93.5	2.5	101.5	126.1	△1.5	78.9	6.4	6.672	6.456	5.279	216	3.2	0.64	1.09			
8	107.5	1.6	96.1	2.8	102.3	124.2	△1.4	86.9	10.2	6.737	6.512	5.347	225	3.3	0.72	1.22			
9	108.5	0.9	97.7	1.7	103.1	122.6	△1.3	88.2	1.5	6.794	6.557	5.392	236	3.5	0.69	1.13			
10	106.7	△1.7	96.6	△1.1	102.8	119.3	△2.7	75.4	△14.5	6.789	6.495	5.353	294	4.3	0.50	0.89			
11	105.5	△1.2	96.0	△0.7	102.4	115.6	△3.1	80.7	6.9	6.775	6.455	5.325	320	4.7	0.49	0.90			
12	105.5	0.1	97.4	1.4	102.0	112.9	△2.4	89.1	10.5	6.772	6.453	5.372	319	4.7	0.62	1.08			
13	103.3	△2.0	96.6	△0.8	101.5	108.7	△3.7	79.1	△11.2	6.737	6.389	5.354	348	5.2	0.56	0.96			
14	100.6	△2.7	96.1	△0.6	100.4	103.5	△4.8	88.1	11.5	6.677	6.318	5.329	360	5.4	0.56	0.96			
15	99.7	△0.9	97.6	1.6	99.7	101.1	△2.3	95.8	8.6	6.662	6.320	5.340	342	5.1	0.69	1.12			
16	99.4	△0.3	99.2	1.6	99.9	100.2	△0.9	100.1	4.5	6.639	6.332	5.355	308	4.6	0.86	1.35			
17	100.0	0.7	100.1	0.9	100.0	100.0	△0.2	101.1	1.0	6.654	6.365	5.420	289	4.3	0.98	1.49			
18	100.1	0.1	101.2	1.0	100.9	100.5	0.5	104.8	3.7	6.660	6.389	5.486	271	4.1	1.06	1.56			
19	99.4	△0.7	101.1	0.1	102.7	101.5	1.0	104.9	0.1	6.668	6.414	5.523	255	3.8	1.02	1.47			
20	98.3	△1.1	100.1	△1.1	103.9	101.8	0.3	85.3	△18.7	6.648	6.373	5.520	275	4.1	0.77	1.08			
21	95.1	△3.3	94.6	△5.5	103.9	99.4	△2.4	72.6	△14.9	6.314	5.989	5.225	325	5.1	0.45	0.79			
22	95.7	0.6	97.7	3.3	104.4	98.9	△0.5	88.2	21.5	6.294	5.982	5.238	312	5.0	0.56	0.93			
21	100.2	△4.1	111.2	△6.7	104.0	99.1	△2.7	81.1	△7.3	6.290	5.977	5.233	327	5.2	0.44	0.79			
22	81.7	0.0	80.7	2.9	103.4	98.6	△1.7	83.4	47.3	6.248	5.932	5.208	316	5.0	0.47	0.83			
1-3	98.9	1.3	95.6	4.1	104.2	99.2	△1.1	84.5	48.2	6.332	5.998	5.216	322	5.1	0.50	0.87			
4-6	91.6	0.9	98.5	3.9	104.6	99.0	△0.4	88.9	29.2	6.326	6.006	5.244	316	5.0	0.54	0.90			
7-9	110.4	0.2	114.8	3.2	104.7	99.0	△0.1	92.0	13.4	6.282	5.982	5.255	315	5.0	0.57	0.97			
10-12	81.8	0.1	81.9	1.5	104.1	98.5	△0.1	87.4	4.8	6.235	5.940	5.236	295	4.7	0.62	1.00			
1-3	98.5	△0.4	97.1	1.6	104.9	99.0	△0.2	80.1	△5.2	6.303	6.005	5.260	288	4.6	0.62	0.98			
4-6	81.0	0.1	80.3	3.9	104.3	99.2	△0.9	81.1	46.7	6.341	6.010	5.221	321	5.1	0.50	0.85			
5	132.4	1.8	124.3	4.5	104.3	99.1	△0.8	85.5	44.7	6.328	5.999	5.213	325	5.2	0.52	0.88			
6	111.0	0.4	130.4	4.6	104.7	99.1	△0.3	89.3	36.5	6.307	5.993	5.217	318	5.1	0.55	0.88			
7	83.0	0.4	83.6	3.7	104.5	99.0	△0.3	87.4	29.9	6.318	5.996	5.232	315	5.0	0.54	0.90			
8	80.8	0.9	81.6	3.2	104.6	99.0	△0.2	89.9	22.1	6.354	6.030	5.284	314	5.0	0.55	0.92			
9	81.0	0.5	81.4	2.4	104.7	99.0	△0.2	89.9	15.3	6.327	6.010	5.273	320	5.1	0.56	0.95			
10	84.1	0.2	86.4	3.3	104.7	99.0	△0.1	93.1	13.8	6.278	5.977	5.248	318	5.1	0.57	0.97			
11	166.2	0.1	176.5	3.5	104.7	99.0	0.0	93.1	11.4	6.242	5.959	5.243	308	4.9	0.58	0.99			
12	82.4	0.4	82.2	2.2	104.4	98.6	△0.2	82.4	7.4	6.236	5.941	5.244	307	4.9	0.61	1.02			
1	79.9	0.3	80.5	1.0	104.2	98.4	△0.2	92.5	8.2	6.238	5.950	5.258	289	4.6	0.62	0.99			
2	83.1	△0.1	83.0	1.3	103.8	98.4	△0.1	87.4	△0.8	6.252	5.928	5.206	292	4.6	0.63	0.98			
3	82.1	△1.4	82.1	△0.1	104.8	99.2	△0.1	79.9	△7.9	6.302	5.994	5.236	290	4.7	0.61	0.95			
4	81.8	1.0	80.0	△0.4	104.9	98.9	△0.3	75.5	△6.9	6.312	6.019	5.276	283	4.5	0.61	0.98			
5	131.5	△0.7	129.2	3.9	105.1	98.8	△0.3	84.9	△0.7	6.295	6.002	5.269	289	4.6	0.63	1.00			
発表機関	厚生労働省												厚生労働省						

(注) 平成19年3月基準年改訂。平成元年以前は事業所規模30人以上。
労働力調査：平成20年度以前は「全国」の結果、平成21年度以降（細掛け部分）は「全国（岩手県、宮城県及び福島県を除く）」の結果である。

(通関)

45年度	輸 出				買 入				輸 入			
	輸 出		買 入		輸 入		輸 入		輸 入		輸 入	
	総額	前年比	総額	前年比	総額	前年比	総額	前年比	総額	前年比	総額	前年比
45年度	72,901	20.6	69,671	20.9	69,671	20.9	69,671	20.9	69,671	20.9	69,671	20.9
50	170,262	△0.3	173,963	△4.2	173,963	△4.2	173,963	△4.2	173,963	△4.2	173,963	△4.2
55	300,588	22.8	314,771	14.0	314,771	14.0	314,771	14.0	314,771	14.0	314,771	14.0
60	407,312	△1.1	290,797	△11.0	290,797	△11.0	290,797	△11.0	290,797	△11.0	290,797	△11.0
2	418,750	7.7	341,711	12.4	341,711	12.4	341,711	12.4	341,711	12.4	341,711	12.4
5	396,132	△8.0	264,489	△9.5	264,489	△9.5	264,489	△9.5	264,489	△9.5	264,489	△9.5
6	407,303	2.9	289,888	9.6	289,888	9.6	289,888	9.6	289,888	9.6	289,888	9.6
7	420,694	3.2	329,530	13.7	329,530	13.7	329,530	13.7	329,530	13.7	329,530	13.7
8	460,406	9.4	396,717	20.4	396,717	20.4	396,717	20.4	396,717	20.4	396,717	20.4
9	514,124	11.7	399,615	0.7	399,615	0.7	399,615	0.7	399,615	0.7	399,615	0.7
10	494,493	△3.8	353,938	△11.4	353,938	△11.4	353,938	△11.4	353,938	△11.4	353,938	△11.4
11	485,476	△1.8	364,516	3.0	364,516	3.0	364,516	3.0	364,516	3.0	364,516	3.0
12	520,452	7.2	424,494	16.5	424,494	16.5	424,494	16.5	424,494	16.5	424,494	16.5
13	485,928	△6.6	415,091	△2.2	415,091	△2.2	415,091	△2.2	415,091	△2.2	415,091	△2.2
14	527,271	8.5	430,671	3.8	430,671	3.8	430,671	3.8	430,671	3.8	430,671	3.8
15	560,603	6.3	448,552	4.2	448,552	4.2	448,552	4.2	448,552	4.2	448,552	4.2
16	617,194	10.1	503,858	12.3	503,858	12.3	503,858	12.3	503,858	12.3	503,858	12.3
17	682,902	10.6	605,113	20.1	605,113	20.1	605,113	20.1	605,113	20.1	605,113	20.1
18	774,606	13.4	684,473	13.1	684,473	13.1	684,473	13.1	684,473	13.1	684,473	13.1
19	851,134	9.9	749,581	9.5	749,581	9.5	749,581	9.5	749,581	9.5	749,581	9.5
20	711,456	△16.4	719,204	△4.1	719,204	△4.1	719,204	△4.1	719,204	△4.1	719,204	△4.1
21	590,079	△17.1	538,209	△25.2	538,209	△25.2	538,209	△25.2	538,209	△25.2	538,209	△25.2
22	677,917	14.9	624,131	16.0	624,131	16.0	624,131	16.0	624,131	16.0	624,131	16.0
21. 10-12	157,082	△8.0	140,003	△20.9	140,003	△20.9	140,003	△20.9	140,003	△20.9	140,003	△20.9
22. 1-3	160,285	43.2	144,152	19.2	144,152	19.2	144,152	19.2	144,152	19.2	144,152	19.2
22. 4-6	170,656	33.2	153,567	28.1	153,567	28.1	153,567	28.1	153,567	28.1	153,567	28.1
22. 7-9	170,313	17.8	154,086	14.9	154,086	14.9	154,086	14.9	154,086	14.9	154,086	14.9
22. 10-12	172,743	10.0	155,845	11.3	155,845	11.3	155,845	11.3	155,845	11.3	155,845	11.3
23. 1-3	164,205	2.4	160,633	11.4	160,633	11.4	160,633	11.4	160,633	11.4	160,633	11.4
23. 4-6	156,922	△8.0	169,485	10.4	169,485	10.4	169,485	10.4	169,485	10.4	169,485	10.4
22. 5	53,086	32.1	6,158	30.218P	6,158	30.218P	6,158	30.218P	6,158	30.218P	6,158	30.218P
22. 6	58,672	27.7	51,967	26.5	51,967	26.5	51,967	26.5	51,967	26.5	51,967	26.5
22. 7	59,819	23.5	51,973	16.1	51,973	16.1	51,973	16.1	51,973	16.1	51,973	16.1
22. 8	52,098	15.5	51,460	18.4	51,460	18.4	51,460	18.4	51,460	18.4	51,460	18.4
22. 9	58,396	14.3	50,653	10.3	50,653	10.3	50,653	10.3	50,653	10.3	50,653	10.3
22. 10	57,225	7.8	52,822	14.3	52,822	14.3	52,822	14.3	52,822	14.3	52,822	14.3
22. 11	54,398	9.1	53,924	10.7	53,924	10.7	53,924	10.7	53,924	10.7	53,924	10.7
22. 12	61,120	12.9	53,924	10.7	53,924	10.7	53,924	10.7	53,924	10.7	53,924	10.7
23. 1	49,703	1.4	54,387	12.2	54,387	12.2	54,387	12.2	54,387	12.2	54,387	12.2
23. 2	55,800	9.0	49,387	10.0	49,387	10.0	49,387	10.0	49,387	10.0	49,387	10.0
23. 3	58,612	△2.3	56,749	12.0	56,749	12.0	56,749	12.0	56,749	12.0	56,749	12.0
23. 4	51,566	△12.4	56,215	8.9	56,215	8.9	56,215	8.9	56,215	8.9	56,215	8.9
23. 5	47,600	△10.3	56,158	12.3	56,158	12.3	56,158	12.3	56,158	12.3	56,158	12.3
23. 6	57,756	△1.6	57,069	9.8	57,069	9.8	57,069	9.8	57,069	9.8	57,069	9.8

輸 入 貨 物 類 別 別 額 (注)

輸 入 貨 物 類 別 別 額 (注)

(注) 昭和51年1月より「金銭」及び「非貨幣用品」を含む。「EU」は昭和56年度以降10カ国、昭和61年度以降15カ国、平成7年度以降25カ国、平成16年度以降35カ国、平成19年度以降加盟国27カ国をさす。

[国内総支出・国民所得・貯蓄率]

	国内総支出											貯蓄率							
	国内総支出						国内総支出					国民所得		貯蓄率					
	最終消費支出						国内総支出					国民所得		貯蓄率					
	支出						国内総支出					国民所得		貯蓄率					
	構成比						国内総支出					国民所得		貯蓄率					
45年度	10億円	%	前期実質	前期名目	構成比	目録構成比	10億円	%	前期実質	前期名目	構成比	目録構成比	10億円	%	前期実質	前期名目	構成比	目録構成比	
50	58159.1	—	—	—	14.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
55	68284.6	—	1.4	△2.4	20.7	34936.6	—	—	—	9.3	—	—	203878.7	—	—	—	—	17.5	
60	77281.8	—	3.2	2.8	19.9	45961.2	—	—	—	6.8	—	—	260559.9	—	—	—	—	15.9	
65	82932.5	—	7.3	2.9	19.9	52298.8	—	—	—	6.4	—	—	302710.1	—	—	—	—	13.8	
元	89492.2	—	7.9	4.2	19.8	58824.2	—	—	—	6.5	—	—	320802.0	—	—	—	—	13.9	
2	95448.2	—	6.7	4.3	20.2	60156.3	—	—	—	6.5	—	—	346892.9	—	—	—	—	12.6	
3	104888.1	—	9.9	7.7	21.7	63797.8	—	—	—	6.7	—	—	384421.2	—	—	—	—	15.1	
4	110059.6	—	4.9	5.4	22.8	67482.0	—	—	—	6.7	—	—	366907.2	—	—	—	—	14.9	
5	112648.2	—	2.4	2.0	23.0	69945.2	—	—	—	8.3	—	—	328664.2	—	—	—	—	13.5	
6	118175.5	—	4.9	5.2	23.7	72767.5	—	—	—	8.1	—	—	326876.0	—	—	—	—	13.8	
7	118974.0	—	0.7	0.0	23.4	75712.7	—	—	—	8.5	—	—	370010.9	—	—	—	—	11.5	
8	118302.5	—	0.6	0.1	23.0	77821.9	—	—	—	8.1	—	—	368996.7	—	—	—	—	11.5	
9	119168.8	—	0.7	2.1	23.7	79374.6	—	—	—	8.1	—	—	380160.9	—	—	—	—	10.3	
10	120322.2	—	0.0	2.7	24.1	80860.1	—	—	—	7.6	—	—	382294.5	—	—	—	—	11.4	
11	120314.3	—	0.0	0.7	23.9	82698.3	—	—	—	7.5	—	—	366975.7	—	—	—	—	10.7	
12	119873.2	—	0.4	0.6	24.0	85739.0	—	—	—	7.5	—	—	364340.9	—	—	—	—	10.0	
13	117759.5	—	1.8	0.1	24.0	87660.8	—	—	—	6.9	—	—	371803.9	—	—	—	—	7.9	
14	115811.2	—	0.1	0.2	24.0	89785.3	—	—	—	6.5	—	—	361333.5	—	—	—	—	5.2	
15	114062.1	—	0.5	0.1	23.5	88613.3	—	—	—	6.1	—	—	355761.0	—	—	—	—	4.6	
16	113823.5	—	0.2	0.6	22.6	90578.9	—	—	—	5.9	—	—	358079.2	—	—	—	—	3.9	
17	113517.5	—	0.1	0.9	22.0	92892.4	—	—	—	4.6	—	—	363897.6	—	—	—	—	3.4	
18	113203.9	—	0.3	0.1	23.0	93389.3	—	—	—	4.5	—	—	365878.3	—	—	—	—	3.7	
19	116346.4	—	2.8	5.2	24.5	94948.7	—	—	—	4.0	—	—	375225.8	—	—	—	—	3.9	
20	115842.9	—	0.4	0.0	24.3	96358.0	—	—	—	4.1	—	—	378729.0	—	—	—	—	1.7	
P22	116200.0	—	0.1	0.0	24.3	96358.0	—	—	—	4.1	—	—	351883.4	—	—	—	—	3.2	
P23	115989.1	—	0.7	0.9	25.3	97061.1	—	—	—	4.0	—	—	351883.4	—	—	—	—	5.5	
P4	116855.2	—	0.7	0.9	25.7	97405.0	—	—	—	4.2	—	—	345500.0	—	—	—	—	—	
発表機関																			

内 附 外

(注) 国内総支出：96SNA，平成23年4～6月期1次速報値（速報方式，平成12暦年基準）による。
 22年度実績見込み，23年度見通し：平成23年1月24日閣議決定。
 国民所得，貯蓄率：平成12暦年基準による。

〔企業収益〕

(%)

最近の財政金融政策 (平成23年8月17日現在)

(注) 前年比、前期比、前月比は増減(△)率である。

- 7. 27 平成23年度予算の概算要求組替え基準について
～総予算の組替えで元気な日本を復活させる～ (閣議決定)
- 9. 10 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策
～円高、デフレへの緊急対応～ (閣議決定)
- 10. 5 「無担保コールレート(オナーナイト物)を、0～0.1%程度で
推移するよう促す。」(日銀金融政策決定会合決定)
- 10. 8 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策
～新成長戦略実現に向けたステップ2～ (閣議決定)
- 10. 26 平成21年度補正予算(第1号、特第1号及び特第2号)概算 (閣議決定)
- 10. 28 一般会計補正増額 44,292億円
経済・物価情勢の展望 (2010年10月) (日銀金融政策決定会合決定)
- 11. 2 財政演説
- 11. 26 平成22年度補正予算(第1号、特第1号及び特第2号)成立
平成23年度予算編成の基本方針 (閣議決定)
- 12. 16 平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度
平成23年度補正予算(第1号、特第1号及び特第2号)概算 (閣議了解)
- 12. 22 平成23年度予算概算 (閣議決定)
- 12. 24 平成23年度予算
一般会計予算 924,116億円 対当初 0.1%増
一般歳出 540,780億円 対当初 1.2%増
公債発行額 442,980億円 公債依存度 47.9%
財政投融资計画 149,059億円 対当初 18.8%減
財政方針演説
- 23. 1. 24 平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度
～新成長戦略実現に向けたステップ3～ (閣議決定)
- 1. 25 平成23年度補正予算(第1号、特第1号及び特第2号)概算 (閣議決
定)
- 3. 29 平成23年度予算成立
- 4. 22 平成23年度補正予算(第1号、特第1号及び特第2号)概算 (閣議決
定)
- 4. 28 一般会計補正増額 40,157億円
財政演説
- 5. 2 経済・物価情勢の展望(2011年4月) (日銀金融政策決定会合決定)
- 5. 17 平成23年度補正予算(第1号、特第1号及び特第2号)成立
政策推進指針
- 7. 5 平成23年度の再生に向けて～ (閣議決定)
一般会計補正増額 19,988億円
財政演説
- 7. 15 平成23年度補正予算(第2号及び特第2号)成立
- 7. 25 東日本大震災からの復興の基本方針 (東日本大震災復興対策本部決
定)
- 7. 29 東日本大震災からの復興の基本方針 (東日本大震災復興対策本部決
定)

発表機関	財務省	日本銀行				短観(注)		大企業製造業	
		日	全企業	製造業	全産業	大企業製造業	大企業製造業		
60年度									
2									
7									
12									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
19. 10～12	2.3	△4.5	△7.7	3.9	5.8	△6.8	△8.8	3.82	5.77
20. 1～3	△1.5	△17.5	△4.9						
4～6	△0.7	△5.2	△6.5	4.1	4.4	△15.8	△18.3	3.46	5.58
7～9	△0.2	△22.4	△13.0						
10～12	△11.6	△64.1	△17.3	△12.5	△21.6	△70.1	欠損	1.30	△0.84
21. 1～3	△20.4	△69.0	△25.3						
4～6	△17.0	△53.0	△21.7	△20.6	△26.4	△49.9	△82.4	2.21	1.32
7～9	△15.7	△32.4	△24.8						
10～12	△3.1	102.2	△17.3	△3.8	4.0	2.2倍	利益	3.20	4.42
22. 1～3	10.6	163.8	△11.5						
4～6	20.3	83.4	△1.7	7.5	13.8	79.3	4.3倍	3.69	5.03
7～9	6.5	54.1	5.0						
10～12	4.1	27.3	3.8	*1.7	*1.0	*12.6	*△0.9	*3.54	*4.33
23. 1～3	0.3	11.4	3.0						
4～6	*△0.2	*△0.8	*△15.1	*△0.2	*△0.8	*△15.1	*△18.1	*3.14	*4.15
7～9	*3.1	*6.4	*10.0	*21.4	*21.4			*3.77	*4.94
10～12									
24. 1～3									
4～6									
7～9									
10～12									

(注) 日銀短観：*印は平成23年6月調査による計画である。
 法人企業統計：金融業、保険業は含まれていない。
 平成20年4～6月期以降は「金融機関を子会社とする純粋持株会社」を含む計数である。
 平成21年度年次別調査から、日本郵政㈱、郵政事業㈱、郵便局㈱を含んだ計数となっ
 ている。
 設備投資は平成14年度以降はソフトウェア投資額を含んだものである。